

平成18年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成18年3月13日
開会 10時00分 閉会 16時28分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出 席 者

① 委員(28名)

- | | | | | |
|---------|---------|---------|----------|---------|
| 1 前川雅志 | 2 芳滝 仁 | 4 牧野茂敏 | 5 草野奉常 | 6 岡田和志 |
| 7 中村弘子 | 8 大坂雄一 | 9 中橋友子 | 10 豊島善江 | 11 中野敏勝 |
| 12 伊東昭雄 | 13 助川順一 | 14 杉山晴夫 | 15 齊藤順教 | 16 堀川貴庸 |
| 17 乾 邦広 | 18 小田良一 | 19 増田武夫 | 20 野原恵子 | 21 永井繁樹 |
| 22 千葉幹雄 | 23 坂本 偉 | 24 古川 稔 | 25 佐々木芳男 | 26 南山弘美 |
| 27 杉坂達男 | 28 大野和政 | 29 瀬瀬太郎 | | |

② 委員長 前川敏春

③ 議長 本保証喜

④ 説明員

町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 総務部長 菅 好弘 経済部長 中村忠行
民生部長 新屋敷清志 企画室長 佐藤昌親 建設部長 高橋政雄
忠類総合支所長 田岡利勝 札内支所長 本保 武 教育部長 藤内和三
総務課長 川瀬俊彦 税務課長 前川満博 糠内出張所長 中川輝彦
企画室参事 飯田晴義 企画室参事 羽磨知成 保健福祉センター所長 久保雅昭
町民課長 田村修一 農林課長 増子一馬 商工観光課長 熊谷直則
経済部参事 古川耕一 土地改良課長 角田和彦 土木課長 佐藤和良
都市計画課長 田中光夫 施設課長 小野典昭 車両センター所長 森 範康
会計課長 鎌田光洋 忠類総合支所地域振興課長 水谷幸雄
忠類総合支所地域振興課参事 川島博美 忠類総合支所保健福祉課長 米川伸宣
忠類総合支所住民課長 姉崎二三男 忠類総合支所経済課長 野坂正美
忠類総合支所建設課長 吉田隆一 幕別農業委員会事務局長 飛田 栄
忠類農業委員会事務局長 稲田和博 監査委員事務局長 森 広幸
学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁 給食センター所長 仲上雄治
教育課長 中川正則
ほか、関係課長及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

- 4 審査事件 平成18年度幕別町一般会計ほか9会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 前 川 敏 春

議事の経過

(平成 18 年 3 月 13 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（前川敏春） ただいまより、予算審査特別委員会を開会いたします。

審査に入る前に、委員長といたしまして一言お願いを申し上げたいと思います。

このたび、私が予算審査特別委員会の委員長の重任を果たすことになりました。

つきましては、審査の重要性をご理解いただきまして、与えられました職責を全ういたしたいと思っておりますので、委員会運営につきまして皆さまの特段のご協力をよろしくをお願いいたします。

次に、審査の進め方についてご確認をさせていただきます。

まず、一般会計の歳出 1 款議会費より 13 款予備費まで、1 款ごとに区切り審査いたしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査に入りまして、それらが終わりましたから、歳入・歳出の総括的な質問をお受けしたいと思います。

なお、質疑に当たっては、必ずページ数と目・節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者が発言を終わったのち、「関連」と言って挙手をお願いいたします。

次に、特別会計及び事業会計につきましては、各会計ごとに審査してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第 6 号、平成 18 年度幕別町一般会計予算から、議案第 15 号、平成 18 年度幕別町水道事業会計予算までの、10 議件を一括議題といたします。

最初に、議案第 6 号、平成 18 年度幕別町一般会計予算の審査に入らせていただきます。

それでは、予算積算基礎並びに歳出 1 款、議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） それでは、はじめに、お手元に配布をいたしております予算積算基礎に基づきまして、平成 18 年度の予算概要についてご説明をさせていただきます。

予算積算基礎の 1 ページをご覧を頂きたいと思っております。

平成 18 年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか 8 特別会計と 1 事業会計の、合わせまして 10 会計からなるものであります。

合計欄にありますように、平成 18 年度当初予算額は 265 億 6,495 万 4,000 円となりまして、平成 17 年度幕別町・忠類村の当初予算額合計額と比較いたしますと 3.2%の増となっております。

この後、以下、前年度当初予算額につきましては、幕別町及び忠類村の当初予算合計額で申し上げますので、ご理解を頂きたいと思っております。

それでは、各会計別に前年度と比較いたしました増減内訳等につきまして、ご説明いたします。

はじめに、一般会計であります、156 億 9,780 万 7,000 円で、前年度当初予算と比較いたしまして 3.3%の増であります。

詳細につきましては、後ほど、2 ページ、3 ページの款別予算額の中で申し上げたいと思っておりますけれども、主な要因といたしましては、合併特例債を用いてのまちづくり基金 4 億円の造成、及び幕別ダム事業などの土地改良事業に係る国営事業償還金の繰上償還が 7 億 7,472 万 1,000 円、忠類地区の臨時地方道に係る公債費の繰上償還、6,850 万円が含まれておりますことから、これら特殊要素を除きますと、対前年度 4 億 1,117 万 3,000 円の減、率にいたしまして 1.6%の減ということになります。

これは、実質6年連続の減額予算編成となったところであります。

次に、国民健康保険会計は、27億5,165万9,000円で、前年度比7.7%の増となっております。

保険給付費の増が主な要因となっております。

次に、老人保健特別会計は、30億4,775万1,000円で、前年度比5%の増となっております。

医療給付費の増が主な要因となっております。

次に、介護保険特別会計は、13億7,998万円で、5.5%の増となっております。

法改正によります介護予防事業に係る経費など、地域支援事業費の増によるものであります。

次に、簡易水道特別会計は、6億297万1,000円で、102.6%の増であります。

幕別簡水の施設整備工事に係る増が主なものであります。

次に、公共下水道特別会計は、15億6,815万4,000円で、5.1%の減であります。

主な要因は、北栄地区区画整理事業関連工事、道道幕別大樹線立体交差関連工事など、建設事業費の減などによるものであります。

次に、公共用地取得特別会計は、3,774万5,000円で、前年度よりも1,662万6,000円の増となっておりますけれども、起債償還元金分の償還額の増によるものであります。

次に、個別排水処理特別会計は、1億7,433万1,000円で、8.8%の増であります。

要因は、維持管理費、公債費の増によるものであります。

また、後ほど申し上げますけれども、農業集落排水で、忠類地区で個別排水にかかわる部分がありましたので、これが含まっております。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営に係る会計であります。1億713万6,000円で、16.9%の減となっております。

今も申し上げましたけれども、主な要因といたしましては、忠類地区の個別排水処理事業部分が個別排水処理特別会計の方に計上したことによるものであります。

次に、水道事業会計は、11億9,741万円で、前年度比較では20.5%の減であります。

第3次拡張事業に係る事業費の減によるものであります。

下の表の再掲にありますように、このうち3条予算である収益的支出につきましては、1.9%の減となっておりますが、減価償却費の減が主なものであります。

また、4条予算に係る資本的支出につきましては、32.5%の減となっております。

第3次拡張事業に係る事業費の減が主なものであります。

続きまして、2ページ、3ページの平成18年度一般会計歳入歳出款別予算額につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、2ページの歳入について、主なものを申し上げます。

1款の町税につきましては、前年度比1.6%の減で計上いたしております。

税目ごとの予算額につきましては、3ページの下表に載っておりますので、ご覧を頂きたいと思っておりますけれども、まず、1項の町民税につきましては、前年度に比較いたしまして1.6%の増で計上いたしております。

定率減税等の見直しによりまして増になったものであります。

2項の固定資産税につきましては、住宅の新築による増が見込めるものの、3年の一度の評価替えが行われたことから、5.3%の減で見込んでおります。

3項の軽自動車税につきましては、保有台数の増から5.1%の増で見込んでおります。

4項の町たばこ税は、喫煙率の低下はみられるものの、税率改正等によりまして増分がありますので、0.5%の増で見込んでおります。

5項の入湯税は、過去の利用客の実績見込み等から判断いたしまして1.9%の増。

以上、合計いたしまして1.6%の減で計上したところであります。

それでは、2ページにお戻りを頂きたいと思っておりますが、2款の地方譲与税につきましては、三位一体の改革による税源移譲分であります。

所得譲与税が1億円ほど増になる見込みによりまして25.2%の増を見込んでおります。

3款利子割交付金から10款の地方特例交付金までは、過去の交付実績や今後の社会経済情勢等を勘案の上見込んでおりますが、5項の株式等譲渡所得割交付金の減を除きまして、ほぼ前年同額で見込んでおります。

11款の地方交付税でありますけれども、前年度比4.4%の増で計上しております。

これは三位一体の改革によりまして、国において普通交付税の総額について前年度並みを確保したとされるものの、出口ベースでは5.9%の減となっておりますことから、前年度比6%の減で見込み、これに合併加算分1億円、平成17年度に実施されました国勢調査での人口増分5,000万円を加えまして、3.4%の減で計上しております。

特別交付税につきましては、合併包括算入分が2億円、それから当初で2億円の合計4億円を見込み、計上したものであります。

13款の分担金及び負担金は、24.8%の減であります。

主に、地域イントラネット基盤整備事業負担金、電算統合システム構築事業負担金等の減によるものであります。

14款の使用料及び手数料でありますけれども、2.6%の増であります。

主な要因は、介護予防サービス計画等作成手数料の増によるものであります。

15款の国庫支出金でありますけれども、27.7%の減となっておりますけれども、地域イントラネット整備基盤整備事業に係る補助金の皆減、札内駅南北線交通安全施設等整備事業補助金の皆減などによるものであります。

16款の道支出金は、25.4%の減となっております。

主に、農業生産総合対策事業に係る農業費補助金の減などによるものであります。

17款の財産収入は、43.8%の減でありますけれども、これは主に、町有地売却代の減によるものであります。

続きまして、19款の繰入金は、9.1%の減でありまして、これは減債基金の繰入金の減によるものであります。

21款の諸収入でありますけれども、23.7%の増であります。

畜産基盤再編総合整備事業及び札内南大通、札内9号南通街路事業に係る受託事業収入が増となったことによるものであります。

22款の町債は、31.2%の増となっておりますが、合併特例債を活用してのまちづくり基金の造成、国営土地改良事業の繰上償還に伴います借換債の発行など、北栄近隣センター建設事業、道の駅整備事業に係る起債の増が主なものとなっております。

次に、歳出でありますけれども、3ページの方をご覧いただきたいと思いますが、歳出の合計欄を見ていただきますと、前年度当初比較で3.3%の増となっております。

主なものにつきましては申し上げますけれども、1款の議会費につきましては、前年度比9.8%の減であります。

議員報酬、手当、費用弁償の減によるものであります。

2款の総務費につきましては、2億6,313万1,000円の減、率では18.1%の減となっておりますが、これは主に合併関連で電算システム導入に係る経費の減などによるものであります。

3款の民生費につきましては、3.7%の増であります。

児童手当の増のほか障害者自立支援法によります東十勝障害区分認定審査会の設置による経費や、障害児支援費の増などによるものであります。

4款の衛生費につきましては、7.3%の減でありますけれども、主に水道事業の3次拡張事業に伴います出資金の減によるものであります。

5款の労働費につきましては、3.5%の増でありますけれども、前年とほぼ同様の事業内容となっております。

6 款の農林業費につきましては、46.1%の増であります。国営土地改良事業償還金の繰上償還、糠内農道整備事業及び美川畑総事業の着手に係る増などが主なものであります。

7 款の商工費につきましては、35.7%の増であります。忠類地区での道の駅整備事業の実施によるものであります。

8 款の土木費につきましては、2.8%の増となっております。札内 9 号南通に係る受託事業、北栄大通、札内西大通街路事業のほか、札内西緑化重点地区総合整備事業の増などによるものであります。

9 款の消防費につきましては、1.4%の増であります。高規格救急車の導入事業の増などによるものであります。

10 款の教育費につきましては、2.1%の減であります。これは十勝圏複合事務組合負担金、研修センターの公債費分であります。これがなくなりましたことから減となったものであります。

11 款の公債費につきましては、通常の償還金は減少しておりますけれども、忠類地区の臨時地方道の繰上償還金がありまして、これが 0.6%増の主なものとなっております。

12 款の職員費につきましては、5.3%の減であります。職員の退職不補充によります職員数の減、新給与制度への移行などによる減となっております。

次に、4 ページをご覧くださいと思っております。4 ページには、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

まず、1 の人件費につきましては、6.2%の減であります。先ほど申し上げました歳出同様、職員の退職不補充等によるものであります。

2 の扶助費につきましては、2.7%の減となっております。福祉医療費の減が主なものであります。

3 の公債費につきましては、0.6%の増。

5 の維持補修費につきましては、7.9%の減。

6 の補助費につきましては、8.6%の減。

これは合併協議会負担金の皆減などが主な要因となっております。

7 の投資及び出資金につきましては、56.4%の減であります。

これは主に、水道事業会計への出資金の減によるものであります。

9 の積立金につきましては、約 4 億円の増となっております。合併特例債を用いてのまちづくり基金の造成によるものであります。

10 の繰出金につきましては、10.9%の増であります。主に公共下水道特別会計及び簡易水道特別会計への繰出金の増によるものであります。

12 の投資的経費につきましては、11.4%の増であります。このうち補助事業につきましては、2.9%の増であります。

国営土地改良事業償還金、札内 9 号南通受託事業、札内西緑化重点地区総合整備事業などの増によるものが主な要因であります。

また、単独事業につきましては、19.5%の増であります。北栄近隣センター建設事業、千住墓地造成事業、畜産担い手総合整備事業、道の駅建設事業などの増が主な要因であります。

次に、積算基礎の 5 ページ以降についてでありますけれども、歳入の説明などのほか歳出につきましては、具体的な積算基準等を示しておりますのでご参照いただければと思います。

次に、20 ページからは、主な投資的経費について一覧にいたしておりますので、区分といたしましては、幕別・忠類に分類をさせていただきます。

これをご参照いただければと思います。

なお、説明につきましては省略させていただきますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

引き続きまして、別冊の一般会計予算の 1 ページの方をご覧くださいと思っております。

一般会計予算の 1 ページになりますけれども、平成 18 年度におきます幕別町の一般会計予算に係る

各種の定めが掲載されております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億9,780万7,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

次の2ページから8ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条は、債務負担行為について定めるものでありますが、詳細につきましては後ほど説明をさせていただきます。

第3条は、地方債について定めるものでありますが、これも詳細については後ほど説明させていただきます。

次の第4条では、一時借入金の借入れの最高額を10億円と定めるものであります。

それでは、次に9ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為であります。

畜産担い手育成総合整備事業につきましては、忠類地区の酪農経営の確立を目的に、飼料生産基盤の整備など、今年度から平成21年度まで4年間を期間といたしまして、1億9,901万2,000円を限度額といたしまして、債務負担を設定させていただくものであります。

次に、幕別町土地開発公社借入資金の債務保証につきましては、幕別町土地開発公社が事業資金といたしまして、今年度から平成20年度まで3年間に借入れいたします資金のうち30億円を限度に、その発生する利息及び延滞金につきまして債務保証をするものであります。

次に、教育用コンピュータ購入につきましては、今年度忠類小学校に導入を予定しております教育用コンピュータを、北海道市町村備荒資金組合を通じて導入するもので、4年間を期間といたしまして、元金650万円とその利息の合計額を限度に債務負担を設定するものであります。

第3表、地方債であります。

前年度は、一番上の近隣センター建設事業から、11ページ一番下のまちづくり基金造成まで、合計51事業、27億5,390万円を限度額といたしまして地方債を起すものであります。

なお、起債の方法、利息、償還の方法はこの表に記載しているとおりであります。

続きまして、歳出予算の1款議会費の説明に入らせていただきます。

43ページをお開きいただきたいと思います。

ここで、お断りを申し上げますけども、以後、各款・項・目におきます前年度予算額につきましては、平成17年度幕別町当初予算額を記載しておりますので、この辺をご理解を頂きたいと思っております。

なお、歳出におきましては、1款議会費から各款にわたりまして、原則といたしまして一般消耗品及び旅費につきましては5%の減額、その他人件費や物品費の節減など経常経費の抑制に努めておりますことを申し上げ、ご理解を頂きたいと思っております。

それでは、議会費の説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額1億2,013万4,000円。

本目は、1節議員報酬ほか10節の交際費など議会運営に係る各種経費となっております。

以上で、1款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、予算積算基礎及び1款議会費併せて質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 質疑がないようでございますので、予算積算基礎及び1款議会費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） それでは、2款総務費につきまして、ご説明をさせていただきます。

45 ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、5,109万3,000円であります。

4節の共済費、7節賃金は事務補助及び宿日直業務に係る経費。11節需用費は法令等追録、事務用消耗品のほか庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

次ページになりますが、12節役務費は、郵便料、電話料などであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料、広報発送委託料及び訴訟代理に係る委託料などあります。

14節使用料及び賃借料は、複写機借上料、給与人事管理システム借上料などが主なものとなっております。

47 ページをお開きいただきたいと思います。

2目広報広聴費、1,375万9,000円。

11節需用費の、毎月発行いたします広報に係る印刷製本費が主なものであります。

13節委託料、記録映像撮影制作委託料につきましては、今年開町110年の節目を迎えますから、昨年を引き続き映像で記録するものであります。

次に、3目財政管理費、74万7,000円。

11節需用費の予算書の印刷製本費が主なものとなっております。

4目会計管理費、172万7,000円。

本目は、出納室に係る経費で、7節の臨時職員の賃金及び、次ページになりますけれども、11節需要費の決算書の印刷製本費が主なものであります。

48 ページ、5目一般財産管理費、6,064万4,000円。

本目は、役場庁舎及び幕別中央会館、札内中央会館等の管理費であります。

11節需用費は、これら施設の光熱水費などが主なものでございます。

13節委託料は、役場庁舎の管理委託料。

次の49ページ、28節繰出金につきましては、公共用地特別取得会計への繰出金であります。

次のページになりますが、6目近隣センター管理費、7,258万1,000円。

本目は、40カ所の近隣センターと5カ所のコミセン管理運営に係る費用であります。

50ページの19節負担金補助及び交付金であります。近隣センター運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

7目庁用車両管理費、1,612万1,000円。

本目は、福祉バス2台、集中管理車20台、車両センター管理車4台など合計28台の車両維持管理費の費用であります。

51ページになります。

8目町営バス運行費、640万6,000円。

本目は、幕別駒島間の町営バス運行に係る費用で、13節委託料の町営バス運行委託料が主なものでございます。

52ページ。

9目町有林管理費、2,540万5,000円。

本目は、町有林の管理費用であります。

15節工事請負費、町有林整備事業は、本年度幕別地区で除間伐を29.52ヘクタール、下草刈を25.84ヘクタール、忠類地区で除間伐を22.48ヘクタール、下草刈を33.88ヘクタール。これを実施する予定でございます。

10目町有林造成費、2,405万7,000円あります。

本目は、町有林の造成に係る費用で、15節の町有林皆伐工事は、幕別地区で皆伐7.12ヘクタール、町有林造成事業は、地拵え13.84ヘクタール及び植栽を14.55ヘクタール、忠類地区では、地拵え及び

植栽を 4.77 ヘクタールを実施する予定でございます。

11 目企画費、603 万 5,000 円。

本目は、主にコミュニティ事業及び、53 ページになりますけれども、19 節負担金補助及び交付金、細節 5 十勝圏複合事務組合負担金ほか広域行政に係るものであります。

54 ページになります。

12 目支所出張所費、201 万 9,000 円。

本目は、札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、7 節賃金の各出張所に係る臨時職員の賃金のほか事務用経費が主なものであります。

13 目職員厚生費、838 万 5,000 円。

本目は、職員の福利厚生及び研修に係るものであります。

9 節旅費は研修に係る旅費でありますけれども、多くの職員が研修を受けられる体制とするなど、研修機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。

12 節役務費は、人間ドッグが 218 人となっております。

次のページになりますけれども、健康診断になります、健康診断といたしましては延べ 249 人分を計上いたしております。

職員の健康に配慮して運営をしていきたいと考えております。

次に、13 節委託料は、専門的研修といたしまして、講師の派遣を委託してまいるものでございます。

受講機会の拡大などについて十分配慮していきたいと考えております。

次に、14 目公平委員会費につきましては、5 万 9,000 円であります。

本目は、公平委員会開催に係る経費であります。

15 目交通防災費、7,284 万 8,000 円。

本目は、交通安全対策、防犯対策及び災害対策などに係る費用であります。

1 節報酬は、交通安全指導員 33 名分の報酬が主なものであります。

7 節の賃金は、交通安全推進指導員の設置費用であります。

11 節需用費は、細節 4 交通安全啓発関係消耗品のほか、次のページになりますけれども、細節 7 の防災対策消耗品、細節 21 の防犯灯の電気料、細節 42 の防犯灯修繕料が主なものとなっております。

13 節委託料の細節 5 環境調査分析委託料につきましては、例年同様大気汚染、河川水質、騒音、ダイオキシンなどの調査を行うものであります。

15 節工事請負費でありますけれども、防犯灯新設 15 灯、器具更新 40 灯などが主なものであります。

19 節の細節 5 につきましては、生活安全推進協議会へ補助をするものであります。

57 ページになります。

16 目諸費、1,242 万円、前年度比 75 万 3,000 円の減となっております、合併協議会負担金の皆減が主なものであります。

なお、本目の諸費につきましては、1 節報酬の各種委員会開催に係る報酬。これにつきましては、本年度第 3 次行政改革大綱の策定に向けた行政改革推進委員の開催費用などが経費として計上しております。

次のページになります。

19 節は、細節 3 の十勝町村会負担金、細節 7 その他義務外負担金など各課目に属さない各種負担金・補助などを支出するものであります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金として、本年度 10 株分の計上でございます。

17 目基金管理費、4 億 393 万 3,000 円。

本目は、各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれ基金へ積み立てるものであります。

今年度は、合併特例債を用いてのまちづくり基金の造成を 4 億円計上いたしております。

18 目電算管理費、2,409 万 3,000 円。

本目は、電算管理及び処理業務に係るものであります。

60 ページになります。

19 目協働のまちづくり支援費、2,686 万 5,000 円。

公区長報酬や公区運営交付金及びまちづくり支援事業交付金が主なものであります。

20 目総合支所費、4,079 万円。

本目は、新設となっておりますけれども、忠類総合支所に係る運営経費等を計上いたしております。

1 節報酬につきましては、地域住民会議委員報酬、7 節賃金は、5 名の臨時職員と 4 名の嘱託職員に係る賃金であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 看板等再整備事業助成金は、合併により住所等が変わることによりまして、看板等の再整備に対し、前年同様に対応するものであります。

61 ページになります。

21 目近隣センター建設事業費、1 億 65 万 2,000 円。

区画整理事業に関連いたしまして、札内北栄近隣センターを建て替えるもので、本体 198.7 平方メートル、外構工事、用地取得費が主なものであります。

62 ページになります。

22 目電算統合システム整備事業費、1 億 9,363 万 1,000 円。

本年は、地域イントラネット基盤整備の 2 年目であり、札内地区の整備に係る経費を計上いたしております。この整備の中には、議会中継システムも併せて整備される計画になっております。

63 ページになります。

2 項徴税費、1 目税務総務費、201 万円。

1 節の固定資産評価審査委員会委員報酬のほか、賦課事務等に係る臨時職員の賃金、事務経費が主なものでございます。

2 目賦課徴収費、1,177 万 7,000 円。

本目は、賦課徴収に係る費用であります。

12 節役務費、細節 20 コンビニ収納手数料につきましては、納税者の利便性向上を目的にコンビニでも税及び使用料が納められるように対応するもので、コンビニに対し 1 件 65 円の手数料を支払うものであります。

次ページの 13 節委託料、細節 8 公売不動産鑑定等委託料は、差押物件の公売を行う予定であります。

細節 9 は、新設の路線設定に係る費用となっております。

3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費、653 万 7,000 円。

本目は、戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。

次ページ、13 節委託料の住基ネットワークシステム関連費用。

14 節の複写機借上料及び住基ネットワークシステム機器借上料に係る費用が主なものでございます。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、43 万 9,000 円。

本目は、選挙管理委員会開催に係る費用であります。

農業委員会選挙費は廃目となっております。

次に、66 ページになります。

5 項統計調査費、1 目統計調査費、132 万 1,000 円。

本目は、事業所企業統計調査など各種統計調査に係る費用であります。

67 ページになります。

6 項監査委員費、1 目監査委員費、250 万 6,000 円。

1 節の監査委員報酬及び監査業務に係る費用であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

何か質問ございませんか。

前川委員。

○1番(前川雅志) はじめに、47 ページの1項、2目、19節のところに、昨年まで東京幕別会への予算が5万円あったはずなのですが、今年は予算がなくなっておりまして、開催をされるのかどうか、まずお聞きしたいというふうに思います。

もう1点なのですが、62 ページ、1項、22目、19節のところに、電柱共架負担金というのがございまして、これは今回だけのものであって、次年度以降予算が発生しないのかだけ確認をさせていただきたいと思います。

○委員長(前川敏春) 企画室参事。

○企画室参事(羽磨知成) 1点目の東京幕別会への負担金、昨年まで5万円を計上させていただいておりました。

会の目的につきましても、広く町の役に立つようなことでありますが、主に現在は会員相互の親睦、交流、情報交換を大きな柱とされております。

また、補助金が5万円と小額ということもありまして、会の方とも調整をさせていただきまして、補助金を17年度をもって廃止したところであります。

会自体は今後も存続してまいりますし、総会も開催してまいります。

電柱共架負担金については、本年度限りのものでございます。

○委員長(前川敏春) 前川委員。

○1番(前川雅志) 東京幕別会をもう一度質問をさせていただきたいと思うのですが、今年も職員の方が東京の方に同行されるのかという点なのですが、行くのであれば職員の方は何を目的に、何名行かれるのか、お聞きしたいというふうに思います。

それと、前回の決算のときにお土産というお話がありまして、その予算がどこの枠組みの中に含まれているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長(前川敏春) 企画室参事。

○企画室参事(羽磨知成) 職員が東京幕別会に行くのかということなのですが、予算上では3名の予算を旅費として計上しております。

1名につきましても、町長に随行ということで幹部職員がまいります。ほか2名につきましても当日の受付、前日からの準備関係等を主な業務としているものであります。

それと2点目のお土産関係の予算でございますが、47 ページの広報広聴費の11節需用費、細節50の食糧費で計上いたしております。

○委員長(前川敏春) 前川委員。

○1番(前川雅志) 職員が東京まで行かれるということで、多額の旅費を使っていかれるわけですが、受付の業務だけで行くというのは非常にもったいないかなというような気がしてございまして、せっかくの機会でありますから、東京幕別会の方と交流を図れるような仕組みを考えていただきたいと思いますのですが、その辺についていかがでしょうか。

それと、この食糧費43万円とありますが、これはすべてそのお土産代ということによろしいでしょうか。

○委員長(前川敏春) 企画室参事。

○企画室参事(羽磨知成) 今、ご指摘にありましており、十分その辺については意を用いてまいりたいと思います。

それから、食糧費の内訳でございますが、東京幕別会の方が35万円でございます。

札幌幕別会が7万円、もう一つ、幕別親子体験見学会に1万円の計上で合計43万円となっております。

○委員長(前川敏春) ほかにございせんか。

中橋委員。

○9番(中橋友子) 62ページのただいま質問がありました電算統合システムの整備の中で、電柱の共架

負担金の質問がありました。

私は、この電柱共架負担金は、イントラネット事業を整備する中で、既存の電柱だけは十分ではないところについて共架をしていくというような、議会の中での説明がこれまでの経過の中でありました。

それで、この事業、そうだと思うのですが、これはあくまでも電柱でありますから、その財産といえますか、持ち主は北海道電力であったり、NTT であったりというふうになるのだと思うのです。

うちの町がこの事業に乗せていただくことによって負担するというのですが、そういうものだと思うのですが、そうであればその負担割合ですね。これは一体どういった形で積算されて出されるのか。

つまり、今回の事業によって新たに設置しなければならないようなものが生じたときは、丸ごとうちが持つのか。そしてつくったものの財産の所有というのは、あくまでも北電やNTTのものであるかと思うのですが、その辺はどんなふうになっていくのでしょうか。

それともう1点、この事業は先般の補正予算の中で、補助金が削減されて、合併特例債に振り替えられる可能性が強いということをおっしゃられたと思うのです。

この振り替えることによって町の負担する費用というのは、どのぐらい増えていくことになるのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 電柱の共架負担金についてでございますが、原則的に私どもの光ファイバーを共架するに当たって、電柱の強化、また、割り柱と申しまして電柱と電柱の間にもう1本電柱を立てて、また電柱を新設する等につきましては、原因者の負担ということが原則でございます。

ただ、北電とNTTの方で積算の仕方が若干違いまして、NTTについては残っている減価償却分は差し引くということになっておりますが、北電の方はそのまますべて原因者が負担するということになっております。

したがいまして、大体今1,200本ぐらいの電柱があるのですが、そのうち170本ぐらいにつきまして、共架もしくは割り柱が必要ということでございます。1本平均あたり40万円程度になるのでしょうか。

財産の帰属はあくまでもNTTとか北電ということになります。

次に、イントラの補助の関係でございますが、今、総務省の方とは協議をしている最中でございますが、まだ補助がつくかどうかについては明確なところではございません。

これを特例債で行った場合でございますが、特例債ですと95%の70%の地方交付税措置がございますので、これを単純に補助裏でもっていくことができることとなっておりますので、もしこれが補助がつかないということになりますと、積算上でいいますと1,000万から1,500万ぐらいの差が出るのかなと。最終的な負担として出るのかなと思っております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 電柱なのですけれども、1本の設置料が40万円で170本ですよ。

それで、原因者負担ということなのですけれども、これは確かにうちの町が事業をすることによって、うちの町が事業しなかったら北電やNTNにとっては必要のないものですよ。

それが、この事業をやることによって必要となってきて、それを必要としたのはうちの町だからうちの町がお金を払うと、原因者負担なのだ。

しかし、その財産としてはNTNや北電になっていくということなのだと思うのですけれども、余りこだわることでもないのですが、しかし、財産がNTNや北電に帰属するというふうになる以上は、一定の、うちは出しっぱなしで、事業としては利用するけれども出しっぱなしでうちの資産というふうにはならないわけですから、その辺はもっと全体としての将来の財産が移動するということを思えば、100%うちということになることに矛盾を感じるわけですよ。

それと、当然今の既存の電柱に対して、うちが事業をやって使っていくことについては、これについても一定の負担を求められていくこととなりますよね。その辺の関係というのはどういうふうになっていくのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 電柱を共架する、又は割り柱を立てるということに関しまして、原因者負担で100%というわけではございません。

北電さんの方も、例えば、電柱を乗せかえる等の経費については、これは北電さんの方で持つというような話を伺っております。

今、細かな積算を北電さんの方でやっている最中ですので、1本1本について詳細な設計が今後出てくるかと思っております。

それから、財産の帰属は先ほど申し上げましたように、それぞれの北電、NTTになりますが、今後については、1本につき900円なり1,200円の使用料を年間町が支払っていくというような形になります。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 負担割合は幾分かは北電や何かもあるということなのですが、つくるときはうちの町でつくって負担をして、これからの使用料は北電さんに払っていくということに対する矛盾を感じるのですよね。

ですから、その辺のもっと妥当な整理の仕方といいますか、つくった分についてはうちがお金を出しているわけだから、それに対して使用料をとられていくということなども加味していただいて、負担割合の軽減を図っていくというようなことも、かなりこれから維持管理費がかかっていく事業ではないかと思しますので、そういった方向性もきちっと整理していく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） これは相手があることでございますので何とも言えませんが、少なくとも北電さんやNTTの会社としては、すべて道内においてはこういうやり方をやっているものでございすから、幕別さんだけ違うやり方というような話には今のところならないのかなとは思っております。

各両社ともそれぞれ大きな会社でございすし、当然監査法人等もございすので、そういう監査が入ったときにどう対応するかということも向こうの方も言われておりましたし、いずれにせよ余地はあるのかなと思っております。

○委員長（前川敏春） 杉山委員。

○14番（杉山晴夫） 64ページ、2目賦課徴収費、細節10のコンビニ収納事務委託料。手数料については1件65円というふうな説明をお聞きいたしましたが、この委託箇所は既に受託の話を進めていることと思っておりますが、何カ所で1カ所当たりの委託料はどのくらい計上しているのか。

○委員長（前川敏春） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今、コンビニ収納、これにつきましての手数料ということでございすけども、このコンビニの委託というのは、地銀ネットワーク、これは全国の地方銀行、これらが64行ありますけども、これらが集まって地銀ネットワークという、そういう組織をつくっております。

その地銀ネットワークに委託すると。地銀ネットワークが契約している全国のコンビニエンスストア、主に北海道内のコンビニエンスストアは全部該当すると思っておりますけども、全国の主要なコンビニエンスストア14個、その系列も含めると22社ぐらいの数になろうかというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 杉山委員。

○14番（杉山晴夫） そうすると必ずしも町内のコンビニでなくてもいいわけですね。

納税はできるということですか。

○委員長（前川敏春） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 町内を含め、全国のコンビニエンスストアということになります。

○委員長（前川敏春） 質疑の途中でございすけれども、この際、11時まで休憩をいたしたいと思います。

10:50 休憩

10:59 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問をお受けいたします。

芳滝委員。

○2番（芳滝仁） 2点お伺いしたいと思います。

55 ページ、総務管理費、15 目交通防災費、1 節報酬のところの細節1 交通安全指導員の 33 名ということでございます。

幕別地区と忠類地区の人数の割り振りをお聞かせいただきたいと思います。

もう1点、60 ページ、19 目協働のまちづく支援費の全般でお伺いをしたいのですが、報酬のところの公区長報酬が、去年も幕別地区だけで 98 公区で 1,380 万円ぐらいだったわけでありましたが、112 名で 1,100 万円ということになっております。

その分、公区運営交付金、19 節であります、負担金補助及び交付金のところですが、そこが 480 万であったのが 967 万 4,000 円と増えております。

そして支援事業交付金が、これが 900 万であったのが 500 万に抑えられています。

おの辺の内容につきまして、お伺いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） はじめに、交通安全指導員の人数でございます。

幕別地域が 24 人、忠類地域が 9 人、合計 33 人でございます。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 公区長報酬と公区運営費及び協働のまちづくり支援事業交付金の関係でございますが、まず、公区長報酬についてであります。

これにつきましては、忠類村との合併の協議の中で、本町の公区長報酬と当時の忠類村の行政区長報酬の間で差がありました。これを調整するに当たりまして、一点、視点といたしましたのは、公区運営費を増やす、その分公区長報酬を減らす、その中で忠類村との均衡を図ると、この点でございます。

この点に基づきまして調整いたしました結果、公区長報酬につきましては、平成 18 年度より公区長報酬につきましては、1 公区 1 世帯 800 円と基準といたしました。

従来、忠類村の方では世帯数に関係なく一律年額 15 万円でありました。そして、幕別町の方ではまた違う算出方式を用いておりましたので、これらの均衡を図る観点からこのような形になりました。

また、公区運営費につきましても、これは忠類村とも差がありました。

ただ、協働のまちづくり支援事業を進める観点から、公区運営費の方を増額したいという思いがありまして、忠類村との均衡を図る中でこのような金額になったものであります。

また、協働のまちづくり支援事業費の減額につきましては、平成 17 年度の実績で申し上げますと、まだ年度途中でございますが、恐らく執行が 300 万円程度になるであろうということでございます。

これら実績を鑑みまして、平成 18 年度の予算を 500 万円とみたところであります。

○委員長（前川敏春） 芳滝委員。

○2番（芳滝仁） 交通安全指導員の方でございますが、確か、幕別は昨年 27 名で、1 名減員で 26 になっていたのではないかとと思うのでありますが、今年はそれからまた幕別地区の方が減員になると思うのでありますが、どの辺を減らしていらっしゃるのだろうかとお伺いをしたいと思います。

協働のまちづくりのところでございますが、公区長報酬が 1 世帯が 1,250 円であったのでありますが、それが 800 円になったということで、運営費がこれが恐らく 500 円だったですね、1 戸あたり 500 円が、それも恐らく 800 円ぐらいに上がっているのではないかなと思うのであります。

その辺の一つのことにつきまして、公区長会議等で検討されたのでしょうか、その辺の了解なり理解を得ているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

あと、その支援事業につきましてなのでありますが、せっかくの支援事業で予算をもってなかなか予算が使われないという現状があることについて、その辺をどのようにそのことを考えていらっしゃるの

か、その辺をひとつお伺いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 交通安全指導員の人数でございます。

正確に申し上げますと、平成 16 年度 26 名、平成 17 年度 24 名になっております。そして 18 年度につきましても 24 名と。

平成 16 年度から平成 17 年度に減りましたのは、幕小と北小の分が 1 名ずつ 2 名減しているという状況でございます。

これにつきましては、通学路における登校する子供さんの人数、特に 1、2 年生の人数、これらの人数と車の交通量を鑑みまして、学校とご相談させていただきまして、平成 17 年度に 24 名にさせていただいたところでございます。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 公区長報酬と公区運営費のことでございますけれども、合併協議の中で調整いたしまして、また、その調整のことを逐次協働のまちづくり検討委員会、これは公区長さんの代表で組織しているところでありますが、そこでもご検討させていただきました。

さらには、春の公区長会議、また、秋の地区別公区長会議でも公区長さんにお話しさせていただきまして、ご理解を得ているところでございます。

それと、協働のまちづくりの支援事業費の予算が余ったことについてでございますが、平成 17 年度でみますと、大きかったのがやはり除排雪関係で 300 万円ほど予算をみておりました。地域内排雪、また雪堆積場の確保、雪かき支援ということでみておりましたが、若干雪が少なかったせいかもしれません、こちらの方がかなり余ったということ。

それから、農家地区のサイン、これも 100 万円みておりましたが、1 カ所出てくるのではないかとみておりましたが、これも出てこなかったということもございました。

いずれにいたしましても、平成 17 年度予算で申し上げますと、若干期待値も込めた余裕をみた予算であったのかなと思っております。

平成 18 年度につきましては、17 年度中にも各会議あるたびに公区長さんたち、町民の方にこういう事業のことは周知説明してまいりました。

忠類地域につきましても、去る 2 月 27 日に公区長さんに説明させていただいております。さらなる周知活動を行ってまいりまして事業の拡大を進めてまいりたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 芳滝委員。

○2 番（芳滝仁） 交通安全指導員の方ですけれども、札内で北栄町だとかどどん家が建ってきて、通学区域だとか通学路だとかという問題にも係ってくるのだと思うのでありますが、その辺、流動的にお考えをされていくのかどうか。その辺、もう 1 点最後にお伺いしたいと思います。

あと、協働のまちづくりなのですけれども、内容がどうも公区の人が使いづらい内容になっておるのではないかと。

そして、もう一つは、できるだけ使いやすいような形での情報提供なり、そういうことをもう少しやっていたら、この支援事業が生かされていくのではないかとと思うわけであります。

一つの例を挙げましたら、防災の関係で、確か 2 公区ぐらいでありましたが、去年、一公区は確認はしているのですけれども、支援費が恐らく支出されていると思います。

ご詳細につきまして聞かせていただいておりますあかしやの方で計画書を出して、そして実施をされたということがありました。

何ページにもわたる計画書を出して、公区の全員に配布をして、そしてそれぞれが避難地域も南小学校の方に向けて、歩いて避難をする訓練をして、非常に公区の人に、頭だけでなくこの道を通ってこういうふうには避難をするのだということが実地体験できたということで非常に評価をされて喜ばれたということをお聞かせいただきました。

防災の方でも、確か計画書を出すについても半分は町ですと、半分は公区の方でやりなさいよとい

うふうな一つの形になっていたと、私は思うのでありますが、そういういい実施された計画書なりそういうサンプルがあったら、そういうことを公区長会議等を通して、そして情報提供をして、そして体的にそういう歩いて避難をされたという、そういう一つのことを情報提供をしてやっていただくというふうな、そういう一つの行政側の動きと申しますか、そういう動きは私は非常にまちづくりでは大事なのではないかなと思うわけでありますが、その辺のことにつきまして、再度お伺いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 交通安全指導員の配置の関係でございます。

芳滝委員おっしゃいましたとおり、北栄町、ただいま団地造成されておまして、今後、児童が増えてくる見込みだと考えております。

それで、それらの配置につきまして、教育委員会、学校、町と3者で平成18年度協議してその配置について検討をしていく予定でございます。

○委員長（前川敏春） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 2点目の防災の関係でございますけれども、例えば、大きな地震、道東でいいますと10年の1回程度でしょうか、確率的に起きるといふうがよく言われているところであります。

このようなことから、私たちも大きな地震の際には、行政よりもまず近隣、地域がまず最初に行動を起こすということが非常に大事であろうということで、この協働のまちづくりを立ち上げたところであります。

このようなことから、既に計画を立ち上げている公区につきましては、3公区というふうには押さえておりますけれども、これらの中身につきましては、昨年も札内の公区長の連絡会議といいたし、そこでもそういうようなことで意見交換をさせていただきましたし、私どももその会議には参加させていただきました。

いずれにいたしましても、公区長会議等を含めて、それら一生懸命取り組んでいる状況を公区の皆さんに知ってもらいたいということは非常に大事なことでありますので、いろんな場面を通じまして、これからも周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） 2点ほどお伺いをいたしたいと思っております。

1点目は、54ページ、13目の職員厚生費についてであります。

それから、もう1点は、57ページ、16目の諸費、細節4について、それぞれお伺いをしたいと思います。

まず、1点目の職員厚生費ですが、職員の研修の場面で、これはまちづくりをしていく上で非常に大事な位置を占める。職員の方々がいろいろと研究をし、新しいことを進めていこうとすると、なくてはならないものであるというふうに考えます。

したがって、この研修の内容がどうなっているか。といいますのは、年々厚生費が減ってきている。今年は昨年よりも増えているようですが、これは合併の関係で職員が増えたという若干のそういう意図があったのかなと思っておりますけれども、内容的に減ってきている。

職員は給料も減らされて、自分で自己研修をするというのはこれまた大変なのですね。

したがって、公的な予算の中で、一人一人が研修できる、そういった場面をやはり構築していく必要があるのではないかと。

前に土曜研修というのがございました。私も何回か参加させていただいたのですが、そういった研修の中で、職員の方々が新しいことを学び、町民にそれを生かしていくということが、まちづくりの中で非常に大事なことでないかというふうに考えまして、その研修内容とこの予算で、十分というのほどこまで十分かというの難しいのですけれども、十分やっておられるのかどうか。これが1点。

それから、2点目の諸費の中で、④国民保護計画策定委員会委員というのがございます。

これは総務文教の中に出された案件でもございますけれども、これについて、予算としては12万

6,000円でございますが、その人数が6名とございます。これは国民保護協議会の会員を選ぶための役員なのか。

この方がそういうところに実際に参加するのか。

いずれにしても、その人選の方法について、まずお伺いをしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 1点目の職員研修の方からまず説明させていただきます。

職員研修につきましては、大きく3点でまず実施したいと考えております。

一つは、自主研修、これは職員の自発的な研修計画に基づく研修を行っていききたいというものであります。

二つ目は、職場研修であります。この職場研修におきましては、二種類あると思っております。

一つは、職場内での研修。これは所属課又は所属係ごとに、通常の事務事業にかかわりまして、制度上の勉強を日々行っていくという研修であります。

二つ目には、職場外での研修。これはいろいろな研修機関に職員を派遣することによって行っていく研修というふうに考えております。

その中身につきましては、初任者を対象とした研修。また、中級職員を対象とした研修。それと、専門的な研修といたしまして、特に法制にかかわる研修。それと、政策能力を高めていく研修。また、税務知識を高める研修。あと、福祉関係の知識を広めていくような研修。また、管理職におきましても管理能力を高めていくような研修。そういうようなものにつきまして、必要な研修を実施していきたいと、まず思っております。

それと、大きく三つ目の点であります。特別研修といたしまして、国、これは帯広にあります開発建設部であります。そちらの方に職員を一人派遣するということ。

それと、北海道の方に一人職員を派遣して、オール北海道の目で職員の日を養ってもらえるような研修。そのような研修を18年度におきましては考えております。

予算的には、大体前年並みか少し増えているわけではあります。これで十分かどうかということにつきましては、これは予算全体の限られた中で、何とか前年並みを確保して、その中で工夫をしてやっていきたいと思っております。

1点、18年度までの研修と19年度の研修におきまして違いがあります。

それは、18年度までにおきましては、道の方で江別の研修所がありまして、そこで研修を実施できたのでありますけれども、これが廃止となりまして、これから札幌市内でホテル等を利用して研修を行わなければならないという事情もあります。

そういうようなこともありまして、多少研修にかかわる旅費等においては金額の違いが出るかとは思いますが、いずれにいたしましても、いろいろな研修の機会を捉えて、なるべく職員の資質向上になるように努めてまいりたいと思っております。

続きまして、第2点目の諸費におけます国民保護計画にかかわる報酬のことでありますけれども、これにつきましては、今回、幕別町国民保護協議会条例を提案させていただいているところであります。その条例に基づきまして、附属機関を設置し、そして町長がその附属機関に対して諮問し進めていくということになりますけれども、その委員につきましては、現在30名ほどを予定しております。

その30名の委員の内訳の中には、法律で委員の区分が定められておりまして、その法律に則った形で委員を選考させていただきたいと思っております。

その中には、主に公務員関係の方が入ってくるということが大半であります。

それで、公務員関係につきましては、報酬の支給が対象外になりますので、この6名分につきましては公務員でない委員の方、大体6名ぐらいを想定しておりますので、その方についての報酬を組ませていただいているということでもあります。

この協議会につきましては、18年度におきまして、主な役割といたしましては、幕別町の国民保護にかかわる計画策定に当たりまして審議していただくというのが主な仕事になりますので、大体3回ぐら

いを予定しているということでもあります。

○委員長（前川敏春） 佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） 最初の職員研修ですが、これで十分だということはありませんが、是非、私たちの町をつくっていく職員の皆さんでございませう。

そのリーダー的な立場でいろいろ指導されていかれるということからすると、やはり視野を広げ研修を深めていくことがもっとも大事でないかなというふうに思っております。

特に、こういうことを言ったらいいのか悪いかわかりませんが、係長以下の若い職員の方々、これは是非町外にどんどん出ていただいて、新しいものを受けて、まちづくりに是非生かしていただければというふうに感じております。

したがって、実は補正予算の中で、若干マイナス補正されてきておりました。あれも恐らく研修の中身、何か打ち切られたのか何かで使われなかったのかなというふうな感じもいたしますので、そういったことを含めて、新しいまちづくりのための職員研修というものに、もっとも力を入れていただければと。

予算も私はこの八百三十何がしでは足りないのではないかなと。

是非、補正を組んで若い職員の方々を研修に行かせていただきたい。こんなふうに思います。

要望でございます。

それから、もう一つの方、これは若干委員会の中でも説明をしていただきました。

これについては、まだまだこの議会にも提案されておられません。

したがって、この議会で決定するだろうと思っておりますけれども、そのことについてやはりこれから幕別町の安全を期していく。国防にかかわる安全という押さえをしているわけでございませうけれども、そのためにも、やはり各階各層から見識のある方、広い意味で多くの方々を選択していただくことが大事だろうというふうに思っておりますし、特に額に汗して働く労働者の方々とか、そういう方々を是非入れていただければというふうに考えておりますが、この辺についていかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 国民保護計画につきましては、今年新たに策定をするというものでございまして、今言われました人選につきましては、十分意を用いてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解を頂きたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 豊島委員。

○10番（豊島善江） 今回の関連なのですが、委員会の中でも国民保護計画に関してはいろいろな話になりましたが、私はやはりこの国民保護計画というのが、武力攻撃事態法が大もとにあるということで、これは国民を守るためのものではなく、有事の際というのか、今、有事の可能性は低いということが言われていますが、アメリカが行うような戦争に自治体を協力体制をしいていく。そういう非常に危険な内容であると思っております。

それで、私はやはりこういうものはつくるべきではないと思っておりますが、そこをまずお聞かせください。

それと、もう一つなのですけれども、そうは言ってもということで、つくるというふうになったときに、一つは、私は、今、人選のことも言われましたけれども、情報公開ということが非常に大事なことだと思うのですね。

それで、これはこういういろんな計画をつくるときに、なかなか町民不在で進めてしまうということがあるものですから、少なくとも住民の参加をどのように保証していくのか。それから、決まってからではなく、決まるまでの情報公開をどのようにしていくのかということをお聞きしたいと思います。

それから、委員会の審議のときに、これは全部決まって報告事項だということでお話がありました。

私は、こういうことは報告事項ではなく、きちんと議会での審議も保証するべきだと思うのですが、その辺のことについてはどうでしょうか。

○委員長（前川敏春） 今、豊島委員の質問に対してなのですが、これは今予算とは関係……、直接でなくて……、それで、条例改正はこれから各委員会で審議されておりますので……。

豊島委員。

○10 番（豊島善江） しかしながら、この予算が出てきているのですよね。

決まっていなことをそうやって言うなということであれば、この予算のところ、国民保護計画策定委員会委員報酬という予算は、やはりきちんと本会議でその関連した条例がきちっと決まってから予算に出るべきではないのですか。

そういうふうになお聞きしますが。

○委員長（前川敏春） 暫時休憩をとります。

11：28 休憩

11：31 再開

○委員長（前川敏春） 休憩を閉じて会議を開きます。

今の質問に対して、西尾助役。

○助役（西尾治） 最初に委員会の進め方、ありようにつきましては、先の委員会の中でも十分私どもから説明をさせていただいておりますが、基本的には豊島委員おっしゃるとおり、決してこのことを秘密裏に進めるという考えは毛頭ございません。

委員会自体も公開の中で委員会を開催していきたいというふうにご考えておりますし、委員会でなされる審議については、逐一情報について公開をしていく考えでおります。

ただ、法律の事項としてこれは策定後議会に報告するという中身になってございますので、その点は委員会でもご説明したとおり、進め方としてはそのような方法で進めさせていただくというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） ほかに関連ございませんか。

永井委員。

○21 番（永井繁樹） 職員研修にかかわって、関連を質問します。

先ほどの説明では、ちょっと今回の研修、忠類との合併後の研修ですから、その特色がどう出ているのかちょっとわからないのですね。

それで、毎年経緯をみますと、必ずテーマを持った目玉に当たるような研修を実施しているのですが、今年については、今のお話ですとどういったところに主眼を置いたテーマ性があるのかなというのがちょっとわからないのですね。

それともう1点、今までの研修の参加人数の在り方ですけれども、多分部署によってかかっているところの参加、あとは希望者だと思うのですが、その参加率が私は余り高くないと思うのです。

合併後全職員いるわけですから、これらの全職員の完全参加というのですか、一人は必ず1個以上の研修を参加するということの実施が今までは見当たりませんから、やはり新しいまちづくりをしていく上ではかなりその重点を置いて取り組まれることを私は必要だと思うのですが、そのあたりの考え方は企画の方でどう考えていますか。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 旧幕別、旧忠類の職員の研修のことにつきましては、一つには、職員の服務上における違いが若干あったりしています。

そういうような点についてお互いに理解し合うというようなことで、そういう研修をまず一つ行っていきなさいと。

それと財務会計システムにおきましても、これは幕別と旧忠類におきましてはちょっと違いがありましたので、そういう面での研修も、17年度は既に進めてきておりますけれども、18年度も引き続きそういう研修も行っていきなさい。

それと、参加率の問題でありますけれども、これは個別の研修はそれぞれ一定の枠があって、人数それに応じていっておりますけれども、例えば、全職員を対象とした研修も幾つか企画しております。

一つには、メンタルヘルスの研修、こういうものは全職員を対象としておりますが、これは一つの18年度における特徴になるかとは思いますが、今までは職員を対象として行なっておりましたけども、この面に関しては、家族も関係してくるのではないかというふうな分析もしておりますので、18年度におきましては、メンタルヘルスは職員だけではなくて家族の皆さんも参加できる形で実施する方向で考えてみたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 永井委員。

○21番（永井繁樹） まず、テーマ性の方からもう一度質問しますが、ではメンタルヘルスが今回の大きな特徴あるテーマ性になってくるということですか。

そういうふうには今とれないのですね。

数々ある研修にかかわっては、それぞれもちろん幕別地区、忠類地区の事情がありますけれども、これは合併後についてはその特徴というのは調和の中でやらなければいけませんから。今までの特徴をまた再度追及するやり方よりも、当然一つになった幕別町であれば、それは統合調和による合理的な研修が必要なわけですよ。

それらについての考え方が出てきていないものですから。

それと、全員参加に限ってはどうか考えるかということをお答えになっていない。

職員研修という素材があるのになぜ全員参加が謳われないのか、私はちょっと疑問なのです。

いろんな都合があつて欠席される場合があつても、これだけ多くの研修メニューがあれば、どの研修にかは必ず参加できるはずですよ。

その辺の目標数値がきちっと出てきていないのですけど、それに対する考えはどう思っていますか。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 全員対象とした研修の一つとしてメンタルヘルスのことを取り上げましたけども、それ以外にも、例えば、接遇関係についても全員を対象にしてさらに進めていきたいと思っております。

それと、これは予算は伴わないと思っておりますけども、職員の中で講師を選んで、そしてその講師が今自分はどうのテーマを持って仕事に取り組んでいるのか。そういうようなことも計画してまいりたいと思っております。

これも全職員を対象にして行なっていけることだと思っておりますので、新年度に当たりましては、そういう工夫もしていきたいと思っております。

それと、参加率の向上につきましては、できるだけ職員に研修がいついつあるかを早めに周知することによって、仕事の調整をしてもらい出席率をなるべく上げるように努力していきたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 永井委員。

○21番（永井繁樹） 後段のお答えの方の全員参加の考え方についてのお答えですけど、できるだけとかなるべくでは私は駄目だと思いますね。

ここはやはり、必ずどの研修かには一職員は必ず参加すると。それぐらい強い姿勢がなかったら、町長がいろいろ謳われているまちづくりにはつなげていけないのですよ。

だから、ちょっと統括される部署がそういう弱腰では、私は困ると思う。

やるという本当に信念でなければ、毎年私推移ずっとみてきていますけれども、やはりどこかで中途半端さが出ているのですよ。

それと、もし経費的に補えないということだったら、こちらの講師を呼んだり何なりする。全員参加型の研修はいっぱい作りだせるわけですよ。

ですから、その辺の経費見合いも、これは私から言うまでもなくそちらでは計算されているのでしょ。うけど、当然この時点できちっとした目標を強く謳って、全職員にその認識を改めてもう一度認識させていかなければ駄目だと思うのですが、最後にどう思いますか。

○委員長（前川敏春） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 今、ご指摘の件でございますけども、研修につきましてはいろんな形があります。

今、永井委員が言われたのは、例えば、全職員を対象にした研修に全職員が参加するよという内容のものなのか、1年間の間に一人の職員が何らかの研修にかかわっていくというようなことも含めて、全職員がいろんな研修にかかわるべきなのかと。いろいろな捉え方が私の方も今しているわけですが。

まず一つは、全職員について、研修の場を計画をしていきたいと。こういうことについては、この職員研修費のほかに、それぞれの課の中に旅費などもありまして、そういったところで研修に出るという機会もございますし、私どもの方は逆に言いますと、相対的な行政運営をしていく上での資質の向上、こういった部分についての研修というようなところもございます。

そういったところをうまくかみ合わせをしながら、職員の資質の向上については努力をしていきたいと。

それから、全員参加型の研修については、今、いろいろなことを考えております。

例えば、今、課長が言いましたけども、職員が講師になるという場合もございますし、外部から講師を呼んでくるという場合もございますし、近隣の町村との連携の中で参加をしていくという場面もございます。

そういう形の中で、できるだけ職員が多く研修の機会をつくれるようにしていきたいというふうに思いますし、また、サイボウズというパソコンが入っておりますので、例えば、自主研修などで職員が行かれたときには、そういった復命書などをサイボウズで流して、全職員がその研修の成果を確認できるというようなことも取り入れていきたいなということも今私どもの方は検討しておりますので、いろんな角度から職員の資質の向上に向けては取り組んでいきたいというふうに思いますし、参加率もできるだけ高まるような時間設定だとか、そういったことに努力をしていきたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） ほかに関連。

前川委員。

○1番（前川雅志） ただいまの研修費のところなのですが、特別研修ということで北海道に研修に出されるということでありました。

18年度は何名を何日間研修に行かせる予定であるかということをお教えいただきたいということと、また、先ほど江別の施設が使えなくなったということでホテルを使用するというお話でありました。そのホテル代については、全額みてあげるのでどうかということを確認させていただきたいと思ます。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 特別研修ということで、北海道の方に研修、これは1名を考えております。

これは4月から来年の3月までの1年間ということでございます。

そのようなことで、今、道とは最終の詰め段階に入っておりますし、大体これは今の見込みとしましては一人受け入れてもらえるということで進んでおります。

それと、江別の研修所は、これは道でつくっている研修所でございますけども、これが道の方で施設の老朽化とか、また、アウトソーシングというようなことで、道の方では17年度をもって研修所を廃止したということでございます。

この研修所を使って、道職員及び市町村職員が研修を行っていたというのが17年度までのことでございますけれども、その施設がありませんので、これからは札幌市内の、例えば、会場としてホテルも考えられますし、また、道庁内の赤レンガ庁舎、ここにも会議室がありますので、そういうことも使われる予定であるというふうに聞いております。

これはいずれにしても、北海道自治研修センターの方が主体となって行っている研修でありますので、それにつきまして、そのメニューに応じて参加していきたいというものでありまして、旅費の関係につきましては、町の規定に沿った旅費で支出するという考えでございます。

○委員長（前川敏春） 前川委員。

○1番(前川雅志) 先ほどのホテル代ということが会場費であるということが勘違いをしてお聞きしたのですが、聞きたかったことは、研修に行かれる方が、道庁ですから札幌に長期住まわれるということなのですが、その住宅費というか、ホテルに住むのかアパート借りるのかわかりませんが、その経費はいかがな予定ですか。

○委員長(前川敏春) 総務課長。

○総務課長(川瀬俊彦) 職員の住宅にかかわる経費等につきましては、町の負担ということで出すことになると思います。

住宅手当等のルールに基づいてということであります。

○委員長(前川敏春) 前川委員。

○1番(前川雅志) 住宅手当のルールというものが、詳細についてわかりませんが、札幌の、例えばアパートを借りたときに、どのぐらいの家賃になるかということもわかりませんが、それで十分補えるということで考えていいのかなというふうに思うのですが、基本的に研修に行かれる方の経済的な負担にならないようにすべきだというふうに、私は思いますので、そこのところはどうなのでしょう。

○委員長(前川敏春) 総務課長。

○総務課長(川瀬俊彦) 住宅につきましては、町の職員、これは住宅手当という制度がありますが、この住宅手当の制度に則ってルールで計算されて出ることになると思います。

つまり、札幌におきまして、借家を借りた場合については、借家に係る規定がありますので、その規定に沿った形でその住宅手当が措置されることになると思います。

それと研修に当たりましていろいろな経費がかかりますけれども、職員には研修にかかわる日当等の旅費もこれはルールに従って出ることになるということになります。

○委員長(前川敏春) 前川委員。

○1番(前川雅志) こちらでも例えば家を建てたりとか、部屋を借りていたりとかいう方が研修に行かれて、札幌と二重の負担になるということが考えられると思うのですが、そういった方はやはり札幌の研修に行かれるということで、相当な経済的な負担があるというふうに思われるのですが、そういう負担は自分の負担の中で研修をしていくのだという考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長(前川敏春) 総務課長。

○総務課長(川瀬俊彦) 今、前川委員のおっしゃったとおりでございます。

○委員長(前川敏春) ほかに関連質問はございませんか。

増田委員。

○19番(増田武夫) それでは、何点かお聞きしたいと思います。

まず1点目は、46ページの忠類のバス待合所の備品でありますけれども、これは58ページの基金管理とも関係があるのですが、従来、旧忠類村では国鉄広尾線代替輸送確保基金というものがありまして、平成17年度末には3,169万2,000円の基金を持っていたわけでありまして、これからこういう基金というものが一括されていくのではないかと思います。この関連で出てきたその待合所の備品ではないかと思うのですが、これから広尾線の代替輸送確保の関係については、どういふかわりをもっていかれるのか。今までと同じような形でやっていかれるのかを1点お聞きしておきたいと思えます。

2点目は、49ページ、近隣センター管理費でありますけれども、この中に忠類の従来の行政区の会館、今で言う公区の会館、寿の家ですとか母と子の家のような名称で呼ばれていた会館があるわけですが、その管理の関係はどのようになるのか。公区長さんに鍵を預けて、従来どおり公区長さんに管理していただくようになるのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、50ページ、庁用車管理費でありますけれども、公用車の台数合計で28台というふうにお話でありますけれども、1点、町長の公用車でありますけれども、各町村、人件費の削減、経費の削減の意味で町長の公用車を廃止しているところが次第に多くなってきているのではないかというふうに思えます。

したがって、この町長の公用車の関連については、どのようにお考えかお聞きしておきたいと思います。

それから、51 ページに町営バスの管理費があるわけですが、運行費がありますが、忠類間の交通手段の関係、これは従来から忠類と幕別の一体感を出していくために重要だというようなことで、町の方でも試案などを出されて、朝と夕方、2 往復ぐらいを運行するというようなそういう試案も出されたことがあります。

これから地域住民会議の方々との相談もされていくのではないかとこのように思いますけれども、現状においてはどのようにバスの運行を考えておられるのか。

また、従来の料金でいきますと忠類まで 1,450 円ぐらいかかると、そういうことでありますけれども、こうした忠類と本町との交通手段を確保していくのに、この料金設定もいかなものかと思うわけです。

そうした点で、どういう方針で臨んでいかれようとするのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、58 ページに、基金管理費があります。

先ほども申し上げましたが、国鉄広尾線の確保基金もありました。

それから、忠類村には農業振興基金ということで 6,941 万 1,000 円の基金残高があった。これは確定した額ではありませんけれども、17 年度末ではこのぐらいの残高があると予想されていますけれども、これを目的基金で積んでいたわけでありまして。

今、いろいろな問題、牛乳の生産調整の問題だとか、いろいろ出てきているわけでありまして、こうしたものを忠類だけの農家に使えというそういうことではなくて、農業全体を、今、品目的横断の問題もあります。そうした点で幕別町の農業発展のためにどのように生かしていこうと、これを全くほかの基金と一緒にしてしまったから、これはもうそういうことは関係ないのではちょっとうまくないのでないかと思っておりますので、その辺の考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、64 ページには、戸籍住民登録費があります。

今年も住基ネットの関係でまた予算が使われるわけでありまして、これができるときも果たしてどれだけの利用があるかということで、これは全国で相当多くのお金を費やしてこういうネットワークをつくったわけでありまして、これが本当に大枚のお金をつぎ込んでやった事業に値するだけの利用となっているのかどうか。

今までの本町の利用実績をお聞きしておきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 地域振興課長。

○忠類総合支所地域振興課長（水谷幸雄） ただいま、1 点目のバス待合所の備品の関係でございます。

このバス待合所の関係につきましては、昭和 62 年に広尾線が廃止されまして、その折に転換交付金を国からもらって、その転換交付金を広尾線の代替輸送確保基金として予算計上してバス輸送にかかわる関係、それから待合所の関係、これらにつきましては使われてきたという経緯でございます。

今回のこの備品につきましては、暖房用のストーブを購入するというようになっておりまして、現在使用しているストーブが駄目になりましたので交換するものであります。

その基金の金額が 3,169 万円という形で、先ほど委員がおっしゃりましたが、確かに合併前はこの基金がございました。この基金は、今後合併後につきましてはまちづくり基金と。これは財政の運用ということもございまして、細かい基金を一つに取りまとめてまちづくり基金として全体的に使っていくのではないかとこの話合いのもとで、合併協議の中でそういう基金を設け、そちらの方にいくことになりました。

したがって、今後のこういった予算の確保につきましては、一般財源で措置されていくのかなというふうに思っております。

それと 4 番目にご質問されました町営バスの関係であります。

忠類幕別間の交通手段として、現在町営バスが駒島まで走っております。これは従来から幕別町から駒島まではあったわけですが、忠類地域としてどう今後このバスを延長し、どう活用していくのか

というこの問題につきましては、合併協議の調整方針の中では、新町に入ってから調整しようということになっております。

したがって、現在住民会議ができておりますので、そういった中で住民の意向を把握しながら進めていきたいと、このように考えております。

○委員長（前川敏春） 地域振興課参事。

○忠類総合支所地域振興課参事（川島博美） 先ほどの3点目のご質問だったと存じますが、忠類地域の会館の管理方法についてご説明いたします。

忠類地域の会館の管理につきましては、それぞれ従来の区長さんに管理をさせていただいております。

多少かかる一般的な消耗品のなものについては、それぞれ行政が負担をしまして、補助金という形の中で支出をしておりましたが、これにつきましても従来と同じような考え方の中で、行政区に対する補助金も今回新年度予算でも計上させていただいております。

それで、そういう考え方の中で従来と同じように、会館の管理につきましては、行政区長さんの方にお願いをしていきたいと、こういうふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 私の方からは、基金管理の在り方について、お話しさせていただきたいと思っております。

各種福祉推進基金とか、また、農業関係の基金とか、特定目的基金で積まれた基金につきましては、まちづくり基金ということで一括包括されて基金が扱われるということで、合併協議が整って、そのように今後管理していきたいと思っております。

なお、それらの基金につきましては、特定目的基金ということで、それぞれ目的をもって現在まで積み立てられてきたという経緯がありますので、その目的及び趣旨というものは、今後においても十分まちづくり基金の管理運営に当たりましては、意識して、尊重して大事にしていきたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） 公用車の関係でございますけれども、現在のところ、町長車については廃止あるいは違う方法でということは、現状では考えておりません。

ただ、将来に向けて、これは今の厳しい財政環境等十分考慮していく必要があるのだろうというふうには考えております。

例えば、運転業務のありよう、それから将来的には公用車以外のものの利用、こういうものも検討していかなければならない時期にはきているのだろうというふうには思っておりますけれども、現段階ですぐ廃止するという考え方は持っておりません。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 住基ネットの利用実績について、ご説明いたします。

関連いたしまして住基カードを発行しておりますけれども、この発行枚数が、平成18年2月末現在で、幕別地域58枚、忠類地域17枚、合計75枚と。

これを利用いたしまして、町外にて住民票を発行されている方が、これは平成16年度末までの累計になりますけれども、14件ございました。

さらに、幕別町におきまして、他市町村分を発行しているのは12件ございました。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○19番（増田武夫） 何点か再質問させていただきたいと思っておりますけれども、1点は、町長の公用車でありますけれども、これはどのくらい、例えば、タクシーでありますとかそういうものを利用したり、ほかの公用車を利用してやった場合と、どのくらいその経費に差が出てくるのかというようなこともきちんと精査されて、なるべく早い対応をしていただきたいと思いますというふうに思います。

もう一つは、基金管理の関係でありますけれども、従来の目的を尊重してやっていきたいと、こういうお話でありました。

是非ともそういう形で、あいまいな、何に使われたかわからないようなことにならないように、農業

の振興のためにもしっかりと使っていただきたいというふうに思います。

それから、住基ネットの関係でありますけれども、個人情報の流出その他で非常に大きな問題になった経緯があります。

そうした関係で、この住基ネットにつないでいない自治体も今でもあるのではないかというふうに思いますけれども、当時は氏名でありますとか年齢でありますとか性別など限られた情報しかこれに登録していないということだったと思いますけれども、現在でもそうなのか。

そうした情報流出の危険とかそういうものは今までなかったのかどうか。これからそうした管理は、そうした少ない情報を扱っていくだけに止めていくのか。その辺の現在の考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） 最初に町長車の関係でございますけれども、私どももご答弁させていただく中では、必ずしも比較計算をしてどちらが有利だからという観点だけでは、公用車の関係は論じられない部分もあるのだろうというふうに思っております。

町長の職責上の問題も当然でございますし、有効に時間を活用する観点からも今まで必要だという判断でやってきているわけでございますが、今、増田委員ご指摘のように、これだけ財政的に厳しい状況になってきておりますので、将来とも現状のままで進めていくということではなくて、今おっしゃるような観点も十分これから私どもとしても検討させていただきたい。

もう一つには、先ほど言いましたように、例えば、今の職員も運転業務だけやっているだけではなくて、総務課の職員係として文書の收受や発送等の業務も、運転業務がないときには十分やっておりますので、このことだけで単純比較はできないのだろうというふうには思っておりますけれども、そういうあらゆる観点から、将来的にどうするかということは、先ほど答弁させていただいたように十分検討をさせていただきたいなというふうには思っております。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 住基カードの件についてでございます。

個人情報が流出するのということで、まず、セキュリティの問題、外部に対しましてはファイヤーウォールという侵入監視の装置がついております。それと防御するシステム。さらに内部におきましては、これは職員の問題でございますけれども、操作者識別カードというのを担当職員が持っております、それぞれにパスワードを持っていると。

さらに、操作の履歴を定期的にチェックしているという状況でございます。

当然、情報が内部から流出しては困るということでございます。

それと、利用の目的、内容でございますけれども、幕別町におきましては、当時、国の方で制度をつくったのと同じ内容で現在も利用しております。

多目的利用ということでご質問があったかと思うのですが、現在、全国的には検診のデータを入れているですとか、図書館の利用カード、さらに印鑑登録書ですとか、自動交付の装置も同時にそのカードに入れているという市町村もございますが、まず第1点に、機能ごとに別々の暗証番号が必要になるということで、これは利用者が非常に戸惑うということが第1点。第2点目が、例えば、自動交付機をセットするということになりますと、ワンセット1,500万円ぐらいの金額がかかります。

また、図書館カードを組み込むということになりますと、図書館のコンピュータをまた新たにして、おおよそ3,000万円程度の新たな投資が必要になるということで、現在のところ、当面の間は多目的利用については考えておりません。

○委員長（前川敏春） この際、1時まで休憩をいたします。

12:03 休憩

12:58 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

増田委員。

○19番（増田武夫） 最後に住基ネットの問題だけ質問させていただきますけれども、先ほどの説明にもありましたが、今まで累計で14件しか利用がないと。そういうことになりますと、これをもっとほかのものに利用しようとする動きが必ず出てくるのではないかと思います。

先ほど、お話にありましたけれども、図書だとかいろんなものに利用するのにはまた非常に多くのお金があると、こういうこともあります。

また、政府はこれをつくったときに、いろいろな情報をこれに入れるという計画もありました。

そのうちの収入でありますとか病歴でありますとか、あらゆる情報をこれを使って管理していこうというそういう動きもあったわけでありました。

そうしたことを考えますと、そうした個人情報を流出していくという恐れもあるという中で、そういうものをこの中で管理していくということには絶対してはならないのではないかと思いますので、その辺もう一度確認しておきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 先ほど、少しお話ししましたけれども、現在のところその点については考えておりません。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

伊東委員。

○12番（伊東昭雄） 49ページの6目、11節、燃料費についてお伺いいたします。

中身を3点に区切ってお尋ねしたいのですが、一つは、幕別町と忠類村を区別して燃料費の金額を教えてくださいと思います。

それから、その中において、幕別の場合は、公区地域にある近隣センター、それを除いて幾ら金額があるのか。

それから、これは幕別だけで結構ですが、利用者は全施設で何人くらいおられるか。これは近隣センターを除いて。

その三つについて伺います。

○委員長（前川敏春） 暫時休憩いたします。

13:01 休憩

13:04 再開

○委員長（前川敏春） 休憩を閉じ会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 第1点目の燃料費でございますけれども、燃料費につきましては灯油代になりますけれども、これにつきましては、幕別側が365万6,000円、忠類分が13万1,000円という内訳になります。

続きまして、第2点目のコミセンにかかわる1年間の利用者数ということでございますけれども、6万5,541人でございます。

○委員長（前川敏春） 伊東委員。

○12番（伊東昭雄） 忠類と幕別を区別したらそういう金額になるけれども、先ほど申し上げたのは、これはこれでわかりました。

それで、幕別の場合、近隣センターを除くということは、コミセンとかそれからいろいろありますね。近隣センターというのは幕別の場合には公区とか地域でつくっている近隣センターであるから、それを除いた箱は幾らあるかということをお聞き申し上げたのです。

ちょっと説明が悪かったかもしれませんが、中身はそういうことなのです。それを聞きたいのです。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 最初にお答えしましたのは、幕別分の 365 万 6,000 円につきましては、近隣センターとコミセンを含めたものでございました。

伊東委員は、コミセンの部分を知りたいということですか。コミセンの部分をさらに内訳として知りたいという。

コミセンの部分につきましてはの燃料費につきましては、260 万 4,000 円でございます。

○委員長（前川敏春） 伊東委員。

○12 番（伊東昭雄） わかりました。

そうすると、今年忠類については 13 万 1,000 円しか使ってないということであれば、昨年よりも約 50 万円ほど燃料費がオーバーしているのですけれども、これはどこのところで増やしておるか。何のために増えたか説明していただきたいですね。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 燃料費が昨年よりも計上額を多いという点につきましては、単価が去年からみて大幅にアップしたということでございます。

使用料におきましては、さほど違いはないと考えております。

ただ、執行段階においてはなるべく節約に努めたいとは思っております。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

中橋委員。

○9 番（中橋友子） 2 点お尋ねいたします。

一つは、48 ページ、会計管理費の中で、これは初めて出てきたのだと思うのですが、12 目の役務費、ここで 15 派出業務取扱手数料。金額にして 50 万円ということなのですが、初めてこの手数料をお支払していくようになるのだらうと思うのですよね。

これまでうちの出納のところに、銀行さんが見えて取扱業務をやってくださっているのですが、そこに対する手数料を新たに払っていくようになったのでしょうか。それを確認させてください。

それと、61 ページ、22 近隣センター建設事業費ということで、今年 1 億の予算を組んでおられます。

これは従来から近隣センターの建設に当たっては、経費をなるべく抑える形で建物が建っていくようにということで、設計なんかについては、従来のほかのものも活用してというような提案も度々議会でもあったのですが、今回、設計費は載っていないのですが、そういうことをきちっと考慮されて、工事管理委託だけになったのかということが一つです。

それと、ここは非常に今は道路脇に、大変狭いところに建っている、結構年数の経っている近隣センターなのですが、外構工事も全部含まれておりますので、駐車場なども広げられていくのか。あの場所に設置されていくのかどうか。

それと、全体に工事の建物の建設単価などはどのぐらいを適当と押さえて提案されているのか伺います。

○委員長（前川敏春） 会計課長。

○会計課長（鎌田光洋） 会計管理費であります。12 の派出業務取扱手数料ですが、これは信金の分です。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 近隣センターの建設工事につきまして、私の方からお答えいたします。

まず第 1 点目の実施設計にかかわる経費のことでございますけれども、これは 17 年度において既に執行しております。それに基づきまして、18 年度におきましては工事請負等の予算計上をしているものであります。

2 点目の場所のことでございますけれども、現在の近隣センターは取壊しということになりまして、今の北栄の方の区画整理の進んでいるところの公園等々の一角になっている場所です。あそこに今度新しくさかえ保育所が建ちますけれども、さかえ保育所よりも南側の方に近隣センターはできることになる

と思います。

それと、3点目の単価でございますけども、単価は坪単価で言いますと、56万5,000円程度になるかと思っております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 会計管理の方ですが、新しい事業だということですが、どんな内容なのでしょう。

従来のこの庁舎の中に来て、派出業務をやっていたというふうに、その事業でお金がかかるようになったのではないかというふうに、私は思ったのですが、そうではないのですね。

新たに派出所を設けられるのか、どこにどんなふうにして、そして住民の方にどう活用していくのか、まず伺います。

それと、近隣センターの建設事業費については、基本的にはそしたら従来のやり方でやっていかれるということですね。

それで、結局の今の場所ではなくて移られるわけですね。

そうすると、新しく用地を求められて建てていくのだらうと思うのですが、駐車場のことでもお尋ねしたのですけれど、現在のところは非常に狭いということもありまして、そういうところは改善されていくのかどうか。

それと、新しく、本当は今あるところに建てた方は経費が安く済むと思うのですよね。

でも、新しく移って土地を買うわけですから、従来の土地はどんなふうを活用されていくのかということですね。

それと、坪単価56万5,000円というのは、まだまだ高いと思うのですけれども、この辺の積算の根拠といたしますか、示してください。

○委員長（前川敏春） 金子収入役。

○収入役（金子隆司） 私の方からお答え申し上げます。

今回、派出業務にかかわりまして、指定金融機関との契約変更による新たな負担であります。

内容につきましては全く変わりありません。

ただ、なぜ応分の負担をするようになったかという経過が大事だろうというふうに思います。

従前より低い金利で長期あるいは短期におきましても運用したい。そういうことを考えておりました。

指定金融機関の方からも応分の負担をしていただくことによって、その辺の範囲を広げたいなど。指定金につきましては原則的には長期あるいは一借におきまして、基本的にそこに委ねるという考え方が強いものですから、私どもといたしましては市場原理など入れながら、いわゆる安全かつ有利という方向を見いだすための今回の契約変更にいたしたいというふうに考えたところであります。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 外構工事という点でありますけれども、駐車場につきましては44台ほど止められる面積を確保したいと思っております。

なお、利用につきましては、先ほど申しあげましたように、さかえ保育所が近くにあるということで、さかえ保育所と近隣センター一体的に効率的に使えるように駐車場整備したいと考えているところであります。

2点目の、今ある近隣センターの用地のことでございますけども、これにつきましては、換地の関係で、これは道路と宅地が変わっていくことになると思っております。

施設の単価につきましては、これは17年の実施設計に基づきまして、そして先ほど言いましたように、18年度の建設工事は積算しているところでありまして、それにつきましては、公共施設の役割としまして、耐久性そして安全性そして機能性というものを十分考慮した中で設計をしてきておりますので、民間の一般住宅からみると若干高めと感じられる点は確かにあるかとは思いますが、これにつきましては、一定の今言いましたような目的に沿って設計を進めているので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 金融業務のことは、なかなか理解できない面もあったのですが、しかし、住民にとってきちっと安全性を確立していく安い資金を活用していくという点での手立てだというふうに押さえました。それでよかったのでしょうか。

それと、近隣センターの方ですが、物の値段は全部根拠があって積み合わさっていくというふうに思っていますので、それは安全性の面でも非常に大事ですし、特にこれからあの地帯は住宅が張り付きまして、今まで以上に利用がかなり見込まれる施設ではないかなというふうに思いますし、住民の皆さんの期待も大きいところなのですよ。

それだけにきちっとつくっていただくということは願うところなのですが、やはり仕組み的に近隣センターは丸ごと町費を、補助事業ではありませんから、使っていくということと、それから全体で価格を少しでも安くしようと思えば、設計の委託なんかについても、今後、改善の余地があると。同じような建物たくさん建てているから、活用もして、あるいは庁舎の中の技術者の方たちもいらっしゃるから、そういう人の力も借りて、そういう点で低価格に抑えていくという、そういうものがあって、結果として建設価格に反映していくのだと思うのですよね。

そういう点では、今回はこういうふうに予算がもう載ってしまっていますが、今後に対してももっと努力が必要ではないかなと思うのですがどうでしょうか。

○委員長（前川敏春） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 建設単価につきましては、先ほども課長が答えたとおりでございますけども、今、中橋委員が言われましたように、確かに今現在、町の独自事業としてやるわけですから、地域の実勢価格だとかいろんなものも参考にしながら、積算等については行っておりまして、16年でしたか、明野近隣センター、規模は若干違いますけれども、明野の近隣センターを建築したときよりは、約1万円以上単価的には下がるものというふうに確認をしております。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） 従前からその関係で何度もご質問を頂いております。

それで、できないのかというお話をされると、必ずしも私どもの技術部門の方で設計まで可能なかなというふうには考えおりますが、たまたま設計技術の持っている職員4人採用しておりまして、現在二人の職員で、建築の方とそれから建築指導の方と二つの係を一人の係長が兼務をしている状況でございます。

実質、ではほかの建築技師については、職員を広域的に使いたいというようなことで事務職に現在配置しているような状況がございまして、そこまで全部やるとすれば、少なくとも建築技師の確保がまた必要になってくるのかなという思いでおります。

言われることの趣旨はご理解しておりますので、どういう方法でやるのが一番町の財政にとって効率的なのか。そのことも念頭に置きながら考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

ただ、単純にかかることによってかなり職員を確保しなければならないという事情も出てくるものですから、それらとの兼ね合いをどう考えていくのか。

もう少し研究させていただきたいというふうには思っておりますし、できるものはなるべく町の中で手当できるように、これからも建設部の方とも十分協議をさせていた大体というふうには思っております。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

中野委員。

○11番（中野敏勝） 2点ほどお伺いいたします。

11目の企画の中で、54ページの15太陽光発電の助成金60万円ということですけども、1戸あたりの限度額を聞きたいと思います。

それともう1点ですけども、55ページ、15目の交通防災費、21電気料というのがあるんですけど

も、この電気料については、防災のみの電気料か、その他どこかに使われている電気料なのか伺います。

それと、15 節工事請負費の防犯灯整備工事というのがありますが、去年は防犯灯が 30 灯、それから修理等更新された器具更新で 50 灯というのがありますが。

今年になって 15 灯、それから整備費として 40 灯、これがあるのですが、かなり削減されておりますけれども、実際に新設申込みというのはどのぐらいあるものかお聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 1 点目の太陽光発電助成金の件でございますが、1 戸あたりの助成上限額につきましては 15 万円でございます。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 最初の 1 点目の電気料につきましては、防犯灯の電気料です。

2 点目の工事請負費、防犯灯整備工事の灯数なのですが、先ほど、総務部長が説明した内容につきましては、既存の分といいますか、これまでの予算の計上の分が新設が 15 灯ということでございます。

ここの予算におきましては、そのほかに北栄ですとか、新たな団地造成された部分について、プラス 60 灯みておりますので、全部で新設が 75 灯、更新が 40 灯ということでございまして、公区からの要望につきましては、平成 17 年度の実績でございますけれども、新設・更新合わせまして 43 公区、119 カ所の要望が挙がってきております。

○委員長（前川敏春） 中野委員。

○11 番（中野敏勝） 太陽光発電につきましてはわかりました。

防犯灯の新設というか、もっとたくさん予想されるのではないかと思います。

それと、電気料が非常にかかっているわけですが、いろいろな街灯を見ますと、公営住宅の建て替えとか、そういうところに、ついているところにまた新たにつけているというようなところも結構あると思うのです。こういう点検などはされているのでしょうか。

道路をつくられたところなども街灯が新たにつけられているのですが、既存の街灯がついているところにまたつけられている。そういうところも結構あるわけですね。そういうところを削減していくことによって、もっと少なくできるのではないかというふうに思います。

また、直接街灯が常時ついていなくてもいいというようなところもあると思うのですよ。

そういうところには、太陽光発電などを利用した街灯というのも、今できてきているわけですね。センサーライトというそういうものもあるのです。

そういうものをつけることによって、もっと電気料を削減していくようなことにもつながっていくのではないかというふうに思いますけれども、この辺いかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 電気料の節約の件と既存の街灯があるところにもついているのではないかとということでございますけれども、まず、電気料の節約につきましては、現在、水銀灯・白熱灯から、更新する際には随時ナトリウム灯というものに変えてきております。

このナトリウム灯につきましては、非常に透過性が高いということで、霧のときでも見やすいということ。さらにワット数が少なくても、これまでの白熱灯・水銀灯の 80 ワット、100 ワットと同じような明るさがあるということで、1 灯あたり月に直しますと 124 円ぐらい電気料が安いということで、随時これをナトリウム灯に変えてきているという状況でございます。

また、これまで複数箇所ダブってあるようなところにつきましても、随時見直ししている状況なので、今後もそれらに努めたいというふうに考えております。

それと、センサーライトについても今後どういうものか検討していきたくというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

永井委員。

○21 番（永井繁樹） まず、60 ページの 20 目に当たります総合支所費の 1 節の地域住民会議にかかわって確認をします。

この会議の組織の在り方ですね。どういう組織体になっているのか、中身について詳しく説明を頂きたいと思います。

それと、適切な目・節ではございませんので、総務費にかかわって、幕別町における地域省エネルギービジョンにかかわって質問をいたします。

幕別地区については、15 年、16 年度にかかわりまして、省エネ事業化調査まで行っております。

その事業費の金額も 780 万強ということで、これは 16 年決算等で私たちは報告を受けています。

それで、今回、合併にかかわりまして、忠類地域の施設等が当然入ってきますが、これらについてのエネルギービジョンについては一切今まで行政の方からは表明されておりませんので、予算のいい機会ですので、忠類地区の省エネにかかわっての計画をどのように考えられているか。

また、そういった事業調査等を行う計画があるのかないのか。

それらについて現段階でわかる詳しい答弁を頂きたいと思います。

○委員長（前川敏春） 地域振興課長。

○忠類総合支所地域振興課長（水谷幸雄） 住民会議の関係のご質問でありますけれども、これは合併協議の中で十勝中央合併協議会ということで、3 町村で組織していたときから、小委員会を設置して随分と研究してまいりました。

合併特例法では、いろいろと手段があるのですけれども、例えば、地域審議会を置くとか、それから合併特例区でありますとか、地域自治区でありますとか、そういったかかわりで研究してまいりました。

ただ、今回忠類地域につきましては、これは忠類地域の要望でこういう形になったのですけれども、いわゆる地方自治法による町長の諮問機関という形にさせていただいております。

住民会議の目的でありますけれども、合併時にはいろいろと小さなところが大きなところと合併しますと、小さなところの意見がなかなか通っていかないといったような住民の不安がありまして、それを解消するためにつくりました。

目的をちょっと読ませていただきますと、ここはご承知かと思っておりますけれども、「地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため」ということが目的となっております。

今回、2 月 27 日に忠類地域住民会議を設置させていただきました。15 名の委員によって組織しているわけですが、委員の選考に当たりましては、まず公共的団体等の推薦する者と、この方が 5 名。それから識見を有する者が 5 名、公募による者が 5 名ということで 15 人です。

ただ、忠類地域の実情をちょっと申し上げさせていただきますと、幕別町のように大きなところではありませんので、この 15 名を選ぶのは大変なことであります。

公共的団体等につきましては、公共的団体等 5 団体を選んでご推薦をお願いするという形ですので、以外と簡単に委員が決まってまいりますが、識見を有する者、公募による者、この方々の選考が非常に難しいといったような実態があります。

ただし、今回公募してみますと、5 名の定員ですが 11 名の公募があったということで、非常にこれは忠類地域にとっても喜ばしいことであります。

11 名の中から 5 人選ばせていただきました。

それを見ながら識見を有するもの、年齢構成ですとか地域別、それから男女、そういうことも考えまして選考させていただきました結果、15 名によって 2 月 25 日に立ち上がりました。

2 月 25 日は、こういった趣旨の説明を申し上げましたが、そのほかに委員長、副委員長の決定、そして次回にかけられるべく議案の内容のお伝えをいたしました。

その中には、先ほどにもありましたけれども、町民バスの関係もございました。

ということで、第 1 回を組織した会議が 27 日に終了いたしましたので、次回は 3 月 27 日、今度の

会議につきましては、今度から議案が本来的に審議されていくという形になろうかと思っております。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 合併後の忠類地域におけます省エネビジョンの策定についてであります、現段階で考えておりますのは、平成 19 年度に NEDO の補助事業としての採択ができるかどうかということで、今調整をしているところであります。

○委員長（前川敏春） 永井委員。

○21 番（永井繁樹） まず、住民会議の方ですけれども、さらにお伺いしますが、それではメンバー構成 15 人の中の組織構成というのは、例えば、いろんな部門があるのですけれども、環境ですとか、地域だとか、防災、そういった部門別に委員会をつくったりはしない。とにかく 15 人でテーマをそれぞれ会議にかけて考えるというそういった組織構図になりますか。それらについて。

それと、併せて、これはうちの方の行政区にかかわっての確認をしますので、忠類に限らずお聞きしますけれども、こういった会議をつくっていくときに、行政区としての公区長というのがあるのですけれども、これは公区長会議ありますね。

そういったところとの兼ね合いなのですね。片方ではまちづくりを考えていくと。片方は行政区で考えていくと。その中にいろんな検討事項があると思えますけど、その調和というのはどうなっていくのかなということが、ちょっと私わからないものですから。

合併時にかかわってのいろんな計画として地域住民会議というのがあるのであればそれなりの理解はしますけど、そうすると期限付ということになるのかどうなのか。その辺の方向性もちょっとわからないのですね。

それと、今のエネルギービジョン、19 年まで聞こえたのですけどその後何言っているのだからちょっとわからないですね。

19 年に何がどうなるのですか。

私の質問に関して、19 年に事業化調査を行うということですか。

わかりました。

そしたらその行う予定の施設について、どのような方向性で今考えているのか。施設の内容をまず説明していただきたいのと、省エネ啓発用品備品ということで、うちはナビをつけていますね。ナビの設置基準というのはちょっとわからないのですが、それらについてはどう考えておられますか。

○委員長（前川敏春） 地域振興課長。

○忠類総合支所地域振興課長（水谷幸雄） 住民会議の関係は、先に条例で審議されておりますけれども、先ほど永井委員のご質問につきましては、今後、部会構成あるいはそういったことの構成はしていかないのかというご質問ですけれども、これは会議の運営につきましてはすべてメンバーに任せておりますので、今後の話合いの中で検討されていくものと。必要があれば設置されるだろうというふうに思っております。

それから、総合計画との絡み、地域住民会議との役割ですけれども、これは総合計画関係につきましては新町全体を通して考えられるのでしょうか、この地域住民会議につきましては、いわゆる忠類地域の関係、これを主としておりますので、本町との在り方ですとか、それから忠類地域の懸案事項があればこちらの方で検討していくと、そういったような会議の中身になっていくのではないかというふうに想定しております。

いずれにしてもスタートしたばかりですので、今後の内容につきましては、その会議の中で順次検討されていくものというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 忠類地域の省エネビジョンの策定を平成 19 年度に、NEDO いわゆる経済産業省の外郭団体の補助採択になるよう、今調整しているところであります。

また、省エネナビの設置基準についてであります、これは特設設置基準というものについてはございません。

また、省エネの忠類地区の関係ですが、19年度に省エネビジョンを策定いたしまして、その中で忠類地域のエネルギーの使用状況、また、削減の方向性を見だし、事業化調査についてはその後年時になるかと思えます。

○委員長（前川敏春） 地域振興課長。

○忠類総合支所地域振興課長（水谷幸雄） 答弁漏れがありました。

地域住民会議の設置年限なのですけれども、これはあくまでも合併協議の忠類の意向としては、永年という取扱いでお願いしております。

したがって、条例についても特段規定はございません。

それから、公区長との兼ね合いの関係ですけれども、地域住民会議は忠類地域の意向を行政に反映させると、こういうことを目的としておりますので、公区長と目的はかなり違った部分が出てまいります。

したがって、地域住民会議については、所掌事務の条例のところにあるのですけれども、町の施策ですとか予算に関係するもの、それから各種計画関係、それから町長が諮問したものを順次審議して答申していくと、こういったことが主な仕事になろうかというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 永井委員。

○21番（永井繁樹） そしたら幕別町全体にかかわってお尋ねしますから、担当部局の方はお答え願いたいのですが、地域住民会議についてはわかりました。

それで、公区長を併せて質問したのですけれども、幕別地域に関しましては公区行政そのものの在り方ですね。これは住民会議と違うというふうな意見がありましたけれども、協働のまちづくり支援事業を行うということになりますと、当然、公区行政単位というのはかなり多くなってきますよね。

そうするとこれは合併後の忠類の施策であっても、幕別町にとってこれは協働のまちづくり支援事業にかかわってきますから、当然公区行政とのかかわりというのは強くなるのですけれども、その辺の押さえが今忠類地区の方の考え方からいくと、どこまで調和されているのかなというのがちょっとわからないものですから、これらについての大まかな方向性というのをちょっとお答えいただきたいのですけれども。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） 自ずと忠類住民会議と公区長のありようとは異なってくるのだらうというふうに思っております。

忠類地域の地域住民会議の基本的なところは、忠類地域における振興策をどう考えるのだという大きな観点から、まず予算あるいは総合計画、忠類地区におけるいろいろな事業についてご検討を頂いて、それを町長の方に答申を頂くというようなことになってまいりますので、公区長さんの方に1回1回予算のご検討を頂くような格好には多分なっていないのだらうと。

まちづくり全体の話からすれば、公区長会議、春・秋とやっておりますけれども、やはり町としての全体の動きを公区長さん方にきちんとご理解を頂くという点は大事なことだらうというふうに思っております。

公区長にお願いしているのは、やはり公区内のまちづくりについて、町と色々な議論をさせていただいて、それぞれの地域がどのように進んでいったらいいのかという点については、きちんと公区長さん方とも協議をさせていただく。

まず、観点はそれぞれの公区をどう活性化して、どのように公区活動を進めていくのかという点については、公区長さん方と十分な情報交換をさせていただければなというふうに思っておりますので、目的としては同じまちづくりを進めるという意味では同じなのでしょうが、視点は公区内のことなのか、町全体にかかわることなのか、地域全体にかかわることなのか。それぞれの役割分担があるのだらうと。その上ではそれぞれの役割分担を果たすために、一緒になって進んでいかなければならないのだらうという点は多分あるのだらうと思えます。

それぞれの持っている役割について、十分私どもも認識しながら、これから協議を進めたいなというふうには思っております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、2款総務費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 3款民生費の説明をさせていただきます。

68ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額6億1,531万2,000円であります。

1節の報酬は、社会福祉委員報酬、これは民生委員の方々に委員をお願いしておりますけれども、忠類地域9名を含め、62名分の報酬のほか、障害福祉計画策定に伴う委員15人、これは3回開催分の報酬が主なものであります。

9節の旅費は、委員に係る費用弁償及び委員の道外研修に係る費用などがございます。

11節の需用費は、戦没者追悼式に係る消耗品費及び食糧費など。

12節の役務費は、障害程度区分認定審査に伴う主治医意見書作成手数料及び町が指定します医師の意見書診断料に係るものであります。

13節の委託料は、細節5の障害者のデイサービス事業、細節6のボランティア事業などに係る地域福祉ネットワーク事業、細節7の障害程度区分認定に伴う訪問調査に係る委託料であります。

19節負担金補助及び交付金、次の69ページになりますが、細節5は、社会福祉協議会の運営及び福祉団体の支援に対する運営補助金、細節6は小規模授産施設ひまわりの家の運営費補助金、細節8は、民生委員活動費交付金などが主なものであります。

20節扶助費の細節3は、重度身体障害者のベッド、便器等の購入に係る扶助、細節4及び細節5は、障害者の福祉施設サービス及び居宅サービスに要する経費であります。細節の6及び7は、身体障害者の補装具や厚生医療に係る扶助、細節9は、腎臓機能に障害を持つ方の人工透析を受けるための交通費を助成するものであります。細節10及び11につきましては、忠類地域の重度心身障害者等の世帯に対する水道料及び下水道料の扶助であります。

70ページ、28節は、国保特別会計への繰出金であります。

次に、71ページをお開きください。

2目福祉医療費、本年度予算額、8,512万2,000円であります。

本目は、重度心身障害者及び一人親家庭等の方々に対する医療費扶助費及びその事務に要する経費を計上しております。

本年2月末現在の対象者は、重度心身障害者が404名で、前年度に比較して57名の増、一人親家庭等が644名で96名の増であります。

72ページになります。

3目社会福祉施設費、本年度予算額、335万2,000円であります。

本目は、千住生活館の管理運営に要する経費であります。

8節報償費の生活相談員謝礼は、アイヌの人たちの生活相談に係る謝礼で、ウタリ協会の推薦を受け相談員を設置いたします。

4目国民年金事務費、本年度予算額、336万円であります。

国民年金の事務に要する経費であります。

73ページになります。

7節の賃金につきましては、嘱託職員を配置しまして、年金の資格異動や免除申請等の事務を行うものであります。

13節委託料は、年金の免除制度改正に伴いまして、電算システムを修正するものであります。

5目老人福祉費、本年度予算額、5億5,333万4,000円であります。

本目は、高齢者の方々の生活支援や介護予防に関する事業、また、敬老会・老人クラブ・健康増進センターの生きがい事業など、高齢者福祉に関する経費を計上しております。

高齢者の状況でありますけれども、本年2月末日現在の住民基本台帳人口は2万7,502人で、そのうち65歳以上の人口は6,046人で、高齢化率は21.98%となりました。前年より1.04%上昇しております。

幕別地域は5,331人、忠類地域515人の高齢者になります。

1節の報酬は、老人ホーム入所及び生活支援ハウス入居に係る判定委員の報酬であります。

8節報償費は、敬老祝金及び記念品のほか、人生学博士に要する経費が主なものであります。

74ページになります。

11節需用費は、細節50の敬老会及び51の老人クラブ新年会に係る食糧費が主なものであります。

なお、敬老会につきましては、本年度は忠類地域と幕別地域の2カ所において開催する予定としております。

75ページになります。

13節委託料、細節6の高齢者食の自立支援サービスにつきましては、本年度から三位一体の改革に伴いまして一般財源化となりましたけれども、既に一般財源化されている細節7の外出支援サービス、細節8のふとん洗濯乾燥サービス、細節9の軽度生活援助事業、細節10の生きがい活動支援通所事業などと同様に引き続きサービスを実施していくものであります。

14節につきましては、忠類地域の70歳以上の高齢者がアルコ236を利用して入浴した場合に係る使用料が主なものであります。

15節工事請負費は、緊急通報システムについて、忠類地域の通報先を幕別消防署に統合するものであります。

18節は、緊急通報用電話機を更新により購入するもので、30台分をみております。

19節、細節3は、老人クラブ連合会補助金で、会員一人あたり2,000円を補助するものであります。

76ページ、細節6は、特別養護老人ホーム札内寮に対する建設費補助金分であります。

20節、細節2老人保護措置費は、自宅での生活が困難な方が入所される養護老人ホームの入所に係る措置費であります。

細節4の社会福祉法人介護サービス減免費扶助は、本町では平成13年度から実施している軽減措置であります。

細節5の低所得者等訪問介護でありますけれども、これは平成13年7月から町単独事業として扶助をしているものであります。

28節は、老人保健特別会計及び介護保険特別会計への繰出金であります。

6目老人医療費、本年度予算額、1,052万円であります。

本目は、北海道医療給付事業の補助を得て実施しておりますいわゆる道老と言っておりますけれども、係る医療費扶助とその事務費を計上しております。

本年2月末現在の対象者数でありますけれども、113名で前年度に比較しまして2名の増となっております。77ページをお開きください。

7目老人福祉センター管理費、本年度予算額、594万7,000円であります。

依田地区にあります同センターでございますが、平成15年度から入浴に関して、土曜日も開放しましてご利用いただいております。利用者が増加してきております。

なお、本年度から清掃及び管理業務を委託しまして、効率的な清掃管理を行ってまいります。

8目の保健福祉センター管理費につきましては、本年度予算額、2,176万4,000円であります。

本目は、新町の地区にあります同センターの管理に要する費用であります。

79ページをお開きください。

9目南幕別老人交流館管理費、本年度予算額、262万2,000円であります。

本目は、糠内地区にあります同交流館の管理に要する費用であります。

10 目ふれあいセンター福寿管理費、本年度予算額、2,460万8,000円であります。

本目は、忠類地域にあります同センターの管理運営に係る費用であります。

81 ページになります。

11 目介護支援費、本年度予算額、1,267万5,000円であります。

本目は、介護保険制度の改正に伴う新予防給付に係る介護予防プラン作成に要する費用であります。

12 目介護サービス事業費、本年度予算額、1,903万2,000円であります。

忠類地域におけるデイサービス事業実施に伴う委託料が主なものであります。

次に、82 ページになります。

13 目東十勝障害認定審査会費、本年度予算額、319万9,000円。

障害者自立支援法の施行に伴い、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町の十勝東部4町で共同設置する障害程度区分認定審査会に要する費用であります。

83 ページ、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、本年度予算額、1億5,734万5,000円であります。

本目は、児童福祉に要する経費であります。

19 節の細節3は、2歳未満の乳幼児を持つ子育て家庭の支援のため、指定ごみ袋の購入費助成に要する費用であります。

20 節、細節1は、児童延べ2万2,876人分の児童手当で、前年度比1,606人分の増であります。

細節5は、身体障害児の補装具補助、細節7は、障害児の居宅支援費扶助であります。

85 ページになります。

2 目児童医療費、本年度予算額、6,478万7,000円であります。

本目は、就学前の乳幼児の医療費扶助とその事務費を計上しております。

本年2月末現在、対象者数は1,578名で、前年度比18名の増であります。

3 目常設保育所費、本年度予算額、1億5,001万円であります。

本目は、常設保育所5カ所の管理運営に要する費用であります。

次に、87 ページをご覧ください。

4 目へき地保育所費、本年度予算額、6,552万8,000円であります。

本目は、忠類地域1カ所を含む6カ所のへき地保育所の管理運営に要する費用であります。

7 節賃金は、忠類地域を除く5カ所の臨時保育士及び代替保育士の賃金であります。

13 節委託料は、忠類へき地保育所の運営委託に要する費用であります。

15 節につきましては、途別へき地保育所の水洗化工事を行うものであります。

89 ページになります。

5 目肢体不自由児通園訓練施設費、本年度予算額、377万3,000円であります。

本目は、愛育園の管理運営に要する費用であります。

9 節の旅費は、嘱託医師及び道立旭川療育センターから医師と理学療法士等の派遣に係る費用弁償となっております。

13 節、細節8、訓練士派遣委託料は、帯広の医療法人から作業療法士あるいは理学療法士を派遣指導いただくものであります。

90 ページになります。

6 目幼児ことばの教室費、本年度予算額、529万1,000円であります。

本目は、言葉の発達の遅れや情緒障害児に対する回復訓練を行うための経費であります。

19 節の細節6は、南十勝の広尾町、大樹町、中札内村、更別村及び幕別町の5町村において共同設置していることばの教室に係る負担金であります。

7 目児童館費、本年度予算額、1,480万4,000円であります。

本目は、札内南、札内北、幕別南の3館の管理運営に要する費用であります。

平成14年度から学校週5日制の完全実施がなされまして、家庭生活をする上で、一助となるべき

対策としまして、平成 15 年度から土曜日にも指導員を配置しまして開館をしております。

91 ページになります。

8 目子育て支援センター費、本年度予算額、1,525 万 6,000 円であります。

乳幼児期の子育てをしている家庭に対しまして、児童の健全育成の支援に要する費用でありまして、忠類地域 1 カ所を含め、2 カ所分の経費であります。

13 節は、忠類地域の子育て支援センターに係る委託料であります。

92 ページ。

3 項災害救助費、1 目災害救助費、本年度予算額、555 万円であります。

本目は、災害見舞に要する費用であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（前川敏春） 説明が終わったところでありますけれど、この際、2 時 10 分まで休憩をいたします。

13 : 55 休憩

13 : 59 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

野原委員。

○20 番（野原恵子） 69 ページにかかわるのですが、社会福祉総務費の 19 節、6 の小規模授産施設運営補助金、ひまわりの家のことなのですが、この点につきまして、今度障害者自立支援法が 4 月から施行されますけれども、この小規模授産施設が法人格をとらなければその対象の施設にはならないということになると思うのですよね。

ひまわりの家の今後の方向性について伺いたいと思います。

○委員長（前川敏春） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） ひまわりの家のご質問でありますけれども、障害者自立支援法の関係で、ひまわりの家の補助金の関係、ひまわりの家、17 年の段階では 14 名の方が入所をしております、それでいきますと 18 年度中には道の補助を受けるということが予定されていたわけなのですが、人数が若干ひまわりの家が増えるということで、道の補助が今年の 9 月で打ち切られるというようなことが示されてまいりました。

そんな関係で、この障害者自立支援法の絡みで、今ご質問ありましたようにひまわりの家が法人格を取りまして、次の自立支援法の制度の中に移行していくということなのですが、今現在、ひまわりの家が法人格を取得するというので、今、準備を進めているところであります。

順調にいけば、7 月か 8 月ぐらいには法人格を取得する見込みであります。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○20 番（野原恵子） そうしますと、14 名の入所者でこれからまた増える可能性はあるということでしたけれども、今は精神の方がこのひまわりの家は利用されていないと思うのですが、今後、自立支援法になりますと、精神にかかわる方も通所することになると思うのですが、そういう方を含めると利用者もさらに増えるのではないかと思いますけれども、その辺はどのように押さえているかお聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 社会福祉係長。

○社会福祉係長（前川吉治） 自立支援法の施行に伴いまして、三障害ですね、精神、身体、知的障害の施設が一つの施設でサービスを受けられるという体系になるのですが、現在、ひまわりが予定している施設については、精神障害は除いて計画されております。

利用の増ということですが、今年の4月に養護学校を卒業する生徒が現在4名いらっしゃいまして、その方が希望を出しておりますので、4月からは19名ないし20名ぐらいの予定をしております。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○20番（野原恵子） 今、このひまわりの家、法人格を取得する準備をされているということですね。

そうしますと、自立支援法に向けまして、精神にかかわる施設は幕別にはありません。

それで、利用したくても施設がないということであれば、やはり不利益になるのではないかと思います。

精神にかかわる病気を持っている方も今増えている状況の中では、自立支援法を施行されるに伴いまして精神の方も通所できる施設に切り替えていくということも必要ではないかなと思います。

それと、自立支援法になります利用料も負担しなければなりません。

そうなった場合、今、ひまわりの家に通所している方々で所得の低い方に対する、利用料も3段階に分かれて払わなければならないのですが、そうなった場合、所得が低くて利用できなくなるという状況も生まれるのではないかと思います。

そういう点の対策と二つについて再度聞きたいと思います。

○委員長（前川敏春） 社会福祉係長。

○社会福祉係長（前川吉治） 精神障害者のサービスの利用の施設ということですが、池田町に共同の作業所がございます。

それは新制度に乗って事業所を運営する予定と伺っております。

幕別町からもそちらの方へ通所されている方がいらっしゃいます。その方につきましては、交通費の助成をいたしておりますので、そういう利用をできるようなシステムをつくっております。

それで、幕別町にということですが、池田の作業所も少人数の作業所でございますので、例えば、幕別に住んでいる方がこちらの方でとなりますと、池田の作業所の運営が成り立たないような状況も出てくる場合がありますので、広域的な利用で精神障害者の方の施設を利用させていただきたいと思っております。

利用料につきましては、現在、毎月親御さんが5,000円程度の負担をしてひまわりの家の運営をしております。

新制度になりますと、段階が二つありまして、一つは、町が独自にやらなければならない地域支援活動事業というのがございますが、それについて委託をお願いして、ひまわりが受皿となって、今で言うデイサービスのようなことをして、それについては利用料は特に決めはないのですけれども、そういう1段階と、もう一つ個別給付といいまして、本当の民間の事業者と同じような営業活動をするということになりますけれども、そういう施設の運営になりますと、今度は自立支援法の個人負担分が出てくるのですけれども、それについては各種の法に定められた減額措置というのがございますので、所得ももともと低い方が多いですから、利用料についてもそれほど急激な変化はないというように思っております。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○20番（野原恵子） 精神の作業所ということでは池田にありますということで、今ご説明いただいたのですが、精神の場合には、やはり内在しているというか、なかなか障害者手帳や何かも申請できないというそういう状況も一方ではあるところでは、この自立支援法が4月に施行されるわけですから、そういう方々にもやはりこういう幕別町に施設があるということで通所しやすいという状況も一方では生まれてくると思うのですね。

ですから、そういう方々が歩いていける、そういう施設も地域には必要だということで、そういうふうに対象を広げていく手立てをとるということも、これから必要ではないかと思うのですが、「交通費を補助しているので池田にどうぞ」というふうになっても、なかなか利用できないということもあるのではないかと思います。

ですから、そういう手立てもこれからとっていく必要があるのではないかと思います。

それともう1点、利用料なのですけれども、民間とかそういうところの施設を利用しても利用料はかかるわけで、そういう点の本当にすべての方というのではなくて、低所得者に対する補助ということもこれから検討していかなければ、施設ができて利用できないという状況が生まれてくる可能性があると思いますので、その2点についてもう一度伺いたいと思います。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 障害者自立支援法が新しくできまして、市町村の役割等も言われているのですけれども、今厳しい財政状況のもと、これから費用対効果等も考えながら、どのようなことをしていけばいいかということは今後検討しまして、対応をしてみたいと考えておりますのでご理解を頂きたいと思います。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

乾委員。

○17番（乾邦広） 85ページ、3日常設保育所費についてお聞きしたいと思います。

予算上には金額は計上されておられませんけれども、先般、子育て支援対策として保育時間を15分延長すると町長が町政執行方針で述べられておりましたが、延長保育の実態について伺いたいと思います。

現在、6時15分まで延長しているとお聞きしておりますけれども、延長保育を15分延ばして6時半までですと、利用している人数はどのぐらい見込まれるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 延長保育の実態ということでございます。

現在、正規の保育時間は16時、4時までということでございまして、それ以降午後の6時15分まで延長しているところでございます。

現在、実際に利用されている方は、年間平均なのですけれどもおよそ300名ほどいらっしゃいます。

これは3月1日現在の在籍数と比較いたしますと、65.6%の方が4時以降も利用されている。

さらに、6時以降利用されている方は105名で23%。これを6時15分から30分まで延長いたしますと、およそ95人ぐらいの方が利用されるのではないかというふうに見込んでおります。

○委員長（前川敏春） 乾委員。

○17番（乾邦広） 大変利用される方が多いのだなと思ってちょっとびっくりしております。

先日、帯広に勤めている方から、6時に仕事終わって6時15分まで迎えに行くのは大変厳しいと。

これで15分されると大変有り難いというお話をお聞きしております。

子育て支援対策としては大変いい施策だと、私は思っております。

保育士さんの今までの体制といたしますか、今後とも守られるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 現在、保育士の勤務体制につきましては、時間が変則的ということで、4交代制で勤務シフトを組んでおります。

6時15分まで、最後まで、現在、正職員を含む複数の職員でこの延長保育に当たっているところでありますけれども、今後、15分延ばしたときでも現在の体制を守るように、もう既に調整といたしますか、職場内で打合せをしているところでございます。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

中野委員。

○11番（中野敏勝） 81ページの11目の介護支援費、この中の13節委託料、介護予防プラン作成委託料というふうになっておりますけれども、どんなところでどういう計画をつくっていくのかなということなのですけれども。

このことを聞きたいと思います。

○委員長（前川敏春） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） 介護支援費の中の委託料、介護予防プラン作成委託料についてで

ありますけれども、これについては介護保険制度の改正に伴いまして、今までの要支援の方が要支援1、要介護1の方が要介護2と要介護1というふうに二つに分かれるわけですが、そのうちの要支援1、要支援2の方については、新予防給付という形のサービスに変わってまいります。

この方たちのケアプランについては、地域包括支援センター、これは4月1日に設置をする予定でありますけれども、こちらの方でケアプランを作成しなさいというような形でございまして、今までですと要支援の人ですとか、要介護1の人というのは、各居宅介護支援事業所におきましてケアプランを作成しますと、国保連の方に直接請求するというような仕組みになっておりました。

今回、この法の改正によりまして、要支援1、要支援2の方については、地域包括支援センターが一括してそれを請求するというような仕組みになったものですから、委託をして居宅介護支援事業所にうちが委託をお願いして、それを一括して国保連に請求するというような仕組みになります。

ですから、この中身というのは、先ほど申し上げましたように、要支援1、要支援2の方に対するケアプランの作成委託料というような中身であります。

○委員長（前川敏春） 中野委員。

○11番（中野敏勝） 介護福祉士とか、ヘルパーとか、そういう方がいてつくられないものでしょうか。

○委員長（前川敏春） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） このケアプランの作成に関しましては、ケアマネージャーの資格を持っているものでないとできないというようなことになっております。

その居宅介護支援事業所におけますケアマネージャーがこの作成をするということになっております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） ただいまの新しく始まる事業の中身で、包括支援センターの中で事業を開始されていくのですが、ここの費用なのですけれども、介護予防プラン作成委託料、1,262万5,000円組まれておりますね。

これが全額予算の方では、介護予防計画等作成手数料として1,262万5,000円ということは全額手数料として本人の負担になっていくのかどうか。

そういう流れなのでしょうか。

それと、対象はどのぐらいいて、もう既に4月1日からですからいろいろ準備開始されていると思うのですが、具体的な介護予防の中身ですね。今のところいろんなメニューがありまして、様々な介護予防の事業に取り組まれるのですが、今予定されている事業の中身はどんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） ケアプランの作成に関しましては、これは個人負担はありません。

今までも同じですけれども、ケアマネージャーにケアプランを委託した場合には個人負担は生じない仕組みとなっておりますので、それと同じような形になります。

あくまでもこれは事業所に払う委託料というような中身ですので、個人負担は生じてまいりません。

今回この委託で組んでいるのは1,485件ということなのですけれども、誠に申し訳ありません、細かな人数につきましては、これは介護保険の方の中で数字が容易してまいりましたので、今日はちょっと特別会計の方の資料を持ってまいりませんでしたので申し訳ございません。

それから、介護予防の中身についても、これも実は介護保険の方で、そちらの方で、誠に申し訳ありませんがよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございせんか。

増田委員。

○19番（増田武夫） 1点、85ページの児童医療費。

一般質問でもお願ひしたところでありまして、所得制限なしで就学前までの医療費の助成をしてほしいと、そう要望しているところでありまして、全町で所得制限なしで医療費の無料化を行

った場合に、新たに予算をどれほど必要とするか、お願いいたします。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 現在、幕別町におきましては1割自己負担を求めてこの制度を運用しておりますが、この制度のまま就学前まで全員無料にいたしますと、およそ1,300万円の増となります。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

中橋委員。

○9番（中橋友子） 2点なのですけれども、1点目は、障害者の医療費にかかわりまして、ページ数でいけば69ページになるかと思うのですが、先ほども施設の関係での質問があったのですけれども、自立支援法が新しく確立されまして、障害者の医療費もこれまでほとんど無料だったものが1割負担が導入されることになりました。

所得区分もありまして、中はかなり細かく分かれてはいるのですが、その有料化になることによって、幕別町内における障害者の医療負担がどのぐらい増えていくのか。影響は何人におよんでどのぐらいの金額になっていくのか。これをまず伺います。

それからもう1点目は、愛育園にかかわりまして、89ページです。

肢体不自由児の通園訓練施設としてずっと役割を果たしてこられた愛育園ですが、これは今年の入所予定の子供さんの町内別の状況をまずお尋ねしたいのと、愛育園については道の予算もどんどん下がってきておりまして、なかなか施設を維持していくのが難しいというようなやりとりを過去にしてきた経過がございます。

そのときに、将来的には帯広の新しい施設のことも考えながら、うちの施設の在り方も変えていく、あるいは考えていくということであったのですが、その後、この点ではどのような方向性になっているのか伺います。

○委員長（前川敏春） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） 障害者自立支援法の施行に伴いまして、今までの厚生医療ですとか、あるいは育成医療といったものが、1割負担が導入をされるということになりますけれども、これに対しましては、国の方において一定の所得に基づいて軽減措置が図られているというようなことであります。

生活保護の方でいえば、これはゼロですと。それから、低所得者の1、これが本人の収入が80万以下の方の場合であれば2,500円が限度となりますと。それから、低所得の2として、これは収入が80万以上の方ですけれども、これも負担の上限月額が5,000円というようなことになっておりますので、中身は厚生医療なんかの場合には一人で200万円ぐらいかかるというような方もいらっしゃいまして、それを単純に1割負担と計算しますと20万円というようなことになりますけれども、こういう方についても2,500円あるいは5,000円の負担で済むというようなこともありますので、そういうことで国の制度の中で軽減策も図られているものだというふうに考えております。

それから、人数でありますけれども、知的の入所者で54名の方がおりまして、金額にいたしまして120万円程度の影響があるかなというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 愛育園の新年度入所する予定の市町村別の内訳についてお知らせいたします。

全体で11名入園予定となっております。帯広市の方が5名、音更町の方が2名、土幌町の方が1名、清水町の方が1名、幕別町の方が2名、合計11名という状況でございます。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） 愛育園の方向性のお話でございますが、私どもの町としては、できれば18年度をもって何らかの機関に切り替えることができるといふ思いで、今お話し合いを進めようとしている段階でございます。

帯広市あるいは町村会、さらには道、いろんなところと協議は、事前のお話として若干させていただいておりますけれども、正式な協議はこれからなるかと思っておりますので、大体6月か7月ぐらいまでに

ははっきりしたその辺の見通し、方向性、廃止するという方向性はあれなのですが、時期的なものも含めてきちんとした結論がそのころには出るだろうというふうに、今考えております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 1番目の医療費のことなのですが、確かに国の方で軽減措置をとっているから、上限もそれぞれ低所得者1段階で2,500円、第2段階で5,000円ということで、負担はそこで限られるのだと。合わせて120万円なのだというのでありましたが、これまで何回かお話ししてきましたけれども、障害者の人たちはほとんど医療費がかからない状況の中で、障害年金等で生活されておりましたよね。その人たちにとって新たな月額これだけの負担がかかっていくということは、やはり影響は大きいというふうに思うのですよね。

低所得者に対する軽減措置2,500円までだよといっても、ここは80万円ということでもありますから、月額にして収入にしたら7万円ぐらいですよ。そこから生活もしながらさらに医療費も払っていくということですから、きちっとこういう問題を捉えて、各自治体では軽減対策をとっていらっしゃると思うのですよね。

それで、軽減対策の、これは収入はまた別な機会にもなるのですが、軽減対策の財源なども、この1割負担導入によって、様々な形で町に制度の改正によって収入が増える部分を活用しながら軽減をしていくというような考え方で、帯広市あるいは本州などもあちこち出てきているのですが、そういう考え方もって進めているのですけれども、うちの町ではそういう考え方もって進めていくということにはなっていないでしょうか。

それと、愛育園につきましては、やはり廃止の方向にあるということが明らかにされてきて、通所者の間には不安があるという事実もございます。

それで、平成18年度ということになれば、来年の今ぐらいの時期までにきちとなっていくのかなというふうには思うのですが、これもやはり職員と通所者の信頼関係の中で、道や療育センターなど、あるいは医療機関なども含めてかなりの連携をとられて対処されてきている施設だと思うのですよね。

そういう形がきちっと継続されるような論議の中での柱ですね、そういうことをきちっと継続していただきたいと思います。その辺についても期間としては18年度ということで示されましたけれども、内容についても不安が持たれることのないような詰め方をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） ただいまの軽減対策のご質問でありますけれども、この障害者に対する自立支援法の制度の趣旨といたしまして、やっぱりその制度を長く存続する、そしてみんなで支え合うという、そういう趣旨のもとから、一定の、先ほども申し上げましたように、軽減対策もとられておりますので、本当に厳しいではありませんけれども、本当に最低限の月額ということを決めておりますので、何とかご理解を頂きたいなというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） 私どもとしては、前から議会の中でご議論させていただいておりますように、最初は何とか道立でお願いできないかということで、道にも一生懸命働きかけをしてきております。

しかしながら、現在の道の財政状況からいまして、なかなか道がそういう施設を十勝に設置することは厳しいという結論めいたお話なものですから、今、中橋委員がおっしゃるとおり、少なくとも通われている子供さん、あるいは親御さんになるべく負担のないような形で、何とか帯広市あるいは町村会と連携をとりながら、道も連携をとりながら、受皿となるようなところが、今言われるような方向の中で、うまく機能ができるように、そういう方向性を見定めながら何とかご理解をいただけるような方向で進めてまいりたいというふうには考えております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

芳滝委員。

○2番（芳滝仁） 88ページ、児童福祉費の4目へき地保育所費、13節委託料であります、忠類へき

地保育所運営委託料の件と、91 ページ、同じく児童福祉費、8 目子育て支援センター費の中の 13 節委託料、子育て支援センター委託料というのが出ておりますが、委託しておる事業所がどのような事業所であるのか。

また、その運営の中身につきまして、例えば、保育士の数であるとか、入所児童数だとか、そういう内容につきましてお尋ねしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 保健福祉課長。

○忠類総合支所保健福祉課長（米川伸宣） 忠類地域の保育所の委託料、それから子育て支援センターの委託料について、ご説明申し上げたいと思います。

現在の忠類地域には、保育所が 1 カ所、幼稚園がございませんので、このへき地保育所が 1 カ所でございます。

建物は平成 2 年に建設したもので、定員は 70 名となっております。

入所対象は満 2 歳以上としておりまして、2 歳児につきましては、両親とも就労しているという保育に欠ける児童ということで制限をいたしておりますが、3 歳以上児はほぼ全員が入所しております。

平成 18 年度の入所児童数の見込みでございますが、定員いっぱいの 70 名となる見込みでございます。ここ十数年来ではもっとも多くなっております。

へき地保育所の運営につきましては、開設時から公設民営の委託方式を実施しておりまして、昭和 61 年から現在の委託先であります忠類保育所運営委員会に管理運営を委託しております。

運営委員会の委員構成ですが、社会福祉事業に関心を持ち、また、学識経験のあるもの若干名としておりますが、現在は歴代保育所保護者会会長の経験者 8 名と忠類小学校長の 9 名で構成しております。

それから、子育て支援センターでございますが、同保育所内に平成 13 年度から子育て支援センターを設置しておりまして、平成 15 年度からは選任指導員を配置して、一時預かり保育を実施しているところでございます。

保育所の職員数についてでございますが、保育所が 6 名、子育て支援センターが 2 名、合計 8 名となっております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

堀川委員。

○16 番（堀川貴庸） これも適切な款項目がちょっとわかりませんので。

85 ページ、常設保育所の中で、札内地域だけで構わないのですけれども、それぞれ保育所の入所状況というのでしょうか、直近の入所状況はどれくらいあるのか。

その中で、兄弟姉妹一緒になっているような方々の数、若しくはばらばらになっているような数を教えていただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 平成 17 年度の 10 月現在の人数でございますけれども、私ども今押さえているのはその人数でございます。

中央保育所が 80 名、札内南保育所が 105 名、札内青葉保育所 99 名、札内北保育所 104 名、札内さかえ保育所 65 名と。合計で 453 名在籍しているという状況でございます。

兄弟の状況でございますけど、ちょっと私今手元には何名いるかというのは持っていないのですけれども、ご兄弟で入所申込みされている方につきましては同じ保育所に入っていたかのように配慮して入れている状況でございます。

○委員長（前川敏春） 堀川委員。

○16 番（堀川貴庸） たまたま数年前でしょうか、ちょっと知っている方からもいろいろと役場の対応に対してご批判があったものですから、その実態についてお伺いしたところでした。

地元紙でもいろいろと声が寄せられていましたので、幕別町においては配慮していただいていると。この状態をまた引き続き、子育て支援とあいまって引き続き実施していただきたいと期待しております。

また、町民課長、一言。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 今後とも住民の皆さんのご要望にお応えいたしまして、例えば、今ご兄弟の話が出ましたが、そういう場面では一層配慮していきたいと考えております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、3款民生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 衛生費の説明をさせていただきます。

93 ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額、2,376万1,000円であります。

1節報酬は、嘱託医師16名分の報酬及び健康づくり推進に係る協議会委員10名分の報酬であります。

7節賃金は、乳幼児健診等に係る臨時職員等の賃金であります。

8節報償費は、夜間救急診療を帯広市の医師会に対応いただいております謝礼などであります。

9節旅費は、嘱託医師に係る費用弁償が主なものであります。

13節委託料は、各種健康診査に係る委託料であります。

94 ページになります。

19節は、細節3の十勝圏複合事務組合、これは高等看護学院分の負担金でございますが、それから細節8の日曜診療に対する交付金、細節11の公衆浴場の確保対策事業補助金、また、子育て支援及び少子化対策としましては、細節12の赤ちゃんクラブに対する補助のほか、本年度から細節13の妊婦検診に対する助成を拡大するとともに、細節14では、不妊治療費に対する助成を新たに創設して助成してまいります。

2目予防費、本年度予算額、1,206万1,000円であります。

本目は、結核、麻疹、エキノкокクス、インフルエンザなどの予防に要する費用であります。

次に、3目保健特別対策費、本年度予算額、3,706万5,000円あります。

本目は、生活習慣病の予防など保健対策として実施する各種検診に要する費用であります。

96 ページになります。

13節は、各種検診委託料であります。細節14及び細節15の人間ドック、脳ドックにつきましては、本年度助成金額を増額しまして受診の拡大を図るものであります。

97 ページになります。

4目診療所費、本年度予算額、2,966万2,000円あります。

本目は、駒島、糠内、新和、古舞、日新の各診療所で行う診療のほか、13節委託料は、忠類地域の診療所及び歯科診療所の管理運営に要する費用であります。

5目環境衛生費、本年度予算額、1億2,026万3,000円あります。

1節報酬は、省エネ普及員の活動に要する報酬であります。

98 ページになります。

7節賃金は、環境衛生業務員の賃金が主なものであります。

13節委託料は、葬祭場の管理に係る委託料が主なものであります。

99 ページ、15節は、葬祭場3号火葬炉の再燃焼炉補修工事のほか、千住墓地の造成工事に要する費用であります。

17節は、千住墓地拡張に係る用地買収に要する費用であります。

28節は、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

6 目水道費、本年度予算額、2 億 5,371 万 6,000 円であります。

本目は、十勝中部広域水道企業団への補助及び出資金並びに水道事業会計への出資金などでありま
す。

100 ページになります。

28 節繰出金は、簡易水道特別会計への繰出金であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、本年度予算額、4 億 353 万 4,000 円であります。

1 節報酬は、廃棄物減量等推進審議会開催に伴う報酬であります。

11 節需用費、細節 30 の印刷製本費につきましては、ごみカレンダー及び指定ごみ袋の作成に係る費
用であります。

細節 40 修繕料は、忠類地域のごみ収集車修繕に係るものであります。

12 節役務費、細節 15 は、公共施設に係るごみ処理手数料であります。細節の 16 は、指定ごみ袋取扱
店に対する手数料であります。

101 ページ、13 節委託料、細節 5 は、ごみ収集委託料で可燃、不燃、資源、大型ごみ等の収集運搬に
係る経費であります。細節の 6 は、豊岡ごみ処理場に係る地下水等の水質検査に要する費用であります。

15 節豊岡ごみ処理場適正閉鎖工事ではありますが、平成 14 年度に着工しまして、平成 18 年度完成予算
の工事であります。本年度の工事内容は、覆土工事、法面工事、植生工事、排水工事の実施に要する費
用であります。

19 節、細節 3 は、十勝環境複合事務組合の負担金であります。細節 5 は、資源回収推進実践地区協力
交付金でありますけれども、昨年度まで 1 キログラム当たり 4 円を交付しておりましたけれども、本年
度から 1 キログラム当たり 1 円を増額しまして、1 キログラム当たり 5 円としまして、ごみの減量及び
リサイクル推進による環境保全の一助とするものであります。

細節の 6 につきましては、家庭用の生ごみ処理機の購入補助であります。電動生ごみ処理機につ
きましては、平成 13 年度から助成いたしておまして、本年度は 45 台を予定しております。

また、コンポストにつきましては、80 台分の助成を予定しております。

細節 9 は、南十勝複合事務組合負担金で、広尾町、大樹町及び幕別町の 3 町で共同設置をしているご
み処理に係る負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

何かございませんか。

豊島委員。

○10 番（豊島善江） 1 点だけお聞きします。

100 ページ、2 項清掃費の中のごみの不法投棄のことです。

ごみの有料化が始まって、一昨年ですからもう 1 年以上が経つのですが、不法投棄についてはなかな
か減らない、そういう状況にあると思います。

特にいろいろ地域の方からお話を聞きますと、地域的に不法投棄が多いところとほとんどないとい
うところが分かれているというような話も聞くのですね。

それで、新年度、この不法投棄に対するどんな取り組みを計画をしているのか。そのことをまずお聞
きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 不法投棄の新年度における対策ということでございますが、現在、昨年
の 10 月から、まずごみの分別のパトロールと不法投棄のパトロールを週に 1 回職員で行って
おります。

今後につきましても、そのパトロールを強化していくというふうに考えております。

それともう 1 点なのですが、これも北海道の方で、夜間の不法投棄のパトロールを始めました。こ
れは昨年の 9 月からなのですけれども、これは全道的に行っておりまして、十勝管内におきま
しては幕別

町が大体週に2、3日、夜中警備会社に委託して歩いているところなのですが、それらとも連携をとって、私も職員でできるだけこういうものをなくすという体制を整えていきたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 豊島委員。

○10番（豊島善江） パトロールをしているということで、週に1回パトロールをしている。そういうパトロールをしているということは、地域的な状況も把握をしているということになりますね。

それで、こういうふうにパトロールをしているのですから、その地域的な状況を把握して、それに適した対策というのを今後はどうしていく必要があるのではないかなと思うのです。

例えば、町の中の古くから住んでいるような、例えば、札内の春日町のような地域と、新興住宅の新しく開けてきた住宅というのは、自ずと住民の感情的なものもありますけども、そういうごみに対する考え方だとかかなり違っているのですよね。

それとか、近くに大きな何も使っていない土地や何かがある、そこに隣接している公区だとか、そういう場合もまた違いますし、そういうそこそこの地域の状況にあったきめ細かな集中的な対策もとっていくという必要があるのではないかなと思うのですが、そのところをお聞きします。

それから、ちょっと今わからなかったのですが、道の方で夜間パトロールをしているということで、週に2、3日というふうなことをお答えいただいたのですが、毎月これはやっているということなのでしょうか。

それからもう一つは、やはりパトロールと同時に大事なのが啓蒙活動だと思うのですね。その辺の取り組みはどんなふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 不法投棄の実態ということで、場所がどういうところで、それぞれ場所にあった対策をとということでございますけれども、まず、不法投棄を多く見受けられる場所というのが、非常に人通りの少ない川縁とか、例えば、幕別温泉の下の戸月橋のところからパークホテルのところへ抜ける道路、そういうようなところが非常に多いと思っております。

そういう場所につきましてパトロールをするとともに、啓蒙用の看板を立てております。

さらに職員が万が一捨てられた場合、それを拾ってきているという状況でございます。

さらに住宅街におきましては、共栄町ですとか、国道縁のところ、ごみステーションに車でもって来て分別されていないようなごみを捨てていくという状況が多く見受けられます。

そういうところにつきましては、やはり看板を立てるとともに、公区の方とご相談させていただきまして、幹線道路から外れたところにごみステーションを持っていくということも既に何件か行っております。それによって、目立たないところにごみステーションを持っていくことによって、不法に捨てられないように防御するというような対策を行っているところでございます。

道のパトロールでございますけれども、実は先ほど言いましたとおり、昨年9月からその対策を始めておりまして、現在、ちょっと冬場は休んでいるというふうに伺っております。昨年は9月から12月まで3カ月間、ほとんど毎日夜間パトロールをきているというふうに伺っております。

ただし、先ほど言ったように、十勝管内全域をエリアにしておりますので、幕別町は大体週に2、3回来るといふふうに伺っております。

今後、夏に向かって道ではさらにまた今年度も行うというふうに伺っております。

もう1点、最後の啓蒙活動についてでございますけれども、先ほどちょっと言いましたが、そのようなごみの不法投棄が多い場所につきましては、啓蒙用看板を立てるということを行うと。さらに、昨年行ったのですが、広報誌で何回かそういう広報を行わせていただくと。さらに、これはちょっと不特定多数に対する啓蒙という意味ではないのですが、不法投棄のごみを見つけた場合、職員パトロールをしていて、中を確認させていただきまして、中に例えば名前のわかる物があつた場合は、ご自宅に行つて直接指導していると、そういう状況でございます。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

芳滝委員。

○2番(芳滝仁) 101ページ、清掃総務費の13節の委託料のごみ収集委託料のところではありますが、前年度の予算を見ましたら1,400万円ぐらい増えておるわけでありまして、これは忠類地域が増えたのだらうと思うのですが、見直しをされていく。不燃ごみの収集の見直し、あと、大型ごみの見直しもあるでしょうし、収集の日の見直しもあると思うのでありますが、その辺のいわゆる見直しの上での費用の形、そして忠類地域と幕別地域の費用の中身と申しますか、それをお伺いしたいと思います。

○委員長(前川敏春) 町民課長。

○町民課長(田村修一) はじめに、忠類地域と幕別地域のごみの、今回、予算積算いたしました内訳について、ご説明いたします。

幕別地域分につきましては、1億3,962万7,000円、忠類地域分につきましては、1,447万円という状況でございます。

ごみの見直しにつきましては、不燃ごみを隔週にしたということ。大型ごみの収集回数を増やしたと。さらに不燃ごみ、可燃ごみ、大型ごみを合わせまして、祝日も収集を行うというようなことを行うところでございます。

その結果、費用的には昨年の委託契約額と本年度の予算見込額を比較いたしますと、可燃ごみ、不燃ごみの収集におきましては、163万5,000円減額となっております。大型ごみにつきましては、131万円の増となっております。

さらに、公共施設の収集につきましては、3万8,000円程度減となっております。トータルで差し引きいたしますと36万3,000円ほど減ということになっております。

○委員長(前川敏春) 芳滝委員。

○2番(芳滝仁) 内訳を聞かせていただいて、少し幕別地区で減額になっているという状況ではありますが、恐らくは大型ごみを増やして収集日を増やしたから余り変わらなかったということなのでしょうけれども、その辺のごみの収集の形につきまして、やはり今後とも注意深く見て、その収集の形というのでも検討して、できるだけ協力をさせていただきながら、費用につきまして減額をしていくという方向性を出すべきだと思うのでありますが、その辺の方向性はどうか。

○委員長(前川敏春) 町民課長。

○町民課長(田村修一) ごみの収集回数を見直しにつきましては、住民の方々のご協力が一番だというふうに考えております。

私どもといたしましては、ほかの町村の例、例えば、生ごみをまたもう一つ別な分別の仕方をするというような分別の仕方をして収集している市町村もあると伺っております。

それらのことを研究いたしまして、また、見直しする際には住民の方々の意見を聞いて向かっていきたいというふうに考えております。

○委員長(前川敏春) 千葉委員。

○22番(千葉幹雄) 101ページ、19節の細目3と9でありますけれども、現在、旧幕別町、帯広にある十勝環境複合事務組合負担金ということで一億三千三百万何がしですね。

9番目南十勝複合事務組合負担金ということで5,000万強ということで、非常にごみの量からいくとかなり高い負担金を今払っているわけですが、当然、これは大樹にあるのでしょうか、そこで処理するということで、どうしてもコスト的に高くなるのだらうというふうに思うのですが、それはそれとしていた仕方がないなというふうに思います。

ただ、将来的に、もちろん建てるときの約束ごとがあつて、ある程度建て替え時期まではそういった方向で進まなければならないのだらうというふうには思うのですが、この将来見通しというのでしょうか、いつごろまでこういう流れになっていくのか、わかる範疇で結構でございますけれども、お聞かせを頂きたいというふうに思います。

○委員長(前川敏春) 町民課長。

○町民課長(田村修一) 南十勝複合事務組合の負担金の関係、いつごろというお話でございます。

これまで建てました施設の建設の償還だとか、そういう面がございまして、合併協議の中、さらには南十勝の組合の中の会議の中では、平成 28 年度をめどに、現在幕別町が加入しております十勝環境複合事務組合に統合したいというふうお話でございます。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございせんか。

この際、15 時 20 分まで休憩をいたします。

15 : 06 休憩

15 : 18 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

関連質問をお受けいたします。

増田委員。

○19 番（増田武夫） 関連で 2 点ほどお聞きしたのですが、1 点は、ごみ処理手数料、この処理については、「幕別町の例により合併する年度の翌年度から 5 年以内に統一する」と、そういうふうになっておりまして、今年は 10 月からまた改定されていくのでないかというふうに思うのですが、これがどういうふう形で改定していく手順になっているのか、そのことを一つお伺いしたいわけでありましてけれども、ご承知のように、約倍にまでになっていくわけですが、それに伴って、ごみの分別については「現行のとおり新町に引き継ぐものとする」と、こういうふうになっているのですよね。

幕別町の分別の仕方と、それから南十勝の事務組合の分別の仕方がちょっと違っていて、例えば、資源ごみ、紙の資源ごみの扱いが相当違うのですよね。

幕別町の場合は、ほとんどの紙は資源にまわっていくのですが、忠類地区の場合は特殊なもの、新聞でありますとか、牛乳のパックでありますとか、そういうものしか資源ごみになっていかないのですよね。

そうなりますと、燃やせるごみの量というのは相当こっちの地域と向こうの地域に差が出てくるわけですね。

そうなりますと、そうやって差が出てくるにもかかわらず、料金だけ倍になるということになると、これは負担の感覚からいって相当違う負担の、同じごみを出しているにしましても、資源ごみにいく量が多いのと燃えるごみにいく量が多いのでは相当差が出てくると思うのですよね。

そういう中で、「現行のとおり新町に引き継ぐ」ということになっていますので、その辺のことはやはり同じような分別にするのであればそれはわかりますけれども、相当不公平感が出るのではないかと、そう思うのですね。

その辺はどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしておきたいと。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 増田委員のご質問のとおり、ごみの処理方法、組合が違うということで処理方法が違うという状況でございます。

手数料につきましては、ただいまありましたように、5 年間、平成 23 年をめどに統一するという考え方でございます。

その際に、分別方法、収集方法につきましても、同様に調整していきたいというふうに、合併の協議の中、さらには南十勝の組合の事務段階では調整しているところでございます。

具体的にいつごろ幾ら上げるかということにつきましては、現在、まずは情勢を見てということでご具体的なものは出ておりませんが、おおむね平成 20 年ごろをめどにということを考えております。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○19 番（増田武夫） それでは、5 年度以内に統一する。それで 18 年度はまだ上がらないとみていいということでしょうか。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

- 町民課長（田村修一） 上がらないということでございます。
- 委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、4款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。
次に、5款労働費に入らせていただきます。
5款労働費の説明を求めます。
経済部長。
- 経済部長（中村忠行） 5款労働費についてご説明させていただきます。
102ページになります。
5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額、1,271万8,000円。
本目につきましては、労働者対策に係る経費でございます。
21節貸付金、勤労者福祉資金貸付金につきましては、勤労者の生活福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託をして貸付を行うものでございます。
2目雇用対策意、予算額497万2,000円。
本目につきましては、雇用対策に係る経費でございます。
13節委託料、細節5、6につきましては、季節労働者の雇用対策として街路の清掃、除雪を行うものであります。
以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
- 委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
杉山委員。
- 14番（杉山晴夫） 102ページの1目労働諸費、21節の貸付金についてお尋ねをいたします。
ただいま、ご説明がありましたとおり、これは労働金庫に1,000万円を預託して、勤労者に対する貸付金の原資としようとするというふうなことでございます。
ここ数年、この1,000万円の予算額は同じであります。
同額であるということは、資金需要に変動がないというように理解いたしますが、そこで労働金貨では預託金の1.5倍までの貸付けに応じるというふうにお聞きしておりますが、前年度、前々年度で町内の勤労者が何件で幾らの貸付けを受けたのか。
また、その利率については幾らであったのか、その実態についてお知らせを頂きたいと思っております。
また、この制度について、勤労者に対してどのような方法で周知を図っているのか、併せてお知らせを頂きたいと思っております。
- 委員長（前川敏春） 商工観光課長。
- 商工観光課長（熊谷直則） 勤労者福祉資金の利用状況でございますけれども、これにつきましては、平成17年度でございますけれども、今現在におきましては、新規が3件でございます。平成16年につきましては、1件でございます。
これは委員の質問にございましたように、労働金庫に1,000万円預託いたしまして、1.5倍まで融資幅を持たせているものでございます。
なお、この周知につきましては、町の広報並びにホームページで記載してございます。
それと、毎年5月ごろ開催されます公区長会議におきましても周知しているところでございます。
- 委員長（前川敏春） 杉山委員。
- 14番（杉山晴夫） 件数はわかるのですが、金額と利率について答弁漏れがございます。
- 委員長（前川敏春） 商工観光課長。
- 商工観光課長（熊谷直則） 17年3件でございますけれども、これは222万円でございます。平成16年につきましては50万円でございます。

これは生活資金ということで、医療、教育、冠婚葬祭ということで貸付けしますけれども、これはそれぞれ年1%の利率でございます。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

中橋委員。

○9番（中橋友子） 102ページの1労働費の19負担金補助の中での季節労働者にかかわってということでお尋ねいたします。

ご承知のとおり、季節労働者の援護対策というのがいよいよ来年をもって終了ということになってまいります。

これまでも幕別町としても、65歳以上の方が外れた場合の手当ですとか、様々としてこられたのですが、今本当に深刻な状況になってきています。

特に仕事がないということが、この制度、現在あるにもかかわらず乗れなかったという人も今年はかなり出たということで、その上に来年なくなるということでもありますから、ますます厳しい状況になっていくというふうに思うのですが、まずその辺の実態をこちらでどのように押さえられるかということをお尋ねいたします。

それと、雇用対策としての今年の取り組み、これらについてもお伺いいたします。

○委員長（前川敏春） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 冬期技能関係でございますけれども、これが18年度でなくなるというようなことございまして、これにつきましては、道の方でも北海道季節労働者雇用対策協議会というような協議会をつくっております、その中で季節労働者の在り方を検証するというようなことで、2月に報告されているところでございます。

本町におきましても、これら中身の取り組み状況を見た中で検討していかなければならないと思っております。

毎年同じでございますけれども、季節労働者の支援につきましては、冬の除雪とか歩道の排雪等のことを実施しておりますけれども、18年度につきましてもこれら同じようなことを実施していくというようなことで考えてございます。

その他につきましても、各関係機関と協議の上、雇用対策に万全を期していきたいと思っております。

本年、65歳以上の方々の雇用関係ということで、就労センター関係でやってございますけれども、これにつきましては5名の方の登録があったということでございます。

それと、冬期技能講習参加ということで、札内・幕別合わせまして140名の方が講習会に出席されたと。また、忠類地区におきましては50名の方が出たと。合わせて190名というようなことでございます。

この中で、町といたしましても講師等の派遣をしているというようなことでございます。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 聞いている範囲での実態をちょっと申し上げたいと思うのですが、十勝管内でも全体的にそういう傾向なのではございますけれども、多いときでは、例えば、帯広あたりでは4,000人から5,000人の受講者がいたのですが、今年は1,000人を切っているのですよね。

幕別町も200人、300人越えていたのがこのような状況ですから、かなり人数が減っている。減っている原因なのではございますけれども、労働者の数が少なくなったというのではなくて、一つには資格要件を満たさない。6カ月間きちっと働いて11人以上というのがクリアできない。それだけ仕事がないというのがあるのですね。

それからもう一つは、ご承知のとおり65歳以上は受けられないというような中で、内容も制度そのものの保証される金額も下がったのですけれども、それすら条件を満たすことができなくて、受講することができないと、こういう現状にあるわけですね。

ですから、そこでそれぞれ雇用の促進あるいは直接雇用などについての事業所への協力の依頼、こういうようなことをやっていかないと救えないというのが現実にあるわけです。

ですから、町としての 65 歳以上の手立てというのは、昨年から雪かき事業などをやってこられたのですが、それと併せて、やはり資格を満たすだけの事業所に対する協力の依頼活動ですね、そういうようなこともきちっとやっていかないと、今、業者も大変厳しいところにありますから、黙っていたらこういう状況になるということだと思っております。

そういった手立てをとっていただくことと併せて、いよいよそういう状況も来年 18 年ではもうなくなってしまふというふうになると、ますますその後の困難が予想される場所なのですよ。

ですから、その辺についても強力な要請活動も含めて、制度存続に向けての強力な体勢も必要ではないかと思っております。

以上の点についていかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 経済部長。

○経済部長（中村忠行） 中橋委員がおっしゃられますように、今回、冬期援護制度がなくなるというふうなことで、昨年度から 65 歳以上の方が対象外になっているということで、大変季節労働者の生活を守って、地域経済の重要な制度というふうに私どもも考えておりますけれども、今おっしゃった 65 歳以上の方については、町として就労センターに登録をして、具体的に仕事をしていただくという手立てもっておりますし、また、冬期の雇用対策として今言ったような対策も講じているということでございますが、実際的に一つになって、それらの対策を国の補完をするということはなかなか難しい面がありますけれども、できる限り町としても、ハローワーク等との連携、あるいは企業に対してのそういうような雇用に対しての啓発等々もご提言受けたことについて十分尊重しながら努力してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○19 番（増田武夫） 関連で発言したいと思いますが、この問題につきましては、町長をはじめいろんな方々にご協力を頂いて、副申書その他も頂きながら、私も 2 月に 27、28 日に政府の交渉に行っていました。

そのときに、厚生労働省の担当の方は、18 年度までのこの制度は閣議決定でなくすと言っているのです、この制度はもう延長できないのだと。別な手立てをどうするかということこれから考えるという、そういう段階のようです。

19 年度の政府の概算要求が 8 月ごろから始まってしまいますので、それまでの間に新しい制度をどうつくってもらえるか。このことが非常に重要になってまいります。

その際には、我々も運動してまいりますけれども、高橋知事もこの問題での解決のために頑張っていくということでやっているようでもありますので、是非とも町長も町村会その他を通じられて、季節労働者の方々の生活を守る制度を是非つくってほしいと、そういうご努力をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 冬期雇用関係については、大変住民の方にとっても身近な問題であるというふうなことで、私ども今まで協力体制をとりながら進めてきたところであります。

お話にありましたように、国の制度がなくなるということで、十勝町村会それから十勝の活性化推進期成会の中でもこれらを取り上げて、重点要望事項の中に加えて運動を進めておりますので、私もその一員としてこれからも運動に参加をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、5 款労働費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、6 款農林業費に入らせていただきます。

6 款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 6款農林業費について、説明をさせていただきます。

103 ページになります。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額、2,341万3,000円。

本目につきましては、幕別忠類両農業委員の報酬と経常経費でございます。

2目農業振興費、予算額、1億6,322万円。

本目につきましては、農業振興に係ります各種補助金・負担金、それに伴います事務経費でございます。

105 ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節10は、町内の農業団体、機関、団体等で組織いたします、ゆとりみらい21推進協議会に対する補助金でございます。

細節10から13、16につきましては、各種借入資金に対する利子を補助するものでございます。

細節15は、良質堆肥の確保、緑肥、種子の購入に対する補助でございます。

細節19は、中山間地域に指定されております忠類集落の草地に対する交付金でございます。

次、106 ページになります。

細節23につきましては、農業生産法人に係ります農業研修施設に対する補助金でございます。

3目農業試験圃場費、予算額、301万4,000円。

本目につきましては、試験圃場の運営経費でございます。今年度につきましては、レタス品質比較試験あるいは生分解性マルチ効果等の試験などを予定しております。

107 ページになります。

4目農業施設管理費、予算額、741万8,000円。

本目につきましては、農業担い手支援センター、ふるさと味覚工房にかかわります運営管理費でございます。

7節賃金は、味覚工房で管理指導に当たります臨時職員2名分の賃金でございます。

108 ページになります。

5目畜産業費、予算額、1,498万3,000円。

本目につきましては、畜産振興にかかわる経費でございます。

109 ページになります。

細節8につきましては、南十勝、幕別、池田両酪農ヘルパー組合に対します補助金でございます。

細節10から12につきましては、各種借入金資金に対する利子を補給するものでございます。

次、110 ページになります。

6目畜産担い手育成総合整備事業、予算額、1億6,288万4,000円でございます。

本目につきましては、生産性の高い酪農経営の育成を図るため、草地の造成、改良事業、また、用排水等の整備を行うものでございます。

事業主体は北海道農業開発公社、事業期間につきましては、平成18年から21年度まで。参加農家は忠類地区42戸となっております。

7目町営牧場費、予算額、4,311万4,000円。

本目につきましては、町営牧場運営委員会の報酬と幕別地区1カ所、忠類地区5カ所の町営牧場に係る管理運営費でございます。

次、112 ページになります。

8目農地費、予算額、11億161万3,000円。

本目につきましては、国営、公団営等事業の償還金及び土地改良施設の管理に要する経費でございます。

113 ページになります。

14節、使用料及び賃借料、細節5重機借上料につきましては、明渠排水路に堆積いたしました土砂の除去に要するバックホー等の借上料でございます。

次、114 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、3 節国営事業は、古舞地区ほか 4 地区、4 節公団営事業は、幕別地区いわゆる東西線に係る事業償還金でございます。

6 節は、札内川かんがい排水事業の一部供用開始に伴います共同施設維持管理にかかわる 4 市町村で構成いたします協議会への負担金でございます。

9 目土地改良事業費、予算額、3 億 9,308 万 6,000 円。

本目につきましては、土地改良事業の負担金及び事務的経費でございます。

115 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 から 10 につきましては、道営畑総事業 5 地区に係る負担金でございます。

次、116 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費、予算額、3,675 万 9,000 円。

本目につきましては、林業の振興にかかわる経費でございます。

117 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 10 から 13 につきましては、民有林振興にかかわる補助金でございます。

2 目育苗センター管理費、予算額、5,445 万 2,000 円。

本目につきましては、忠類育苗センター管理に要する経費でございます。

次、118 ページになります。

18 節備品購入費、細節 1 につきましては、育苗作業にかかわるトラクターの更新でございます。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

古川委員。

○24 番（古川稔） 105 ページ、1 項農業費、2 目農業振興費、19 節の細節 14 新規就農者の支援奨励金ということで、昨年から見ますと約倍の金額が見積もられておりますけれども、この中身についてお聞きしたいと思います。

それと、続きまして、15 番のふるさと土づくり支援事業の補助ということで、これにつきましても、町長の方針演説の中でもありましたように、忠類方面の緑肥対策を重ねたものだというふうにお聞きしておりますけれども、この合わせたそれぞれの金額等をお教えいただきたいと思っております。

それから、18 の同じく農業廃棄物再生処理対策ということで、幕別の場合は今まで約 1,000 万円前後でしたのですけれども、忠類地域が多いのか、あるいは価格的に補助が違うのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

以上、3 点、よろしくお願ひします。

○委員長（前川敏春） 経済部参事。

○経済部参事（古川耕一） 1 点目の新規就農者の支援奨励金に係ります質問に対しまして、お答えを申し上げたいというふうに思います。

14 節の 694 万 5,000 円につきましては、幕別町新規就農者の育成に関する条例に基づきまして、私どもの方で補助をしているものでございまして、平成 18 年度幕別地区につきましては、賃貸料並びに固定資産税、そして利子補給に係ります総額が、339 万 6,000 円を今予定しているところでございます。

忠類地区につきましては、同じく 343 万 8,000 円のそれぞれ条例に基づく奨励金を交付する考えで、今予算計上させていただいております。

○委員長（前川敏春） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 2 点目のふるさと土づくり事業補助金の関係からご説明を申し上げます。

細節で設けております 985 万円のまず内訳でございますが、幕別地域が 850 万円、忠類地域 135 万円

という内訳になってございまして、中身といたしましては、今、古川委員がおっしゃられたように、今まで幕別町においては堆肥の切替えし等々でありましたけれども、忠類地域と合わさりまして、緑肥種子購入についても補助をするという内容でございます。

具体的には、堆肥の切替えし、それから堆肥の購入、さらには緑肥種子の購入、この3本立てが大きな柱ということになってございます。

それからその次、農業用廃棄物の再生処理対策事業の補助金でございますけれども、これも幕別地域、忠類地域で予算額を申し上げますと、幕別地域が100万円、忠類地域105万円という中身でございます。

この補助事業の内容についてはありますけれども、多少幕別地域と忠類地域、補助の対象にされる事業の中身が若干違ってございまして、幕別地域におきましては、そのごみの処理経費、処分料と運搬料の合計額の4分の1、忠類地域におきましては、処分料の2分の1、さらに申し上げますと、運搬料につきましては、中山間地域の交付金によりまして、集落ごとに負担をさせていただいているという中身でございます。

○委員長（前川敏春） 古川委員。

○24番（古川稔） 最初の補助金とそれから廃棄物処理の件につきましては了承いたします。

2番目の堆肥並びに緑肥の切り替えしを含めて3本立てということでもありますけれども、これは全地域に散らばすのか、あるいは今までどおりの地域分けをするのか、そこら辺を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 土づくり事業の補助金でありますけれども、幕別地域におきましては、従前どおり、堆肥の切替えし、それから堆肥の購入。

そして忠類地域におきましては、堆肥の切り替えしと緑肥種子の購入ということで、事業の内容を設けてございます。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございせんか。

伊東委員。

○12番（伊東昭雄） ページ数は106ページ。

2目のゆとりみらいの総合資金、これの5,000万円についての貸付要綱は、今年はどうな計画を立てているのかお聞きいたします。

もう1点、113ページ、8目の畑地かんがい用水の施設費の471万2,000円と、工事請負費、4,600万8,000円、この内容についてお伺いいたします。

○委員長（前川敏春） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） まず1点目のゆとりみらい総合資金貸付金の内容について、ご説明をいたします。

本年度予算につきましては、5,000万円ということで予算を提案させていただいておりますが、例年6,000万円今まで予算枠を確保しておりましたが、ここ数年の借入実績等を勘案いたしまして、今年度については5,000万円ということで予算を提案させていただいております。

なお、貸付けできる事業の内容等については、従前どおりの内容ということになってございます。

○委員長（前川敏春） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 2点目の畑地かんがい用水施設分担金についてでございますけれども、これは今年度から畑地かんがい用水が供用開始になりますことから、昨年の12月議会で条例を制定させていただいておりますけれども、受益者から頂く使用料という中身の分担金でございます。

これにつきましては、相川で66名程度、まだ実際に4月1日に使用開始届を頂くことから、はっきりした数字は申し上げられませんが、うちで押さえている中身といたしましては、66名程度から234万9,000円程度いただけるだろうと。

それから、札内川地区、駒島、興和方面でございますけれども、これにつきましては、全面的には供用開始になっておりませんが、今年度から一部供用開始になりますので、その中で40名程度の

方から 236 万 3,000 円いただけるだろうということで、計 471 万 2,000 円、分担金を歳入として計上しております。

次に、工事請負費の方でございますけれども、4,600 万 8,000 円の内訳でございますけれども、明渠補修工事で 300 万円、西猿別地区の農道舗装工事で 1,760 万円、上統内排水機場の修繕工事で 520 万 6,000 円、相川地区の農道舗装工事で 3,300 万円、合わせまして 4,600 万 8,000 円を計上させていただいております。

○委員長（前川敏春） 伊東委員。

○12 番（伊東昭雄） 5,000 万のゆとりみらいの計画は前年度同様というふうに考えておられるという説明でございましたけれども、ご承知のとおり、今年は 13 年目に当たる乳量が増加をして、今、現場は大変な実態でございます。

そうする中で、ここに計画が書いてありますけれども、牛の導入とかあるいは受精卵移植の導入とか、こういうものにも希望があれば貸していくという今の説明でなかろうかと思っておりますけれども、今年は、平成 18 年度は、約 3% の計画減ということで、今、集落の方から各担当にきているというようなことを聞いております。

そうすると、町が今、そうした面で前年どおり希望者があつたときに、貸付けをしていくということになれば、その減産に逆行するのではないかと私は思うわけですが、その点はどうか考えておられるか。

そして、去年よりも 1,000 万円実績がなくて減らしたということでもありますけれども、今、私の聞くところによれば、今、大体 11 月ごろから今年は牛乳の消費の伸びがなくて、枠を超えるだろうということで、それぞれ減産に努力してくれということが 11 月の末ごろから組合に話をされた。それまでは、今までやはり 3% 増産してくれということで、非常に若い酪農家に意欲をもって増産をしていただいていたのが、急に沸いてきた話なのです。11 月ごろ。

それで、今まで 13 年間というのはそういったことがないので一応青天というようなことでどんどん生産していたわけです。

どこもそういうふうに生産していたために、減産してくれという通達があつて、それを農協もそれぞれ牛を売ったり、二月くらい早く上げたりして努力はしたけれども、1 月から 2 月に入っても到底減産が追いつかないということで、急遽 2 月末から 3 月にかけて、枠を超えたものについては産業廃棄物に処理をしてもらうよということになりまして、今現在、現場では牛乳は吸っていきますけれども、札内農協には幾らという割当てがありますので、それ以上は運賃約 30 円かけて産業廃棄処理場に運んでいく。これが現実ですね。

そこで、3 月 31 日になって初めてどれくらい、幕別農協はわかりませんので申し上げますが、札内農協で 31 日になってどれだけの乳量が枠よりも超えたかということが 31 日にわかるわけです。

その見込みは、聞くところによれば大体 180 トンから 200 トン、これはやはり処理をしなければならぬだろうと。

その金額ですが、これは廃棄するわけですから生産にならないわけです。そうすると、その金額がおよそ 72 円の 30 円、運賃かけてキロ当たり約 100 円、すると 1,800 万円から 2,000 万円、現実に採った生産物からお金が入らない。したがって、組管の計画に差異がなってくるわけですが、この手当をやはり何か、これは私は町の責任ということではなくて、道・国の責任であるとは思いますが、やはりいち早く町として何かの緊急処置をとることが大事でなかろうかと思っております。

それで、4 年ほど前に猛暑が続きました、牛がバタバタ死んだということから、町がこのゆとりみらいで手当をしたということで非常に助かった経過があるわけですが、このひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そういう考えを持っていただきたいと思いますので、いかがかお伺ひいたします。

それから、113 ページの、今、かんがい排水の施設を聞きましたけれども、この工事について、今年から供用するというのでございますが、聞くところによれば、もう 1 月から水を使いたいが現実には使えない。なぜかといったら、国営から道営についての分岐点、そのところのつながりがしばれてし

まうということで使えないと。それで、大体3月ごろになったら使えるだろうということなのだけでも、それでは何の意味もないということで、その使えないというのは本当に使えないということが見えていたのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） 伊東委員の方から、今回の生乳生産調整の関係で、畜産農家、酪農家、非常に困っているよということで、ゆとりみらいの資金、貸付金を貸付けできるような手法はないのだろうかというような質問のご趣旨なのかなというふうに理解をいたしておりますけれども、端的に申し上げまして、所得を保証するようなものについて、このゆとりみらい資金を貸付けするということについては非常に難しいというふうに理解をしております。

町長も先だって一般質問の中で、別な議員からのご質問もございました。

補助といいましょうか、町としての支援について触れられた部分もございますけれども、なかなか現段階で自治体として酪農家の方々に対して支援をする具体的な手法というのは、現段階では組立てができてございません。

ゆとりみらい資金貸付金の制度の趣旨でございますけれども、これにつきましては牛を買うですとか、堆肥舎を建てるですとか牛舎を建てる、あるいは機械を購入する、こういった建設的なものについて貸付けをさせていただくというようなことが趣旨なのだろうというふうに理解をしております。

今回、非常に酪農家の方々にとりましては非常に憂慮される事態だということは、私どもも各農協さん、幕別町の農協さん、あるいは札内農協さん、忠類農協さん、もちろんいろんなお話は聞いてございます。

しかしながら、前段申し上げましたように、このゆとりみらい資金での対応というのは非常に難しいのだろうなというふうに考えてございます。

なお、今後の支援策、対応策につきましては、各農協さんあるいは普及センター、農済さん、いろいろな農業関係機関ございますものですから、そういった関係機関の方々とも十分相談をさせていただきながら、よりよい方法がないのかどうか検討をさせていただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（前川敏春） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 委員がおっしゃっている国営の分水栓のところでは冬期間水がしばれてしまうだろうというご質問だと思います。

確かに施設自体、一部地上の方に出ておりますので、水を張りっぱなしにして使わない状態にしておきますとしばれてしまいます。

これはかんがい用水の機器関係というのはヨーロッパの方から輸入されているものでございまして、本当の寒冷地仕様のものというのではないような話をお伺いしております、全道みな同じような分水施設になっていると聞いているところであります。

現実的には、張りっぱなしにすれば凍るのが間違いないのですけれども、使っていただいた後に水落としをしていただければしばれませんので、そのような形で今年の冬の間にはハウスに水を張ったりされている方も現実的にはいらっしゃいますので、使う段階で、ご面倒でも使った後に水を落とさせていただくという作業をしていただければ問題なく使用できるものと考えております。

○委員長（前川敏春） 伊東委員。

○12番（伊東昭雄） 今、ゆとりみらい資金の趣旨からいって非常にこの場面では難しいということの説明がありましたけれども、何か町の方でこの手立てをやはり町独自の施策を考えていただかなければ、やはり営農が止まってしまうというような実態になりかねませんので、その点ひとつよろしくお考えをいただきたいと思います。

それから、2番目の、何かあちらの方の機械を持ってきたと言われますけれども、それは何ら簡単で、1月でもしばれたときに簡単にどこかコックをひねったらすぐ水が出る、コックをひねったら落ちるということで大丈夫なのですか。

何か改善をしていくというようなことも言っておったと言うのですけれども、私はそういう簡単に処理ができるのであれば何ら問題ないと思うのですけれども、その点は確認をいたしておきます。

○委員長（前川敏春） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 水張り、水落としにつきましては、作業時間とすれば3分程度で終わるような内容となっております。

ただ、使っている給水栓から分水栓までの距離が、近い方についてはすぐ横に行って水落としをすればいいのですけれども、中には何百メートルも離れている方もいらっしゃいますので、その場合にはそこまで行ってそういう作業をしていただくということになりますけれども、時間的にはその程度で水は落とせるという作業内容となっております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

牧野委員。

○4番（牧野茂敏） 109 ページです。

5目畜産費の19節の細目の15番なのですが、この死亡牛専用処理レンダリング施設設置負担金、174万8,000円とあるのですけれども、これは算定基準といいますか、基礎といいますか、これは酪農家の戸数によるものなのですか。それとも処理頭数なのか。あるいは飼育頭数なのか、そこら辺のことをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） このレンダリングの施設設置にかかわる負担金でございますけれども、積算根拠になるわけでありまして、これはもともと事業については国や農協連あるいは農協の方からもお金が入りまして、市町村の持分といいたし、負担割合が出てきているわけですが、その中でその市町村の負担割合の内訳といたしまして、平均割というのが一つございます。

それと、あとは頭数割ということで、十勝の市町村におきましては平均割が比率的に30%を平均割で負担をすると。残り70%分を頭数割で負担をするという負担割合になってございます。

○委員長（前川敏春） 牧野委員。

○4番（牧野茂敏） それですと、頭数割ということは処理頭数とは関係がないということですね。

それと、去年83万円ほどでしたけれども、忠類地区の頭数が多いから増額されたということと押さえてよろしいのでしょうか。

それと後、これは継続的に将来とも、同額ではないですけども、必要な負担金であるということでもよろしいですか。

○委員長（前川敏春） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） この負担金は、平成15年から平成19年度、来年度までの5年間ということで各市町村負担をするということになってございまして、金額の増えた部分につきましては、牧野委員がおっしゃられますように、忠類地域の分が今年から増えまして、相当数の金額になっているという状況にございます。

処理頭数につきましては算定の根拠にはなっておりません。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

中橋委員。

○9番（中橋友子） まず104ページ、農業委員会になるのですね。

担い手センターができて、あのときの大きな事業の一つにマッピング化というのを手がけて、農地の流動などをきちっと掌握していくのだということでした。

それで、随時入力をなされてそれに対応される手立てをとっておられると思うのですが、今の時点でどの程度きちっと入力されているのか。全部既にもう終了されているのか。

また、今年の中でどうなっていくのかということ伺います。

次に、105ページの農業振興費の中の19負担金補助及び交付金の14新規就農にかかわってなのですが、これまでうちの町の事業として新規就農者を育てて、農業の担い手になっていただくということで、

かなり力を入れて事業をやってこられたと思うのですが、これまでどのぐらいの方たちがこの事業に参加されて新しく就農になってきたのか。

また、今年はどうな見通しなのか教えてください。

それと、113 ページの農地費の委託料、13 幕別ダムにかかわりまして、いよいよ今年からこれまで国が管理していたものをうちの町が引き受けて、我が町の管理になっていくというふうに過日説明を受けたのですが、この体制ですね。どんなふうにしてやっていかれるのか、委託の中身について伺います。

それと、114 ページの 19 負担金補助及び交付金なのですが、繰上償還ということも含めて、ここではかなりの予算、9 億 4,000 万円の予算になっております。

この幕別ダムの事業、長い間かかってスタートからいきますともう 30 年になるのでしょうか、30 年超えましたね。総額で約 230 億円の事業で、いよいよ終わって事業化ということなのですが、ここで償還のために予算を組まれたということは、借換えすることによって負担を減らしていくことにつながるのかなというふうに思っています、その辺の内容についても教えてください。

○委員長（前川敏春） 経済部参事。

○経済部参事（古川耕一） 1 点目のマッピングにつきまして、私の方からご説明申し上げたいというふうに思います。

農地地図情報システムにつきましては、七つのシステムからなっております、今の農業委員会で持っております農地基本台帳、これにつきましてはマッピングの方ですべて今入力が終わっております。

ただ、品目横断の関係がありまして、さらに精査をしながらさらに制度を高めながら使っていきたいというふうに考えているところです。

これにつきましては、私どもの方で農地の流動化にもものすごく使わせていただきまして、大変有効に使わせていただいているという内容でございます。

あとは農業者にお返しをする分、例えば、土壌診断だとかあるいは農作物にかかわります内容につきましては、今、それぞれモデル地区を選定いたしまして、その中で今入れてどういうふうに使えるのか。あるいは圃場関係も入れながら、今どういうふうに使っていくのがいいのか。これは 18 年度中に入力をしまして、そして農協と関係機関それぞれが集まって、それがどういうふうに農業者にお返しをして農業経営にどれだけ使っていけるのかということをもう少し 18 年度中には精査をしたいというふうに今考えております。

それから新規就農にかかわるものにつきましての質問でございますが、現在、平成 8 年にアカデミーの制度ができて、7 組 8 名が新規就農をしているところでございます。

今後の見通しでありますけれども、平成 18 年につきましては、忠類地区で 1 名新規就農が予定されているようでございます。

○委員長（前川敏春） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 2 点目の幕別ダムの管理に関して、管理体制についてまずご返答いたします。

幕別ダムにつきましては、今議会初日に 538 万 1,000 円のダム操作点検委託料の債務負担を議決いただいたところでございますけれども、4 月 1 日から開発の方から管理委託を受けることになっております。

それと受けまして、4 月 1 日から 11 月いっぱいまでにつきましては、操作員 1 名、週 5 日間、それから 12 月から 3 月いっぱいまでについては、週 1 日間について、ダムに詳しい専門の知識があるところに委託をする考えであります。

それから、4 月から 11 月につきましてはの週二日間については委託から外れるわけなのですが、その二日間につきましては、町の職員がダム管理所に出向いて帳票の整理をする等の作業をしながら管理していく予定でございます。

それから、3 点目の繰上償還に係るご質問でございますけれども、国営かんがい排水事業の償還につ

きましては、事業完了翌年に償還が始まるということになっております。

それで、平成 17 年度には国営かんがい排水事業幕別地区及び国営かんがい排水事業札内川第 2 地区の第 1 期工事、この二つの地区が完了ということで、平成 18 年度から償還が開始するという部分でございまして、その中で、国営札内川地区につきましては全額を繰上償還、それから国営幕別地区の方につきましては、起債が借りられる分について一部繰上償還をするということで、8 億 1,544 万 4,000 円という大きな額の償還金額となっております。

これにつきましては、負担軽減ということでございますけれども、起債分の金利等が 1% ということで、計算してみた結果で申し上げますと、札内川地区で 1 億 5,650 万円ほど、それから国営幕別地区におきましては 2 億 2,500 万円ほどの利率が軽減されるということになっております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） マッピング化が、大体土地の流動などについての入力が終わって活用されているということではありますが、農業者などからはなかなか全体の農地の入力はされているのだけれども、流れが、動いたときにすぐわかるシステムまでにはなかなかないのではないかなというふうな、そんな声も寄せられていたものですからお尋ねをしてみました。

その点でも進んでおられるということでもありますので、理解をしたいと思います。

それと、アカデミーの事業の方なのですが、これも 7 組 8 名がこれまで就農されたということではありますが、そのほかにも受講された方はいらっしゃいますよね。

それで、皆さん希望されて就農を幕別での農業を目指されたと思うのですが、なかなかそのようになれなかったという人もいらっしゃると思うのです。そういう実態についても教えていただけますか。

それと至らなかった場合の理由ですね。これについて、資金面なのか、それとも営農に対する意欲なのか、いろんな面があるのだと思うのです。

ですから、そういう点についても示してください。

それから、繰上償還はわかりました。

ダムの方なのですが、これは結局、国からうちの町が移管をされるということですよ。

委託を受けるということは、国が責任を持たなければならないのだけれども、管理の部分だけが幕別町になると、その幕別町がさらに委託を出して管理をしてもらおうと、こういうことなのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 委員のおっしゃいますとおり、まず持ち物は国の持ち物でございまして、管理だけを委託されるということになります。

それで、管理を受ける中で、ダム管理者というのが、国に届けている管理者はうちの職員で責任者として届出はしているところですのでけれども、当然のことながらダムに張り付いて直営方式をとるのか、若しくは委託をかけて管理をしていくのかという検討をしたところ、委託をかけて維持管理を行った方がいいだろうということになりましたので、基本的に忙しい、揚水がよく使われる時期について週 5 日間について委託をすると。揚水が使われない冬場の時期については、1 週間に 1 日だけ行ってもらってデータの整理をしてもらおうというような管理をします。それで、当然よく使われる時期の、5 日間ですから 2 日間の委託業者のお休みの日には町の職員が出て行くというような形をとって管理をしていこうということでございます。

なお、あと地震のときですとか、それから大雨洪水警報が出ているときですとか、そういった部分でもダムに行かなければならないということがございまして、その辺についても委託業者とうちの方でやりながら管理をしていきたいというふう考えております。

○委員長（前川敏春） 経済部参事。

○経済部参事（古川耕一） 今までにフロンティアに入校した数でございまして、平成 8 年から 16 年までフロンティアに入校した方につきましては、40 名が入校しております。

そのうち、就農を果たしたのが 8 名、研修中が 5 名、リタイヤしたのが 27 名というふうになっております。

27名の理由でございますけれども、ほとんどが1年目でリタイヤをしたという方が16名、2年目も合わせますと約20名程度が1年、2年目でリタイヤをしております。

そのリタイヤの原因でございますけれども、いろんな理由があるのだろうというふうに思っております。ほとんど1年目でリタイヤされる方につきましては、やはり農業経営、やっぱり外から見るのと、中に実際入って研修をしてみるのとは、やはり自分が思い描く夢というものとのギャップによって挫折をする方もいらっしゃいますし、あるいは農業経営者になるのを断念して農業関連の職場につかれる方もいらっしゃいます。

それで、かなり北海道にあこがれ、十勝のこういう農地にあこがれて就農を目指すのですが、やはりなかなか農業経営者になる厳しさというのがあるのだろうというふうに、私も思っております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 40名の中で27名が就けなかったというのはやっぱり結構大きい数字ですね。

それで、希望を持って来られるわけだから、本来であれば全員がついていけるような形が一番望まれるのだと思うのですが、さりとて今現在この土地で長くやっておられた方たちにとっても大変厳しい農政でありますから、新規の方たちにとってもさらなる困難もあるのではないかとこのふうには思うのですが、今、ご説明いただいたように、1年目が一番多くて、次2年目ということですが、たまたま3年目にして駄目になったのだというお話も伺うのです。

それで、そういうこともあると思うのですよね。一生懸命やってきても、最終的には資金の面ですとか、農地が希望するものが取得できなかったとか、いろんなことあると思うのですが、そういう実態ありますよね。それも確認をさせていただきますが、きちっと次の道を選ぶのも受講者が納得をして選べるような指導の関係ですか。職員の皆さんと就農者の皆さん、あるいはそこにかかわる人たちたくさんいるわけですが、そういうことにおいて、なかなか一生懸命やっているのが伝わらなくて、せっかくここまでできたのだけれども、3年学んだのだけれども就けなかったと。だから今度またよその町で一からやって、よその町で就農するのだとなんていうようなことも聞こえてくるものですから、それだったらうちの町の3年間は何だったのだということにもなりますし、うちの町の事業としてしっかりと位置付けて、そして予算を組んでやる。それが生きないということであれば、非常に残念なことだと思うのですよね。

ですから、その辺の経過についても、もし違いがあれば教えていただきたいのですが、きちっと受講された方たちが納得いく形での将来の方向性、これに責任を持つと意味で、状況としてはいかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 経済部参事。

○経済部参事（古川耕一） 今、中橋委員がおっしゃいますように、私も確かにフロンティアに門戸を叩く、アカデミーに門戸を叩く人たちというのは、私も全員が就農させるような気持ちで皆さん関係機関一体となって進めさせていただいているというのが実態でございます。

新規就農者を目指す方につきましては、私もでは研修制度、受入れ農家による研修、あるいは座学による研修、あるいは農大の研修、あるいは十勝支庁で行っているゼミナールでの研修、大体約45日間程度の研修期間を設けて、就農を目指す方につきましては、就農に一歩でも近づけるような研修を行わせていただいているところでございます。

それで、ある程度3年をめどに、大体就農が可能かどうかという関係機関の中でアカデミーの検討部会、関係機関で組織します部会の中で判断をするわけですが、その中で本人が営農計画を毎年作成をしていただくようにしてございまして、その営農計画が就農にどれだけ近づいていくのか、あるいは借り入れる資金、あるいは技術的なもの、それが本当に就農できるのかどうかという判断を部会の中でしております。

それともう一つは、地域の方たちとの、一番大事なのは、技術的な半分と地域との信頼関係がどれだけ構築できるのかということがあるのだろうというふうに思います。

新規就農いたしますと、技術的には確かにある程度までいくのでしょうかけれども、それが将来的に営

農が継続できるのかどうかということになりますと、やはり地域の方が暖かく見守っていただく。そういう信頼関係をつくっていただくということもあるのだろうと思います。

それで、3年経って、農業経営をさせることは簡単なのですが、農業経営を継続させることが難しいのだろうというふうに思っておりますので、それらが本当に継続して離農させないような形で部会の中で十分煮詰めた中で、見極めながら進めているのが実体でございます。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、6款農林業費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、この程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時から開会いたします。

16：28 散会

平成18年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成18年3月14日
開会 10時00分 閉会 17時14分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出 席 者

① 委員(28名)

- | | | | | |
|---------|---------|---------|----------|---------|
| 1 前川雅志 | 2 芳滝 仁 | 4 牧野茂敏 | 5 草野奉常 | 6 岡田和志 |
| 7 中村弘子 | 8 大坂雄一 | 9 中橋友子 | 10 豊島善江 | 11 中野敏勝 |
| 12 伊東昭雄 | 13 助川順一 | 14 杉山晴夫 | 15 齊藤順教 | 16 堀川貴庸 |
| 17 乾 邦広 | 18 小田良一 | 19 増田武夫 | 20 野原恵子 | 21 永井繁樹 |
| 22 千葉幹雄 | 23 坂本 偉 | 24 古川 稔 | 25 佐々木芳男 | 26 南山弘美 |
| 27 杉坂達男 | 28 大野和政 | 29 瀨瀨太郎 | | |

② 委員長 前川敏春

③ 議長 本保証喜

④ 説明員

町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 総務部長 菅 好弘 経済部長 中村忠行
民生部長 新屋敷清志 企画室長 佐藤昌親 建設部長 高橋政雄
忠類総合支所長 田岡利勝 札内支所長 本保 武 教育部長 藤内和三
総務課長 川瀬俊彦 税務課長 前川満博 糠内出張所長 中川輝彦
企画室参事 飯田晴義 企画室参事 羽磨知成 保健福祉センター所長 久保雅昭
町民課長 田村修一 農林課長 増子一馬 商工観光課長 熊谷直則
経済部参事 古川耕一 土地改良課長 角田和彦 土木課長 佐藤和良
都市計画課長 田中光夫 施設課長 小野典昭 車両センター所長 森 範康
会計課長 鎌田光洋 忠類総合支所地域振興課長 水谷幸雄
忠類総合支所地域振興課参事 川島博美 忠類総合支所保健福祉課長 米川伸宣
忠類総合支所住民課長 姉崎二三男 忠類総合支所経済課長 野坂正美
忠類総合支所建設課長 吉田隆一 幕別農業委員会事務局長 飛田 栄
忠類農業委員会事務局長 稲田和博 監査委員事務局長 森 広幸
学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁 給食センター所長 仲上雄治
教育課長 中川正則
ほか、関係課長及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

- 4 審査事件 平成18年度幕別町一般会計ほか9会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 前川 敏 春

議事の経過

(平成 18 年 3 月 14 日 9:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（前川敏春） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 7 款商工費について、ご説明させていただきます。

119 ページになります。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、予算額、23 万円。

本目につきましては、商工行政にかかわる経常経費でございます。

2 目商工振興費、予算額、3 億 1,641 万 9,000 円。

本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費でございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 につきましては、商工業の振興対策として幕別、忠類両商工会に対する補助でございます。

なお、両商工会につきましては、平成 19 年 4 月に合併に向け協議がなされているところでございます。

120 ページになります。

3 目消費者行政推進費、予算額、136 万 4,000 円。

本目は、専任の消費生活相談員、消費者協会にかかわる経費でございます。

4 目観光費、予算額 2,663 万 1,000 円。

本目につきましては、観光振興、特産品の開発及びアルコ 236、忠類物産センターの管理に要する経費でございます。

13 節委託料、細節 5 につきましては、指定管理者制度に係りますアルコ 236、物産センターの管理運営委託料でございます。

121 ページになります。

1 9 節負担金補助及び交付金、細節 5 観光物産協会補助についてでございますが、各種イベント、協会運営に対する補助であります。

なお、幕別、忠類両観光物産協会につきましては、平成 18 年 4 月に合併で合意されているところでございます。

5 目スキー場管理費、予算額、2,163 万 2,000 円。

本目につきましては、明野ヶ丘スキー場、忠類白銀台スキー場管理に要する経費でございます。

次、123 ページになります。

6 目企業誘致対策費、予算額、2 億 2,403 万 5,000 円。

本目につきましては、企業誘致にかかわる経費でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、企業誘致に対します土地を除く固定資産税相当額を補助するものでございます。

7 目道の駅建設事業費、予算額、2 億 945 万 2,000 円。

本目につきましては、道の駅ちゅうるいの整備にかかわる事業費であります。

中核となります物産センターは、移転新築されまして、アルコ 236、ナウマン象記念館の中間点に建設をいたしまして、施設内にはトイレや休憩スペースを設けるとし、情報提供や特産物の販売等の充実を図り、エリア全体の再活性化を目指すものでございます。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小田委員。

○18番（小田良一） 121ページ、目の観光事業というのですか、物産店、それから物産館だとか、そういうことについてお聞きしたいのですけどもよろしいでしょうか。

幕別と忠類の物産ということで、今後、新しい特産品づくりだとか計画性のあるような方針で、この予算が立てられているのかどうか。

それから、物産館について。商品の販売、そういうことを予算の中でやれる範囲というのはどのように考えているのかお聞きしたいのですけども。

○委員長（前川敏春） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 物産の開発関係でございますけども、町といたしましては物産の開発ということで、特産品の開発の補助を出してございます。これらにつきましては、今まで16件が出ておまして、これも今後、忠類地区、幕別の中でこういう事業の申請があれば認めていくということになります。

また、今、忠類地区におきましてもそれぞれいろんな物産がございます。これにつきましては、幕別の物産、忠類の物産合わせまして、今の観光物産協会等が道外の出展だとか札幌の出展だとかということもございますので、それに併せて、そういうものもPRしていきたいと思っております。

また、新たな計画、開発といいますか、これにつきましては今後いろんな関係団体と協議をしながら詰めていきたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 小田委員。

○18番（小田良一） 新たなことについてはこれから検討していくということなののですけども、販促の件なののですけども、我々幕別の場合には、東京幕別会だとか札幌幕別会、忠類の方には上尾町というところで物産展の即売というのですか、広報運動というのを行われているのですけども、この辺も従来どおりでやられていくのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけども。

○委員長（前川敏春） 経済課長。

○忠類総合支所経済課長（野坂正美） 忠類の関係でございますけれども、物産の関係ですけれども、従前から上尾との交流がございまして、そこで年1度、上尾フェスタの方に、一緒にこちらの方から物産を持って交流をしているところでありまして、これらにつきましても、今後も今までと同様に行っていきたいと、このように考えているところであります。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございせんか。

永井委員。

○21番（永井繁樹） 123ページ、7目の道の駅建設事業にかかわりまして、道の駅全般についての確認をさせていただきます。

私は道の駅に対する必要性というのは認めているのですけれども、過日、十勝道の駅ネットワーク会議に出席されていると思います。

そこで、2月の中旬にあったわけですけども、そこで課題確認というのが2項目ほど大きくされているはずですが、施設の維持管理費に見合う収入が得られていないという現状が一つ。

それと、情報発信や地域からの協力体制が不十分であるという、大きく二つの課題が確認されていると思います。

これらについて、現況、道の駅にあってはどのような状況で考えられているかお答えを頂きたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 経済課長。

○忠類総合支所経済課長（野坂正美） ただいまのご質問の関係でございますけれども、忠類の道の駅の関係でございますけれども、特に課題として、今ご指摘のあったように、やはり情報の発信だとか、施

設にあります道の駅の位置付けの関係については、やはり今課題問題がありますので、今後におきまして、新道の駅、今建設に当たりましてそういう部分を十分に考慮しながら進めていきたいと、このように考えているところであります。

○委員長（前川敏春） 永井委員。

○21番（永井繁樹） 今の質問の中で、1点目の施設の維持管理費に見合う収入が道の駅で得られているのかどうかについてはどうですか。

○委員長（前川敏春） 経済課長。

○忠類総合支所経済課長（野坂正美） 施設の維持管理の関係でございますけれども、今現在におきましては、やはり収支の方がとれていないという状況にございまして、この辺についても施設の維持管理の関係におきまして、十分に経費を節減できるように今後もしていきたいなど、このように考えているところであります。

○委員長（前川敏春） 永井委員。

○21番（永井繁樹） 現況については理解をさせていただきました。

今後の必要な努力ということで期待をするものですが、今後の進め方の中で、同じこの会議の中で、イベントの連携、これは広域連携のことを言っているのだと思うのですが、それと、情報発信の中でホームページの作成ということで、通常パソコンを開くと道の駅と出れば大体出るホームページがありますが、それらにかかわっての内容の濃いものにしていくという意味ではないかと思うのですが、これらについての考え方はどのように方向性は決まっているのか。

また、マーケティングの中で道の駅の弁当の開発というのが多分出たと思うのですが、忠類における道の駅にかかわってのマーケティング、商品開発というのはどういうふうと考えられておりますか。

○委員長（前川敏春） 経済課長。

○忠類総合支所経済課長（野坂正美） まず、1点目のイベント等の広域連携の関係でございますけれども、本年4月からアルコ236、物産センターにおきましては、株式会社忠類振興公社の方に指定管理をするということになってございますので、そういった中で、指定管理者の方からも、道の駅を中心としたイベントづくりなどの関係におきまして、そういう部分で今年につきましてはそのような形で進めてもらうような形をとっているところであります。

また、駅弁の関係でございますけれども、今、大樹地区の方におきまして、駅弁の関係も行っておりますけれども、これらにつきましても、開発の関係におきましては、指定管理者の方とも十分協議をさせていただき進めてまいりたいと、このようにも考えているところであります。

ホームページの関係でございますけれども、ホームページの作成に当たりまして、指定管理者の方に、今現在アルコの関係におきましては、ホームページを作成しているところでありますけれども、そういった中で対応していきたいと、このように考えているところであります。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

地域振興課長。

○忠類総合支所地域振興課長（水谷幸雄） 道の駅のただいまイベントの連携、それから広域の関係、それからホームページの関係でありますけれども、これは担当を私の方でやっております。

121ページをちょっとご覧いただきたいのですが、負担金補助及び交付金の中で、北海道地区道の駅連絡会負担金、それからもう一つは、細節9の北海道地区道の駅スタンプラリー負担金、この中で全道的に道の駅が網羅されている団体でありますけれども、こういう中で広域連携の事業を行い、あるいはホームページをつくり、忠類の道の駅もその中で紹介されている。こういうことであります。

町単独としましてもホームページ作成に努力するところですが、現在はそういう形になっております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 新しく建設される大きな事業なのですが、今までも道の駅はございましたね。

それで、これが新しく18年度の中で建設されることによりまして、古い道の駅がどんなふうを活用

されていくのか。そういうことも全部関連されて建設計画というのは進められていると思うのですけれども、どうなっていますでしょうか。

○委員長（前川敏春） 経済課長。

○忠類総合支所経済課長（野坂正美） ただいまのご質問でございますけれども、新道の駅ができた後の現在の物産センターの跡地の利用ということでございますけれども、現在、商工会の方とも十分協議をさせていただいているところでございまして、18年度中に内容を精査しながら、今後どうあるべきかというこの協議を進めているところでございます。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 合併した後の我が町の南の玄関口として、一つのシンボリックな施設という面も含めて、今後、活用されていくものだというふうには思うのですが、先ほどもありましたように、やはり施設が生かされるということと併せまして、そこに係る維持管理経費などが膨大に膨れ上がっていかないということも大事なことだと思うのですよね。

これまでも道の駅があって、それを活用してきたと。お聞きするところ、立地条件の中でなかなか奥まわって使いつらい面もあるので、場所も移してきちっと立て直して活用を図るのだというふうなふうに聞いています。

そうであるならば、今までも投資をされて維持管理経費もかかってきて、それに見合うだけのものがなかなか難しかったというふうに聞いているだけに、ここの整理もきちっとされながら、新しいところにどうつなげて、そして見合うだけの活用をさせていくのかというそこが一番大事だと思うのですよね。

その辺が、先ほどのお答で、これから整理されていくということでもありますので、新しい施設だけではなくて、今までの施設のことも関連して、きちっと整理・方向付けということをするのが大事だと思いますが、どうですか。

○委員長（前川敏春） 経済課長。

○忠類総合支所経済課長（野坂正美） 今のご質問のとおり、やはり新しい新物産センター、道の駅の建物と今の既存の物産センターの建物の関係におきましては、十分意を配していきたいなど、このように考えておりますので、十分商工会とも関係機関とも協議をさせていただき、進めてまいりたいと、このように考えております。

○委員長（前川敏春） 杉山委員。

○14番（杉山晴夫） 119ページ、2目商工振興費、6節パークプラザ整備事業補助金、参考までにお聞きいたしますが、このパークプラザのこれまでの年度ごとの利用件数、人数等がわかればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） パークプラザの利用でございますけれども、パークプラザにおきましては、利用できる部屋につきましては、多目的ホール、コミュニティホール、カルチャーホール、研修室と、この四つがございます。

それで、いろいろ展示だとか、イベントだとか、文化活動に利用されているところでございます。

それで、平成14年度から申しますけれども、平成14年度につきましては1万2,449名の方、平成15年度につきましては1万3,394人の方、平成16年度におきましては1万5,155名の方、平成17年度につきましてはまだちょっと締めておりませんが、大体16年度と同じぐらいの利用が見込まれると思っております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、7款商工費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8 款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 8 款土木費について、ご説明をいたします。

124 ページをお開きください。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、本年度予算額、336 万 4,000 円であります。

本目は、車両センターの管理費及び事務経費であります。

2 目道路管理費、本年度予算額、2 億 4,350 万 5,000 円であります。

本目は、町道の管理及び除排雪に要する経費であります。

7 節賃金は、町道の維持管理に関する作業員賃金であります。

125 ページへいきまして、13 節委託料の細節 1 は、幕別地域の年間を通しての管理委託料。細節 2 は、清掃委託料。細節 5 は、忠類地域の除排雪委託経費であります。細節 6 は、札内駅自由通路内のエレベーター保守点検料であります。

14 節使用料及び賃借料の細節 5 は、除排雪にかかわる除雪機械 51 台及び排雪ダンプ等借上経費であり、新雪の一斉出動 4 回分と幹線道路の排雪のほか、路面拡幅生成や吹雪対応経費を想定しているものであります。

なお、町道管理延長は約 879 キロメートル、除雪延長は 665 キロメートルを予定しているところであります。

原材料費は、維持管理のための資材購入費。

18 節備品購入費は、除雪グレーダーと除雪トラック 2 台の補助事業に対する更新費用であります。

3 目地籍調査費、本年度予算額、4,343 万円であります。

本目は、地籍調査に要する経費でありまして、13 節委託料の細節は、字途別、字古舞の一部、13.05 平方キロメートル、忠類白金町及び忠類東方の各一部、5.14 平方キロメートルを調査するための費用であります。

細節 7 及び 8 は、土地の異動に伴い、地番図、地籍図を修正するための費用であります。

次の土木車両管理費は、統合による廃目であります。

127 ページへいきまして、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費、本年度予算額、1,005 万 7,000 円であります。

本目は、樋門管理人 95 人の賃金と道路河川関係の経常的な管理に要する経費であります。

13 節委託料は、道路台帳、河川台帳の修正委託料であります。

2 目道路新設改良費、本年度予算額、4 億 8,341 万 9,000 円であります。

本目は、町道の改良舗装など道路の整備に要する経費であります。

13 節委託料は、今年度と翌年度以降の整備路線の調査設計委託料であります。

129 ページへいきまして、15 節工事請負費であります。今年度は継続事業 10 本、新規事業 8 本の工事を予定しており、幕別地区 12 本、忠類地区では 6 本の内訳となっております。

工事ごとの事業料といたしましては、道路改良延長が 836 メートル、道路舗装延長 4,658 メートル、歩道改良延長 793 メートル、このほか札内駅南北線に係る駐輪場等の周辺整備を予定しております。

17 節公有財産購入費は、札内 4 線、千住 11 号線道路などの用地買収費。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、札内鉄道南沿線通りのうち鉄道アンダーパス上部を通る町道部分の北海道施工部分に対する負担金であります。

131 ページにいまして、3 目道路維持費、本年度予算額、4,670 万 4,000 円であります。

本目は、車両センターで行う町道管理以外の町道維持補修に係る経費であります。

15 節工事請負費は、舗装補修のほか防塵処理、雨水枘の補修、歩道の補修、区画線の引き直しに要する経費であります。

4 目橋梁維持費、本年度予算額、683 万円あります。

本目は、町道に係る橋梁の維持補修費と十勝中央大橋に係る音更町との共同管理負担金であります。

次に、132 ページへいきまして、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、本年度予算額、6 億 202 万 2,000 円であります。

本目は、都市計画に関する計画と整備に要する費用でありまして、1 節報酬は、都市計画審議会の委員の報酬。

13 節委託料は、幕別大通り関連町道の調査委託料のほか、街路の交通量調査委託料など。

19 節負担金補助及び交付金は、各種協議会負担金、北栄土地区画整理事業に対する事業費負担金などあります。

133 ページへいきまして、28 節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本年度予算額、1 億 1,136 万 6,000 円あります。

本目は、公園及びパークゴルフ場の環境整備と補修など維持管理に要する経費であります。

4 節共済費及び7 節賃金は、公園等の管理業務の臨時作業員 2 名分の経費であります。

11 節事業費のうち、細節 21 から 24 は、公園照明、トイレ等に係る経費。細節 40 は、公園遊具などの修繕料であります。

13 節委託料は、幕別地域 14 カ所の公園とパークゴルフ場 10 コース、忠類地区 4 カ所の公園とパークゴルフ 2 カ所の芝刈り及び清掃等の管理委託業務のほか、スマイルパーク内のフラワーガーデンや果実の管理委託費であります。

15 節工事請負費は、遊具補修及び緊急整備工事のほか、依田公園トイレ配管の更新工事などあります。

16 節原材料費は、公園内の張芝、花の苗、肥料などの購入費用であります。

次に、3 目街路事業費、本年度予算額は、2 億 582 万 2,000 円あります。

本目は、町が行う北栄大通の街路事業と北海道が行う札内 9 号南通の受託事業に係る費用などあります。

135 ページへいきまして、13 節委託料は、用地買収に伴う土地評価委託料。

15 節工事請負費は、幕別本通、5 叉路から踏切間になりますけども、照明灯更新に係る費用であり、工事費の一部は幕別商工会より負担を頂き整備するものであります。

17 節公有財産購入費は、北栄大通の用地買収に要する費用。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、北海道が施工する道道幕別大樹線 2 次改築で施工される照明灯への提灯架台などの設置に要する費用であります。

22 節補償補填及び賠償金の細節 1 の街路事業物件移転補償費は、北栄大通に係る補償費と札内 9 号南通の受託事業補償費。細節 2 街路事業用地補償費は、札内 9 号南通の受託事業によります用地補償であります。

次に、4 目公園建設費、本年度予算額、9,370 万 6,000 円あります。

本目は、札内西緑化重点地区における公園整備の費用でありまして、13 節委託料は、西町南街区公園に係る物件調査の委託費。

17 節公有財産購入費は、同じく西町南公園に係る用地買収費用。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、札内西近隣公園に係る用地の公共施設管理者負担金であります。

22 節補償補填及び賠償金は、西町南公園に係る物件移転補償の費用であります。

次に、4 項住宅費、1 目住宅総務費、本年度予算額 642 万 9,000 円あります。

本目は、住宅関連の事務などに係る経費で、臨時職員並びに嘱託職員の賃金、社会保険料などが主なものであります。

137 ページにいまして、2 目住宅管理費、本年度予算額、3,348 万 7,000 円あります。

本目は、町営住宅 892 戸、道営住宅 290 戸、合わせて 1,182 戸の維持管理及び修繕に要する費用であります。

7 節は、住宅管理人 41 人分の賃金。

11 節、細節 40 は、床・壁・建具・設備などの一般修繕費であります。

138 ページへいきまして、15 節工事請負費は、屋根塗装などの経費であります。

次に、3 目公営住宅建設事業費、本年度予算額、2 億 2,135 万 3,000 円で、旭町東団地公住建て替え経費であります。

13 節委託料は、工事管理委託料。

15 節工事請負費は、1 棟 12 戸の建設及び外構工事及び既設団地 4 棟の解体経費であります。

22 節補償補填及び賠償金は、入居移転補償経費であります。

以上、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

前川委員。

○1 番（前川雅志） 138 ページ、4 項住宅費の 2 目住宅管理費にかかわって、質問をさせていただきたいと思います。

先月、2 月の町の広報に、平成 18 年 6 月 1 日から住宅用火災報知機の設置が義務付けられたという広報のお知らせがありました。

これにかかわりまして、条例による緩和ということも書かれてはいるのですが、公営住宅における火災報知機の設置はどのように考えているかということをお聞きしたいということと、今回の予算に入っているかどうかということとをまずお聞きするのと、もし入っているのであれば、その単価と戸数を教えていただきたいということと、入っていないならば、今後、公営住宅に必要とされるこの火災報知機の戸数を教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） ただいまの消火器の関係でございますけれども、公営住宅につきましては、平成 19 年以降ということで、設備の方を今のところ考えているところであります。

それから、今回建てます旭町東団地につきましては、この建設の中で設置を考えているところでございます。

○委員長（前川敏春） 前川委員。

○1 番（前川雅志） 19 年以降に設置を考えているということとありますが、一般の方々もこれから義務化されてくるということで、町民の一般の方々に範を示すという意味でも、町の住宅に対する早い設置を考えてみてはどうかと思いますが、そういったところはいかがでしょうかということと、これからののですが、アパート、マンション等たくさん管理されている方々がいらっしゃると思うのですが、そういった方々への指導というふうなものはどういうふうに考えているのかということと、これもそれぞれの個人宅が負担をもってくると思うのですが、そういったものは何らかの補助が必要になってくるのではないかと思いますので、そういった方向性はお考えなのかどうかお聞かせください。

○委員長（前川敏春） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 民間等の指導でございますけれども、新たに建設されるものにつきましては、今年度から指導はさせていただいているところでございます。

それから、既存のものにつきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、公営住宅については 19 年からということでございますので、そういう考え方で進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、補助の関係でございますけれども、これにつきましては、まだ具体的な中身については、検討はしてございませんけれども、国の補助の在り方等も含めまして、今後検討させていただきたいというふうに思っています。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

野原委員。

○20 番（野原恵子） 138 ページ、住宅費の 3 公営住宅建設事業費の 5 工事請負費の中の旭町北団地解体

工事の件について、お伺いいたします。

ここでは、アスベストの件なのですけれども、2005年の7月から石綿障害予防規則が施行されています。

この中では、解体する場合には、事業者建築物の解体等におきましてはアスベスト使用の事前調査ですとか、作業計画、また、労働基準監督署に届け出ることが義務付けられておりますけれども、幕別町でこの解体をする場合には、事業者にとこのところの周知徹底がされているのかどうか。

そして、労働者にもこの中では作業教育ですとか保護具、防塵マスク、そういうものを使用させることですとか、健康診断ですとか、そういうことをきっちり周知するよというところが定められておりますけれども、この中でその点が周知されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 公営住宅の解体にかかわるアスベストの問題でございますけれども、公営住宅につきましても、調査の結果、アスベストを使用しているということは今のところございませんので、万が一、そういう場面が出た場合にそれなりの対応をしていきたいというふうに思います。

ただ、現時点の調査の状況では、アスベストの使用はございません。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○20番（野原恵子） 古い住宅、今から約20年以上前の住宅にはアスベストを使用されているという、そういう状況も生まれていると思うのですが、例えば、窓ガラスの枠ですとか、そういうようなところにもアスベストが使われているという報告もあるのですけれども、そういう調査もすべてされてアスベストが使用されていないという結果が出た上で、公営住宅には使われていないということでしょうか。

○委員長（前川敏春） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 公営住宅につきましても、担当の者が目視でやっておりますので、今のところアスベストは使用されていないという判断でございます。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○20番（野原恵子） アスベストの場合、目視だけではわからない部分があると思うのですが、調査機関とか、そういうところにしっかりと調査してもらうということが必要ではないかと思うのですが、目視だけでわかるような状況なのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） アスベストの使用につきましても、当然壁の隠れている部分だとかございまして、いろいろ例はあると思いますけれども、ただ、この調査につきましても、第一に目視をもってまず調査をすると。必要があればさらに進めるという段階で調査をしてございますので、今のところ公営住宅につきましてもはないというふうに判断しております。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○20番（野原恵子） もう1点ですが、今回の公営住宅の場合にはなかったということですが、これからアスベストにかかわる施設が出てきた場合には、きちっとこれに基づいて解体作業をしていくということですね。

そこだけちょっと確認します。

○委員長（前川敏春） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） その辺につきましても、十分考慮した中で解体を進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

増田委員。

○19番（増田武夫） 今のアスベストの関係ですけれども、目視でこれは使われていないなんていうことは、これはちょっとどうかと思うのですよね。

例えば、一般住宅でも住宅の軒天だとかあいうところにはアスベストそのものではないのですけれども、10%とか、それが入って必ず使われているようなのですよね。

だから、公営住宅でもやはりそういうことも十分考慮に入れて、目視で使われていないなんていう、そういうことはちょっと考えられないのですよね。

だから、そういうことも考慮に入れて進めていっていただきたいなと思います。

○委員長（前川敏春） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 先ほどから答弁させてもらっていますように、目に見える範囲は当然目視でやりますけども、当然その使っている材料につきましても、アスベストが含んでいるかどうかにつきましては、今言われましたように、その段階でまた調査しながら解体をさせていただくというふうに思っています。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

堀川委員。

○16番（堀川貴庸） まず、125ページになりますでしょうか。

間違っていたら修正いただきたいのですが、13節の町道管理委託料の中で、恐らく街路樹の管理もこちらの方に含まさっているのかなと思いますので、質問をさせていただきます。

みどりの基本計画によりますと、街路脇の植栽樹木の本数は、高木でおおむね4,200本、それから平木で11万4,000株というふうに記載されていたのですが、年間のこれらに係る維持管理費用はどれぐらいみているのでしょうか。

それからもう1点、138ページ、公営住宅建設事業費の中の15節工事請負費、旭町東団地建て替え工事に関してなのですが、先ほど、1棟12戸というふうに説明がありました。

もう少し内容を詳しく教えていただきたいのですが、構造ですとか、それから各戸の間取り、それから占有面積、これはどのような形で進められていますか。

○委員長（前川敏春） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 公営住宅の建設の関係の方から説明させていただきますが、1棟12戸で、これにつきましてはRCの2階建てでございます。

総面積が1,130.40平米、延べ面積ですね。

間取りについては、全室南向きの間取りとなっております、2LDKが10戸、それから3LDKが2戸という内容でございます。

占有面積でございますけども、2LDKで約69平米、それから3LDKで79平米というふうになっております。

○委員長（前川敏春） 土木課長。

○土木課長（佐藤和良） 街路樹の維持管理に係る経費でございますけども、ご指摘の125ページの中ではなくて、これに関しましては道路維持費の方の131ページでございます。これの工事請負費の中の細節4の道路維持費の中でみさせていただきます。

おおむねということで、街路樹だけの作業として発注することもありますけども、それ以外含めて発注することもありますので、おおむねでございますが年間約400万円から500万円の間というふうに押さえております。

○委員長（前川敏春） 堀川委員。

○16番（堀川貴庸） 道路維持費ということですよね。

街路樹に関しても相当数町内に植わさっていることと思います。

維持経費が400万円から500万円毎年済んでいけばいいのですが、これらのほかにやはり目に見えない維持管理する苦勞ですとか、経費ですとか、まだかかっているかもしれないと。

また、私もこのみどりの役割というのは基本的には理解をしているつもりなのですが、例えば、並木通りなんかは景観が非常に良くて、人の目にもすごくよくつきますし、また、騒音や災害に対してもひとつ緩衝効果があるのかなというふうに役割は理解しているのですが、その一方で、例えば、信号機ですとか道路標識、それから電線等への影響、また、害虫等の発生リスクもありますし、それから近隣住民にとっては目に見えないところでいろいろと苦勞されていることというふうに思います。

数も多いと言えば何なのですけれども、中には歩道が、例えば、街路樹で一部遮断といいますか、すれ違うには若干狭いような形もあります。

僕は、この街路樹ではなくて、今後、例えば、木ではなくてももう少し見通しのいいお花のようなものに変えていってはどうかなというふうに思ったりもします。

これはまた町長が進めます協働のまちづくりのメニューとしても備わっていますので、それぞれ部署が連携されて今後の計画に生かしていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

それから、公営住宅については、非常に条件のいい南向きです。2LDKが10戸で69平米ですか。それから3LDKの間取りが二つあって79平米と。これもそこそこゆったりはして暮らしができるのではないかというふうには思います。

ただ、先般、実は道が子育て支援住宅の推進方針をまとめまして、これはユニバーサルデザインの視点に立つことはもちろんなのですけれども、例えば、子育てをしやすい広さ、それから子どもの成長に対応できる柔軟性、そして子どもへの事故防止など、それら配慮を盛り込んで方針を打ち出しております。

実際、道営住宅がこの前に入札行為が行われまして、根室市では道営住宅が建設中なのですけれども、こちらの住宅が子育て支援住宅に対応した第1号ということで新聞記事にも載っていました。

今回の旭町の公営住宅はこれに合致するかどうかわかりませんが、今後、もし公営住宅が整備されるようでしたら、これらの考え方がどこかに配慮されてもいいのではないかというふうにも思いますけれども、現時点で何か考え方はあるでしょうか。

○委員長（前川敏春） 土木課長。

○土木課長（佐藤和良） 街路樹の関係でございますけれども、堀川委員指摘されますように、みどりの効用というのは大変町としても進めていかなければいけない行為だというふうに考えております。

一部昨年も地域の方から、街路樹で若干交通の信号が見えにくいとか、それから落葉がかなり落ちて大変な思いをしているというようなご苦情も頂いた経過もございますけれども、町の緑化という観点から、是非ご理解くださいというような、交通機能上支障があるというのは、これは対応していかなければならないと思っておりますけれども、総じて町の緑化にご協力くださいということは申し上げております。

これに変わって、花ですとか、あるいは花壇整備というようなことも、これは地域の方々とまた相談もさせていただきたいというふうに考えておりますし、逐次どういう街路樹が交通の邪魔になるようなことについては、パトロール等をするなりして対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 子育て支援にかかわる住宅の整備ということでございますけれども、この旭町の建設につきましては、道の面積と比べますと、幕別町の場合は若干広めの住構となっております。

ただ、これは広くするには財政的な問題もありますので、ただ、現在は若干広めに設計をさせていただいているということでございまして、子育て支援にかかわります整備の住宅につきましても、これらを含めながら、今後検討させていただきたいというふうに思っています。

○委員長（前川敏春） 質疑の途中でございますけれども、この際、11時5分まで休憩をいたします。

10:49 休憩

11:04 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

増田委員。

○19番（増田武夫） 132ページ、都市計画総務費の中で、ちょっと二つお聞きしたいと思います。

1点目は、19節の負担金補助及び交付金の中にあります高規格自動車道建設促進期成会負担金、この関係であります。

ご承知のように、今、国は公共事業の抑制などを図るということで、毎年3%ぐらいの削減を図ってきているわけでありまして、残念ながらその削減が我々の生活関連、福祉関連のそうした公共事業の削減が主でありまして、こうした高規格道路その他の削減と申しますか、見直しというものは遅々として進まない現状にあるというふうに思うわけでありまして、この高規格自動車道路の関係につきましても、十勝圏活性化推進期成会の中でも項目に取り上げて運動しているというふうに承知しているわけでありまして。

今回、幕別町が関係市町村でつくっておりますこの高規格自動車道建設促進期成会に新たに入られるという、新たにと申しますか、忠類村が入っていたわけですが、今回こうして出てきたわけでありまして。

この高規格自動車道路、いろいろ考え方はあろうかと思っておりますけれども、今急いでこの期成会までつくってやらなければならない事業なのかどうか。

これが大きな問題だというふうに思います。

昨日、川西幸福間、13キロメートルが供用に供されまして、NHKの放送などでは帯広市内から20分間短縮するのだと、こういう宣伝であります。

しかしながら、例えば、帯広の市役所から出ますと、川西のインターチェンジまで普通の道路を通らなければなりません。その川西のインターチェンジから幸福のインターチェンジまで13キロを乗ったにいたしましても、どこをどう推し測っても20分間短縮するとはとても思えないわけでありまして。

このことに見られますように、こうした公共事業が5年ごとに再評価されているわけでありまして、しかし、その再評価の中でも費用対効果が1.5以上あるというような、中にはこうした過大評価と申しますか、効果に対する自動車の台数でありますとか、時間短縮などが過大に評価されて、そしてようやく1.5の数字をクリアしているという、そういう状況であります。

あれば便利だとか、そうした程度のことでこれをつくっていくということは、今の日本の財政状況、この地方におかれている状況から申しますと非常に大きな問題だというふうに思います。

積極的に期成会に入って、これを推進するという立場に立つべきではないと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

もう1点でありますけれども、私たちは毎日道道の大樹幕別線を使ってこっちにきているわけでありまして、忠類幕別間をつなぐこの動脈と申しますか、唯一の道路なわけでありまして。

この道路の改良が途中一部非常に狭いところがまだ残っているわけでありまして、この改良の関係は、今度どのような計画になっていると承知しておられるか。

その2点をお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） まず、高規格自動車道の期成会につきましては、幕別町単独で以前から期成会の方には加入をしておりましたので、忠類さんと合併して新たに入ったということではなくて、先ほど、ご質問ございましたように十勝全体としてこれについては積極的に進めていただくようなことで、以前から活性化期成会も含めまして、十勝の重点項目として掲げていたという経過もございますので、幕別町としても十勝の一員としてこの期成会には入らせていただいていたという経過がございます。

それで、今おっしゃるとおり、いろんな面で生活道路の関係、あるいは高規格との兼ね合い、いろんな問題が必ずしもないのかと言われますと、確かにそういう面では生活道路に対する補助等厳しくなっている一面もあるのだろうとは思っておりますけれども、十勝全体の経済を考えていくときに、今まさに夕張から清水間の道路整備が急がれているところでございますし、それらが一体となって初めて効果的な道路行政ができるのだろうというふうに思っております。

幕別町にとって直接幕別町内を走っている道路ではございませんけれども、これは十勝全体に及ぼすような経済効果等も含めまして、幕別町としては今後も期成会の一員として、事業の推進には積極的に関わってまいりたいというふうに考えてございます。

それと、道道幕別大樹線の関係でございますが、これは私どもも重大な懸案事項というふうに考えて

ございまして、積極的に北海道に対しまして、整備についての要請をしているところでございます。

なかなか地権者の方の関係もございまして、必ずしも道路用地の買収にかかわる計画がスムーズに進まない点がございまして、その辺のことも含めまして、道としては積極的にこの部分については事業を進めていただけたというような感触を頂いておりますので、引き続き私どもとしては、町の道路行政における最重要課題として、北海道に対して事業の早期実施に向けて、引き続き十分努力をさせていただきますというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○19番（増田武夫） これからは幕別町内を通るのです。

関係のない道路ではなくなったのですけれども、今、帯広川西間は17キロが既に供用されておりました。これには工事費が770億円かかりました。

1メートルに直しますと、1メートルつくるのに450万円かかっております。

そして、今後開通した川西幸福間は、発表によりますと350億円かかったと、こういうことであります。

この計画段階によりますと、川西中札内間、今幸福から中札内まで延ばすということでこれから工事が本格的に始まるのですが、この19キロ、今度供用されたのが13キロなのですが、この19キロを350億円かけてつくと、こういう計画でありましたけれども、既にその計画の予算は使い切ったと、こういうことであります。

このように、そのような形で今まで30キロメートルつくった、これが1,100億円以上かかっているわけですね。これから50キロを進めていくわけですが、それをつくり続けるということになりますと、2,000億円以上、もっと予算を使わざるを得ないと、こういうことであります。

それでは、これが先ほど、助役申されておりましたけれども、つくってこの地域が本当に経済的に活性化するだろうか。

今、救急車が通る、そういう要素でありますとか、物流が早くなるというようなことも言われておりますけれども、しかしながら十勝で生産される輸送の主なものとは農畜産物だと思いますけれども、1時間や10分の時間を争って運ばなければならないようなものは一つも生産されていないというふうに思います。

果たして、これができたから、広尾港が活性化するか。こうした立派な道路ができる一方で、地方自治体は合併を余儀なくされて、こうしたような状況がどんどん進行しているわけですね。

そういうことを考えますと、やはりこういうものに大枚のお金を使っていくのではなくて、もっと地方を助ける政治を要望していくべきではないかというふうに思います。

こうした点で、一方で開発局は一生懸命高規格道路をつくっているわけですが、一方では236号線の寂れていくのを心配して、この236号線沿線の道の駅でありますとか、そうしたところをいかに活性化させていくか。こういうプロジェクトチームをつくって、今、関係町村の有志などが集まって協議を進めているのですよね。

一方ではそうした高規格道路で、ストロー効果といいまして、そういうものができるとますます道の駅ですとかそういうところが、既存のところ寂れていくというのが今までどこでも経験していることなわけでありまして、一方でそういうものを進めながら、片方ではそういうところをいかに活性化するかという仕事を一生懸命やっていると。これは非常に矛盾ではないかというふうに思うのですよね。

だから、先ほど言いましたけれども、道道などをしっかりとつくれという運動をもっと強化する必要があるのであって、高規格道路をつくれ、つくれということを進めていく、そういう今、国それから地方の財政的な余裕はないのではないかと、そのように考えますけれども、もう一度お願いします。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） 大変失礼をいたしました。

私は横断自動車道の関係でうちが入ってきた経過がございましてお話をさせていただきました。

今、増田委員ご指摘のとおり、帯広尾間の高規格の関係につきましては、今後、計画路線の中で町内も一部走るとは十分理解をしているところであります。

ただ、国としては、一番先に国土の均衡ある発展をどう図っていくのだという観点も一部には当然出てくるのだろうと。

日本全国、では農村地域、特に北海道あたりは高速道路はいらないのかという議論は、当然の国の中で十分されているのだろうというふうには思っておりますけれども、その中で、高速道路網の整備が進んでいない北海道については、日本の本州方面から見ますと、確かにそういう意味では均衡ある発展が図られているというふうには私どもとしては考えられないのかなと。

そういう意味では、少なくとも日本全体を同じような社会資本の整備が行われることが国土の均衡ある発展につながるだろうと。

一方では、そういう思いもしておりますし、先ほど来お話ございましたように、そのことがすぐどういう活性化に結びつくのだという点では、確かに厳しい面もないとは言えませんが、逆に言えば、整備をされることによってそれをどう活用していくのだという視点も一方ではあるのだろうというふうに思っております。

そういうことを大局的に考えて国としては整備の方針を示されているということでございますので、私どもとしては、それらの有効活用も含めて積極的に今までどおりその辺のところ進めてまいりたいというふうには考えております。

この辺は、確かにほかの予算とのかかわりでどうなのだという議論は確かにあるのですが、まずは国土の均衡ある発展をどう図っていくのだという観点からも必要だという観点で、この期成会にも入らせていただいているということでございますので、これはご理解を頂きたいというふうには思いますが、なかなか見解は多分違うのだろうというふうには思いますので、私どもとしての考えはそういうことだということでご理解をいただければと思います。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○19番（増田武夫） こうした道路が本当に地域の発展につながるのかどうか。ここがやっぱり鍵だというふうに思うのですよね。

今、236号線も非常にスムーズに、交通量もそう多くなくて。この236号線をしっかりと整備することが地方の町村にとっても、また、住民にとっても非常に経済的にも地元の建設業者その他にも仕事がまわる事業でありますし、これは非常に大きな効果があるのだというふうに思うのですよね。

だから、そういう点では、やはりこうした大型の事業をどんどん進めるというのではなくて、市町村道や国道をしっかりと整備することが、この地域の発展につながるのだと、そのことをしっかりと肝に銘じていただきたいなというふうに思うのですよね。

やはりこの地元の要望だ、地元の要望だということでこうしたことがやられていくわけですね。

しかし、果たして地元がそれだけ必要性を感じて要望しているのかといたら必ずしもそうではない。これはそれぞれの胸に聞いていただければわかるのでないかというふうに思うのですけれども、そうした本当に生活していく我々が必要とする道路をつくっていくように、地方の自治体の長としても是非努力していただきたいと、そのように思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思いません。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございせんか。

豊島委員。

○10番（豊島善江） 1点だけお聞きします。

ページ、133ページ。

公園の清掃管理についてお伺いしたいと思います。

町内にあるたくさんの公園のうち、大きな公園、例えば、北町だとか稲穂公園なんかの公園が委託されています。

特に私が今回お聞きしたいのが、住宅地から離れている公園はいいのですが、本当に住宅地と道

路一つ挟んで向かい合っている、住宅地に隣接をしている、そういう委託している公園管理についてなのですけども。

非常に町民の方たちから、近くにそういう大型公園があるということで落葉の問題、さらには公園に捨てられているものが自宅前に飛んでくる問題や何かが多く出されています。

それでお聞きしたいのですけども、その清掃管理を委託している場合、草刈だとかトイレの掃除だとか、そういうことは委託されていると思うのですけども、時期的な委託の仕方というのですか、その中身。時期的に何月までというふうにしているのか、それとも雪が降るまでというふうな形でやられているのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、最近、1戸建住宅が増えていまして、犬を飼う方が多くなってきているのですが、公園によっては非常に犬の糞が多く見受けられるという公園があるのですね。

それで、そういう犬の糞の対策をどういうふうにやろうとしているかということをお聞きします。

それからもう一つですが、これは全体の公園にかかわってですけども、遊具の補修・修理というのを毎年予算を組んで行われていますけども、今年もどういうふうにこれをやっていくのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） まず、1点目の公園の清掃委託の期間ですけれども、毎年4月から11月中旬までを期間として委託をしているところであります。

2点目の公園の中の犬の糞の関係ですけれども、大規模公園につきましてもそれぞれの公園にルール・マナーを啓発する看板を設置しているところでありまして、そのほかにも、毎年度ではありませんけれども、広報等で、公園の中、それから住宅地を含めた犬の糞の後始末について周知しているところであります。

3点目の公園の遊具補修の関係ですけれども、木製の遊具が多いということもありまして、毎年度予算を計上させていただきまして、業者による補修及び私どもの直営での補修修繕を進めているところであります。

○委員長（前川敏春） 豊島委員。

○10番（豊島善江） 1点目の件ですが、4月から11月中旬ということでした。

それで、ちょうど落葉が大体終わる時期、ちょっとうまく質問できないのですけども、落葉が大体終了する時期に、この11月中旬がそういうふうにかみ合わさってきちんと処理されれば、きれいな公園で冬を迎えるということが出来るわけなのですけども、ところが、これとうまくかみ合わなかったときには、例えば、公園の端の方に落葉がたくさんたまっていても、それが風で吹き飛んで道路にいても、それはもう委託の期限外だからということで、これは何もタッチをしていないのですね。

それで、近所の方たちが袋を持って集めてまわっている。それはなぜ近所の方がやるかという、非常に安全性に問題があるというのですか、落葉がたまっているところに、これは誰かがたばこの火でも捨てたらこれは燃えてしまうぞという、そういうこともありまして、そういうことを地域の方がやっているのですね。

それで、私は節目節目というのですか、落葉は本当に、非常に大きな公園ですから落葉の量もすごく多いものですから、やはり節目にきちんときれいに清掃をするということを町としてこの管理の中を含めるのか、それとも、そうではなくて、例えば、高齢者の方たちの仕事を増やすという意味で、そういう方たちが公園の最後の清掃をきちんとするということなんかも含めて、これは検討すべきではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それから、犬の糞のことですが、看板が出てたりということも私は見っていますが、例えば、公園によっては非常に小さな子がたくさん利用している公園、例えば、北町の親水公園なんかは、小さな子たちが非常に利用するという、あるお母さん方の公園調査の中では、非常にいい評価を受けていたのですけども、公園によっては大きい子たちが主に使う公園だとかもありますよね。

それで、私は、これは考え方だと思うのですけども、公園によっては犬が入っては駄目なのだという

ことも設けるような、すみ分けというのですか、公園の。そういうことも将来的には必要になってくるのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

それから、遊具の点では、毎年パトロールをして調査をして、そして修繕をしていると思うのですが、この修繕の仕方でもやはりもう少し丁寧という声が出されています。

例えば、鉄製の遊具のペンキを塗るにしても、錆びを剥がさないでそのまま塗ってしまうだとかという声も聞こえていますので、是非、丁寧にやるよう業者に方にも言っていただきたいなというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） まず、落葉の件ですけれども、公園の委託業務は11月中旬までということになっておりますが、その際に公園の中に入っている落葉については当然收拾するよう指導していますし、これからも続けていこうと思っておりますけれども、そのほかに当然風で飛ぶということもあります。

道路に入りますと今後は私どもの道路パトロールの中で、量の多いところについては就労センターを頼むなど、委託業者を使うなどして回収しているところでありますけれども、いつたまるかというのはその時々にもよりますので、十分でないこともあるかもしれませんけれども、今後ともなるべく近隣の皆さんに迷惑のかからないように、現地を確認させていただきたいというふうに考えています。

2点目の犬の糞の関係ですけれども、委員言われましたように、公園によってすみ分けをしてはどうかというお話がありましたけれども、公園の設置目的自体がまずは誰もが自由に遊べるということですから、基本的に犬を散歩する、また、公園で遊ばせる、水の中に入れる、そういう方もいらっしゃるのですが、それはそれぞれのマナーの問題だというふうに私どもは考えておりますので、団地の中を含めて、公園・公共施設を使う場合のルールとマナーの徹底を今後も進めさせていただきたいというふうに考えております。

3点目の公園遊具の鉄製のペンキ塗りの関係ですけれども、ご指摘いただきましたことを十分意にとめまして、今後とも業者それから私どもが修繕するときに注意を払ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） 134ページに当たるのかと思いますが、千住川の整備につきまして、前々からいろいろご労苦を頂いておりますし、相当の時間をかけて整備もしておられるようでございます。

一昨年でした昨年でしたか、400万円かけてあそこの河川を整備したということでございます。

自然は大事です。大事だけれども草ぼうぼうで自然がそれで生かされているということではないので、住宅街にある河川を今後どういうふうな見通しで整備していかれるのか。

また、どこかに委託して毎年400万円かけて整備されるのか。

それと、そこから流れている100年記念事業としてつくった科学の森というのが将来的に行うのだということで、体育館の横の方にある、あれも河川に入るのですね、あそこも荒れ放題なのです。見る人によるとこれが自然でいいという方もおります。

しかし、やっぱり手をかけた自然なのか、全く野放図にしておく自然なのかで、やっぱりあそこも町の中に入るわけですから、そういった面で今後の見通し等があればお聞きをしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 土木課長。

○土木課長（佐藤和良） 佐々木委員ご指摘いただいたところ、暁町の公区の中を流れる千住川のエリアのお話だと思います。

関係する公区、3公区ございまして、町の方の協働のまちづくりの関係で草刈等について支援するという形を昨年からとらせていただいているわけでございますけれども、昨年、泉町3公区の関係公区長さんにお集まりいただきまして、今後の方策について協議をさせていただいた経過がございます。

時期が5月以降のお話ということだったのでありますから、公区の総会が終わってしまっていると、私、

最初お話しさせていただいたときは、平成 17 年から地域の方で草刈等管理をしていくというお話をちょっと聞いていたのですが、どうもそこまでのお話はまだ地域として熟していないということで、既設の公園等についてはこれまでどおり草刈等をしていただいておりますが、ご指摘の河川の中の部分については、特に地域としてまだ話が煮詰まっていないと。

それと、その中でいろいろとお話をした中で、確かに河川に近い方については虫が発生するというような苦情も一部あるというふうにお聞きしておりますが、反面、この環境が良くてここを選んで住んでいるのだという方も、実は公区長さんの中にもいらっしゃるようで、ここに手をつけるというのは、私たちが購入した魅力を奪ってしまうことになりかねないのではないかとということがありまして、両方の意見が地域にはございます。

地域の総会の中で、公区の総会というのでしょうか、その中で十分ご協議を頂きたいと。町としてはいろいろと協働のまちづくりの中で支援する方策というのは持つてはおりますが、地域の方々がその辺の自分たちの身の回りにある自然をどう生かしていくかというようなことについては、まだ議論の途中というか、話し合いがなかなか一つの方向に見いだしていないという状況にありますので、これについてはもう少しお時間をかけて、地域として協議もしていったらいいと思いますし、町としても協力できるところは協力していきたいというふうに考えております。

それから、スマイルパークの中の河川のことでございますが、これにつきましては、土現で管理するところということがございまして、町が直接なかなか手をかけられないというところがございます。

それから、近くの方がおっしゃっていたお話なのですが、大変何か貴重なトンボがあそこには生息していると。新聞には出ていないけれども、そういった河川の状況が非常に自然にきれいな環境にあるので、そういったものをなくさないようなことを町としては心がけてくれということを、たまたま私百年にいたときにはそんなお話をされていた町民の方々もいらっしゃいますので、そういったことを広く意見も聞きながら、要望するところは要望すると、それからまた、残すところは残すというようなことで、今後検討をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 佐々木委員。

○25 番（佐々木芳男） 大方わかったわけですが、ただ、自然を大事にするということと同時に、自然とともに生きるということが非常に大事なのではないかなと。あそここの河川は非常に幅が狭くて、子どもたちが遊ぶのには十分なところなのですね。

もし、あの辺に魚でも泳いでいけば釣りもできるような、私たちが子どものことに遊んだ河川によく似ていると。そういったことも含めて、是非子どもらが遊べる河川にしたらどうかということ、前々から私は主張してきたのですが、予算の関係、それから土現の関係も含めて、そこら辺でなかなか十分なところまでいっていないということなのですが、特にスマイルパークのところは、将来的にやっぱり幕別の顔になるところだと思います。

そういった意味で、子どもたちが生かせる自然、こういった方向でこれから取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思いますが、もう 1 回そこら辺お願いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 千住川の管理に係っての話でございますが、先ほど来課長が言っておりますように、暁町の部分につきましては、昨年、雇用対策の関係で 400 万円をかけて整備をした経過がございます。

これは毎年やるのかという話もありますけれども、現段階では毎年はできないかなとは思っておりますが、先ほどから言っておりますように、3 公区との調整をしながら、公区でできる範囲での緑地の部分については、支援事業も絡めてやっていきたいと。

ただ、面積的には暁町はかなりの面積がありますので、その辺については、公区でできないものについては、今後年 1 回くらいは環境を整えるような形で整備をしていかなければならないかなというふうに考えております。

それと、スマイルパーク内の公園につきましても、自然を残す部分あるいは子どもたちが遊べるよう

な部分、公園管理の中でも今後どういう形がいいのかという形で維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 132ページの1目都市計画総務費の都市計画にかかわりましてお尋ねするのですが、昨年の議員協議会の中で、依田地域の開発計画につきまして、議員に対して説明を頂いておりました。

その後の経過についてお尋ねをしたいのですが、ここの開発計画については、私どもはこの既存の商業地域との振興関係、あるいは市街地からかなり離れた場所での商業計画であるということから、公共投資の財政負担が非常に大きくなるだろうというようなこと。また、農地も含まれているということなども含めて問題があるのではないかとということでお話をさせていただいてきたところです。

当時、協議会の中では27ヘクタールの開発計画が出されていることなどを含めまして、道との段階でなかなか難しい、クリアしていくのに難しい問題が含まれているのだというお話でありました。

しかし、開発面積を拡大していくことなどによって、これらをまた次の計画に結び付けていくやのお話もありましたので、その辺の計画について、まずはお聞きいたします。

○委員長（前川敏春） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 依田地域の大規模開発につきましては、今、委員おっしゃいましたように、当初27ヘクタールの開発面積ということで、昨年の6月でしょうか、地元の期成会の方から計画書があがってきたところであります。

それをもとにいたしまして、その開発の可能性というものを十勝支庁あるいは道を含めて、関係機関についてわたったところであります。

その後、いろんな経過の中で、結果的には27ヘクタールではちょっと難しいということもありまして、さらに面積を増やした、開発面積を50ヘクタールぐらいにした中で、大規模という開発という手法でということで、ちょっと路線を変更したといいましょうか、方向を多少ずらしてきたわけでありませぬ。

それにつきましても、今現在、同じように関係するところとその方向性について探っているという状況でありまして、そういう意味ではまだ熟度については、方向が50に変わったということは間違いありませんけれども、その熟度という点ではちょっとまだ事業計画書もあがってきておりませぬので、そういう状況にある段階であります。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 当然、幕別町であるとか、最終的には北海道がきちっと認めるかどうかということでもありますから、町がどうかかわっていくか、どう指導していくかということが非常に大事なところだと思うのですよね。

それで、実は今、国の方の都市計画法の改定が提案されておまして、なかなか大型の商店を建設する場合には、今のような形での、例えば、今のような計画地での建設というのは基本的に難しくなっている。見てみますと、1万平方メートルを超える大型店については、既存の商業地域、今近郊の商業地域か若しくは商業地域、あるいは準工業地域なども認められるのですが、限られた地域しか認められなくなって、住宅と併用ですとかそういったところは一切難しくなったというふうに提案の中身が示されているのです。

こういうふうに法が改正されてきた背景には、最初に申し上げましたような開発に対して、開発することによってそのまちづくりにマイナスのいろんな要素を生み出してきたということがありまして、それで、こういった規制が提案されているわけですが、こういう法律が提案されている以上は、そういう方向性に乗って町もこの計画の在り方にかかわって指導を進めるというのが大事ではないかと思うのですよね。

つまり、先ほど計画が可能になるようなことを模索してというようなこともおっしゃっていましたが、むしろまちづくりにおいては、こういう規制も強まってきている中で、難しい面もあるというようなこともきちっと打ち出していく。

それから、同時に、いつも言われるのですが、計画があげられる段階にないからということなのですが、決まってしまうと何でもそのとおり進むというのが現状なのですよね。

ですから、そういう段階できちっと住民の合意、特に商店街関係の方たちの合意を得るような、そういうかかわり方も大事だと思うのですが、この法改正にかかわる考えと、それから今の地域の合意を得る、そういうことも含めてかかわっていくのかどうかということ伺います。

○委員長（前川敏春） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 都市計画法の関係で、現在、今国会の中で国の方で都市計画法の改正、さらには中心街活性化ということの法案の中で、改正が今審議中でありまして、先ほど、企画室の方から言いました大規模開発についての開発はどうか。あるいは、市街化区域に編入しての開発はどうかということも、開発者の方も考えておまして、その辺の協議も併せて現在まで進めてきているところがございますけれども、現段階の中では、今、おっしゃるとおり国会の方が通っておりませんので、道の案件としても今の段階で判断できるような状況ではないという形でお返事を頂いております、今後、計画の中でどういう形で開発するとした場合に、法の中で進めていけるのかなというのは今後の話になってくようかということでございます。

それと、地域の合意ということの中では、市街化区域に編入する場合には、整備開発に関する地域合意。帯広圏でいいますと、帯広市を境にした1市3町の中での合意が必要になってくるというのが都市計画法の中に規制がりますけれども、その辺の中では、開発が細かく示された段階でどうかということも併せ持って調整をしていかなければならないかなということもございますけれども、現段階の中ではそこまで計画はまだ煮詰まった状況ではありませんので、今後において出てきた段階では、またこの議会の中でも調整をさせていただき、報告させていただきながら進めていきたいなというふうに感じております。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 法改正がすべてきちっと定まったということではありませんので、今のご答弁になるのかなというふうには思うのです。

ただ、最初に計画が出されました27ヘクタール、ここにはきちっと農地も入っておりますし、宅地もありましたし、公共用地もありますし、それから雑種地もありますよね。

こういうところを大規模に、町から離れて計画をするのだというときに問題があるのだよということが今どんどん法改正も含めて進んできている。これは先ほど申し上げたことなのですが、そのことをやっぱりうちの町が受け止めて、その開発業者とのかかわりをもっていくということが大事だと思うのですが、どうもそこが何とかクリアできる形でというようなふうに向付けられているのかなというふう思うのです。

だから、そういうことだけではなくて、もっともっと地域の意見も聞いて、それから今商業・商店街の人たちの意見を出されたことも聞いておりますが、今の商工振興にとっても、あそこに大きな商業施設ができれば大きな打撃を受けるのだというようなことも現実に出されておりますので、そういうこともきちっと踏まえた上で、町が開発計画を持つ人とかかわる。この姿勢が問われると思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（前川敏春） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 今、言われる調整区域の開発ということで、飛び地の中で開発をしていくということでございますけれども、清流大橋が整備になった段階の中で、幕別町の4期総合計画の中、あるいは都市計画のマスタープランの中でも、当時の中では工業系あるいは商業系という方針で土地利用を図っていくのだという位置づけをしておりますので、その計画があがってきた段階では、その計画に基づいた整備開発をしていかなければいけないという形で開発があがった段階では調整をさせていただいているというのが、町のスタンスであります。

それと、経済の面では確かに落ち込んできている中心街あるいは既存の商店街との調整もあろうかとは思いますが、規模的なものとしましては、我が町のものの規模、あるいは十勝圏、帯広圏のもの

の規模のものが今現在は来ようとしているところがありますので、その辺、先ほど来、話を1市3町の中でも調整をさせていただきながら、今後どういう形で経済の方との調整をしていくかということもございまして、その段階で調整をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 都市計画を決定されるときには、幕別町の場合は、帯広市、音更町、芽室町と併せて、1市3町で全体の土地の利用の仕方を定めながら、うちの計画を持っていくという、そういう過程を踏まれてきていますね。

それで、今、お答えの中にあつた清流大橋ができた時点で、一部商業地域というようなことも含めてきたのだと。だから、それに沿ってということなのですけれども、やっぱり大型店がそういった1市3町の段階の中で、大きいお店ができる場合は当然十勝圏という問題になりますから、そういうことも想定されて、そこがうちの町の商業地域というふうに位置付けられたのかというふうになりますと、いろいろ調べてみましたら必ずしもそうではない。あくまでも橋が建設される段階で、当然交通量も多くなってくると。車を通すだけの橋ではないよというようなことも含めて、沿道的なものが想定されたというふうに受け止めてきているのですけれども、それがこういった50ヘクタールものと巨大開発になってくると、計画そのものの想定されていた内容と変更が生じてきているというふうに思うのですよね。

そうなれば、また全体を、今も全体を考えてというふうにおっしゃったのですけれども、そういうものも含めて町がきちっとリーダーシップをとっていくということが大事だと思うのですが。

そこだけお願いいたします。リーダーシップをどうとられるか。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） 正直言いまして大変難しい問題があるのだろうというふうにも思っております。

必ずしもすべてが、大型店が出ることによって、まちづくりが全部駄目だということでもない面もあるやに聞いております。

これはいろんな手法がございまして、地元の商店街もその中に一緒になって活動されているような場面もあるというやに聞いております。

ですから、中橋委員おっしゃるとおり、当然のことながらこれは議会も含めていろんな場面で、私もその計画について十分説明をさせていただき、商工会にも説明をさせていただき、最終的には町としてそれらの意見を集約した中で最終判断をさせていただくということは、前々から申し上げているとおりでございまして、少なくともまちづくりの考え方とすれば、確かに総合計画なりマスタープラン、そういう方向性は以前から議会でもお話をさせていただいたとおりでございまして、大きな町の事業として進める中身としては、十分それらの議論をさせていただいた上で、最終的に町としての判断をさせていただく。

当然のことながら、もし進めるとなれば、多額の公共投資も必要になってまいりますので、これは議会とご理解の中で進めなければならない事項にもなってまいりますので、そういう手続手順はしっかり含んだ中で、どういう方向性に定めるか、きちっと私どもとしては手順を踏んでやってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、8款土木費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） それでは、9款消防費につきまして、ご説明申し上げます。

139ページをご覧くださいと思います。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、5億5,722万1,000円であります。

本日は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署員の人件費、交際費等に係る費用でございます。

なお、本年度は忠類地区に高規格救急車の配備に係る費用を計上いたしております。

2目非常備消防費、3,211万1,000円であります。

非常備消防団員報酬や団の運営交付金など、通常団費といわれる経費の分担金であります。

3目水防費、87万4,000円。

災害に備えての費用であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

前川委員。

○1番（前川雅志） 高規格救急車の配備については非常に町民の生命を守るという意味で期待するものであるのですが、それについて若干確認をさせていただきたいと思うのですが、忠類に配備されました高規格救急車の守備範囲はいったいどのぐらいまであるのかということと、この救急車の価格はお幾らかということをお聞かせいただきたいと思います。

それと、先ほど土木費の中で聞かせていただきました火災報知機の問い合わせ先が幕別消防署ということになっていまして、この中に、この火災報知機をつけるという周知させるためのPR費みたいのが含まれているのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 消防署長。

○消防署長（穴吹良行） まず1点目の高規格車の区域の関係ですが、幕別町中里地区なのですが、その地区を含めたのが忠類から出動する救急車の出動範囲ということで進めております。

それから、2番目の金額ですが、約1,500万円ぐらいということで考えております。

それから、火災報知器の件なのですが、今のところ予算はとっておりません。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） 救急車の関係、ちょっと付け加えさせていただきますが、車両本体につきましては、厚生連の方から寄贈を受ける計画をしております、今、1,500万円程度の費用については、高規格救急車としての必要な資機材がありますので、それらを設置する費用が約1,500万円、車両本体は寄贈を受ける計画でございます。

○委員長（前川敏春） 前川委員。

○1番（前川雅志） もう1点確認をさせていただきたいのですが、今まで消防の範囲が忠類地域は南十勝消防事務組合という中でやっていたと思うのですが、これから近隣町村との連携などは従来どおりされていられるのかどうかということを確認させていただきたいということと、忠類地域に配備されるということなのですが、従来ある救急車と、有事の際、何かあったときに2台若しくは複数台出動する態勢がとれているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 消防署長。

○消防署長（穴吹良行） 連携については今までと条件はまるっきり同じです。同じですというのは、例えば、南十勝の忠類のとときと、大樹さんあるいは更別さんの連携。東十勝になりましても今までと同じような応援協定に基づく連携は整っています。

ですから、変わりはないと思います。

それから、新しく入れまして、その後の古い救急車については、今のところまだ詳しく検討はしていませんので、今後検討していきたいと思っています。

○委員長（前川敏春） 前川委員。

○1番（前川雅志） いつ何時いろんなことが起こるかわかりませんので、いち早い検討をお願いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、9款消費費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、1時まで休憩をいたします。

11:58 休憩

12:58 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 10款教育費について、ご説明させていただきます。

140ページをお開き願いたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額279万6,000円であります。

本目は、教育委員4名にかかわる報酬、旅費、交際費などであります。

2目事務局費、本年度予算額、2,694万4,000円であります。

本目は、教育委員会事務局に係る費用で、1節報酬、細節1は、奨学資金選考委員、細節2は、就学指導委員会委員報酬。

7節賃金は、学校教育推進アドバイザー賃金。

8節報償費は、文化及びスポーツ表彰記念品などであります。

141ページ、19節負担金補助及び交付金、細節3の十勝圏複合事務組合負担金につきましては、十勝教育研修センター運営費分であります。

なお、建設費分、公債費につきましては、17年度をもって償還済みとなっております。

細節6十勝管内へき地複式教育研究大会が本町駒島小学校で実施されますことから、これの対応のための補助金であります。

その他団体等への交付金が主なものであります。

142ページ、3目教育財産費、本年度予算額、5,586万5,000円であります。

本目は、小中学校及び幼稚園教員住宅等の維持管理、補修等に係る費用であります。

13節委託料、143ページ、細節10の耐震診断委託につきましては、札内中学校校舎の2次診断を実施する費用であります。

15節工事請負費についてであります。主なものとしましては、札内南小学校校舎屋根塗装工事や忠類中学校体育館屋根葺替工事などを予定しているほか、緊急を要する臨時的工事について対応するものであります。

4目スクールバス管理費、本年度予算額、8,314万5,000円あります。

本目は、スクールバス直営2路線と委託11路線の運行にかかわる費用であります。

主なものとしましては、15節委託料は、忠類地区2路線を含む11路線の運行委託料。

18節備品購入費は、忠類地区スクールバス1台の更新に要する費用であります。

144ページ、5目国際化教育推進事業費、本年度予算額、1,046万1,000円あります。

本目は、国際交流員2名にかかわる費用であります。国際交流員の職務は、月曜日幼稚園、保育所、小学校へ英語活動をしており、火曜日から金曜日までは各中学校へ訪問して英語指導をするものであります。

6目学校給食センター管理費、本年度予算額、1億7,986万円あります。

本目は、幕別学校給食センター、忠類学校給食センターの管理運営に要する費用であります。

本年度給食数につきましては、児童生徒、教職員を合わせて、幕別が約2,700食、忠類が150食の全

体で2,850食を予定し、1年間の給食日数を193日と見込んでおります。

145 ページ、7 節賃金は、幕別 10 名、忠類 3 名の調理員の賃金。

11 節需用費は、光熱水費及び給食材料が主なものであります。

146 ページ、13 節委託料は、給食配送、空調機保守点検、排水処理施設保守点検委託料が主なものであります。

なお、給食センターにつきましては、地産地消の観点から給食パンはもとよりうどん等につきましても本年度から地場産小麦等を活用した中で給食業務に当たってまいりたいと考えております。

147 ページ、2 項小学校費、1 目学校管理費、本年度予算額、1 億 3,000 万 4,000 円であります。

本目は、新たに忠類小学校を加えた小学校 10 校分の管理にかかわる費用であります。小学校の児童数は 1,716 人で、前年対比 83 人の減となる見込みであります。

主なものといたしまして、7 節賃金は、学校事務補助及び小学校 1 年生の学級が 30 人を超える場合、指導助手を配置する町単独事業、ゆとりいきいきパートナーとして本年度は札内南小学校、札内北小学校への配置を予定いたしております。

11 節需用費は、光熱水費のほか社会科副読本まくべつの印刷製本費が主なものであります。

13 節委託料は、小学校管理清掃警備委託料であります。

149 ページ、18 節備品購入費は、学校配分備品のほか本年度忠類小学校のコンピュータ 22 台を備荒資金により購入予定であります。本年度償還分がこの備品購入費に含まれております。

2 目教育振興費、本年度予算額、4,877 万 7,000 円であります。

本目は、小学校の教育振興にかかわる費用であります。主なものといたしましては、11 節需用費、細節 4 は、児童用の教材購入、教員用指導書及び教科書。

14 節使用料及び賃借料は、過去導入した 2 校分のコンピュータ借上料。

18 節備品購入費は、教育機器・学校図書購入に対する費用。

19 節負担金補助及び交付金は、町単独事業として実施しております生きる力を育む教育活動支援事業、地域教育連携支援事業交付金などが主なものであります。

なお、本事業につきましては、忠類小学校も含まれております。

20 節扶助費は、就学援助にかかわるものであります。

150 ページ、3 項中学校費、1 目学校管理費、本年度予算額、9,699 万 5,000 円であります。

本目は、忠類中学校を含めた中学校 5 校分の管理にかかわる費用であります。中学校の生徒数は 859 人で、前年対比 6 名程度の減となっております。

主なものといたしましては、7 節賃金は事務補助のほか、心の教室相談員賃金。

細節 7 コーディネーター推進賃金は、障害のある子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、特殊から特別支援教育への転換が求められ、このため、校内外の関係者機関との調整、町内小中学校における支援体制構築や体制整備に向けてのガイドライン策定のため、コーディネーターを単独で配置するものであります。

151 ページ、13 節委託料は、小学校費同様学校管理等に要する経費であります。

152 ページ、2 目教育振興費、本年度予算額、4,214 万 9,000 円であります。

本目は、中学校の教育振興にかかわる費用であります。

主なものといたしまして、11 節需用費は、生徒用の教材購入にかかわる費用と教科書改訂による教師用指導書、教科書購入費用。

14 節使用料及び賃借料は、4 校分のコンピュータの借上料。

18 節備品購入費は、教育機器・学校図書等に関する費用。

19 節負担金補助及び交付金は、生きる力を育む教育活動支援事業、地域教育連携支援事業の交付金であります。

小学校費同様、これらにつきましても忠類中学校分も含まれております。

153 ページ、4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費、本年度予算額、1,232 万 8,000 円であります。

本目は、若葉幼稚園の管理にかかわる費用であります。

主なものといたしまして、7節賃金では、障害児5名の対応として臨時職員4名を配置するものであります。

なお、入園予定数は、3歳児19名、4歳児16名、5歳児23名、合計58名となる見込みであります。

154ページ、2目教育振興費、本年度予算額、1,950万6,000円であります。

本目は、幼稚園の教育振興にかかわる費用であります。

主なものといたしまして、19節負担金補助及び交付金は、私立幼稚園入園料・保育料の補助金。

20節扶助費は、公立及び私立幼稚園の就園奨励費となっております。

155ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額、1,570万円であります。

本目は、社会教育委員15名の報酬のほか、生涯学習アドバイザーの人件費。また、各種団体の補助金であります。

主なものといたしましては、9節旅費、細節3特別旅費は、小中学生国内研修、中高校生海外研修の引率者分であります。

19節負担金補助及び交付金、細節6は、小学生道外研修10名、細節8は、中学生国内研修8名、細節9は、海外研修中学生16名、高校生2名のいずれも参加補助であります。

なお、合併に伴う児童生徒数の増により、小学生道外研修で1名、中学生国内研修で2名、中学生海外研修で2名の参加枠を増やしております。

細節10は、国際交流ホストファミリーへの助成、細節11は、高校生海外留学への補助であります。

20節扶助費は、海外研修参加負担金扶助として1名分をみております。

156ページ、2目公民館費、本年度予算額、988万9,000円であります。

本目は、糠内、駒島の両公民館、少年自然の家学び舎2館の管理運営に要する費用であります。

8節報償費、細節1の講師謝礼は、しらかば大学並びにナウマン大学の各種講座に要するものであります。

157ページ、19節負担金補助及び交付金、細節3の地域生涯学習推進委員会補助金は、公民館3館の運営委員会に対する活動費補助、細節4の家庭教育学級運営補助金は、忠類地域分が増となっております。

細節6、細節7は、しらかば大学並びにナウマン大学の活動に対する補助であります。

3目保健体育費、本年度予算額、5,397万8,000円であります。

本目は、体育指導員12名の報酬及び各種スポーツ大会参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、体育館を除く社会体育施設の管理運営に要する費用であります。

8節報償費、細節3の全道全国大会参加奨励金は、小中学生が全道大会、全国大会に出場する際の参加費用を助成するものでありますが、今年度、交通費並びに宿泊費の一部見直しを行うところであります。

なお、このことにつきましては、20節扶助費でこの対応のための扶助費を計上いたしております。

159ページ、13節委託料の細節13運動公園管理委託料は、運動公園内の建物3カ所の管理委託にかかわるものであります。

19節負担金補助及び交付金は、各種団体への活動費補助、体育施設管理に対する交付金であります。

160ページ、4目青少年育成費、本年度予算額、1,622万6,000円であります。

本目は、青少年問題協議会委員20名の報酬のほか、学童保育所1カ所の管理運営に要する費用、児童生徒健全育成団体への活動費補助であります。

161ページ、19節負担金補助及び交付金、細節4の生徒指導連絡協議会交付金、細節5の子ども会育成補助金は、忠類地域分も含めて増額をいたしております。

細節6の上尾市子ども会交流事業補助金は、旧忠類村が埼玉県上尾市との間で、隔年で相互訪問交流を行っている事業に対する補助金であります。

5目町民会館費、本年度予算額、1,985万3,000円であります。

本目は、町民会館と札内福祉センターの管理運営に要する費用であります。主なものといたしましては、11 節需用費の光熱水費。

162 ページ、13 節委託料の管理清掃委託などであります。

6 目郷土館費、本年度予算額、1,085 万 5,000 円であります。

本目は、文化財審議委員 5 名の報酬、ふるさと館並びに蝦夷文化考古館の管理運営に要する費用であります。

7 節賃金は、蝦夷文化考古館に収蔵されている文書資料の研究調査を行うため、本年度新たに郷土文化研究員の人件費を含んでおります。

163 ページ、13 節委託料は、警備、電気保安、浄化槽清掃委託業務が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 は、文化財補助金、細節 7 は、ふるさと館事業委員会交付金などが主なものであります。

7 目ナウマン象記念館管理費、合併により新設された科目であります。

本年度予算額、1,793 万 4,000 円であります。

本目は、ナウマン象記念館の管理運営に要する費用であります。

主なものといたしまして、7 節賃金。

165 ページになりますが、11 節需用費は、施設の燃料費、電気料、修繕料。

15 節工事請負費は、ナウマン象記念館外壁補修工事を予定いたしております。

166 ページ、8 目スポーツセンター管理費、本年度予算額、5,259 万 3,000 円であります。

本目は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の管理運営に要する費用であります。

主なものといたしまして、7 節賃金のトレーニング指導員人件費。

11 節需用費の光熱水費。

167 ページになりますが、13 節委託料の細節 1、2、8 は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の施設管理委託に要する費用であります。

15 節工事請負費は、直腸・大腸・膀胱等のがんなどにより臓器に機能障害を負い、腹部に排泄のための人工肛門、人口膀胱をつけられている方の対応といたしまして、農業者トレーニングセンター内にオストメイト用トレイを設置するための工事費を計上させていただいております。

9 目図書館管理費、本年度予算額、3,699 万 4,000 円であります。

本目は、図書館の管理運営に要するものであります。7 節賃金は、臨時司書及び生涯学習アドバイザー、ブックモービル運転手、臨時職員等の人件費であります。

168 ページ、11 節需用費、細節 5 のふれあい子育て読書推進事業消耗品につきましては、マイファーストブックサポート事業を継続実施するもので、本年度は忠類地区の 15 名分の経費も含めて計上させていただいております。

13 節委託料につきましては、清掃、警備など施設の維持管理委託及びマーク作成等図書の登録等にかかわる委託費用であります。

169 ページ、18 節備品購入費、閲覧及び貸出し用の図書資料及び音響・映像資料の購入費であります。図書資料全体では 4,230 冊、音響・映像資料は 96 点、このうち、忠類分館には、図書資料 530 冊、映像資料 21 点の購入を予定いたしております。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 の図書館事業委員活動費交付金であります。これは町民文芸誌発行の交付金であります。

10 目百年記念ホール管理費、本年度予算額、6,193 万円あります。

本目は、百年記念ホールの管理運営に要する費用であります。

8 節報償費は、各種講座、講演会の講師謝礼。

11 節需用費は、光熱水費。

171 ページになりますが、13 節委託料は、清掃管理、舞台機器操作の委託業務に要する費用でありま

す。

19 節負担金補助及び交付金は、町民芸術劇場への交付金、文化団体への活動費補助が主なものであります。

なお、生涯学習講演会、サロンコンサートにつきましては、本年度より忠類地区での開催も予定をいたしております。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

乾委員。

○17 番（乾邦広） 167 ページ、8 目スポーツセンター管理費、15 節の工事請負費、オストメイトについてお伺いしたいと思います。

オストメイトの方々は本町に何人ぐらいおられるのか。

また、本町地域と札内地域についても、それぞれ人数がわかれば教えていただきたいのと、ただいま説明いただきました農業者トレーニングセンターに設置する利用も併せて伺いたいと思います。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） オストメイトにつきましては、民生部の方の対応となりますことから、私の方から説明させていただきますけれども、オストメイトと申しますのは、先ほど部長の方からも申し上げましたように、大腸や膀胱の手術を受けまして、人工肛門や人工膀胱を使用する方のことをオストメイトと言っておりますけれども、札内地区では 35 名の方々、それから幕別地区では 11 名の方々、それから忠類地域におきましては 2 名の方々がいらっしゃると聞いております。

このような方々が使用できるトイレの設置ということで、今まで身体障害者団体からもご要望を頂いてきたところでございますけれども、管内においても一昨年末までは数町村であったものが、最近はかなり設置する市町村が増えてきているところであります。

このことは、オストメイトの方が外出しやすい体制が整備されてきていると思っておりますけれども、本町におきましても、どこに設置するかということで、各課で協議を重ねてまいったところなのでございますけれども、帯広市においては数箇所もう既に設置をされているということだとか、管内の状況を見ますと、池田町の方がまだ設置されていないということをお聞きしておりますので、そのことだとか、また、通年利用できる、お正月を除いてですけれども、通年の利用ができることが望ましい施設だとか、あと、現在のあるトイレに附属して設置できることが経費の節減にもなるだろうというようなこともありまして、そのようなことを勘案しまして、幕別地域にあります農業者トレーニングセンターの方に設置することが望ましいだろうということで設置をさせていただいているところであります。

○委員長（前川敏春） 乾委員。

○17 番（乾邦広） オストメイト、要するに人工肛門装着者、年々増えているのは私も認識しているところでありますけれども、今、札内地域 35 名、幕別 11 人、忠類 2 名と説明を頂きました。

素人的な考えでやっぱりそういう方々の多い地域が優先的にその場所を選定するのがいいのかなと思っておりますけれども、この農業者トレーニングセンター、本町に設置するということですが、私としてはやはり一番利便性のいい幕別駅の隣のパークプラザの中に設置した方が、利用される方に対して大変優しいのではないかと思いますけれども。

そのことについてはいいのですけれども、来年度以降、札内地域にも設置する考えはあるのか。

このように 35 名の方々がおられるわけですから、やはり来年度以降も真剣にこのオストメイトのトイレを札内地域にもつけていただきたいと私は強く要望したいと思いますが、どうでしょうか。

お考え方を伺います。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） ただいまのほかのところにも設置したらよろしいのではないかとということなのですが、先ほど申し上げましたように、拠点、拠点にあることが望ましいと。オストメイトの方

が処理しやすい場所と。先ほど、帯広市に数箇所あるということと、池田町にはないというようなことから、十勝管内においても拠点、拠点として本町地区に置くのが望ましいのではないかとということもお話させていただきましたけれども、今後、その利用状況なども調査させていただくとともに、障害をお持ちの方が外出しやすい体制の整備を進めていきたいと思っております。

それにいたしまして、今後、民間の方で新築されるような設備が、そういうようなこともご協力をいただけるようなことができないかということも含まして、お願いなどもしてまいりたいということで考えております。

○委員長（前川敏春） 芳滝委員。

○2番（芳滝仁） ページ数は143ページ、教育総務費の3目教育財産費、13節委託料のところの細節10であります。

耐震診断委託料のところでお伺いをしたいと思うのでありますが、これは教育委員長の教育行政執行方針の中にも載せられてありましたところでございますが、先ほどご説明のように、札内中学校の第2次診断ということでございます。

この2次診断をすることは非常に早い対応で、評価をするわけでありまして、今後のことにつきまして、恐らく視野に入れての診断であろうと、こう私は推測をしておるわけです。第4期総合計画の実施計画のところ、18年度から20年度までに札内中学校の大規模改造の計画が触れておまして、確か4億400万円の金額が載っていたと思っておりますが、この第2次診断を終えて、そういう一つの計画をするためのひとつの第2次診断であるのか。

その辺の方向性、また、これからどのような作業をされていくのか。その辺少しお伺いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 耐震診断の委託にかかわりまして、札内中学校の耐震補強、それから大規模の改造につきましての計画をお話ししたいと思います。

3か年の方でも計画を挙げておりますけれども、いわゆる耐震上の補強のことと、それからいわゆる改築改築、あるいは化粧直しのような工事が併せて計画されているということであります。

現在、一時診断が終わりまして、要するに階別あるいは棟別に強度がないということがわかっておまして、それに具体的にどの壁、どの柱が強度がないのかということも2次診断によって判断いたします。

それを受けまして実施設計をいたしまして工事を発注するという流れになります。

ただいまの文科省の補助を頂いて、そういう工事をするということになりますけれども、現在、防災計画の方に位置付けている5か年の計画にそれらを載せて、補助率を上げながら工事をしたいというふうに考えております。

今の5か年計画がちょうど13年から17年の今年度までという計画になっておまして、さらに18年度新たな5か年をスタートさせるように聞いておりますので、それに載せまして、補助率を3分の1から2分の1に上げて工事を進めたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 芳滝委員。

○2番（芳滝仁） 札内中学校はご存知のように30年を超えておまして、老朽化も進んでいるわけでありまして、特に耐震のところでも問題になりましたのは、廊下側の一番外側に、北側の面であります。柱がないのでありますね。

かえって廊下に出た方が危ないというふうな、そういう状況になっておるようには伺っておりますが、近隣の避難地域でもありますので、できるだけ早い対応措置をしていただきたいと思いますけれども、よろしくお伺いしたいと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 具体的に緊急性につきましては、基本的にもたないということですので、そういう認識をしておりますけれども、今回の2次診断を受けまして、具体的に詰めていきたいという

ふうに思っています。

特に今お話にありますように、札内中学校の北側の部分につきましては、ずっとガラス面になっておりまして、構造的な壁が私ども素人が見てもちょっとないように見えますので、それはほかの柱や壁が強度を持っているのだと思いますけれども、それら含めまして、緊急な課題というふうに認識をしておりますので、今後、早急な方向で検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 豊島委員。

○10番（豊島善江） 耐震診断のことは、札内中学校のことは今お聞きしてわかりました。

それで、この耐震なのですが、確か耐震診断の計画をもって現在進めていますね。

それで、今年度、確か南小学校、北小学校、幕別小学校の予備診断が行われたと思うのですが、その結果も含めて。

それから、今後、その耐震診断をどんなふうに予定をしているのか。どこで終わるのかということか、全部の学校がきちっと診断が終わるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、現段階での耐震化率、前回の平成16年度の決算のときには、49棟中26棟で53.1%ということでした。

これから変化があるのかどうかもお聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 最初に、予備診断の結果ということでございますけれども、発注が遅くなりまして、本年度末までの工期ということで、今直接手元の方には成果品はあがってきておりません。

2月時点で一応中身について概略お聞きしたのですが、当初ご説明しておりました3校について、おおむね20万円程度のかたまり、3校60万円程度でということで委託をかけるということで報告をしたのですが、私どもが所有しています学校すべてを予備診断の中で、いわゆる優先度調査のような形で発注をいたしました。

各学校がどれだけそういう意味では強度的に問題があるのかということをも5段階評価したもので順位をつけまして、その成果をとりまとめてもらうべく、今作業をしております。

詳しくはまた年度末にその成果がありましたら、また別な機会にご報告したいというふうに思いますけれども。

それによりまして、順番がついてきますので、その中で、今1次診断、2次診断をやって札中が一番最初に仕事を始めるということになっておりますけれども、その次にどこの学校がいくのかということが、その予備診断の中で方向付けられるというふうに思っております。

その工事に見合わせて、年次で調査工事というのを3か年計画に載せていきたいというふうに思っております。

耐震化率でございます。

前回、報告しました数字から、札内中学校の体育館が調査の上カウントされましたので、54.7%というふうに数字が出ております。

○委員長（前川敏春） 豊島委員。

○10番（豊島善江） 進め方は大体わかったのですが、耐震診断をいつぐらいをめどに終わらせていくのかというのがちょっと見えてこないのですよね。

予備診断を全校行って、それからまだ結果がきちっと出ていないということでした。そこから選んでやっていくのだというふうにおっしゃられているのですが、大体めどというものはありませんよね。

その辺はどうなのでしょう。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 予備診断については、今課長の方からお答えさせていただきました。

今後の対応についてでございます。

私どもといたしましては、子どもたち、そういった環境の中で、これは大変問題だと思っております。

今後の対応といたしましては、あくまでも札内中学校という一つのものでございます。

さらに、今回の予備診断を含めて、優先度的に出てきたものを計画的にやっていきたいなど。

ただ、いろいろ財政的な問題等もございますので、今後のことについては、町長部局と3か年計画との調整を図りながら、私どもとしてはなるべく早期に実施できるように努力してまいりたいと思っています。

○委員長（前川敏春） 豊島委員。

○10番（豊島善江） 計画的にやっていきたいというのは本当にそのとおりでと思うのですが、計画的にというのは、やはりある程度目指すところがなかったら駄目だと思うのですよね。

予算がどれだけ、補助がつくかだとか、そういうのは本当に難しい問題ですけど、少なくとも校舎が大丈夫なのかという、そういうような診断は早く年度を目指してやるべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 今、お話しさせていただいたとおり、今後、町長部局と十分その辺については詰めて、早期に実施できるように努力してまいりたいと思っています。

○委員長（前川敏春） ほかに。

杉山委員。

○14番（杉山晴夫） 関連でお聞きすればよかったのですが、167ページのオストメイトトイレのことでございますが、民生部長の答弁で釈然といたしません。

乾委員も質問したとおり、該当者の多いところ、利用者の多いところを優先して設置するのが本来でないかというふうに私は考えます。

先ほどの答弁では、どうしてこの農業者トレーニングセンターに設置したのか、はっきりとした答弁がなかったように思います。

それから、答弁の中で民間云々というようなことを答弁されましたが、公共施設にどういう具合にするのか。今後、そういう計画があるのかどうか。お聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 先ほどの答弁で足りないところがあったかと思いますが、身体障害者の団体からもご要望を頂いております。これにつきましては、自分の身近なところというよりも、障害をお持ちの方が外出して、その処理をしやすい場所が必要であるというようなことから、十勝管内に拠点、拠点に置いてあればよろしいというようなご意見も伺いまして、それであれば、そちらに出かけやすい場所というか、処理ができる体制のところ設置をすることが望ましいのではないかとということで、本町におきましては、農業者トレーニングセンターの方が通年開いております。お正月については何日かお休みするのですけれども、通年開けておりますので、そちらの方でいつでも対応できるという場所のことがありまして、設置をさせていただいたところでもあります。

なお、先ほど、民間の方にもお願いしたいということで申し上げたのですけれども、民間のサービス企業だとか、例えば施設ができた場合に、そういうような対応型のトイレも設置させていただくことが、こちらの幕別町としては非常に助かるということで、設置の際にはそういうお願いもしてまいりたいということでございます。

それと、さらにもう一つ、先ほどお話しすればよかったのですけれども、忠類地域におきましては、新たな道の駅におきまして、その施設を設置することで現在計画をされているところでもあります。

○委員長（前川敏春） 杉山委員。

○14番（杉山晴夫） 百年記念ホールには設置されているのですか。

どうして農業者トレーニングセンターが一番利用しやすいのですか。そこがわかりません。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 札内の方のことをおっしゃっていると思いますが、スポーツセンターとか札内の福祉センターとか、あるいは百年ホール、それと農業者トレーニングセンター、それぞれ検

討してみたのですけれども、その中で農業者トレーニングセンターが一番望ましい場所ということではな
ったのですけれども、スポーツセンターにつきましては、今現在設置されているトイレに合わせて設置
することが効率的ということもありまして、そのことは考慮に入れているところでありまして、一番望
ましいということではあります。

あと、百年ホールにつきましては、設置する場所がちょっとなかったということで、検討してみたの
ですけれども、設備を合わせて設置する適当な場所が見つからなかったということもあります。

それと、札内の福祉センターにつきましては、今一部身障者トイレがあるのですけれども、そこに設
置することは可能ということもあるのですけれども、そういうようなことをいろいろ検討しました結
果、幕別の農業者トレーニングセンターに設置することが望ましいということになったところでありま
す。

○委員長（前川敏春） 杉山委員。

○14番（杉山晴夫） 納得できません。

今言っている利用度、札内の福祉センター、百年記念ホール、それから農業者トレーニングセンター
の利用人数、知らせてください。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） この団体の方から、私どもの町にそういう施設を設置していただきたいという要望の
中は、ご自宅の近くに置いてくれということではなくて、管内的なネットワークとして、こういうトイレ
を各町村1カ所ずつ設置をしていただければ非常に有り難いと。自宅にいるときには問題ないわけで
すから、お出かけしたときにどこでこういった用が足せるのかと。例えば、幕別ではここにありますよ。
忠類地区ではこういうところにありますよ。池田ではどこです、帯広ではどこです。

その場合に、札内地域の皆さんは対象人数は多いのですが、ご自宅から出かけるという場面で想定し
ますと、帯広だとか幕別地域、必ずしも多くの利用者がいるところに設置するという意味合いで私ども
の町にお願いをきている状況でございませぬので、町村にそういう施設をどこか1カ所つくっていただ
きたいといったときには、距離的なことだとか外出したときにどこでどういう用を足されるのか。そう
いうことをトータルで勘案しまして、本町地区に設けることが一番管内的な利用の場面から考えます
と、より効果的だろうということで設置をさせていただいたわけでありまして。

ただ、こういう方々が現実的には増えてきている状況にありますので、今、杉山委員おっしゃるとお
り、決して私どもの町で、将来とも整備していかないということではなくて、今言いますように、その
利用実態、特に今札内地域の方が幕別だけでは問題があるということであれば、既存の施設あるいは新
たに考えられるような場所において、今後十分検討させていただければなというふうに考えておりま
す。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○21番（野原恵子） 2点についてお伺いいたします。

143 ページ、3目教育財産費の13節委託料、小中学校の整備工事の件なのですが、トイレのことなの
ですが、一昨年幕別小学校で低学年のトイレをきれいにさせていただきました。

その結果聞きましたら、本当に子どもたちが安心してトイレに行ける。そして今まで学校の先生です
とか用務員の方に一緒についていってもらいたいとか、それからお腹が痛くて養護の先生のところに来
るですとか、そういうものが本当になくなったということなので、大変喜ばれております。

それはあるのですが、まだまだ整備が不十分であるということと、それから、和式のトイレが今多いの
ですよ。和式のトイレですと、今家庭では洋式のトイレが多いものですから使い方がわからなくて、
反対の方を向いて用を足すだとか、そういう状況がありまして、洋式のトイレに切り替えていく。そう
いう方向もこれから整備していただきたいということと、それから、車椅子やなんかの子どもたちが利
用できないという、そういう今の形です。

ポータブルの洋式の備付けであるということなのですが、非常に汚れていて使い勝手が悪いというこ
とで、やはりきちっとしたトイレにしていただきたいということも要望として出されておりま

す。

それから、トレイの清掃なのですが、委託業者によりましてきれいに清掃するところとそうでないところの差がありまして、きれいに清掃しますと悪臭も少なくなるということもありますので、各学校でばらつきがあるのでないかという声も出されております。

その指導もひとつとしていくべきではないかと思えます。

もう1点は、これは前から出されていることなのですが、外のトイレなのですが、そのトイレの計画はどのようになっているかお聞きしたいと思います。

それともう1点は、145ページの6目学校給食センター管理費、11節需用費の給食材料費にかかわるのかなと思うのですが、新聞に忠類地域の生ごみの処理で、残食を処理機で処理しまして、残食ゼロになって堆肥にしていくというのが新聞に載っておりました。

忠類地域は食数も少ないとは思いますが、幕別でもその残食を生ごみにしていく、試験的に忠類はされているというのですが、幕別でもそのような方向で堆肥化にして還元していくということも検討していく時期ではないかと思えますが、その点についてお伺いいたします。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 最初のトイレに関するご質問でございますけれども、昨年、幕別小学校のことでご提案も頂きまして、そのことについては幕別小学校からも子どもたちの利用のことではすぐ良くなったということでお話は伺っております。

今後も整備を進めていきたいというふうに考えております。

それから、洋式への転換ということでございますけれども、各学校、それぞれ最低一つずつということで洋式化しておりますけれども、今後、その辺の動向を判断しまして、整備計画を立ててみたいというふうに考えます。

それから、障害者への対応ということでございますけれども、各学校で障害を持って新たに対応しなければならない場面が生じて初めて具体的には改造なりがなされております。

常にそういうことを用意しておけば基本的にはよろしいのかもしれませんが、費用のこともありまして、場面に応じて対応をしているのが現状であります。

それから、清掃に関してでございますけれども、各学校によってというか、ばらつきもありますけれども、平均して水洗でありながら匂いがひどいというようなことは、各学校からの要望の中でも強くあります。

本年度、年度末ですけれども、特別清掃をかけまして、不備のあるものについては特別清掃の中で解消していきたいということで、今実施しております。かなり学校からは改善されたという話がきておりますので、その確認をまたしてみたいというふうに思っています。

5点目の外トイレの水洗化でございますけれども、各学校の水洗化、それから教員住宅の水洗化が終わりまして、学校関係では残るのは外トイレの水洗化ということで、3か年計画にも載せておりますけれども、なかなか計画通りに進まないのが現状であります。

各学校ごとでは、外トイレの位置がちょうど学校の真反対にあるものですから、学校の要するに下水道の接続というのが距離的に難しいだとか、そういった実質的なこともありまして、なかなか対応されていない部分もありますけれども、今後3か年計画に載せて対応していきたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 給食センター所長。

○給食センター所長（仲上雄治） 忠類の学校給食センターの生ごみ処理機の関係でございます。

2月に町民課の職員と給食センターの職員で現場を見させていただきまして、良好に動いていることを見せていただいていたところです。

ただ、忠類におきましてはデモ、忠類のものになって動いているというものではなくて、今デモの関係で動いているということで、今後も引き続きデモを行うということですので、そのデータを頂きながら、今後、幕別の給食センターでも使えるものかどうかということを検討を進めていきたいと思っております。

ります。

○委員長（前川敏春） 野原委員。

○21 番（野原恵子） 学校トイレの件ですが、外トイレの3か年計画の中で実施していきたいというお答えでしたが、そこはわかりました。

あと、普通の一般の児童が使うトイレですが、これもやはり年次計画を立てて、どこの学校はいつというふうな計画も立てて改修していくことが必要ではないかというふうに考えます。

それと、障害者用のトイレというのは、障害者が入学したということではなくて、突発的な事故や何かありますね。怪我ですとか。そういうときに利用するトイレがないということですから、どこの学校にもということが必要ではないかということでも質問をさせてもらいました。

その辺はどうなのかなということをお聞きします。

あと、清掃なのですが、特別清掃で匂いや何かもかなり良くなったということなのですが、日常の清掃の中でも気をつけていくことで匂いが消えていくということもあるのですよね。各学校にお聞きしますと。ですから、そういう点も気をつけていくことが、日常の清掃の中で匂いを消していくですとかきれいにするとか、そういう手立ても必要ではないかなと思います。

それから、学校給食の件はわかりましたので、是非いい方向でできればいいなというふうに思いますので。

トイレの方だけお聞きいたします。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 洋式への転換ということですが、年次計画で進めてまいりたいというふうに思います。

それから、障害者への対応ということですが、昨年、たまたま17年度予算で整備をしたところだったのですが、費用は300万円程度かかりまして、費用対効果というのでしょうか、そういう意味で付け焼き刃になってしまいますけれども、場面が出た時点で基本的には対応したいというふうに考えているところであります。

それから、清掃に関することですが、生徒の使い方も含めて、管理業者の方にも管理の方を指導してまいりたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 質疑の途中ではございますけれど、この際、14時10分まで休憩をいたします。

13:53 休憩

14:08 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤委員。

○15 番（齊藤順教） 147ページの1目学校管理費の方に入るのかなと、このように思いますけれども、学校評議員制度について、ちょっとお伺いしたいと思います。

忠類地区においては平成17年の4月1日で、この学校評議員制度を導入いたしました。

それまで再三にわたって学校評議員制度を導入するように話をしておりましたけれども、とにかく一番最後でありましたけれども、そういうことでやっと立ち上がったわけでありまして。

この学校評議員制度というのは、各学校の校長が立ち上げるということは、私も承知しておりますけれども、たまたま幕別町の評議員制度と忠類地区の評議員制度が若干違いがあるというふうに認識しているわけでありまして、この点について、いずれは統合していくという形があるのでないのかなと思うのですが、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 学校評議員制度につきましては、国が進めるところでありまして、幕別町につきましては協議員制度という形の中で、名称がちょっと違いますけれどもスタートしております。

た。

忠類地区につきましては、評議員制度ということで17年からの立ち上げということです。

合併にかかわる協議の中で一元化をするということで協議を進めておりまして、基本的には制度そのものについては差異がないということで統一をしていきたいというふうに考えております。

具体的には、例えば、委員さんの数につきましては、幕別も忠類地区につきましても5名以内というふうになっていまして、それから主たる目的が外部のご意見を頂いて学校経営につなげていくということです、そのように進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、幕別の方は学校数が多かったことから、全体会議をまず年度当初に行いまして、全部の学校の協議員の方集まっていたかと。

それから、中学校区にそれぞれブロック別に分けまして、中学校に通うべき小学校の協議員さんと各ブロックの中学校の協議員さんが併せて同じ課題について協議するという協議会をもっていると。全体協議があってブロック別があるという3段階でやっておりますので、これをそのままはめますと、忠類地区でいえば忠類中学校の中学校ブロックの中で小学校が参画して連携をとっていくというようなやり方を進めていかれるのでないかなというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 齊藤委員。

○15番（齊藤順教） やっぱりいずれにしても、統一していかなければならないのではないかなというふうに思うのですが、この学校評議員というのは大事なのですよね。ということは、防犯上の問題からも、保護司会の方からも、いわゆる学校評議員の中にできれば入れてくれというようなことがあるのですよ。

それで、たまたま忠類の方では、保護司会の方から、私も保護司をやっておりますけれども、1名送り込んでおるのですが、幕別の方においてはそういう人選の中で、そういう配慮をしているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 人選につきましては、各学校に一任をしております、そういう意味では外部からご意見いただける方、あるいは協力いただける方については、どなたでも学校の方では推薦いただいて、私どもはそのまま承認するという形でありますので、地域にそういう方がいらして、学校もそういう判断があれば、開かれた学校として受けているというふうに思います。

○委員長（前川敏春） 齊藤委員。

○15番（齊藤順教） やはりこれは、現在、犯罪の行う年代が小学校あたりまで下がってきているわけですから、小学校、中学校の中でいわゆる犯罪を未然に防止するというような形の中でも学校評議員の制度の中で、その保護司というものを取り込んでいくということも重要なことだと思うので、現場の校長が立ち上げているということは先ほど承知していますというふうに申しあげましたけれども、教育委員会の方も、これはやっぱりある程度かかわっていったいい問題でないのかなと。こんなようなことを思います。

それから、その学校評議員制度を立ち上げるときに、実はうちの方はどういう制度なのかということで、幕別の制度を資料を取り寄せまして、私も一緒にその資料を見ました。それで全部精査させていただきましたけども、幕別の方はとにかく私の方とやろうとしたときに、ものすごい高度なものであって、なかなかいきなりこれはうちの学校の評議員制度についてはどうなのかということで、今、退職された教育長ともいろいろ話し合った結果、いわゆるこちらの幕別町の評議員の制度のやり方と違ったやり方をしているわけですね。

ということは、確か私の記憶では、更別とか近郊の町村からも資料を取り寄せておりましたから、それに基づいていわゆる学校評議員のやつを現在行っているというのが実態だと思うのですよ。

そういうことでありますから、その点について、いわゆる先ほどから言っているように、いずれにしてもやっぱり幕別町で忠類地区が別な評議員制度のものをやっているというのはこれはやっぱりうまくないので、やはり統一してもらおうということでもあります。

そこで、教育長、ちょっとお願いがあるのですが、先ほど言ったようにものすごいこちらの方が高度なものですから、いわゆる教育委員会の中でも、一応きちっと職員が理解できるような勉強みたいなものをさせていただいて、うちの現場の教育委員会の職員がやはりこれなら大丈夫だというようなことまで、お互いにこちらの方のノウハウを教えていただいて、学校の方に示していくというようなことも必要でないのかなど。こんなことを思っておりますので、これは早急にやれといっても、先ほど言っているように高度なものですから、なかなかそこはという心配もございまして、ある程度時間をかけてでも、いずれは統合していただきたいと思っておりますけれども、教育長、そういうお願いをしておきますけど、どうですか。

○委員長（前川敏春） 教育長。

○教育長（高橋平明） 大変私どもの協議委員制度をお褒めいただいたというふうに思っておりますけども。

私どもでやっております協議員制度、もうかれこれ3年になりますけども、管内的に進んでいるとか、進んでいないとかというよりは、子どもたちも一緒に参加したり、あるいは現場の教師も参加したりというこうことで、とにかく開かれた学校づくり。

ですから、評議員制度そのものの本来の目的としては変わっていないというふうには思っております。

合併して忠類さんの方は1年間評議員制度で実行されてきたというふうにお聞きしておりますので、スタイルとしては合併したわけですから、協議員制度として統合させていただきたいと思っておりますけども、実質的な中身については、運営方法については、それは焦らずにじっくり馴染むような、そういった指導を考えておまして、職員あるいは学校の校長、教職員に対しても、幕別町が実施している協議員制度について、説明を申し上げたいというふうには思っております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございせんか。

堀川委員。

○16番（堀川貴庸） それでは2点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

ちょっとページ数等が私にもちょっとよく理解できていませんのであれなのですけれども、教育費全般にわたりまして、2点ほど。

まず、教育施設内に、先日所管事務の方でも、学校の方でも見学をさせていただいたのですけれども、やはり廊下や何かによく児童生徒によって製作されました作品とともに数多く美術作品なんかも展示されていまして、これらはやはり児童生徒の教養や知能を高める上でも必要なものというふうに私も思いますし、今後とも子どもたちの目につくようなところに飾っていくのがいいのかと思いますけれども、それぞれ展示されている数がどのぐらいあるのか。

把握されているかどうかはちょっとわかりませんが、もし把握されていれば、その中で寄贈されたもの、あるいは借用されているものの内訳と申しますか、実数がわかればお知らせいただきたいと思っております。

それから、これはたまたま新聞の方で記事があったのですけれども、教育委員会の方にAEDですか、自動体外式除細動機が確かこれも寄贈されたと思っております。

10台か11台ちょっと数はあれなのですけれども、その配置の状況についてお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 公共施設の美術作品について、先にご答弁申し上げます。

今、たまたま百年ホール、あそこも黒田征太郎さん、国安孝昌さん、田中一光さん、特にあそこに近年頂いた作品多ございますので、まずそのデータベースをつくってみようということで、今やっております。

すべての公共施設という意味でいいますと、備品台帳の方には載ってくるのですけれども、今ご指摘のように美術作品、町の文化財産という観点で、トータルで押さえてはおりません。

そういった意味で、美術作品のデータベースをつくりたいというふうを考えています。

それで、単に文字情報だけではなくて、例えば、絵画ですと作品のタイトルだけでは判別がつきませんので、画像データも併せてデータベースというふうにつくっていただければと思っております。

今、まずモデルケースで百年ホールで手がけております。

この後、そこでデータベースの仕組みだとかある程度できあがった段階で、今度は 18 年度、学校にもそのリストアップをお願いしたいというふうを考えております。

今のご質問の中で、子どもたちの目に触れるということがございました。

私の知る限り校長室には書も含めてかなりお宝の山かなと思っております。

是非、あれを子どもたちの目に触れる校長室の外へ出していただければと、そんなことも学校側と相談していきたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 除細動機の配置でございますけれども、寄附いただきましたのは 12 台でございます。本町の当時の、寄附いただいたときの 13 校に合わせて手当しようということになりまして、1 台は本年度予算の中で工面して 13 台分を旧の幕別地区の方に配置しております。

それと、忠類地区 2 校につきましては、18 年度予算で対応したいというふうを考えています。

○委員長（前川敏春） 堀川委員。

○16 番（堀川貴庸） まずちょっと美術品の方についてですね。

非常に校長室がお宝の山ということで、逆に校長室には生徒の作品、そして廊下の方には逆な感じで目に触れて、生徒児童の今後の文化、教養を高める上でも、教育委員会に期待をしております。

ただ、そうすると管理というものが、データベース作成中ということでしたけれども、問題になるうかとも思います。

今、教育委員会の方でも非常に開かれた教育ということで、毎月 19 日の教育の日でいろんな方にも公開しているような形ですし、いろんな人の目に触れれば触れるほど、また破損ですとか、棄損ですとかというリスクも出てきますので、写真何かでも実物を押さえながら、管理体制を整えていくということも今後とも必要なというふうに思いますので、その辺も期待したいと思っております。

あと、もしそういった場合何かあれば、僕らには美術品何かは価値が非常にわかりません、値打ちもよくわかっておりませんので、せっかくの寄贈されたものですから、損失についてももし何かあればすぐ報告体制があるような形で教育委員会の方に体制整備をお願いしたいというふうに思います。

それからあと、AED のことに関してはちょっと説明が理解できなかったのですけれども、12 個のものがあって、13 個配備される。1 台は買ったというのですね。

これは平成 16 年の 4 月から一般の方にも使えるようになったのでしょうかけれども、中にはコンピュータが内臓されていて、自動的に誰でも取り扱えるような機体になっているものもあるようなのですが、中には手動といいますか、マニュアルが必要なものもあるでしょうから、その辺、職員の皆さんなりがしっかりと使えるように、普段から頭に入れておかなければいけないでしょうし、また、何かあってから動かないなんていうことがないように、定期的に動作チェックやら何やらが行われるのも必要なというふうにも思いますので、その辺の回答を頂きたいと思っております。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 除細動機の操作につきましては、音声ガイダンスで、蓋を開けた途端に具体的な案内が日本語でございますけれども、と言いながらも全く講習を受けずにすぐ操作できるのかというと、それは難しいものがございます。

過日、2 月の末になりますけれども、寄附いただいたものをすぐ学校に配るのではなくて、各学校から代表の方出ていただいて、消防の講習を受けていただきまして、その操作につきまして勉強いただきました。

それをもって各学校に配置をしました。

講習は、3 時間以上にのぼりまして、心配蘇生法から除細動機を使うところまでの一連の流れを、試

験も含めまして認定を頂くようなことでやっていただいております。

各学校につきましては、学校単位で消防に直接そういう調整を頂きまして、学校単位で講習を受けるということで指導してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 管理体制の整備ということです。

おっしゃった内容をきちっと踏まえたデータベースをつくっていきたいと思います。

あと、もうちょっとお話ししますと、作品がなぜ今ここであるのかだとか、作者のことですかそういったことまで含めてつくりあげていきたいというふうに思います。

ゆくゆくはホームページ上にそのネット上の美術館みたいにできれば、先ほどのお話の開かれた学校ということでいえば、どの学校にいけばどんな作品に出会えるのかというのも伝えていくことができるかと思えます。

そんなふうにもうちょっと先を見た格好で進んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 前川委員。

○1番（前川雅志） 144ページ、5目、7節賃金がありまして、国際交流員についてお伺いをしたいと思うのですが、従来、幕別地区の方では13校と保育所などで活動されていたと思えますし、また、忠類の方では小中合わせて2校と保育所などで、あと、お聞きするところによりますと、一般の方々に対する英会話教室なども事業として行っていたということでありました。

今回、合併に伴いまして、国際交流員が2名になったということでもあります。

その、今まで抱えていた学校の数が随分違っていきまして、今後どのような役割でその活動をされていくのか、考え方を教えていただきたいと思えます。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 国際交流員2名でございますけれども、忠類地区におりました交流員の方の業務を、具体的には札内の中学校1校を担当いただくような割り振りに振り直して、今計画をしております。

そのことによりまして、今、幕別地区にいる交流員の方の時間数に余裕が出てくることから、具体的には小学校への指導などを増やしていけるということで、過日の校長会議のときに、具体的にこんな内容で指導あるいは学習のお手伝いができますよというようなことをPRさせていただいているところであります。

今後につきましては、そういった側に業務が動いていくかというふうに考えております。

トータルで忠類地区につきましては、札内の1校と忠類中学校をベースに、忠類の小学校と保育所、それから社会教育にかかわる指導と。幕別の方につきましては、今の札内の1校が抜けますので、その分が負担減になることで、小学校への転換ができるというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） ほかにございませんか。

伊東委員。

○12番（伊東昭雄） 162ページのふるさと館についてお伺いいたします。

過去10年、年ごとに何人の人数が入っているかを知らせていただきたいと思えます。

それと、今後、入館についてどのような考えをしておられるか、お伺いいたします。

それと、建物が非常に古いために、現在、雨漏りをしているということで、危険なので電気を切っておるということをお伺いしております。

このあたり、今年修理をする考えを持っているかどうか、お伺いします。

それから、場所が狭くて貴重品が全然展示されていないということなので、これらを展示する方法は考えていないかどうか。

3点についてお聞きいたします。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） はじめに、入館者の推移をお知らせします。

平成8年から申し上げます。4,285、9年が1,599、平成10年が3,248、平成11年5,367、平成12年6,589、平成13年が6,781、平成14年5,876、平成15年4,521、平成16年が3,382、平成17年見込みではありますが3,400かそのぐらいになるかと思えます。

それから、今後の見通しということなのですが、平成12年あたりから徐々に下がってきております。

近年特に減ったというのは、実は北海道振興がみどり館を運営されていらっしゃったときには、外国のお客さんがかなり入ってございました。

そういったツアーの皆さんが、今の経営になってから、その分が余り過去に比べれば減ったということで、その分がかなり入館者数には影響をしております。

今後の見通しなのですが、これはちょっと後でお答えいたします。

先に雨漏りの件なのですが、平成15年度なのですが、屋根を全面上から新たに被せております。新しい屋根をですね。それで、雨漏りに関しては今は止まっております。そういった意味では収蔵品なんかの安全というのは保たれていると考えております。

それから、展示に関してなのですが、もともとが専用施設として設計されたものではございません。ボーリング場を改築してという使い方なものですから、普通は展示室よりも収蔵室の方が、博物館・資料館の場合は大きな面積をとるのが一般的なのですが、正直申し上げますと、それが逆さまになっています。展示スペースの方が広くて収蔵室の方が狭いと、こんな格好になっております。

それで、展示に関しては、めずらしいものとか歴史上貴重なものとかというのは極力出しております。

収蔵室に今保管しているものは、ほとんどは常設展示に出しているものと重複するものがございませぬ。

それはかなり点数はございます。

見ていただくべきものについては展示をさせていただいていると考えております。

それから、今後の入館者数ということなのですが、先の一般質問にもございましたけれども、私どもも観光面での役割というのはもちろん認識をしておりますが、同じようにふるさと教育の場として捉えております。

そういったことで、ジュニアスクールの開校ですとかそういった面で、子どもたちのファンを増やしたいという考え方にたっております。

○委員長（前川敏春） 伊東委員。

○12番（伊東昭雄） 展示については理解をいたしました。

それから、雨漏りですけれども、平成15年に全部葺いたということで雨漏りはしていないというように聞こえたのですけれども、どこから漏っているのかはわかりませんが、私、行ったときに管理人の人がそう言っておりましたので、やはりそこをよく調査をして、電気を切らないように、雨が漏れないように修理をして、電気を点けて、そしてお客さんを迎えるという対応をしていただきたいと、このように思っております。

それから、私、非常に今説明のとおり、このふるさと館は前回も申し上げましたけれども、私たち先祖の生活の非常に貴重な物品がありますので、子どもの教育のために是非これを有効にみんなに見てもらえるように、どうしたら人が来てもらえるかを今後十二分に検討して進めていただきたいと、こんなふうに要望いたします。

○委員長（前川敏春） 豊島委員。

○10番（豊島善江） 2点質問いたします。

1点目は、147ページ、学校管理費の教育活動指導助手賃金についてです。

これは以前にもかなり前に質問したことがあります。

教育活動指導助手制度は、非常に喜ばれて、それにかかわる先生方も、今大変一生懸命にやられています。

しかし、今の生活実態からしますと、この賃金、大体年間約150万円ということで、月に直しますと

12万円から13万円なのですね。これが本当にこの指導助手の方の賃金としてふさわしいのかどうか。このことを私は非常にいつも疑問に思っています。

この一月12、13万円というのは、自立をしてきちんと生きていけるということを考えますと、非常に少ない賃金ではないかなと思うのですが、そのことについてちょっとお聞きしたいと思います。

それからもう1点目は、150ページ、教育振興費の中の扶助費、就学援助についてお聞きをしたいと思います。

町で出されている就学援助のお知らせの中に、大体目安となる収入についてお知らせが書いてあります。

それによりますと、大体3人家族で271万7,000円以下の人がその対象になっているということでお知らせが書かれてありました。

そこで、昨年度のこの目安と今年度の目安が恐らく違いがあると思うのですが、どのくらい上限が下げられたのかどうか。それをまずお聞きをしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 指導助手の賃金につきましてでございますけれども、日給ということで、稼働日数を、今学校が実際に稼働しています210日をベースとしておりますので、夏休み、冬休み、土日は当然積算根拠には入っておりません。

そのために、トータルでは金額的には高いとはいえないというふうには認識しておりますけれども、他の例えば学校事務補助でありますとかほかの臨時雇用している職員の単価から考えまして、そういう意味ではバランスのとれた金額だというふうに考えております。

各実際に張り付いていただいている指導助手につきましては、教員を目指している方がかなりおられますので、そういう意味では賃金が単価的には安いのでしょうかけれども、その学校現場に馴染んでいただいて、そういった勉強もしていただいているというふうに理解をしております。

○委員長（前川敏春） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） 就学援助の認定基準ということのご質問ですが、17年度から18年度の基準ですけれども、4人家族にしまして約38万円程度、3人家族につきましては約28万程度、18年度は下がっております。

これにつきましては、生活補助の基準が下がったためと思われる。

○委員長（前川敏春） 豊島委員。

○10番（豊島善江） 1点目からなのですが、実際に今ご答弁いただきましたけれども、教員を目指している方、それから勉強するためというようなことを今言われましたけれども、実際にはその働いていらっしゃる方は、教員の資格を持っていて、そしてその学校教員として、教員と同じ勤務体系に就いて、そして子どもたちから見れば同じ先生ですから、そういうことで私は働いているのだと思います。

決して指導助手の方が勉強するためということ、私はないと思うのです。

それで、そういうことから考えますと、やはり正職の教員に就きたといいう方もそのほとんどだと思うのですが、しかし、実際に自分も生活を維持しながら働いているというところから考えますと、やはりこの賃金は非常に安いと思いますし、同じ教育の関係でたくさんいろんな働き方されている方がいらっしゃいますよね。例えば、先ほどもありましたけれども、国際交流員の方、これは嘱託で結構な賃金をもらっていますよね。

それから、まだまだたくさんいらっしゃいます嘱託で働いている教育のアドバイザーの方たち。これも嘱託という形で年間250万円程度なのですよ。同じ教育にかかわりながら、子どもを中心に様々な仕事をやっていますけれども、そういう中でこれだけ賃金に差があるのはどうしてなのでしょう。そのことをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの就学援助のことなのですが、生保の母子加算の縮減が行われて、これが影響したものですから、生保の基準の1.3倍ということをやっていますから下がっているのです。

それで、28万円、それから4人家族で38万円下がっているというふうになりますと、基準がそうい

うふうに下がりますと、これまで就学援助を受けていた方で、それが上限が下がって受けられなくなる人が出てくるのではないかという非常に心配があるのですよね。

その辺のことは救い上げる手立てというのは持っているのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） 先ほどの就学援助の件ですが、母子加算がなくなったということで、18年度については収入基準が下がってしまうので、1.3倍のぎりぎりの方は該当しなくなってくるのではないかと思いますけども、1.3倍の収入基準を超えた方であっても、特別な事情ということで項目があります。

そのところに事情の内容を書いていただいて、それをまた教育委員会にかけたいと思っておりますので、そういう方がもしおられれば、書いていただければこちらの方でまたその分は別途協議したいと思っております。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 教育活動指導助手の賃金のご関係でございます。

前段、課長がお答えしたとおり、基本的には指導助手としてかかわっていただいている先生。将来先生を目指されている方だというふうには、私どもというのは承知いたしております。

それで、選択としては、例えば、代替とか、いろいろ時間講師とか、道というのはあるのですけれども、基本的にうちの諸条件を十分理解していただいた上でうちの方に応募してきていただいているという実態もございます。

確かに単価的な問題では、安いのかなと思いますけれども、やはり将来先生を目指されているという意味で、学校現場の生の体験も含めて、体験できるというそういった形の中で応募をしてきていただいているという考え方を私どもも持っておりますので、何とか現状の単価の中で、指導助手の方についてはご理解をいただいているというのが現状でございます。

○委員長（前川敏春） 豊島委員。

○10番（豊島善江） なかなか理解できないのですよね。

この単価でこういう賃金でよしとしている方をということでお話ありましたけども、やはり現場の正職の先生方と同じような内容で働いて、職員会議にもきちんと出られて、様々な各種行事にきちんと学校の中の職員と同じように組まれて働いているわけですから、少なくとも月額、例えば新卒の職員と同じようなぐらいもらえるだとか、そういうふうなことで保証していくという、やはり私は改善が必要で、この臨職という扱いで雇用すると、どうしてもこういう形態になるのかなというふうに思うのですけども、それもやはり私は改善に向けて検討すべきだと思うのです。

○委員長（前川敏春） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 豊島委員のおっしゃることはよく理解ができますけれども、この教育活動の助手につきましても、その目的があくまでも低学年、小学校1年生に対して、まず学校に慣れてもらうということが目的で始めた事業であります。

少人数学級の実現に向けては、これはもちろん教育委員会としても、これは日本中の教育委員会が願っていることであると思っておりますけども、一番はやはり少人数学級の実現だというふうに思っております。

そのために、学校に慣れてもらうことが必要だということでTTとして入れる。補助教員として入れるという意味でございます。その目的の一つの中に、今部長等からも説明がありまして、教員を目指す人たちにとっての実習の場所だという、場の提供という意味もあります。

ですから、私どもとしては、決して賃金が高いとは思っておりません。

ただ、それよりはこの制度そのものが本来はなくなって、少人数学級が実現すればいいという制度でありますので、その辺のことも含めてご理解をいただければというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 牧野委員。

○4番（牧野茂敏） 今の扶助費、就学援助費なのですが、これは児童生徒の小学校、中学校割合は

どれぐらいの方がもらっているのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） 昨年におきましては、16年度、小学校におきましては15.2%、中学校におきましては11.7%。17年度、大体3月ですのでもう終わっておりますので、15.8%が小学校となっております。17年度中学校が12.9%となっております。

○委員長（前川敏春） 牧野委員。

○4番（牧野茂敏） 微増という理解なのでしょうけども、国会の予算委員会なんかを見ていると、東京のちょっとどの区かは忘れたのですが、8割ぐらいが就学援助金をもらっているというお話もごさいます。

そこで、十勝管内では、どれぐらいの町村の割合、わかりましたらお知らせいただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） ちょっと今のところ十勝管内については把握しておりません。

ただ、古い分につきましては、教育委員会へ帰れば資料等あるかと思えますけど、今ちょっと手元に資料がありませんのでお答えできません。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございせんか。

佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） 3点について、お伺いをしたいと思います。

一つは、141ページの本町に奨学資金制度があるわけですが、しばらくこの奨学資金についての手当といえますか、奨学資金の改正はされておらないのですが、現在、一人幾らなのか。

それと、現在、奨学資金を受けている生徒が何人おられるか。

忠類も合併しましたので、もし該当するとすれば、忠類地区にも該当するのだろうと思しますので、忠類地区で現在まで奨学資金を受けている生徒が何人おられるか。

それをまず一つお伺いしたい。

それから、149ページですが、実はこれは合併に伴って経費が非常にかかるということでやむを得ないのかなと思もしていますが、教育予算の中で需用費が大きく小学校の場合に減っております。

149ページの小学校需用費、1,200万円ほど減っております。

これは先ほどの説明で小学生が83人ほど減になっているということなので、その生徒数の減によって起こったものなのか。特に学校教育の中で一番大事なものは、この教育振興費であったり、その中で教材であったり需用費であったりというのがやはり子どもに直接かかわる経費として、非常にやっぱり現場でもこのことが一番大きな問題になっているところです。

したがって、この減が結構大きな削減なのですけれども、生徒83名分が減ったのか。だとすれば、生徒一人当たりどれくらい見ているのか、需用費として。

そこら辺を明確にしていた大體と思います。

それからもう1点、これは忠類との合併の関係で、やっぱりこれから何十年か何百年か、同じ町民として生活していく中で、今、小学校や中学校に通っている子どもたちが、やはりお互いに仲を良くしていかなければならないと。

したがって、この学校の子どもたちの交流について、今年度始まったばかりですから計画があるかどうかわかりませんが、予算の中ではどこを見たらいいかわからないので、そういった学校の交流、それからこちらには文化ホールもございまして、文化的ないろんな交流もできるのではないかというふうに考えますので、そこら辺、今年度の中で忠類地区の子どもたちを幕別地区の子どもたちの交流がなされるのか。なされるとすれば、どんな行事を予定しておられるのか。

どこで予算計上しているのかわかりませんので、そこら辺も含めてお伺いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） まず、奨学金の方ですが、現在は一人月7,000円を支給しております。

17年度におきましては、最大19名が受けておきまして、3月で最終的には18名の受給者となっております。

ります。

また、小学校費における振興費の需用費でございますが、1,200万円ぐらいの減とありますけれども、これにつきましては、17年度、教師用の指導書がありまして、それに1,200万円程度使用しております。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 3点目の合併に伴う交流に関してでございますけれども、過日行われましたジュニア教育委員会の中でも各学校間の交流も含めてですが提案を頂いております。

文化的交流でございますけれども、今後検討していかなければなりませんけれども、教育振興会の中で、その経費をみて交流をしていくということで考えております。

○委員長（前川敏春） 佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） 教科書のことを忘れておりまして、申し訳ございませんでした。

ただ、一人当たり、振興費の中で生徒一人あたりどれくらい、小学校と中学校と違うのですが、昨年聞いたような気がしたのですけれども、配分費がどれくらいになっているのか。もしわかればお伺いしたいと思います。

というのは、実はいろんな調べによると、父母負担が非常に多くなっていると。一つの例を挙げますと、東中学校の場合、生徒一人当たりが13万2,000円ぐらいかかっているのですね。

これはいろんなものが入っているのですけれども、問題は教材・教具にかかるのが大体6,600円くらい、一人当たり生徒かかっているのです。

それから、小学校でも多いところは、これは学校名を言っていないのかと思いますが、途別小学校では1万4,000円くらい、教材費等、PTA会費も含めると相当な額になるわけですが、父母負担が非常に多くなってきている。

今、大変経済的な面で厳しい家庭も出てきているのですけれども、そこら辺も含めて、生徒一人当たりどれくらいの需用費をかけておられるのか。

十勝的に見て多いのか少ないのか、そこら辺も同じ町村ぐらいのところがあればお伺いをしたいと。

昔そういうことを質問して怒られたことがございますけれども、しばらく時が経っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 各学校に対する配分予算につきましては、学校規模あるいは児童生徒数等を勘案しまして率によってやっております。

実際に総額議論で経費の節減の中で、5%程度ずつ削減されてきておりまして、そういう意味では全体的に比率は落ちているということでございます。

あと、管内的な状況ですけれども、ちょっとデータがございませんのでお答えできません。

○委員長（前川敏春） 佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） 財政が厳しくなると、しわ寄せがいくところは教育現場だというふうによく言われております。

これは、その日その日に目立たないところがありますので、今日かけた経費が明日すぐ生きるということではございませんで、子どもたちが成長していく過程の中で、この中学校、小学校というのは一時期しかないわけです。

そこにやはりできるだけ多くの厳しい中で経費を充てて、子どもたちを育てていくのは、本町は文化と教育の町にしたいという標榜もございました。

そういったことも含めて、今後もそういった方向で、やはり予算を与えていく必要があるのではないかなというふうな感じがいたしております。

合併でいろんな面で財政が厳しいということはわかりますが、今言われたように、5%ぐらい減になってきているということでもございますが、できるだけ将来の子どもたちのために、財政を向けていく必要があるのではないかとというふうに考えますので、この件について、若干何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 予算の関係でございます。

これは全般的、特に需用費については5%削減という形の中で、学校現場の方にもそういった形で私どもとしては対応しているわけでございますけれども、ただ、単に一律5%ということではなくて、私どもといたしましては、当然予算要求の段階では各学校現場の要望や何かも踏まえまして、配分とは申し上げましても、基本的には学校事情や何かもあるわけですから、その辺については十分意を用いているつもりであります。

それと、全般的に今後教育に対して、こういう財政状況厳しい中、私どもといたしましてはいわゆる町単独事業でそれぞれの施策も実施してきております。

今後についても時代の変革とともに、また新たな事業展開や何かもしなければいけないなど思っておりますけれども、いずれにいたしましても、子どもたちにとって、将来生きていけるように、私ども教育委員会としては予算も含めて、今後町長部局とも十分協議をさせていただきながら、教育行政の推進に当たってまいりたいと考えております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

質疑の途中でございますけれども、この際、15時15分まで休憩いたします。

15:03 休憩

15:14 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井委員。

○21番（永井繁樹） 適切な目・節がございません。

教育にかかわって、特に家庭教育と親の責任の問題について、その施策にかかわって質問いたします。

過日、一般質問の中では学校教育にかかわりまして、校長以下教職員の資質向上、能力向上にかかわっての施策を質問させていただきました。

教育長の丁寧な答弁で理解をしたところでありますが、そちらの方ばかりの施策がいても教育はバランスがとれないということで、親と子どもが共に育つという意味から、最近では共に育つとって教育という字が共に育つという字を書くのですね。

そういった観点で家庭教育を考えると、小1プロブレムの問題も取り上げましたけども、しつけがきちっとしていれば今の教育実態にはなっていないというのが一つの要素にあります。

それで、18年度におきまして、学校教育と社会教育といろいろ関連がありますよね。地域にかかわっていますので、どちらの部門になるかわかりません。相対的にかかわっているのかもしれませんが、家庭教育、特に親のしつけの在り方等々にかかわっての政策を1年間でどのように考えられているのか。

また、過日、過去の年度においてそういった対策をされて効果のあがっているものがあれば、ここでちょっと発表していただきたいのです。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 難しいご質問なのでちょっと困っているのですが、ささやかな取り組みということでまずお話しします。

ふるさと館のジュニアスクール、例年60人から70人の子どもたちが通ってきています。

月1回土曜日の午前中にプログラムを組んでいるのですが、朝、保護者の方が送ってこられて、1回子どもたちをふるさと館において、終わる昼ごろにまた迎えに来られていました。

それで、ジュニアスクールが持っているプログラムの中には、すぐに親子参加が取り組めるというものもたくさんございます。

例えば、春先一番のことであれば、開校式、鮭の放流、そして翌月にはバードウォッチングがあります。親と子が同じ鳥だとか草花を見る、名前を覚える、例えば、大瑠璃の青を同じ場所で一緒に見る。

こういった子どもたちの記憶に残るというプログラムに今年は取り組んでみようということで、年間 11 本あるうちの過半数をそんなふうに今変えるということで、ふるさと館の事業委員会の皆さんと相談して、新年度早速取り組む計画であります。

まずは、そういったように親子が一緒にという、ちょっと本当にささやかではあるのですが、現場としてはまずそういったことから実際に手がけてみようと考えております。

あと、全般的なことに関しては、部長、教育長の方からということになろうかと思えます。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 全般、社会教育、学校教育も含めて、共通しますけれども、今一番家庭に求められているというのは食の問題なのかなと私は思っています。

それで、特に食育に関しましては、学校現場、これはもとより町内でも農業、福祉いろいろな関係でそれぞれやっています。

特に PTA の関係では、去年は 11 月に PTA の連合会が主催いたしまして、講師を招いて食に関する講演会も実施いたしております。

こういった活動は、特に教育という意味では食は本当に大きい問題であると思っています。

今後ともこういった活動、さらには、今、学校を取り巻く環境というのは、不審者対策なんかも含めていろいろな観点で危惧されております。

まさに私ども 17 年度から地域教育連携支援事業、こういったものも導入いたしましてやっておりますので、これらの中で、今、申し上げましたことも含めて、今後、教育委員会といたしましては進めていきたいと考えております。

○委員長（前川敏春） 永井委員。

○21 番（永井繁樹） 今の説明の感想でいきますと、やはり家庭教育にかかわっての施策自体は少しやっぱり少ないということですね。

どうしても学校教育の現場の方に施策を持っていつている関係で、どうしてもバランスがやっぱりとれていないと。

ですから、学校が幾らいろんな手を打って改革をしても、家庭の方が追いついていかないのだったらこれはたちごっこですね。

ですから、教育長が過日申された方針をやっぱり徹底して達成していくためには、家庭教育のやっぱり在り方というものを教育委員会サイドから追いかけて、最終的には導いていくという形をとらないと、私、幕別町の教育はちょっと心配なのです。

それで、今、ありましたジュニアスクールにおけるふるさと館の利用ですとか食の問題、これらについては私も承知しているところですが、地域教育連携支援事業交付金、これありますね。これについては今までも発生している交付金なのですが、こういったところで家庭教育の在り方について、特に今核家族、少子化という問題の中で、おじいちゃん、おばあちゃんの教育、例えば、親の教育を直接影響受けられないという弊害が出ているのですけれども、そういったものにこういうものは使えるのでしょうか。もし使えるのであれば、今、部長から申されたようなこの交付金はどういう活用をしているのか、お伺いしたいのがまず 1 点と、先進地では、この施策がいいかどうかわかりませんが、例えば、親を対象とした家庭教育学級というのも設けているのですね。

例えば、講演会一つにしましても指導一つにしましても、家庭教育アドバイザーというのが当然全国にあちこちおられますね。これの有効利用ですね。

ですとか、自治体では家庭教育講座、母親講座というのをきちっとテーマ性を持ってやられているところも数多くあります。

ひいては、家庭教育手帳というのもつくって、かなり家庭に対する教育の推進に力を入れているという自治体も数多くあります。

そこからみますと、幕別町はこれからなのかなと思いますが、これらの考えのもと、こういった質問が今までなかったと思うのですけれども、やはり家庭の親の責任というものは教育委員会ではかなり強

く捉えていかないと、これからの教育は確立していかないでしょうから。この辺を交えて、これからの計画性ですとか、展望をお答えいただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 教育連携支援事業、これは 17 年度から実施いたしております、中身といたしましては、地域に学校を開くなどいろいろな観点でこの事業を推進いたしております。

中身といたしましては、学校の情報を広く地域の方々にわかっていただく。学校の行事や何かも含めてですね。そういった形の中でこの事業を進めておりますけれども、まさに家庭教育環境の事業として、こういった連携支援事業等を絡ませてやっていくということに対しては、十分検討できることだと思っています。

ただ、具体的にそこまで今まで私どもが推進していたのかということでありましたら、事実はそこには至っておりません。

そういう意味では永井委員言われるように、まさに家庭教育というのを私は十分、今後とも必要な事項であるというようなことを考えておりますので、そういった事業も含めて、今後、事業推進に当たってまいりたい。

それと、現状、各学校単位に家庭教育学級というものがございます。若干ですけれども、補助金も出ささせていただいて、それぞれ実習的な事業を展開していただいている。この中に、当然親御さんはもとより子どもさんも含めて、一緒になって教育を受けるような形の事業になればということもございますので、今までの家庭学級の在り方も含めて、いい形の中でこれから推進していきたいと考えております。

○委員長（前川敏春） 永井委員。

○21 番（永井繁樹） 併せて、PTA 活動の中でいろんな講演会とか開かれているのはわかるのですが、PTA 活動の講演会そのものが形式化しているというか、年間行事を消化しなければいけないとかという観点からどうしても成り立っているのではないかと。

PTA の方が学校と教育委員会と連携すれば、当然自分たちの問題ですから、家庭教育の親の問題というのは当然自覚してしかるべきだと思うのだけども、そういったものを PTA 自らが発想していかないというのは、その PTA と教育委員会と学校との連携の中で、問題意識がきちっと統一されていないのだと思うのですね。

ですから、学校現場に対する問題意識は統一されても、その家庭教育においては統一された部分がやっぱり弱いということで、PTA に対する家庭教育の問題意識、これはやっぱり強く訴えていく必要があると思うのですね。

その中で年間行事も連携して行って、教育メニューを増やしていくという方法がいいと思いますが、それらに対する考え方はどうお考えですか。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） PTA との関係、本町では昨年から幕別教育の日を制定もさせていただきました。

この中では、学校・地域・家庭、この連携がまさに重要であるということも、これは学校現場さらにはそういった PTA なんかも含めて、団体にも周知させていただいているところであります。

本年度、4 月になりましたら PTA の総会等がございますので、今、永井委員ご提言いただいたことも含めまして、私ども教育委員会といたしましても一体となって推進できるように努力してまいりたいと考えております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

牧野委員。

○4 番（牧野茂敏） ページ数では 155 ページ、社会教育費の中の 1 目社会教育総務費、1 節、社会教育委員についてでありますけれども、合併する前までは幕別町で 15 人の社会教育委員の方がおられたと思うのですが、この予算付けをみますと、15 人となっているわけなのです。

それで、忠類地域の社会教育委員さんも多分おられると思うのですが、これは全体で 15 人にし

たということなのですか。

できれば幕別地域、忠類地域何人ということではちょっとお教え願いたいと思います。

もう一つあるのですが、働く婦人の家の運営委員会委員の報酬とありましたよね、昨年まで。今年予算付けがされていないのですが、これは解散したということになっているのでしょうか。

2点お願いします。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 教育委員の体制の関係でございますけれども、昨年の9月の合併関連で条例改正等もあったわけでございますけれども、合併後の社会教育委員につきましては現状どおりという形になっております。

それで、合併協議の中で、委員さんの方から社会教育委員、特に忠類村の社会教育委員さんの登用についてというご意見なんかも頂いております。

今回、本町の社会教育委員、現状15名、このまま推移していくわけでございますけれども、改選期が3月末をもって現任が切れますので、新体制の中では忠類の住民の方もできる限り多く入っていただくような形で、現在その作業を進めているところでございます。

○委員長（前川敏春） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 働く婦人の家運営委員会について、お答えをいたします。

平成16年の7月から近隣センターとしての管理に移管しております。

総務課所管ということになるのですが、現在は近隣センター運営委員会の方で、運営上のことは審議をしていただいております。

前段では、当時の運営委員さんたちとも十分協議の上でということでございます。

○委員長（前川敏春） 牧野委員。

○4番（牧野茂敏） 働く婦人の家のお話はよくわかりました。

社会教育委員については、これから推薦作業に入ることなのですね。

おおまかに何人何人ということからはこれから考えるということなののでしょうか。

○委員長（前川敏春） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 3月末で改選期でございますので、今、事務サイドといたしましては、人数的なこと、あえて申し上げれば忠類側から3名程度の委員さん方に入っていただくような検討をさせていただいております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございせんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、10款教育費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） それでは、11款公債費につきまして、ご説明を申し上げます。

173ページをお開きいただきたいと思います。

11款公債費、1項公債費、1目元金、24億292万5,000円。

借入れをいたしております起債の償還元金であります。

なお、公債費の借入れ状況一覧につきましては、別冊予算積算基礎の23ページから39ページに掲載しておりますので、ご覧を頂きたいと思っております。

2目利子、5億4,481万4,000円。

借入れいたしました起債の償還利子であります。

次のページになりますが、3目公債諸費、30万円。

起債償還に係る支払手数料であります。

続きまして、12 款職員費につきまして、ご説明申し上げます。

175 ページをお開きいただきたいと思います。

12 款職員費、1 項職員給与費、1 目職員給与費、21 億 8,463 万円であります。

本日は、特別職を含め 245 人分の一般会計から支弁する職員の人件費等でありますが、保健師 1 名の採用にとどめ、退職不補充の考えにより人件費の抑制に努めたところであります。

2 節の給料は、前年度比 7 名減で、約 8,500 万円ほどの減となっております。

3 節職員手当、細節 11 時間外手当につきましては、これまで 7% を上限目標に抑制に取り組んでまいりましたが、これを 6% に設置をし、時間外勤務の減少に取り組む考えであります。

4 節は共済費でありまして、各種共済組合負担金であります。

次のページになりますが、7 節賃金は、臨時職員のうち常雇職員に係る賃金。

19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が職員費であります。

次に、13 款の予備費について、ご説明申し上げます。

177 ページをお開きいただきたいと思います。

177 ページ、13 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、500 万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○9 番（中橋友子） 175 ページの職員の給与についてお伺いをいたします。

先の議会の中でも、人勸を受けまして条例改正が行われたところなのですが、平成 18 年度の職員の給与にかかわりましては、本年度平成 17 年度と比較いたしまして減額になっていくのだろうというふうに思いますが、その減額となる金額は幾らになるのかということ、まずお伺いいたします。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 平成 18 年からの給与構造の改革を実施した場合の影響額ということだと思いますけども、おおよそ 2,100 万円減額になる見込みでございます。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） 前回の審議のときにもお伺いして 2,100 万ということでありましたが、平成 17 年度につきましては、条例の附帯事項がありまして、17 年度の賃金については、引下げ分は見合うだけ保証するというような項目がございましたね。

結局下がらないということであったのですが、18 年度についてはどんなふうになっていくのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 給与構造の改革によります給料の決め方ということでございますけども、まず新制度における給料の新しい級と号への張り付けにつきましては、これは給料の切替えの表に従いまして、これはルールに従いましてまず級と号が決まります。

それは、平均して 4.8% 減になるそのような形で、今もらっている給料月額からみますと平均して 4.8% ぐらい下がった給料月額にまず張り付けされるということになります。

それがまず本則での給料月額ということになります。

そして、実際の支給に当たりましたは、18 年の 3 月 31 日の給料月額、簡単に言いますと今現実にもらっている給料月額ということになります、その給料月額と本則で定められる給料月額におけます差額分につきましても、給料として 18 年度は、それは合わせて支給されるということになります。

ですから、実質的には現給が保証されていくということになります。

新年度におきましても、これは新制度におきましては、19 年の 1 月 1 日に全員が昇給するという制度になりますけども、その昇給に当たりましたは、平均で 4.8% 下がった給料月額で張り付けされてお

ますので、給料が細分化されますので、4コマ上がることになりましても、それによって給料額が来年の1月1日に給料額が上がったとしても、3月31日の現給でもらっている給料額よりも通常は低い
です。

ですから、実質的には昇給がない状態が18年度においては続きます。

ですから、そういう意味におきまして、影響額が2,100万円ぐらい、実質昇給がありませんので2,100万円ぐらいの影響額が出るのではないかとそういうことでもあります。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 非常に膨大な表でありましたのでなかなか読み取れなかったのですよね。

それで、2,100万の影響は全体の金額でありますから、当然一人一人の職員におかれては違いが出てくるのだと思うのです。

それで、一番年額で影響が出る金額といいますか、人はどのぐらいの金額が出るのか。

そして、2,100万円ですから、ただこれを単純に、特別職の方抜かれたら240名ということなのですが、それで割り返せば平均なのでしょうけれども、そうではなくて一人一人が相当な違いが出てくると
思いますので、一番影響の大きいところでどのぐらい出るのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 一人一人の計算はちょっとまだしておりませんので、正確な数字は申し上げられないところでございますけれども、大体一人頭で年間10万円ぐらいだと思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） さらに、この積算資料を見ますと、職員の各手当も変更がありますよね。

お給料ももちろんなのですが、配偶者手当であるとか、これも昨年から比べるとわずかずつですが全体に引き下がっております。

中には若干上がるものもあるのかなと思うのですが、その手当の分の影響はどのぐらい出るのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 17年の人事院勧告におきまして、変わった点につきましては、まず手当面では扶養手当が500円減額になっておりますので、その分は17年度と比較しましたら、扶養手当が500円下がっているという点はまず一つ影響あると思います。

それともう一つは、寒冷地手当につきましては、経過措置が設けられまして、段階的に月額金額が本則に向かって下がっておりますので、その分で寒冷地手当におきまして若干17年度からみましたら減額になっているということでもあります。

それ以外につきましては、特に改善点はありませんので、支給対象者とかそういうものが変わったことによる増減は多少あるかとは思いますが。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 毎年毎年わずかずつ下がっていつている影響というのは、じわじわ出てこられているのではないかとと思うのですが、先ほど、一番多い人で10万円程度ということですが、その手当を加算するとさらに引下げが大きくなるのではないかとと思うのですけれども、例えば、詳細な計算はできておられないということなのですが、職員の方、20代前半で入られて、そして30代、40代、50代と節目があると思うのですが、こういった節目で平均を出していただくと、それぞれどのぐらいの減額になるのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 今回の給与制度の改革につきましては、フラット化が図られているのが大きな特徴点でありますので、若い世代におきましては余り影響はないと思います。

年齢の高い方につきましては影響が大きいという傾向にあるかとは思いますが。

そういう大きな流れぐらいしかちょっとご説明できないのかなと思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番(中橋友子) やっぱりずっとこの賃金の問題では格差是正とか、いろんな世相を反映して引き下げられてきた傾向があると思うのですが、私はこれの与える影響は大きい大きいというふうにずっと言い続けてきたところなのですよね。

今年度の予算の中でもいろいろ全体を見ながら、職員の給そのものも下がった、手当も下がった、そして、これはまた別な性格を持つのですが、残業手当も7%から6%というようなことであります。

私は、今まではさらに退職不補充ということで職員も増やしてきておりませんでしたので、これの影響もあるだろうと。相当職員の方には仕事の量の面、それから給料の面でも負担が大きくなっているだろうというふうに見ておりました。

今回、合併になりましたから、職員の配置、人数、4月1日から新しい体制になっていくのであるというふうに思いますので、昨年の状況から見て職員が足りないとかそういうふうには思っておりませんといえますか、昨年と同じ状況ではないというふうには理解するのですが、さりとて与えられる影響は大きいというふうに思うのですよね。

それで、その辺の加重労働といえますか、仕事がきつくなっていくというような状況についてどんなふうにお考え、改善をされていこうとしているのか伺います。

○委員長(前川敏春) 総務部長。

○総務部長(菅好弘) 4月1日に向けまして、今忠類の方からも職員が来ていただく、幕別からも忠類の方に行くというような形の中で、今人事交流を含めまして人事異動行いますけれども、当初申しましたように、今、忠類地区からは約10名の職員が幕別の方に来られるというような形で想定をして、今動いておりますけれども、それとて退職が幕別の方にありますので、実は退職は定年退職を含めまして中途退職も入れまして、昨年の4月から比べますと約8名ぐらい職員が減る計算になります。

ですから、幕別の方では実質的には二人増えればいいのかないかなという計算でおります。

そのような中で、今言われましたように、事務事業も道の方からの移譲だとか、いろんなものが新しい流れが出てくるというようなことで、確かに職員に対する仕事の量が増えるのでないかと、そのようなことについての心配はしておりますが、今、私どもの方で、一般質問の中でも町長の方からお答えさせていただきましたけれども、行政改革大綱、これの見直しを進めております。

その中で、事務事業の見直し、それから組織機構、そういった形の中で、より効率的に、より効果的な事務事業が進められるように、今、検討している最中ですので、そういった形の中から職員の負担を軽減できるような考え方で取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○委員長(前川敏春) ほかに何かございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(前川敏春) ほかに質疑がないようでございますので、11款公債費、12款職員費、13款予備費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出1款議会費から13款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて、一般会計歳入の審査に入らせていただきます。

1款町税より22款町債まで一括説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(菅好弘) それでは、歳入につきまして、ご説明をいたします。

歳入につきまして、歳出同様に前年度額につきましては、幕別町分のみ計上となっておりますことをご理解を頂きたいと思っております。

15ページをお開きいただきたいと思っております。

15ページ、1款町税、1項町民税、1目個人、本年度予算額、9億2,527万6,000円。

給与所得が依然として減少傾向にあること、農業所得につきましては、平成17年度において高めに見積もっていたことで、減額で見積もったことなど、マイナス要素があるものの、税制改正による影響額が7,700万円ほどと見込めることから、前年度に比べまして増額で計上しております。

2目法人、本年度予算額、1億3,366万9,000円。

法人数の減及び法人割課税の減額などによりまして、前年度に比べて微減で計上いたしております。以上から、町民税全体では、幕別忠類合わせた前年度比 1.6%の増で計上したところであります。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、本年度予算額、9 億 9,835 万 6,000 円。

新築家屋の増加などがあるものの、3 年の 1 度の評価替えの年に当たり、前年度比 5.3%の減で計上をいたしております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度予算額、1,695 万 7,000 円。

同額となっております。

16 ページになります。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、4,257 万 8,000 円。

主に軽自動車の保有台数の増によりまして、5.1%の増で計上をいたしております。

4 項町たばこ税、1 目町たばこ税、本年度予算額、1 億 7,284 万 6,000 円。

喫煙率の減少はあるものの、税率改正等が行われましたことを考慮いたしまして、0.5%の増で計上をいたしております。

5 項入湯税、1 目入湯税、本年度予算額、1,533 万 3,000 円。

過去の実績に基づきまして、1.9%の増で見込んでおります。

17 ページになります。

6 項特別土地保有税、1 目特別土地保有税、1,000 円です。

平成 15 年度税制改正によりまして、その 15 年度以降新たな課税は行っていないところであります。

2 款地方譲与税、1 項所得譲与税、1 目所得譲与税、本年度予算額、1 億 9,000 万円。

三位一体の改革に伴いまして、所得税の一部を用途を限定しない一般財源といたしまして、都道府県及び市町村にそれぞれ人口規模に応じて配分されるものであります。本年度は納税義務者数及び課税総所得金額等により算出されますことから、約 1 億円の増額ということになっております。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、本年度予算額、2 億 6,500 万円です。

自動車重量譲与税の総額の 3 分の 1 が市町村の道路財源として贈与されるものであります。

3 項地方道路譲与税、1 目地方道路譲与税、本年度予算額、9,100 万円です。

揮発油に係る地方道路譲与税の総額のうち、42%が市町村に贈与されるものであります。

18 ページになります。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、本年度予算額、1,600 万円でございます。

交付実績等を考慮いたしまして、計上をいたしております。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、200 万円であります。

平成 15 年度の税制改正により、新設された交付金であります。交付実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金、20 万円であります。

配当割交付金と同様に、15 年度の税制改正によりまして新設されておりますけれども、交付実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、本年度予算額、2 億 1,000 万円であります。

交付実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

19 ページになります。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金、利用実績等を考慮いたしまして、前年度と同額で計上いたしております。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、1 目自動車取得税交付金、1 億円あります。

交付実績等を考慮いたしまして計上をいたしております。

9 款国有提供等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 目国有提供施

設等所在市町村助成交付金、20万円であります。

前年度と同額であります。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、7,000 万円であります。

交付実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

20 ページになります。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、本年度予算額、59 億 4,925 万 2,000 円であります。

前年度当初比 4.4%の増額で計上いたしております。

なお、先の予算積算基礎のところの説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、1 目交通安全対策特別交付金、650 万円であります。

交付実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金、本年度予算額、3,714 万 3,000 円であります。

農業事業に係る分担金であります。

21 ページになります。

2 項負担金、1 目民生費負担金、本年度予算額、1 億 988 万 5,000 円あります。

老人福祉施設入所者の措置費及び常設保育所の保育料などが主なものとなっております。

次に、総務費負担金は、廃目となっております。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、195 万円あります。

町営バス及び近隣センター等の使用料であります。

2 目民生費使用料、本年度予算額、1,643 万 7,000 円あります。

1 節の保健福祉センター使用料につきましては、社会福祉協議会に係ります使用料であります。

2 節へき地保育所保育料であります。

22 ページになります。

3 目衛生使用料、157 万 1,000 円。

葬祭場及び墓地の使用料となっております。

4 目農林業費使用料、4,238 万 9,000 円ありますが、農業担い手支援センター使用料及び入牧料が主なものであります。

5 目商工使用料、1,622 万円あります。

スキー場リフト使用料、忠類白金台スキー場にありま宿泊ロッジ使用料などが主なものであります。

6 目土木使用料、1 億 8,362 万円あります。

2 節の道路占用料及び 5 節の公営住宅使用料が主なものであります。

7 目教育使用料、2,069 万 6,000 円、幼稚園保育料、学童保育所保育料、ナウマン象記念館入館料、百年記念ホール使用料などが主なものとなっております。

23 ページになります。

2 項手数料、1 目総務手数料、1,099 万 1,000 円あります。

戸籍住民票手数料及び諸証明に係ります手数料が主なものとなっております。

2 目民生手数料、2,726 万 6,000 円。

次ページになりますけれども、2 節介護支援手数料の介護予防サービス計画作成手数料などいわゆるケアプラン作成に係る手数料が主なものであります。

3 目の衛生手数料、6,345 万 6,000 円あります。

ごみの有料化に伴いますごみ処理手数料、そのほか畜犬登録手数料、狂犬病予防注射の手数料であり

ます。

4目土木手数料、266万4,000円。

建築確認申請の手数料及び開発許可などに係ります手数料であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、2億3,818万7,000円であります。

国からの負担金であります。

主なものといたしましては、国民健康保険基盤安定費、障害者保護費、児童手当などに係るものであります。

25ページになります。

2目衛生費負担金、165万9,000円であります。

保険事業に係る国からの負担であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金、8,044万7,000円あります。

これが合併に関連する事業に対する補助金でありまして、本年は社会科副読本、幕別の改訂版印刷費、忠類地区の地域住民会議委員報酬、町政要覧の印刷性本費などが該当するものであります。

2目民生費補助金、3,229万2,000円あります。

障害者に係る各種事業、障害児居宅支援費に係る補助金、次世代育成支援交付金などが主なものであります。

3目土木費補助金につきましては、3億3,096万1,000円あります。

1節の細節1雪寒機械購入事業につきましては、老朽化したしました幕別の除雪グレーダー及び忠類の除雪トラックの更新に対する補助金であります。

次のページになります。

2節の細節1北栄大通・札内西大通街路事業に対する補助金。

3節の細節1公営住宅の家賃対策。

同じく細節4の公営住宅建替事業等に係る補助金が主なものととなっております。

4目教育費補助金、512万9,000円。

小中学校の就学援助費、幼稚園の就園奨励費などに係る国庫補助金であります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金、15万円あります。

外国人登録事務など国からの委託事業に係る委託金となっております。

2目民生費委託金、740万4,000円。

年金事務や特別児童扶養手当事務に係る委託金であります。

27ページになります。

3目の農林業費委託金につきましては、廃目であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、1億9,165万6,000円。

国庫負担金と同様、国民健康保険基盤安定費、障害者保護費、児童手当などに係る道負担分であります。

2目衛生費負担金、165万9,000円。

国庫負担金と同様に、保健事業に係る道の負担分であります。

3目農林業費負担金、760万3,000円。

農業委員会委員手当及び職員設置費に係る道の負担金が主なものととなっております。

次のページになります。

4目土木費負担金、4,396万円あります。

地籍調査及び道営住宅管理負担に係る道費負担であります。

2項道補助金、1目民生費補助金、9,653万7,000円あります。

障害者に係る各種事業及び各種福祉事業に係る補助金となっておりますが、重度身障者医療費、ひとり親家庭医療費、老人医療費、乳幼児等医療費など、また子育て支援センターの事業に係る道からの補助金となっております。

次のページになります。

2目農林業費補助金、1億2,171万1,000円であります。

主なものといたしましては、1節農業費補助金の細節3及び4の各種利子補給補助金、細節7につきましては、忠類地区におきます中山間地域など直接支払交付金が主なものであります。

3節の土地改良事業では、細節1の道営土地改良事業、次のページになりますけども、4節の林業費補助金につきましては、各種造林事業などに係る道補助金であります。

3目商工費補助金、5,000万円。

忠類地区の道の駅整備に係る道補助金であります。

4目教育費補助金、716万6,000円。

放課後児童対策事業に係る道補助金となっております。

総務費補助金につきましては、廃目となっております。

3項道委託金、1目総務費委託金、2,574万3,000円であります。

2節の道民税徴収事務委託金や3節の統計調査委託金が主なものとなっております。

次のページになります。

2目農林業費委託金、207万円。

2節の農業農村整備事業等用地取得業務委託金が主なものとなっております。

3目土木費委託金、551万9,000円。

樋門管理業務、街路事業用地取得業務など道委託金が主なものであります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2,374万8,000円であります。

土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金は、52万7,000円で、各種基金からの利子収入を見込んでおります。

次のページになります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、825万7,000円であります。

皆伐材等の売払収入を見込んでおります。

2目物品売払収入、6,064万4,000円であります。

忠類の育苗センター苗木売払収入、校舎貸付牛譲渡代などが主なものであります。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、10万円であります。

一般寄附金を見込んでおります。

2目総務費寄附金、343万円であります。

札内川ゴルフ場利用者から河川緑化整備事業寄附金、まちづくり基金等への寄附金などであります。

次のページに入ります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、3億1,216万5,000円であります。

財源対策債等の償還に充当するため、減債基金から繰入れをいたしまして、各会計の公債費の支出に充てるものであります。

2目財政調整基金繰入金につきましては、5億352万2,000円でありますが、平成18年度予算に係る一般財源といたしまして、財政調整基金から繰入れをするものであります。

3目まちづくり基金繰入金、4,693万7,000円であります。

忠類地区の簡易水道事業につきまして、これまで財源不足分に対しまして充当するべく基金を保有しておりましたが、合併により基金をまちづくり基金に統合いたしましたことから、これまで同様に忠類地区の簡易水道事業に係る財源不足分は、まちづくり基金から取り崩し、充当するものであります。

河川緑化整備事業基金繰入金につきましては、廃目であります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、20万円であります。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、3万円。

2目の加算金は、1,000円。

次のページになりますが、3目の過料は1,000円であります。

2 項町預金利子、1 目町預金利子は、1,000 円となっております。

3 項貸付金元利収入、1 目社会福祉金庫貸付金元金収入、50 万円。

2 目ウタリ住宅貸付金元利収入は、118 万 4,000 円。

3 目老人保健施設整備資金貸付金元金収入につきましては、769 万 2,000 円であります。

ふるさと融資に係る老人保健施設あかしやからの償還元金の収入であります。

4 目生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては、20 万円ですが、トイレ水洗化改造に伴います貸付金に係るものであります。

次のページに入ります。

5 目勤労者福祉資金貸付金元金収入は、1,000 万円です。

6 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては、5,738 万 2,000 円です。

7 目中小企業貸付金元利収入は、2 億 4,000 万円です。

8 目まちづくり基金貸付金利子収入につきましては、これまで小規模企業振興資金貸付基金といたしまして計上しておりましたが、基金の一本化に伴いまして名称を変更したものであります。

1,000 円です。

9 目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては、1 億 8,127 万円です。

勤労者生活資金貸付基金貸付金利子収入につきましては、廃目です。

次のページになります。

4 項受託事業収入、1 目農林業費受託事業収入、1 億 6,098 万 8,000 円です。

畜産担い手総合整備事業に係る受託事業収入です。

2 目土木費受託事業収入、1 億 600 万円です。

札内 9 号南通街路事業に係る道からの受託事業収入です。

民生費受託事業収入につきましては、廃目です。

5 項雑入、1 目滞納処分費、56 万円です。

2 目弁償金は、1,000 円です。

3 目の違約金及び延滞利息は、1,000 円です。

4 目雑入、1 億 9,325 万 5,000 円です。

1 節は、土地開発公社職員分の給与費負担分です。

2 節は、住民検診等負担金。

次のページになりますけども、3 節は、学校給食費。

4 節につきましては、各種施設の電話使用料となっております。

次のページになります。

5 節雑入につきましては、他の科目に属さない収入です。

続きまして、39 ページになります。

5 目過年度収入、1,000 円です。

22 款町債、1 項町債、1 目総務債、2 億 1,270 万円です。

合併関連での地域イントラネット基盤整備事業及び近隣センター建設事業に係る起債です。

2 目衛生債は、1 億 3,150 万円です。

千住墓地整備事業、上水道の中部広域企業団からの受水をするための施設拡張に係る起債及び豊岡ごみ処理適正閉鎖事業に係る起債です。

次のページに入ります。

3 目の農業債は、8 億 1,290 万円で、予算積算基礎でも説明させていただきましたが、国営土地改良事業の繰上償還に係る起債、ほか各種土地改良事業に係る起債です。

4 目商工債、1 億 5,140 万円で、忠類の道の駅整備事業に係る起債です。

5 目土木債、6 億 2,190 万円で、各種道路整備事業、街路整備事業、公営住宅建設事業に係る起債です。

6目消防債、1,350万円であります。

高規格救急車導入に係ります起債であります。

次のページになります。

7目教育債、3,390万円であります。

小中学校整備及び忠類のスクールバス更新に係る起債であります。

次のページに入ります。

8目減税補てん債は、2,820万円で、恒久減税によります町税の影響額補てんするための起債であります。元利償還金につきましては、全額交付税措置をされることになっております。

9目の臨時財政対策債は、3億6,790万円で、地方交付税の財源不足を補うために、市町村自らが臨時財政対策債を発行しまして補てんする起債であります。平成16年度から平成18年度までの制度となっております。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることになっております。

10目まちづくり基金造成債、3億8,000万円あります。

合併特例債を用いてまちづくり基金を造成するものであります。3年間で目標であります11億3,000万円を積み立てるものであります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、一括質疑をお受けいたします。

この際、16時20分まで休憩をいたします。

16:10 休憩

16:20 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋委員。

○9番（中橋友子） 何点かお尋ねしたいと思います。

町税の収入が上がったということでご説明あったところなのですが、今年はこのところずっと国の税制改正が3年前からどんどん進みだしまして、いよいよ本格的な増税になるということで、国全体では総額で7兆円の増税ということが言われてきているのですが、うちの町にとって影響がどのぐらいかということをお尋ねしたいのですけれども、先ほど、各種税制の改正で7,700万円ということでありました。

これは、今年の1月から定率減税の方が所得税で半減になりましたし、また、住民税の方は間もなく6月に半減になっていきますよね。

さらに、高齢者の方の住民税では、公的年金の控除の縮小、今まで140万円まで控除されていたのが120万円まで下げられるとか、あるいは高齢者控除だとか、それから高齢者の住民の非課税世帯が廃止されるとか、こういうのが今年どんどん盛り込まれています。

こういった影響によって、増収になった分が7,700万円。言い換えれば、町民の新たな負担になったのが7,700万円であったのかなと思うのですが、それはそういうことでしょうか。

それと、この税制改正によって結局所得が上がらなくても制度が変わったので、税が賦課されるということになってくるわけですが、これまで非課税だった人たちがこの改定によって課税になるというのかなり生まれたのではないかと思います。その辺はどのぐらいの人数がそういうふうになったでしょうか。

3点目なのですが、そういった税制改正によって、昨年6月にもお尋ねしたのですけれども、各種使用料ですとか税だとか、所得税をもとにして算出される料金ございますね。町が徴収しているもの。

これらに、影響が及んでいると思うのです。

それは、何項目で幾らになるのか、伺います。

○委員長（前川敏春） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 18年度より新たに控除がなくなって課税になるというような形になりまして、その影響額ということでございますけども、まず、老年者控除廃止、これについては、影響額は1,711万円。

次に、65歳以上の人の最低控除額が140万から120万に引き下げられた。このことによります影響額については256万円。

同じく65歳以上のものに係る非課税措置の廃止、これによる影響でありますけども、18年度は課税額の3分の2が減額されるということで、影響額については232万円。

また、これは17年度から既に実施されておりますけども、生計同一の妻に対する均等非課税の廃止。18年度は全額課税されるということで、これによる18年度分の増額分としては312万円。

最後に、定率減税、これが15%から7.5%に縮減されたことによる影響は5,191万円。

トータルしますと18年度に新たな負担増となる金額の総額は、7,702万円ほどになるというふうに見込んでおります。

次に、今まで非課税であった方が新たに課税になるという方なのですけども、今、申告中ということでありまして、確かな数字を掴むのはこれからの賦課の作業に入り、その時点でないと人数的には定かにならないのかなというふうに思っております。

最後に、税以外で影響があるものという、そういうお話なのですけども、私どもの方で掴められる部分について国民健康保険税、こちらによる影響額しか私どもではちょっと掴められないので、これについて言いますと、公的年金控除、これが140万円から120万円減額されたと。この見直しによる所得割額が変更された場合に、国民健康保険の保険税の方で影響が生じると。

それで、この140万円から120万円に見直しされたことによって影響が生じるという形になりますけども、これには経過措置がついておりまして、18年度については20万円のうち13万円を。19年度は、7万円のほう助を適用するという経過措置が講じられましたことから、18年度の実質の減額は7万円ということで、大体平均でお一人5,500円程度の増額になるのかなというふうに見込んでおります。

さらに、影響額トータルでは、人数的には1,195人ぐらいが影響を受けるのかなと。トータルでは657万円程度を増額になるのではというふうに見込んでおります。

○委員長（前川敏春） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 道営住宅の家賃の所得の関係で、高齢者控除というのが50万円ほどありましたけれども、これは18年度から段階的になくしていくと。最終的には20年でなくすということになっております。

この影響額につきましては、確か6月に質問いただいたときに、確か50万円程度かなという答弁をしたような記憶が、ちょっと資料を持ってきてないものですから申し訳ありませんけど、そんなふうになっております。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 私の方から、保育料への影響額なのですけれども、現在、保育料の入所者を募集しております、決まっている方もいらっしゃるのですけど、これから所得の把握、同意書を頂いて所得の把握をするという状況なので、現在のところ、その影響額は出ておりません。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 所得が変わらない中で、あるいは下がっていく中で、これだけの新たな負担が町民に被っていくというのは、本当に大変なことだというふうに思います。

それで、できれば、18年度、今ちょうど年度変わりわからないというよりは掌握できないということの方が正確だと思うのですが、そういうことも今後わかってくるのだと思うのですよね。

それらも、是非きちっと機会があれば示していただきたいということが一つと、こういった税の、町民にとっては新たな負担であります、町にとっては制度が変わることによって増収になるという側面

がありますよね。

丸々その税制が変わったところがうちの町に残るということではないのですが、しかし、増収になりますよね。

そういう増収になる分の生かし方といいますか、活用の仕方なのですけども、結局、制度替えによって生み出されたものについては、きちっとそこを支える意味で、その様々な住民福祉控除、こういったところに活用していくことが、もう制度は変わってしまったからしょうがないので、活用していくことが大事だと思うのですが、そういう点でこの税改正に伴って、運用の仕方について特段お考えがあれば伺いたいと思います。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） 増えた分すべて町の収入になれば有り難いのですが、増えた分はその分だけ交付税が減らされる仕組みになっております。

25%は町の財源として増えるという交付税制度の中身でございますので。

ただ、今回の税制改正も含めて、国の議論の中身というには、多分三位一体の改革を含めて、地方への財源をどうしていくのだということら辺から発生している点も非常に大きいのだろうというふうに思っております。

ただ、今7,700万円ぐらいの税でいえば増収になる。2,000万円少し超えるぐらい、25%分でいえば増収になるのかなという思いでおりますけども、現実的には増収に見合う以上に、交付税も含めて財源自体が全体としては減らされている実態にあるのかなと。そういう中では現状のサービスを維持していくのなかなか実態としては厳しい地方財政の状況になっているのだろうというふうに思っております。

増えた分がそのまま新たな事業、あるいは新たな施策に充当できるような仕組みになっていけばよろしいのですが、なかなかそういう一般財源全体としてはそういう仕組みになっていないということも一方ではご理解をいただければなど。

ですから、今年度予算の策定に当たっても、基金の繰入れ等を活用しながら編成をさせていただいたような状況でございますので、この7,700万円の改正によって、新たに何か町として施策を講じるかということになりますと、その辺はなかなか現実的には難しい状況にあるのかなという思いでおります。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） さらにいろいろ住民の暮らしの中の格差が広がる問題などもありますので、この歳入だけでは離れていきますから、総括のところ再度お尋ねしたいと思うのですが、もう一つ税改正によりまして、収入の変更があったのではないかとする項目で、消費税の課税で、今年度から事業所得1,000万円に対する課税というのも新しく入れておられましたね。

これについての影響、これまで3,000万円でありましたから、それが1,000万円に下がることによって課税になり、増収になるという面もあったと思います。

これについても示していただければと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（前川敏春） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 消費税については、国税ということで、申告すべて税務署の方の形になりますので、私どもではそこら辺の詳細についてはちょっとわからないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） ちょっとわからなくて再度お尋ねするのですが、消費税は地方にも還付されてきますよね。

全体の5%のうちから地方の配分というのがありますよね。

ですから、そういう点では税改正によって、うちの見込んでいる金額がありますから、当然その増収の分も見込まれているのではないかとというふうに思うのですけれども、今回の影響はすぐ出てこない。しかし、平成18年度予算には入ってくるようになりますよね。

○委員長（前川敏春） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 消費税の仕組みにつきましては、先ほど課長の方からもお話ありましたけども、国税でありまして、そのうち4%が国に残り、1%分が地方に交付されると。それが予算の中でいけば18ページの地方消費税交付金というところに出てくるわけなのですけれども、私どもの方としては前年同額で見込んでいると。

その影響が読み取れないという部分がありますので、前年同額で積算しているところであります。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

伊東委員。

○12番（伊東昭雄） 20ページの農業分担費のことですが、畑かんについてお伺いいたしますが、私、先日、歳出の方で問題があるのではないかということを知りましたが、問題はなくて、2分か3分で水を落とせてやれるということを知りました。現地では非常に問題あると言いましたので、今朝、現地へ行ってみました。

その現地は何箇所あるのか知りませんが、第1号幹線用水路の分水管というところを見ました。

そこで、行って見ましたら、私、非常に問題のある施設をつくったなと思いました。

それは、図面を今日頂いたのですが、誰が見ても、この北海道の寒冷地に、水のとおり分岐栓、本管は下を通りますから、それを農家に行くために分岐栓をつくるのですね。その分岐栓が地上につくつてあるのです。

それでは、これしばれるのは当然なので、コックをつけてあるということなのです。これで農家の人が使うときにいちいちそこまで来てコックをひねらなかつたら水が出ないと。しばれますから。

こういう施設を設計の段階でどうしてみたかということをお伺いいたします。

それからもう一つ……。

○委員長（前川敏春） 伊東委員、今、歳入の質疑を行っているわけで、できれば総括の方で。

なるべく要約して完結に質問していただきたいと思います。

ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、一般会計歳入につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質問をお受けいたします。

助川委員。

○13番（助川順一） それでは、地方債の償還の関係で一つ質問があります。

この一覧表を見せていただきますと、平成4、5年まで本当に大蔵、郵政あるいは公庫で4%以上、7%、8%という非常に高い金利の地方債が残っていますね。

これは今までも委員の方から質問があつて、理事者答弁ではなかなかこれはできないのだというお話を聞いていますけど、今の国の状況をみますと、地方交付税は減らされていくと。三位一体の改革で仕事は来るけれども税源の移譲は多分認めないだろうと、こういう将来的に厳しい状況が続くはずですので、こういう状況というときに、こういう高い金利の地方債を借換えはできないのかどうかということ。

それをちょっと質問したいと思います。

○委員長（前川敏春） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 起債の借換えはできないかということでございますけども、以前はおっしゃっていたように、政府系の資金につきましては、繰上償還は非常に難しいということでなかなかできなかったのが実態でございます。

平成12年から政府系の資金につきましても繰上償還は可能というような道が開かれてきました。

ただし、それにおきましては、財源は一般財源をもって用意しなければならないと、そういう制約があったことと、それと繰上償還をするに当たりましては、国の方の資金計画にも影響を及ぼしますので、

国は一定の保証金を国に対して払わなければならないと、そういうようなこともありまして、これは財政運営上、保証金を払ってまで繰上償還することが、果たして町にとって得なのかどうか。

そういうようなこともありまして、その辺は十分検討した上で、しばらく繰上償還は見送ってきたところでありまして。

それと、制度が最近 16 年度以降、また改正になりまして、今度は政府系の資金につきまして繰上償還をする場合には、起債を借りることができることになりました。

それにおきまして、起債を借りることはできますが、やはり保証金を払わなければならない。これは繰上償還をするに当たりまして、幾らの保証金というのが正確には決まっておらずで、一本一本起債の条件によって決められるということでありまして、おおむね発生いたします利息の 4 分の 3 ぐらいが保証金として求められるというのが一つの目安になっておりますので、なかなかその辺は財政効果等も勘案して、これは研究しながら繰上償還については考えていかなければならないものだと思っております。

○委員長（前川敏春） 助川委員。

○13 番（助川順一） 事情はよくわかるのですが、今の国の地方に対する財政の考え方がいろいろな面をみますと、これはやっぱり国にもうちょっと強力に申し入れてそういう保証金も減らすなり何なりの、地方 6 団体にも頑張ってもらいたい、そういった方向でもう少し地方の負担が減る方向というのは、やっぱり考えていっていただきたいしやっていたいただきたいなというふうに思います。

そのことで一言だけお願いします。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） おっしゃることを私ども同じように感じておりまして、昨年の町村長の集まりであります政策研究会の中でも一つのテーマとして取り上げて、全道的に議論をさせていただいているところであります。

財政状況が非常に悪くなって、どうしても立ち行かないときには、その補助分については特別交付税で見てくれるとかいろいろな手法あるのですが、私どもは悪くならないように一生懸命頑張りたいと思っております。要望しているわけですから、悪くならないためには民間の資金と同様に、借換債なり繰上償還を認められるようにということは、それはもう町村会の施策としても、国に要望を挙げるべく、自ら研究テーマとしてやっている最中ですので、何とか道が開けるように、引き続き国には要望してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） ほかに。

伊東委員。

○12 番（伊東昭雄） 北海道でなぜ畑かんの分岐栓を地上の上につくったかということ。

それからもう 1 点は、21 ページの 14 款の燃料費ですね。

近隣センターの燃料が 50 万円上がったのはどうしてだということを聞いたら、価格が上がったから上げた。そういう時期であれば、今何もかも節約している中で、使う人たちがせめて光熱費の実費だけは、私は頂いてもいいのではないかと考えておりますので、その 2 点について説明をお願いします。

○委員長（前川敏春） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 畑かんの分水栓がなぜ地上に出ているのかというご質問でございましたけれども、地上といたしまして一応地中というふうに私は思っているわけですが、土管を置きまして、何十センチか土管が地上に出ていますけれども、あとは地下に埋まっております、その土管を開けますと、50 センチぐらいでしょうか、下の方にその分水施設があるという構造になっております。

確かに委員おっしゃるとおり、水を張りっぱなしで一冬置きますと完全に凍ってしまいます。

これは当時の話でございますので、私は、国の事業でございますから、国と町でどのような話合いがされたのかは、詳細はわかりませんが、あの施設、分水栓の形自体は標準仕様ということで、昨日も申し上げましたとおり、どこの地区もあのような形でやっているということで国が行っているという

解しております。

○委員長（前川敏春） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 2点目の近隣センターの光熱水費の負担についてということでございます。

今、行政改革の見直し、先ほども答弁させていただいた部分があるのですが、その中で受益と負担の割合という中で、そういった部分を検討項目に入って、今、論議をしている最中でございますので、その中で十分検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 伊東委員。

○12番（伊東昭雄） 2番目につきましては了解しました。

1番目について、今の答弁で土に入っていると。確かに入っていますけれども、私は1メートル地中に入っているのかもしれないですよ。それになおかつ上に20センチ入っているのですね。

それで今の説明を聞くと、これは国の仕事であるし、どこもみんなこういう施設をしていると。だからそうしたと言われるけども、こういうときにこそ、誰が図面をみて誰が設計したのか知りませんが、こういう施設は最後はうちで今年から始まって、うちの施設になるわけですね。そうすると、そういうことでは困るというようなことを言ったのか、それとも受益者がこの説明を聞いてそれでいいと言ったのか。

その点、お聞きいたします。

○委員長（前川敏春） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 受益者には、分水栓の構造までは多分説明していないと思います。

それで、昨年、相川の水利組合、2月に立ち上げまして、水部会を行っておりまして、初めて一冬越したという状況でございます。

千住地区及び札内地区におきましては、今月中に水利組合を立ち上げるということで、現在準備委員さん並びに、日程が決まっていない地区と決まった地区とありますけれども、設立総会を今月中に開催する予定で進めております。

その中で、初めてだと思えるのですが、千住地区、札内川地区の受益者の方には、このような分水栓になっているので、冬に水を落としていただく作業等も水利組合でやっていただきたいというご説明はさせていただきました。

その中で、これは非常に不便だという声も聞いております。

私どもといたしましては、確かに使用頻度、国が事業を行う中で当然お金をかければ水道のように給水栓のところの不凍栓を開ければすぐ蛇口から水が出るというような形も当然とれないことはなかったのだと思うのですが、その費用対効果、頻度、例えば、通常の畑でありますと、ハウスがあれば3月ぐらいから、通常ですと水使いは4月の末の風害等を抑えるために水を撒くとかそういった時期からしか使わないというのが通常というふうに捉えておりますので、そういう部分でいくと、秋に水を落として4月ぐらいまで落とせばなしということで問題のない構造かと思っております。

ただし、当然特に幕別地区におきましては、ハウス等が当然ありますので、その中でその塩基性分を落とすためにハウスに水を張るだとかという作業が、12月、1月等に行われるという話も聞いておりますし、苗の育成等につきましては、3月に入りましたら始まるという話も聞いております。

そういった中で、構造が実際にいいのかという話につきましては、現在課の中でどのようにしたらいいのかということは検討はさせていただいております。

ただ、使わない給水栓、冬期間全く使わないであろう給水栓まで、例えば、ウレタンを張るだとか断熱材を張るだとかというようなことで、しばれない構造にできるのか。1年中水を張っておいてもしばれない構造にできるのか。それとも、2、3日だったらしばれないよという構造にできるのか。その辺も併せて、今ちょっと検討させていただいておりますので、皆さんにはなるべく手間のかからない使い勝手のよい形にはしていきたいとは思っておりますけれども、今のところまだはっきりと結論が出ておりませんので、その辺ご了承くださいたいと思います。

○委員長（前川敏春） 伊東委員。

○12番(伊東昭雄) 今の説明は、何とか対処できるように考えたいということはわかりましたけれども、私は、これは365日、いつでも自分の立っているところに水がひねったら出るという、そういうことが基本だと思うのですね。

例えば、あつてはならないことだけでも、今、1月でも2月でも使った場合に、万が一あつてはならないけども、ハウスでも、あるいは住宅に火がついたときに、すぐひねったら水が出て利用できるという、そういうことにしておかないと、しばれるから蛇口は切るといふ町の施設に、我々がいつてやるといふことは違ふのではないかと思ふのです。

その辺、もう1回お願いしたのと、それから改造していくということですから、その改造費については、負担が町に2回もかけないように、その辺を道なり国に話をして、改善するなら改善をするようにしていただきたいと思ひます。

その点ひとつもう1点だけ回答願ひます。

○委員長(前川敏春) 土地改良課長。

○土地改良課長(角田和彦) 確かに委員おっしゃるように、ひねればすぐ出る、水道の蛇口のようなイメージだと思ふのですけれども、あくまで農業施設でございますので、その辺をひとつご理解いただきたいという部分がございます。

それから、お金をかけないよふにという部分につきましては、なるべく経費がかからないよふ形で直せるよふな方策を考へておりますので、その辺も相手のある話にもなりますので、努力は十分いたしたいと思ひます。

○委員長(前川敏春) ほかに。

お諮りいたします。

本日の委員会は、一般会計の総括質疑が終るまで、時間を延長して審査したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議がないよふでありますので、一般会計の総括質疑が終りまで、時間を延長して審査することに決定をいたしました。

増田委員。

○19番(増田武夫) 総括で3点お伺ひしたいというふうに思ひます。

1点は、合併に伴う様々な問題。財政問題も含めて今後の問題についてお伺ひするのが1点と、それからもう1点は、社会的弱者に対する施策を、町長がどう考へて行つていこうとしておられるか。これが2点。

3点目には、町長のお話を伺つておりませんでしたので、郵便の集配の問題について。

まず1点目の、合併についていろいろ出てきた問題と今後の見通しについてお伺ひするわけでありませうけれども、2月6日に合併いたしまして、この合併に対する思ひは町民それぞれだというふうに思ひますけれども、そうした中で、私の耳に入ってくる様々な旧幕別の側の町民の方々の意見としては、やはりこの忠類村が非常に困つていふるので、助けてあげた合併だと、こういうよふな意識があるよふであります。

その一つの現れは、例えば、忠類にある様々な特典といひますか、特典とは言わないかもしれないのですが、例えば、忠類だけになぜ地域住民会議があるのか。そうした問題でありますとか、忠類が例えば診療所その他ほかの地域に比べて優遇されすぎているのではないかと、そうした問題も出てまいります。

また、もう一つは、そういう小さな忠類を助けてやつたという意識があるのかないのかわかりませうけれども、幕別のすべてがそういうことではないのですが、幕別の職員の方々の姿勢といふのが忠類の職員に対する姿勢が非常に何といひますか、どういふ表現にしたらいひのか、見下したといつたら辺でありますけれども、そういうよふに受け取られるよふな場面もあるというよふな問題もお聞きしてあります。

そうしたことを考えますと、町長も助役なども、対等の立場でしっかりとパートナーシップを発揮して合併に至ったのだと、こういうことを再三に申しておられますので、当事者の方々はそういう姿勢で合併に当たっていただいたのだと思います。

それは非常に当然そうあるべきでありますし、しかしながら、やはり忠類も 56 年の歴史があつて、そして今日の合併にこぎつけるのにはいろいろな曲折があつたわけでありまして、そうした点では助役を先頭にする職員の方々。それから、この地域の住民の方々にお互いの地域を尊重し合うという、そういう姿勢をしっかりと持ってもらうといひますか、そういうことも我々の努力として、していく必要があるのではないか。そのように思います。

改めて、職員をまとめていかれる助役にお聞きしたいと思ひますけれども、やはり両町村の職員がしっかりと手を握つて、お互いに力を合わせてやつていくという、その姿勢が示されることが、幕別のこちらの住民の方々の認識もしっかりとしていくのではないかとと思ひますけれども、まずその辺についてお聞きしておきたいと思ひます。

2 点目の問題です。

2 点目は、弱者に対する姿勢をしっかりと持たなければならないのではないかと。

先ほど、歳入の際も議論されましたけれども、特に高齢者などに重い負担がこれからかかつてこうとしていひます。

今度の国会にも高齢者に対する医療の負担増が相当かかつてくるようになろうとしていひます。

こうしたときに、地方の自治体は本当に困つていひる高齢者、一生懸命今日まで日本の社会をつくるために努力してきた高齢者の方々が、この最後の時期にお金の心配をしなくても、そう豊かな生活でなくても、少なくともお金の心配をしなひで医療を受けたり日々の生活を送れるようにしていくのが市町村の役割ではないかというふうにいひます。

そうした点では、一般質問でも議論したところでありひますけれども、そうした高齢者が路頭に迷わないような最低限の処置をしていくことが必要ではないかというふうにいひます。

私は、例えば、介護保険の保険料の減免制度をきちつと設けるでありますとか、今、それこそお年寄り、国民年金などは 5 万円以下で生活していひる人が半分以上だというような、そういうような実態も・・・

○委員長（前川敏春） 増田委員、ちよつと質問の途中で申し訳ありませんけれども、もう少し完結に質問いただきたいなというふうにいひます。

○19 番（増田武夫） そうした状況があるわけでありひます。

そうした点では、弱い人の立場にたつて、しっかりと様々な施策をやつていただきたいというふうにいひます。

そうした点で、今度の 18 年度の予算にも、これからの施策の中にそういうものを生かしてもらうように努力をしていただきたい。これは町長にお伺ひするところでありひます。

3 点目でありひますけれども、ご承知のように、札内地域、糠内、それから忠類などが、郵便の集配業務をやめるといひうなことが新聞報道にされまして、非常に大きな問題になつていひるわけでありひますけれども、特に忠類なども、本町から遠いでありひますとか、郵便局にいつても、どういひう形になるかままだはつきりはしてないようでありひますけれども、この幕別の札内地域について、帯広から来るといひうことになりひますと、郵便局の方々がそれぞれの家庭の安全も確かめるといひうなこともしていひる中で、非常に問題だと思ひます。

町長も是非その点で、そうした状況にならないような努力をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょう。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） かなり私と認識が異なるところがあるのですが、私はいひるんな会合なり、町長も同じなのですが、出たときに、今回の合併によつてどうなのだという町民の声を聞きます。

少なくとも、幕別の町にとつて非常に有り難かつた、逆なのだと。うちが忠類さんのおかげで、さらにいひまぢづくりができるのだといひうことを、私は常に町民の皆さんに呼びかけておひますので、そ

のことは誤解のないように、これからも何か機会あるごとに、町民の皆さんにはそういう姿勢でお話をさせていただければなどというふうに思っております。

それと、職員に対する姿勢でございますが、2月6日に合併して以来、庁議あるいは管理職を集めての会議等で、町長が第一声に申し上げましたのは、まさしく増田委員が言われたとおりでございます。本庁の職員だからといって、忠類の職員に対してどう接する、その姿勢が問われるのだよと。本庁に何か用事あるときに、「来い」何ていうことを申し上げるようなことにはならないだろうと。常にお互いが行き来し合って、お互いを尊重し合ってやるのが、町の一体感を進める上でまず職員がそういう姿勢を持たなければ駄目なのだとすることを、特に本庁の職員に対して町長の方からお話をさせていただいております。

是非ともそういう姿勢で、これからもうちの職員が望んでもらう、1日も早く一体感の持てるような職場にしていきたいと、その思いは委員おっしゃるとおりでございますので、その通り私としても職員に理解を頂くように、これからもあらゆる機会を通じて、お話をさせていただければなどという思いでおります。

○委員長（前川敏春） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 弱者に対する町の施策ということでありましてけれども、私も今の国のいろんな制度改革の中では、かなり高齢者あるいはいろんな弱者に対する負担が重くなってきている。

老人クラブの新年会なんかに行きますと、医療費が重くなる、介護料も高くなる、だけど年金だけは減っていくのだと、そんな話も聞かされますけれども、ただ、時の総理が、今の老人は弱者ではない。そんなような思いの中で改革が進められる。医療費も当然力のある人はどんどん払ってもらおう。そういった中で私どもがどうした施策を町村の中で構築していけるのか。

国がどんどん値上げしたものを、町村がどんどん減免してく。これは私は本来ではないのだろうと。やはり、適正に受益者が負担できる。そして、先ほど増田委員が言われたように、高齢者が安心して生活できる制度にしていくことが大事であって、片一方がどんどん負担を大きくして、片一方でそれを補っていくということでは、私は本来ではないのだろうというふうに思っております。

そうした中で、私ども町としてもあるいは先ほどもお話ありましたように、町村会なりいろんな地方6団体の行動の中で、何とか住民の生活のために、安全のために、これからも頑張っていきたいという、そういう思いではおります。

それから郵政の関係は、私も私どもの町の議会も何とか民営化は反対だと、いろんな意見書を出させていただきました。

しかし、結果が結果。集配業務がなくなるのもある意味では予測されたことなのかな。絶対郵便局はなくさない。なくさないかもしれませんが、集配業務がなくなり、何々がなくなり、5人いた10人いた職員がやがては二人か3人になっていくというような、そういう方向にこれからも動いていくのだろうというふうに思っております。

私は民営化も反対でしたし、集配業務がなくなることももちろん反対なのですが、ただ、今言ったように郵政の民営化が決まった時点ではある程度の予測もあったのかなと。

それで、今になって十勝の町村会あるいは全道の町村会で、これについて反対運動が起こせるのか。これはなかなか難しいのでないかというのが、今私が聞いている情報であります。

十勝の町村会の代表が全道の町村会の中で、これから郵政の集配業務の縮小にどう対応していくかというようなことは、今、町村会で検討されているようでありましてけれども、なかなか町村会としても今までの経緯があるだけに、集配業務のみ捉えて反対だということでは動けるのか。一部の町村では既に反対運動を起こしているところもあるのですが、いつも申し上げるように、一つの町一つの村だけではなかなか弱いのでないか。やるのならみんな一丸となってやるべきでないかというような声も出ているのですが、これらは私どもとしてもそういう状況をみながら、町村会の一員として対応していきたいというふうに思っております。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○19番（増田武夫） 1点目の問題でありますけれども、そうして対等の立場で合併したということで、そうした中で、やはり非常に厳しい財政を反映して両町村とも合併ということに至ったのだというふうに思うのですよね。

そういう中で、合併時のその状況をみますと、やはり幕別町にいたしましては、起債制限比率なども相当高い状況にあって、管内では2番目3番目という状況がずっと続いています。

昨年度は14.3%ということで管内の3番目であります。

これが20%になりますと、起債が制限されてしまうという、そういう状況であります。忠類は幸い過疎債その他の起債がありましたので、去年は3.2%ということで下から2番目という状況であります。

また、基金の残高にいたしましても、合併のその協議の中では、平成18年度は基金残高が42億5,700万円まで基金はかえって伸びるのだと。平成17年は33億7,500万円の基金だけでも、合併することによって42億5,700万円まで伸びるのだと、そういう試算でありましたけれども、しかしながら、今年の18年度の予算をみて計算していただきますと、42億5,700万円になるどころか、基金残高が32億7,700万円だと。こういう形で、合併のときの試算よりも10億円も下がっているわけなのですよね。

それは一つには、3か年に分けてくることになった合併特例債の基金の積み立ての関係ももちろん影響はしていると思いますけれども、それにしても合併で想定した基金よりも相当下がっていくと。

そういうことになりますと、想定いたしました平成32年度に28億何がしの基金残があるのだよと、そうした結果にも相当狂いが生じてくるのではないかと。早くも合併初年度でその狂いが生じてくるような状況も見えてきているのではないかと。

その上に、国は起債の対象を狭めるだとか、いろいろなことが想定されるような発言をしていますので、なおさら厳しい状況になるのではないかと思います。

そこで、今後の財政の見通しについて、1点はお聞きしておきたいと思います。

さらにもう2点目の弱者に対するあれでありますけれども、これは国が押し付けてくるものを何もかも救っていくということにはなりませんけれども、しかしながら、よく都会などで報道されますように、一人暮らしの老人が餓死をして、行って調べてみたら、それこそ財布には1円2円しか残っていなかったというような、そういう状況がこないように、少なくともしっかりと一番下の、下と言ったら失礼ですけれども、この収入のないお年寄りについて助けていく。そういう努力は少しずつしていくべきではないかというふうに思います。

是非それをもう一度お答え願いたいと思います。

また、郵政民営化につきましては、確かに民営化されるという状況の中で、大変ではありますけれども、しかし、小泉さん自身は地方には・・・。

○委員長（前川敏春） 増田委員、話の途中で申し訳ありませんけど、もう少し完結に、まだ質問者がほかにおりますので。

○19番（増田武夫） そういうことが、小泉さんも地方には迷惑かけないと、郵政民営化のときに言っているわけですから、町村会でもしっかりと取り組んでいていただきたいと、そう思いますがいかがですか。

○委員長（前川敏春） 西尾助役。

○助役（西尾治） 今後の財政の問題、状況どうなっていくのだというご心配だと思います。

今、18年度予算で8億円を越えるような金額、繰入れを基金からさせていただいております。

これは将来に向けて、なるべく財政負担を後年度に持っていきたいということもございまして、各種地方債あるいは国営事業の繰上償還を実施をさせていただきました。

これは質疑の中で言いましたように、3億円以上の利子の軽減につながるというようなこともございまして、もともと当初からそういうのを計画していたわけではございませんので、なるべく後年次の財政運営を考えて、今年度そういう繰上償還もさせていただいたと。

それから、今年度でいえば、17年度のまだ最終的な決算状況は出ておりませんが、およそさらに3億円程度の基金の積戻しは17年度においてもできるだろうというふうに思っております。

そうしますと、当初から計画でいえば約2億円は確かに当初計画どおり入っていない部分がございますけれども、ほぼ当初予定されたような形の基金残高の推移できているのかなど、そんな思いをいたしております。

できるかぎり、増田委員ご心配されるように、将来に向かって、合併したことが財政状況を悪くしたというようなことのないように、私どもも十分、先ほど来申し上げておりますように、歳出の削減も含めて、事務事業の見直しを含めて、いろんな面で努力をさせていただければなというふうには思っております。

是非ともそういう意味では、後年度に憂いを残さないような財政運営に今後も心がけていきたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 高齢者に対する弱者対策でありますけれども、お話ありましたように、いろんな減免制度、助成制度、いろんな施策を講ずることももちろん大事なことだろうというふうに思いますが、もう一つは、今もちょっとお話ありましたように、高齢者の方がどちらかという孤独になってしまう。

ですから、私どもがいつも民生委員さんですとか、社会福祉協議会ですとか、ボランティアの皆さんにもお願いするのですが、やはり行政だけで行く届かない部分、何とか皆さんの力をお借りする中で、福祉を向上していきたいと。

そういう意味では、餓死だとかあるいは本当に困っているのに誰も相談に来てくれない、あるいは何らかの対策が打てないということではなくて、やはり相談業務あるいはコミュニケーションといいますか、人との交流を通じる中で、私どももそうした高齢者の福祉のためにも頑張らせていただければというふうに思っております。

郵政の関係については、先ほど申し上げましたように、しばしちょっと時間を頂く中で、今後対応してまいりたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、一般会計総括質問につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、この程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思います。

なお、明日15日の委員会は、午後1時から開会いたします。

17:14 散会

平成18年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成18年3月15日
開会 13時00分 閉会 15時52分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出 席 者

① 委員(28名)

- | | | | | |
|---------|---------|---------|----------|---------|
| 1 前川雅志 | 2 芳滝 仁 | 4 牧野茂敏 | 5 草野奉常 | 6 岡田和志 |
| 7 中村弘子 | 8 大坂雄一 | 9 中橋友子 | 10 豊島善江 | 11 中野敏勝 |
| 12 伊東昭雄 | 13 助川順一 | 14 杉山晴夫 | 15 齊藤順教 | 16 堀川貴庸 |
| 17 乾 邦広 | 18 小田良一 | 19 増田武夫 | 20 野原恵子 | 21 永井繁樹 |
| 22 千葉幹雄 | 23 坂本 偉 | 24 古川 稔 | 25 佐々木芳男 | 26 南山弘美 |
| 27 杉坂達男 | 28 大野和政 | 29 瀬瀬太郎 | | |

② 委員長 前川敏春

③ 議長 本保証喜

④ 説明員

町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 総務部長 菅 好弘 経済部長 中村忠行
民生部長 新屋敷清志 企画室長 佐藤昌親 建設部長 高橋政雄
忠類総合支所長 田岡利勝 札内支所長 本保 武 教育部長 藤内和三
総務課長 川瀬俊彦 税務課長 前川満博 糠内出張所長 中川輝彦
企画室参事 飯田晴義 企画室参事 羽磨知成 保健福祉センター所長 久保雅昭
町民課長 田村修一 水道課長 橋本孝男 会計課長 鎌田光洋
忠類総合支所地域振興課長 水谷幸雄 忠類総合支所地域振興課参事 川島博美
忠類総合支所保健福祉課長 米川伸宣 忠類総合支所住民課長 姉崎二三男
忠類総合支所建設課長 吉田隆一 忠類総合支所建設課主幹 吉田隆一
監査委員事務局長 森 広幸

ほか、関係課長及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

- 4 審査事件 平成18年度幕別町一般会計ほか9会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 前 川 敏 春

議事の経過

(平成 18 年 3 月 15 日 12:59 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（前川敏春） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

18 番小田委員より、遅参の旨の報告がございました。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

議案第 7 号、平成 18 年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第 7 号、平成 18 年度幕別町国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ 27 億 5,165 万 9,000 円と定めるものであります。

前年度に対しまして、3 億 9,165 万 3,000 円の増、率では 16.6%増と大きく増額となっております。本年 2 月末の被保険者総数は、1 万 1,496 人で、前年に比べまして 1,144 人、11.1%の増となっております。

そのうち、忠類地域の被保険者は、1,040 人で、全体の 9.0%を占めております。

なお、本年度当初予算であります。保険給付費におきましては、合併による被保険者数の増に伴う増加分をおおむね 10%程度と見込んでおります。

第 1 条第 2 項では、歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、2 ページから 5 ページまでの第 1 表歳入歳出予算によるものとなります。

第 2 条では、一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細につきまして説明いたします。

はじめに、歳出から説明いたします。

15 ページをお開きください。

15 ページ、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額、6,172 万円であります。

本目は、一般職 6 人の人件費のほか、国保事業全般に係る事務経費を計上しております。

次に、16 ページをお開きください。

2 目連合会負担金、本年度予算額、78 万 4,000 円あります。

本目は、北海道国保連合会並びに道連合会十勝支部の運営費負担金であります。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、本年度予算額、528 万 5,000 円あります。

本目は、国保税の賦課徴収に係る経費を計上しております。

17 ページをご覧ください。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、本年度予算額、54 万 4,000 円あります。

本目は、国保運営協議会委員 12 名の報酬及び費用弁償に係る経費等を計上しております。

18 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、本年度予算額、10 億 8,000 万円あります。

本目は、一般被保険者の医療機関での受診に対する診療報酬の支払、いわゆる現金給付に係るもので

あります。

一般被保険者を6,925人、一人当たりの給付額を15万5,957円と見込んでおります。

2目退職費保険者等療養給付費、本年度予算額、5億7,000万円であります。

本目は、退職被保険者と退職被扶養者の現物給付に係るものであります。

退職被保険者等を1,861人、一人当たりの給付額が30万6,287円と見込んでおります。

次に、3目一般被保険者療養費、本年度予算額、1,620万円であります。

本目は、一般被保険者が柔道整復師の施術を受けた場合や補装具を購入した場合の償還払い分、いわゆる現金給付に係るものであります。

19ページをご覧ください。

4目退職被保険者等療養費、本年度予算額、780万円であります。

本目は、退職被保険者等の現金給付に係るものであります。

5目審査支払手数料、本年度予算額、573万5,000円であります。

本目は、診療報酬明細書に係る資格審査並びに医療費の支払等の事務に要する費用であります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度予算額、1億500万円であります。

20ページをお開きください。

2目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額、5,100万円であります。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度予算額、10万円であります。

2目退職被保険者等移送費、本年度予算額、10万円であります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度予算額1,800万円であります。

本目は、被保険者の出産に対し、1件当たり30万円を出産育児一時金として給付するもので、60件分の予算を計上しております。

21ページをご覧ください。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度予算額、220万円あります。

本目は、被保険者が死亡した際に、その被保険者の葬祭を行う者に、葬祭費として1万円を給付するもので、220件分を計上しております。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、本年度予算額、5億7,928万3,000円あります。

本目は、幕別町の国民健康保険の被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者負担分であり、社会保険診療報酬支払基金への拠出金であります。

平成14年度の制度改正によりまして、老人医療費の保険者負担を段階的に7割から5割に引き下げる措置がなされているところでありますけれども、この措置によりまして、昨年10月の診療分からは、保険者負担分は54%になりまして、今年の10月からはさらに4ポイント下がりました50%になります。

これは国保財政にとりまして、好転要因の一つとなっております。

2目老人保健事務費拠出金、本年度予算額、870万5,000円あります。

本目は、幕別町の国民健康保険の被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられる方の医療費の審査支払に要する費用に係る拠出金であります。

次に、22ページをお開きください。

4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、本年度予算額、1億6,926万6,000円あります。

本目は、幕別町の国保被保険者のうち、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る介護保険料負担分を介護納付金として社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

全国的に要介護者が増加していることから、介護費用が増大しまして、一人当たりの負担額が5.9%増額されたことなどから、前年度に比較しまして1,375万2,000円、8.8%の増額となっております。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、本年度予算額、5,320万8,000円あります。

本目は、高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となつて行う再保険事業に道内の市町村が拠出しているものであります。

平成 15 年度から 17 年度までの時限措置とされておりましたが、平成 21 年度まで延長されることになりまして、加えて対象とする医療費の下限が 70 万円超から 80 万円に引き上げられたことから、前年比にしまして 12.7%の減額となっております。

2 目その他共同事業事務費拠出金、本年度予算額、3,000 円であります。

本目は、各共済組合が国保中央会との契約に基づき実施しております各保険者の退職者医療事務事業に係る年金受給者一覧表の作成及び送付に要する費用として、その事務費を拠出するものであります。

23 ページをご覧ください。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、本年度予算額、375 万 3,000 円であります。

本目は、健康の保持・増進を目的とした保健事業や医療費通知に係る経費を計上しております。

7 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、本年度予算額、1,000 円であります。

24 ページをお開きください。

8 款公債費、1 項公債費、1 目利子、本年度予算額、5 万円あります。

本目は、一時借入金の利子を計上してあります。

次に、9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額、200 万円あります。

2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額、30 万円あります。

3 目償還金、本年度予算額、2,000 円あります。

4 目一般被保険者還付加算金、本年度予算額、1 万円あります。

5 目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額、1 万円あります。

25 ページをご覧ください。

2 項貸付金、1 目貸付金、本年度予算額、60 万円あります。

本目は、幕別町社会福祉協議会に対する貸付金であります。

10 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額、1,000 万円あります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、歳入についてご説明いたします。

8 ページをお開きください。

8 ページ、歳入、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、年度予算額、8 億 2,388 万 4,000 円あります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額、1 億 7,926 万 8,000 円あります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、本年度予算額、6 億 211 万 2,000 円あります。

本目は、細節 1 の一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費及び細節 2 の老健拠出金、細節 3 の介護納付金に係る国の定率負担分ではありますが、昨年 of 国の三位一体改革におきまして、都道府県財政調整交付金が導入されまして、国庫負担の見直しもなされておりますが、平成 18 年度分につきましては、国庫負担割合が 36%から 34%とされたところあります。

次に、9 ページをご覧ください。

2 目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額、1,330 万 1,000 円あります。

本目は、高額医療費共同事業拠出金に係る国の負担分 4 分の 1 分あります。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、本年度予算額、1 億 870 万円あります。

本目は、市町村間の国保財政力の不均衡を調整するために、国から交付されます財政調整交付金を計上しておりますけれども、定率負担と同様、国の三位一体改革によりまして、平成 17 年度から国費の予算ベースでは 10%から 9%に減額となっております。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、本年度予算額、5 億 4,618

万 1,000 円であります。

退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費並びに老健拠出金の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

10 ページをお開きください。

4 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額、1,330 万 1,000 円であります。

高額医療費共同事業拠出金に係る道の負担分 4 分の 1 であります。

2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金、本年度予算額、1 億 1,625 万 5,000 円であります。

三位一体改革により、平成 17 年度から導入された都道府県負担でありますけれども、本年度は総額ベースで 7%とされておりまして、

北海道では激変緩和措置としまして、平成 19 年度までは国の定率負担の減額分相当分、6%になりますけれども、この分を北海道普通調整交付金として交付することとしておりますことから、減額分 6%相当額を普通調整交付金に計上をしているところであります。

次に、昨年まで計上しておりました国保財政健全化対策費補助金につきましては、北海道医療給付事業の実施に対する補助金でありましたけれども、道の財政再建のプランの一端で、平成 17 年度をもって廃止となっております。

5 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金、本年度予算額、5,000 万円であります。

高額な医療費の発生によります財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となつて行う差異保険事業による交付金であります。

11 ページをご覧ください。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額、1,000 円であります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額、2 億 7,093 万 6,000 円であります。

前年度に比較しまして、4,169 万 5,000 円、18.2%の増であります。

1 節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は、低所得者に対して実施している国保税の減額、いわゆる 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の軽減相当額のうち、退職被保険者を除く一般被保険者に係る額を繰り入れるものであります。

2 節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、平成 14 年に新設された国保財政の基盤強化策となっておりますが、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するために制度が拡充されております。

平成 17 年度までの時限措置とされておりましたが、これも平成 21 年度までの延長されることとされて、国が 2 分の 1、道が 4 分の 1 を負担するものであります。

3 節職員給与費等繰入金は、総務省が示しております国民健康保険特別会計に対する一般会計の繰出基準に基づき、国民健康保険事務に要する人件費並びに物件費等を繰り入れるものであります。

4 節出産育児一時金繰入金も、同様に繰出基準に基づきまして、出産育児一時金として給付いたしております 1 件 30 万円の 3 分の 2 相当額を繰り入れるものであります。60 件分、1,200 万円を計上しております。

5 節財政安定化支援事業繰入金につきましても、同様に繰出基準に基づきまして、国保財政の健全化並びに保険税負担の平準化に資するために繰り入れるものであります。

6 節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施しております重度心身障害者医療費助成など、いわゆる福祉医療の実施に伴いまして生ずる波及増加分医療費の保険者負担相当額及び医療費の審査支払手数料相当額を繰り入れるものであります。

次に、12 ページをお開きください。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金、本年度予算額、2,700 万円であります。

当初予算編成時の財源調整といたしまして、基金から繰入金を計上するものであります。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額、1,000 円であります。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、本年度予算額、1,000 円であります。

2 目退職費保険者等延滞金、本年度予算額、1,000 円であります。

13 ページをご覧ください。

2 項預金利子、1 目預金利子、本年度予算額、1,000 円であります。

3 項貸付金元利収入、1 目貸付元金収入、本年度予算額、60 万円であります。

本目は、社会福祉協議会への貸付金の償還元金収入であります。

4 項雑入、1 目滞納処分費、本年度予算額、1,000 円であります。

2 目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額、1,000 円であります。

3 目退職被保険者等第三者納付金、本年度予算額、1,000 円であります。

4 目一般費保険者返納金、本年度予算額、10 万円であります。

5 目退職被保険者等返納金、本年度予算額、1 万円であります。

14 ページをお開きください。

6 目保健医療機関返還金、本年度予算額、2,000 円であります。

7 目雑入、本年度予算額、1,000 円であります。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

杉山委員。

○14 番（杉山晴夫） 内容がちょっとわかりませんので、1 点お尋ねをいたしたいと思います。

19 ページ、歳出の高額療養費でございます。

これは病院にかかって、患者さんが一旦病院に診療代を払って、高額の分については後で請求して町から交付されるというようなシステムであろうと思いますが、病院にかかってからレセプト点検というのですか、審査に出すと、約2カ月ぐらいかからないと町の方にそれが戻ってこない。戻ってきてから約2カ月ぐらい経たないと、本人のところに交付金が来ないというふうに理解しているところがございますけれども、年金生活者の方になると非常にその間、その高額分、立て替えたのではないのでしょうか、その分に困るのではないかというふうに聞いております。

何か60万円を社会福祉協議会に委託して、社会福祉協議会の方で貸し付けるというような制度もあるやに伺っておりますが、過日、テレビか新聞で見たのですが、その制度を緩和して、領収書を提示すればすぐ交付するのだというふうにちょっと見たのか聞いたのか、今ちょっと思い浮かべたのでお聞きするのですが、この点についてご説明を頂きたいと思います。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ただいまご質問ありました件でございます。

杉山委員がおっしゃるとおり、高額療養費の制度につきましては、制度上は、一定程度の額を超えたときは、一旦病院にお支払いいただいて、それを町に請求して戻していただくという、制度上はそうなっております。

ただ、本町含めまして、管内の町村、医療機関の協力を頂きまして、これは一部の医療機関についてはちょっと協力いただけないところもございますけれども、医療機関のご協力を頂きまして、一定金額以上は、病院の窓口で払う必要がなく、病院から直接町の方に請求していただくという受領委任制度というのがございます、現在のところ。

これらの制度につきまして、今回の医療制度改革の中で、制度化しようという動きが出てきているようでございます。

平成18年度、入院分については制度化しようという動きが出て、検討を進めるということのようでございます。

杉山委員おっしゃいましたとおり、もし窓口でそういうふう一旦お支払されているような方がいらっしゃいましたら、町の方で事前に手続きしていただきますと、一定額以上支払わなくてもいいような制度、先ほど言いました制度がございますので、その辺のところ、もし機会があったら教えてあげていただければと思います。

○委員長（前川敏春） 杉山委員。

○14番（杉山晴夫） 病院にかかる前に町の方に申し出ないとならないのですか、これは。

○委員長（前川敏春） 国保医療係長。

○国保医療係長（伊藤博明） 通常、病院によっては、10日単位とか1週間単位で請求されるわけですが、その請求をいただいたときに、病院の窓口の方ももうご存知の方が多いので、町に行って受領委任払いの申請をしていただいて、町長の署名をいただければ、それ以上は払わなくていいですよという順番になっておりますので、入院する前に手続きをする必要はなくて、お支払の請求書が来た段階で、こちらの方にどうしても出向いていただかなければならないということにはなりません。

○委員長（前川敏春） 杉山委員。

○14番（杉山晴夫） 入院でなくて外来のを聞きたいのですが。

○委員長（前川敏春） 国保医療係長。

○国保医療係長（伊藤博明） 今は75歳以上ですけども、老人保健の方にありましても、まだ外来につきましては、病院の窓口で必ず1割負担をしていただくという制度になっておりまして、入院の場合はできるんですけども、外来の場合は国保も含めましてまだできる状況にはなっておりません。

○委員長（前川敏春） 豊島委員。

○10番（豊島善江） この国民健康保険制度の現在が、5,415世帯が加入しているということで、非常に町民にとって影響の大きい、そして大事な制度だと思います。

これは、憲法に基づいてつくられた社会保障制度であるということで、その目的、必要な医療がきちんと受けられる、このことが非常に大事なことであり、これをしっかりと貫くことが必要だと思っております。2点について質問したいと思います。

1点目は、この制度はやはり保険証を、きちっとそれぞれの方が保険証を持って病院に行って医療を受けるということで、その保険証が非常に大事になるのですが、それは全員保険証をきちっと渡すということが、私は基本にあると思うのですが、その辺の対応をお聞きしたいと思います。

平成16年度の決算の審査のときの数字なのですが、このときは、平成17年度6月1日現在で、資格証明書の方が15世帯、短期被保険者証の方が67世帯というふうになっていました。

機械的な保険証を取り立てることはしていないということでお話しされていたのですが、新年度の保険証に対する扱い方についてお聞きしたいと思います。

それから、2点目なのですが、低所得者対策についてです。

この制度が他の保険制度と違うのは、所得や収入においてだけではなく、応益割ということでこの税を決めているということに大きな特徴があると思います。

そういうことから、所得の非常に低い方も大きな負担になっているという現状があります。

特に経済状況が非常に悪化する中で、7年連続の所得の減などもありまして、非常に町民にとっては、この低所得者にとってはこの税が大きな負担となっていると思うのですが、その辺で私はこれまでもお話ししてきましたが、やはりこの低所得者に対する対策が必要だと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） まず1点目の被保険者証の交付という点でございますけれども、これまでお話ししたとおり、機械的に私ども渡したり渡さなかったりと、そのようなことはございません。

すべての方に交付するという原則に事務にあっております。

2点目の低所得者制度に対する救済措置というか、その点でございますけれども、現在、法制化されている中で、法定軽減という制度がございます。7割、5割、2割、これは一定所得に満たない場合に

については、そのような形で救済すると。低所得者に対する救済制度ということで、私ども認識しております。

○委員長（前川敏春） 豊島委員。

○10番（豊島善江） 1点目の保険証のことなのですが、基本はすべての方に交付する。そういう姿勢で取り組まれるということですね。

実は、これをお聞きしたのは、やはりこのことが大きな全国的な問題にもなっているのですね。

北海道新聞で昨年の暮れに国保を滞納して11人の方が死亡した。その後の報道では、18人の方が亡くなられたという、そういう報道がされていました。

特にこの中で書かれていたのは、悪質な滞納ではなくて、本当に事業がうまくいかなくて所得が減っているとか、そういうような中身が多いのですね。そういう方の多くの方が市販の痛み止めで我慢をしていたとか、それからもうどうしようもなくなってしまうような状態で病院に行って、そして間に合わなくてその病院で亡くなってしまった。そういう事例が非常にたくさん出されていました。

私もこれまでこのことについてはずっと取り上げてきたのですが、そういうことがやはり起きては絶対ならないということで、今回もあえて質問をさせていただいたわけです。

現実には、資格証明書というのですか、きちんとした保険証が渡されていない方が、現在も私はいらっしやると思うのですね。その辺のところの対応をどのようにされていくのか。その話をお聞きしたいと思います。

それから、2番目の低所得者対策の問題です。

法定減免は7割、5割、2割というふうにあります。

しかし、実際に所得階層別の滞納状況をこれまでのを見てみますと、例えば、15年度、これは100万円以下の方が291人、そして16年度にはさらに増えまして、313世帯に上っています。

滞納世帯のうちの多くが100万円以下若しくは200万円以下ということで占められているのですね。

だから、これは法定減免がこういうふうな7割、5割、2割というふうにはありますけれども、しかし、それ以上に大変な方はいらっしやるということ、私は認識しなくてはいけないと思うのです。

それともう一つは、これは町も非常に頑張っていて、平成14年度から保険料は据え置いてずっと実施されてきています。

しかし、残念ながら国の税の改正がありまして、町は頑張ってそうやって据え置いているのだけでも、実際に町民の方の負担は増えてしまっているというのが現状です。

昨日の歳入のところの審査の中でも、国民健康保険税の利用者の影響ということで、1,195人がこの税の改革の影響を受けて、657万円の負担増だということが示されました。

これは、18年度だけではなく、その次の年もまた続くわけです。

前の年も税改革の影響がありましたから、連続して毎年のように、実際に収入は一つも増えてないのだけでも、保険料は上がっていくということがあるのですよね。

だから、私はこれまでも国の7割、5割、2割があるからということでもいつもご答弁されているのですが、それ以上に、今町民の負担は増えているのだということ、やはり認識して、帯広でやっているような減免制度をきちんと確立すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 第1点目の被保険者証を渡すことということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、私ども全員の方に渡すということを原則にして行っております。

資格証明書を発行している方について、先ほど言った数字の方、渡っていないというお話でございますけれども、この資格証明書を交付するに当たりまして、措置の予告ということで、滞納がこれだけ残っていますので、これ以上滞納を続けると資格証明書を交付しますよと。

もし、何か事情があるのであれば、ご相談に来てくださると、そのようなことを私どもで事前に通知をしております。

その結果、いらっしやっていただけの方、もしいらっしやっていたら、実は対象となる方が

昨年の10月ですけれども39世帯いて、そのうち、そのような予告を出してご相談に来ていただいた方については、すべて事情を伺って、相談してお渡しして、しかも資格証明書を交付しておりません。

正規の被保険者証の方もいらっしゃいますし、短期の被保険者証の方もいらっしゃいます。

そのようなことをやっております、その結果、なおご相談に来ていただけない方については渡せなかったということでございます。

ですから、私ども基本的にはすべての方にお渡ししたいということで事務に当たっております。

2点目の低所得者にかかわる減免制度ということでございますけれども、これにつきましても、7割、5割、2割軽減されて、さらに滞納せざるを得ないというような状況の方につきましても、ご相談して分納ですとか、そういうような形で対応させていただいております。

帯広市のような要綱を定めて一律にということでございますけれども、本来、そのような制度ではないと、私ども認識しております、やはりこれまでどおり、それぞれ個人の方々の事情を伺って、個人それぞれに対応して、分納、減免ということを行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（前川敏春） 豊島委員。

○10番（豊島善江） 1点目のところは、そういうふうに機械的にしてはいないということで、それはわかりました。

これまでも確認をさせていただいていたのですが、子供がいる世帯だとか、それから病気にかかっている世帯、そういうことなんかも十分この渡っていないというところの把握はなされているのか。

その辺を一つお聞きしたいと思います。

それから、低所得者の対策なのですが、これはこれまでも言ってきたのですが、やはり私は今の町民の置かれている状況を、これを本当に理解するといったらちょっとあれなのですが、現状をやはりもっともっと見ていく必要があると思うのですね。

こういう低所得者の対応というのですか、対策をとることによって滞納が減ってくるという、そういうことも実際に独自の減免制度をやっているところではあるわけですから、やはり払いやすい、そういうような措置を講ずるべきだと思います。

国の制度ではあるのですが、町が実施主体となっているわけですから、国が様々な改悪してきますけれども、それをすべてカバーするということは非常に無理だと思うのですが、少なくとも、本当に低所得者で悲鳴を上げている、もうこれ以上払えない、そういうところにやはり町がきちっと光を当てて、そして私は実施をすべきだと思うのですが、もう一度ご答弁をお願いします。

○委員長（前川敏春） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 1点目の関係でございますけれども、現在、資格証明証発行されている方におきましては、子供さん、病気の方はいらっしゃいません。

2点目ですけれども、一律に基準を設けて減免を行うということでございますけれども、私ども逆に個別に相談して対応すること、その方が接触して本当のそれぞれの家庭の事情がわかると。それによって逆に今度は、例えばの話ですけども、生活保護の申請をしていただくとか、あと、福祉の貸付金の手続きをしていただくとか、そういう面で本当に意味で生活困窮者というか、そういう方々を救うという、逆に光を当てるという意味で、私ども非常にそういう心意気でやっておりますのでご理解ください。

○委員長（前川敏春） 豊島委員。

○10番（豊島善江） 低所得者の対策についてだけちょっと質問します。

個別に相談をするということは、これは非常に私は大事なことで、これは引き続き続けていただきたいと思うのです。

それと、低所得者に対する減免というのは、私は別の問題だと思っているのですよね。

これまでもちょっとお話ししてきましたけれども、特別な事情だとか、そういう場合は減免が謳われておりますが、実際にはなかなかそれに該当しないというか、そういうことがありますよね。

確か前に聞いたときも、申請が1名あったけども適用外だったということも言われていますし、本当に事業が失敗したりいろんなことがあって、払えないというそういう人を、私はたくさん所得もらって

いる人も全部そういうふうな減免しなさいということは言っているわけではなくて、大変な部分を救いあげるような、そういう施策をやはり持つべきでないかというふうにお話ししてるのですが。

○委員長（前川敏春） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） ただいまのご質問でありますけれども、今までも過去に5、6年ほど前に、個々の申請を受けまして減免をした経緯がございます。

それと今、幕別町では一律に減免をしていく考えは現在のところありませんということなのですが、先ほど課長が申しあげましたように、個々にまたご相談にのっていきたいと思いますし、そのことが、一律になりますと公平性だとか、適正な負担を在り方だとか、さらには住民の理解が得られるかというようなところもありますので、その十分検証しながら、今後も進めてまいりたいと思いますので、ご理解を頂きたいと思います

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、国民健康保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第8号、平成18年度幕別町老人保健特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第8号、平成18年度幕別町老人保健特別会計予算について、説明いたします。

33ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ30億4,775万1,000円と定めるものであります。

前年度に対しまして、4億624万8,000円、15.4%の増と大きく増額となっております。

平成14年10月の制度改正によりまして、老人保健で医療を受けられる方の年齢が70歳以上から75歳以上に引き上げられまして、受給対象者数は年々減少しておりますが、老人医療受給対象者全体が高齢化しまして、一人当たりの医療費が増加している状況にあります。

老人医療受給対象者につきましては、本年2月末の幕別地域であります、2,997人で前年に比べまして137人の減、4.4%のマイナスとなっておりますが、これに忠類地域の老人医療受給対象者310を加えた幕別町全体では、3,307人となりまして、前年に比べ173人の増となっております。

第2項では、歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、34ページから35ページまでの第1表歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明しますので、41ページをお開きください。

41ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額、1,229万円であります。

本目は、老人保健の実施に係る事務経費を計上しておりますが、一般職1名の人件費及び13節委託料の国保連合会への共同電算処理委託料が主なものであります。

42ページをお開きください。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費、本年度予算額、29億7,000万円であります。

本目は、医療機関での受診に対する診療報酬の支払、いわゆる現物給付に係るものと、高額医療費の現物給付分であります。

老人医療受給対象者を3,300人、一人当たりの給付額を90万円と見込み計上しております。

2目医療支給費、本年度予算額、5,160万円であります。

本目は、柔道整復師による施術を受けた場合や補装具を購入した場合の償還払い分、いわゆる現金給付に係るものと、高額医療費の償還払い分を支出しておりますけれども、一人当たり支給額を1万5,636円と見込み計上しております。

43 ページになりますが、3 目審査支払手数料、本年度予算額、1,085 万 3,000 円であります。

本目は、国保連合会並びに社会保険診療報酬支払基金に対して行う診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払等の事務手数料を計上しております。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金及び還付金、本年度予算額、8,000 円であります。

44 ページをお開きください。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額、300 万円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、歳入についてご説明いたします。

38 ページをお開きください。

38 ページ、歳入、1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金、本年度予算額、16 億 2,508 万 1,000 円であります。

本目は、医療給付費及び医療支給費の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

平成 14 年の制度改正によりまして、同年 10 月から 5 年間をかけまして、老人医療に係る公費負担を 3 割から 5 割に引き上げる。逆に保険者の負担を 7 割から 5 割に引き下げることとされたところであります。

なお、医療諸費の増額に伴いまして、保険者負担であります支払基金交付金は、前年度に比較して 1 億 2,441 万 6,000 円、8.3%の増で見込んだところであります。

2 目審査支払手数料交付金、本年度予算額、1,061 万 2,000 円であります。

審査支払手数料の総額から、柔道整復師による施術に係る審査支払手数料分を控除した額の全額が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

2 項国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目医療費負担金、本年度予算額、9 億 3,088 万 1,000 円であります。

本目は、医療給付費及び医療支給費に係る国の負担分ではありますが、制度改正によりまして、国・道・町のいわゆる公費負担の割合が平成 14 年 10 月から 1 年ごとに 4%ずつ段階的に引き上げられておりまして、平成 18 年 10 月からは 5 割となりまして完成するものであります。

国と道と町の負担割合ですが、4 対 1 対 1 で従来どおり変更はありません。

本目では、一定以上所得者に係る分を除いて、本年 3 月から 9 月診療分までの公費負担分は 46%分、それから、10 月から来年 2 月診療分までの公費負担分 50%分の総額の 6 分の 4 を計上しているものであります。

3 款道支出金、1 項道負担金、1 目医療費負担金、本年度予算額、2 億 3,272 万 1,000 円であります。

本目は、医療給付費及び医療支給費に係る道の負担分ではありますが、国庫負担金と同様に本年 3 月から 9 月診療分までの公費負担分 46%分と、10 月から 2 月診療分までの公費負担分 50%分の総額のうち、6 分の 1 を計上しているものであります。

39 ページをご覧ください。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額、2 億 4,825 万 2,000 円あります。

国・道と同様に、町としまして医療給付費及び医療支給費に対して公費負担をするもので、道と同額の 6 分の 1 の負担ではありますが、これに併せて、事務費相当分も繰入れするものであります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額、1,000 円あります。

6 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子、予算額、1,000 円あります。

40 ページをお開きください。

2 項雑入、1 目第三者納付金、予算額、10 万円あります。

2 目返納金、予算額、10 万円あります。

3 目保健医療機関返還金、予算額、1,000 円あります。

4 目雑入、予算額、1,000 円あります。

以上で、老人保健特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 質疑がないようでございますので、老人保健特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

議案第9号、平成18年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第9号、平成18年度幕別町介護保険特別会計予算について、説明申し上げます。

50ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ13億7,998万円と定めるもので、前年度に対しまして、1億9,575万4,000円の増、率で16.5%の増となっております。

歳入歳出の款項の区分及び金額は、51ページから54ページまでの第1表歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳入歳出事項別について説明申し上げます。

はじめに、歳出から説明申し上げます。

63ページをご覧ください。

63ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額、1,806万2,000円であります。

本目は、職員2名分の人件費のほか、一般的な事務経費分であります。

64ページ、2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度予算額、61万8,000円であります。

本目は、介護保険料の賦課徴収に要する費用であります。

3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費、本年度予算額、1,511万4,000円であります。

本目は、介護認定審査会の委員15人の報酬及び費用弁償のほか、審査会を担当する職員1名の人件費及び65ページになりますが、7節の賃金の臨時職員1名の賃金、そのほか、認定審査会の運営に要する費用で、池田町、浦幌町、豊頃町及び幕別町の東十勝4町で共同設置をしまして運営をしているのであります。

66ページになります。

2目認定調査等費、本年度予算額、713万7,000円であります。

本目は、認定審査会に係る資料等に要する経費であります。

主なものは、12節、細節15の要介護認定を申請されました被保険者に係る主治医の意見書作成手数料、それから、13節委託料の施設入所者等に係る訪問調査委託料などが主なものであります。

67ページになります。

4項介護保険運営等協議会費、1目介護保険運営費等協議会費、本年度予算額、18万4,000円あります。

本目は、介護保険介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の推進管理に関しまして審議いただくための委員報酬及び費用弁償等に要する経費であります。

2款保険給付意、1項介護サービス等諸費であります。

この項に計上しておりますのは、要介護認定におきまして、要介護1から要介護5までに認定されたいわゆる要介護者に係る保険給付費であります。

1目居宅介護サービス給付費、本年度予算額、2億4,157万7,000円あります。

この目ではホールヘルプ、訪問看護、デイサービス、ショートステイなどの11種類の在宅のサービスに係る保険給付費を計上しております。

なお、この目に入っております認知症高齢者グループホームに係る給付費につきましては、本年度

からこの項の最後に6目ということで新設しまして移動しております。

68 ページ、2目施設介護サービス給付費、本年度予算額、6億7,859万8,000円であります。

特養、老健、療養型病床群の施設に入所、入院されております被保険者の介護サービスに係る保険給付費であります。

69 ページ。

3目居宅介護福祉用具購入費、本年度予算額、226万3,000円であります。

入浴又は排泄の用に供する福祉用具などの購入に係る保険給付費を計上しております。

4目居宅介護住宅改修費、本年度予算額、468万3,000円であります。

手すりの取付け、段差の解消などの住宅改修に係る保険給付費であります。

70 ページになります。

5目居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額、4,357万7,000円あります。

いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費であります。

71 ページになります。

6目地域密着型介護サービス等費、本年度予算額、1億7,712万9,000円あります。

昨年度までは1目の居宅介護サービス費の中の認知症高齢者グループホームに計上しておりましたけれども、介護保険制度見直しによりまして、本年度から地域密着型介護サービス費としまして目を新設しまして、19節の細節の3認知症対応型共同生活介護給付費として計上をするものであります。

72 ページになります。

2項介護予防サービス等諸費であります。

この項は、昨年度までは支援サービス等諸費として計上しておりましたが、制度の見直しに伴いまして、本年度から介護予防サービス等諸費と変更しております。

また、同様に1目から4目まで、居役支援と表現していたものを介護予防と変更しております。

なお、この項に計上しておりますのは、要介護認定におきまして、要支援1又は要支援2に認定されましたいわゆる要支援者に係る保険給付費であります。

1目の介護予防サービス給付費は、本年度予算額、9,619万円あります。

前項で説明しました居宅介護サービス給付費と同様に、ホームヘルプなどの11種類の在宅サービスについて、要支援者に係る分の保険給付費を計上しております。

2目介護予防福祉用具購入費、本年度予算額、51万4,000円あります。

これは福祉用具の購入に係る保険給付費を計上しております。

73 ページになります。

3目介護予防住宅改修費、本年度予算額、130万2,000円あります。

住宅改修に係る給付費であります。

74 ページ。

4目介護予防サービス計画給付費、本年度予算額、1,262万5,000円あります。

介護予防サービスのケアプラン作成に係る保険給付費を計上しております。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算額、188万1,000円あります。

介護報酬の審査とその支払に係る手数料を計上しております。

75 ページになります。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、本年度予算額、1,414万円あります。

利用者の1割の定率負担が著しく高額となった場合に、費用負担に与える影響を考慮しまして、一定額を上回らないように負担軽減を図るために、要介護者に支援する高額介護サービス費であります。

76 ページになります。

2目高額介護予防サービス、本年度予算額、4万円あります。

1目と同様に、要支援者に係るものであります。

77 ページをお開きください。

5 項市町村特別給付費、1 項市町村特別給付費、本年度予算額、20 万円であります。

市町村独自の給付費としまして、入浴補助用具、これはバスマットなのですが、購入費を計上しております。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 項特定入所者介護サービス費、本年度予算額、4,740 万円であります。

昨年 10 月の法改正によりまして、施設サービスの居住費及び食費が自己負担となりましたが、低所得者に対しましては、その負担が重くならないように軽減するためのサービス費用となっております。

78 ページ、2 項特例特定入所者介護サービス費、本年度予算額、36 万円であります。

要介護度の認定を申請中あるいは予定としているものが、要介護度の決定の前に 1 目の施設サービスをやむなく利用する場合に要する費用であります。

3 項特定入所者介護予防サービス費、本年度予算額、20 万円であります。

これは 1 目と同様であります。要支援者に対するサービス費用であります。

79 ページになります。

4 項特例特定入所者介護予防サービス費、本年度予算額、20 万円であります。

2 目と同様に、要支援の決定前に要支援者が利用したサービス費用であります。

80 ページ、3 項財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、本年度予算額、134 万 6,000 円あります。

財政安定化基金拠出金は、介護給付費の増加や保険料収納率の低下によって赤字となる場合に、貸付けや交付を行うため、国・都道府県・市町村の負担によりまして、都道府県に設置されているものであります。市町村負担分としまして、平成 18 年度から 20 年度までの標準給付費及び地域支援事業費の総額の 0.1% を 3 年間に分割して拠出をするものであります。

4 項基金積立金、1 項基金積立金、1 項基金積立金、本年度予算額、1,000 円あります。

介護給付費準備基金から生じます利子等を基金条例の規定に基づきまして積み立てるものであります。

81 ページになります。

5 項諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 項第 1 号被保険者保険料還付金、本年度予算額、10 万円あります。

2 項償還金、予算額、1,000 円。

国庫支出金等の精算還付金であります。

次に、6 項になります。この款につきましては、介護保険制度の見直しに伴いまして、予防重視型システムに転化することなどを目的に新設した款であります。

6 項地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 項介護予防特例高齢者施策事業費、本年度予算額、363 万 8,000 円あります。

この目は、特定高齢者いわゆる要介護認定で非該当となった者や要支援、要介護になるおそれのある者に対する介護予防事業費であります。

7 項賃金は、介護予防事業実施に係る歯科衛生費や保健師等の臨時職員賃金であります。

13 項の委託料は、細目 5 から 7 までそれぞれ通所型の介護予防サービスを実施するための委託料であります。

細目の 8 は、特定高齢者を把握するための医師等に対する委託料であります。

2 項介護予防一般高齢者施策事業費、本年度予算額、12 万円あります。

高齢者一般に対する予防事業に要する費用であります。

83 ページになります。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 項介護予防ケアマネジメント事業費、本年度予算額、7 万 9,000 円です。

介護予防のケアマネジメントに関する費用であります。

2目総合相談事業費、本年度予算額、26万1,000円。

相談事業の実施に要する費用であります。

84ページになります。

3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、本年度予算額、20万4,000円。

主任ケアマネージャー研修及びケアプランソフト更新に要する費用であります。

4目包括的支援事業窓口業務委託事業費、本年度予算額、196万2,000円。

身近なところで相談にのりまして、包括支援センターにつなぐための窓口を設けるための費用でありまして、現在は在宅介護支援センター地域型として、社協だとか特養にお願いをしておりますけれども、この窓口設置をまた社協、特養にお願いしたいということで考えているものの費用であります。

85ページになります。

5目地域包括支援センター運営協議会費、本年度予算額、33万7,000円。

地域包括支援センターの設置・管理・評価等を行うための協議会に要する費用であります。

6目任意事業費、本年度予算額、104万1,000円。

この目は、成年後見制度に係る相談員の謝礼及び成年後見申出業務に係る手数料、成年後見制度支援費のほか、平成17年度までは一般会計で実施しておりました徘徊高齢者家族支援事業、家族介護支援事業等を本年度から地域支援事業の任意事業として実施をするものであります。

86ページになります。

7目地域包括支援センター運営費、本年度予算額、689万6,000円。

この目につきましては、職員一人の人件費のほか、13節委託料の介護予防プランソフト策定委託料が主なものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入につきまして、ご説明申し上げます。

57ページをご覧くださいと思います。

57ページ、歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度予算額、2億4,295万9,000円であります。

本年度の65歳以上、いわゆる第1号被保険者は、6,094人で見込んでおります。

また、制度改正によりまして、本年度から第1号被保険者の標準給付に係る負担率が18%だったものが1%上がりまして19%になっております。

なお、基準保険料につきましては、平成18年度から平成20年度まで、月額で3,350円と決めたところであります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、本年度予算額、768万3,000円であります。

東十勝介護認定審査会に係ります池田町、浦幌町、豊頃町からの共同設置負担金であります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度予算額、1,000円であります。

介護保険料の情報公開等に要する経費であります。

58ページになります。

4款国庫負担金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、本年度予算額、2億2,819万4,000円であります。

国が負担することとされておりますか以後給付費の定率20%を計上したものであります。

なお、施設サービス費と特定入所者介護サービス等につきましては、本年度から15%の負担ということになっております。

2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度予算額、6,996万3,000円であります。

市町村の介護保険に関する財政力の格差を調査するために、国から交付される調整交付金を計上しております。

5.29%で見込んでおります。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業）、本年度予算額、93万9,000円。

本年度からの介護予防事業に対する国からの交付金であります。

対象事業費の25%となります。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、本年度予算額、436万1,000円。

2目と同じく、本年度からの事業に対する国からの交付金ですが、対象事業費の40.5%となります。

59ページになります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金、本年度予算額、4億1,002万3,000円です。

これは、40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者の負担分です。

幕別町の介護給付費の31%が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

2目地域支援事業支払基金交付金、予算額、116万4,000円です。

1目と同様に、基金から交付されるものであります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金、本年度予算額、2億166万9,000円です。

北海道が負担する介護給付費の定率12.5%分です。

ただし、先ほど、国の方で下がった分、道が多くなりますが、施設サービス費及び特定入所者介護サービス費等は17.5%の負担となります。

2項道補助金、1目地域支援事業道負担金（介護予防事業）、本年度予算額、46万9,000円。

本年度からの介護予防事業に対する道からの交付金です。

対象事業費の12.5%になります。

2目地域支援事業道交付金（包括的支援事業・任意事業）、本年度予算額、217万9,000円。

1目と同じく、本年度からの事業に対する道からの交付金でありまして、対象事業費の20.25%になります。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算額、1,000円です。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額、2億129万9,000円です。

1節介護給付費繰入金、1億6,533万円は、介護給付費の定率12.5%の一般会計からの繰入れです。

2節職員給与費繰入金は、一般管理費に計上しております職員2名分の人件費と、東十勝介護認定審査会に計上しております審査会を担当する職員1名分の人件費から、東十勝3町の負担金を控除した額を計上しております。

3節事務費繰入金は、東十勝介護認定審査会及び認定審査会の事務費です。

4節地域支援事業繰入金につきましては、定率12.5%で、次の61ページ、5節、地域支援事業繰入金につきましては、定率20.25%。

それから6節のその他繰入金につきましては、その他の一般会計で負担すべき経費となっております。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額、896万9,000円です。

平成18年度から平成20年度までの3年間で、介護給付費準備基金から2,520万円を繰り入れる予定でございますが、本年度はそのうち896万9,000円を繰り入れるものであります。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額、10万1,000円です。

次に、62ページですが、10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者保険料延滞金、本年度予算額、1,000円です。

2項預金利子、1目預金利子、予算額、1,000円です。

3項雑入、1目滞納処分費、予算額、1,000円です。

2目第三者納付金、予算額、1,000円であります。

3目返納金、予算額、1,000円であります。

4目雑入、予算額、1,000円であります。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） 説明が終わったところでありますけれども、この際、14時20分まで休憩いたします。

14:07 休憩

14:19 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○9番（中橋友子） 57ページ、資料では49ページになりますが、はじめに保険料についてお尋ねをいたします。

ご説明いただきましたように、3年の一度の保険料の見直しの時期に当たりまして改定されました。先に条例の審議もさせていただいたところですが、この改定によりまして、介護保険はそもそも先ほど国保の話もありましたけれども、非常に負担度の高い制度の中では、そういう仕組みの制度だというふうに思っています。

さらにそういう中で、今回400円の引上げということでありまして、全体のそれぞれ段階ごとの内容については、49ページに示されているのですけれども、この中で、第1段階、ここは生活保護世帯と老齢年金の世帯だと思うのですが、まずそれぞれがどれだけの人数かということをお尋ねしたいと思えます。

それから、第2段階は、結果としては激変緩和あるいは税制改正の中で、これは引き下がったところではあるのですよね。

引き下がったところではあるのですが、しかし、80万以下の非課税世帯ということでありまして、この負担ももともと高いところであったわけです。

全体として、この間の税改正による対処については、激変緩和措置がとられてはいるのですが、しかし、負担が増えていくということには変わりありません。

それで、負担は能力に応じてということが原則でありまして、厳しい現状の中でさらに対処をすべき手立てをとる必要があるのではないかというふうに思いまして、まず1点目お尋ねをいたします。

それから、2点目は、資料の中では51ページ、歳出の中でまたがる項目になっていくものですからページ数は申し上げませんが、資料の方では51ページ。給付の方になります。

これも必要な人がきちっと保険受けられていく制度になっていくかどうかということでお尋ねしていくのですが、全体では今回対象となる人たちは6,094人、その中で認定を受けられた方が、全体では843人とそれから65歳以下の方で43人ということで、886人が認定数ということになっておりますが、利用は683ということなのですよね。

ここに開きがありまして、この中にいろいろな、もちろん認定は受けられるけれどもまだ使うまでにはいかないのだという方もいらっしゃると思います。

ただ、心配されることは、ホテルコストの引上げですとか、これは食費も入っているのですが、そういった料金の負担が大変で利用できないということが、この差の中に含まれていたら問題だと思うのですよね。

その点ではどういう状況でしょうか。

それから、もう一つ、上の方の施設サービスになるのですけれども、いつも待機者解消に向けてどう

取り組まれているのかお尋ねをしてみました。

今回も伺いたいのですが、特に実施までは至らなかったのですが、この介護療養型の全廃というのも打ち出されてきています。

まだ実施には至っていないのですけれども、そういうことになってきますと、今のその待機者を解消していくことに逆行していく状況にもなるのですけれども、そういったおかれている町民の現状も踏まえて、待機者解消に向けてどんなふうに取り組まれていくのかということです。

それと最後になるのですけれども、歳出の後段の方に、ずっと今年から取り組まれる新しい事業が説明されました。介護予防にかかわる事業、それから支援事業、包括センター、この三つが主な柱であります。それにかかわる対象あるいは町としての実施の仕方、そしてどのように周知をされて、きちっと漏れなく受けていただくような体制にもっていかれるのか、伺います。

○委員長（前川敏春） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） まず、第1点目の保険料の関係でございますけれども、これにつきましては、条例改正のときにもお話をさせていただきましたように、まず第1段階の生活保護、高齢者福祉年金、これについては、うちの方では分けることがちょっと不可能であります。

といいますのは、介護保険の方で保険料を算定するときに、税の情報に基づいてやるわけですけれども、ご存じのとおり税の情報につきましては、これは厳しく管理をされておりまして、職員といえどもこれは見られない。

この介護保険法の中で決められているのは、課税か非課税か、あるいは200万円以上か以下であるか。そういう情報しか我々の方には入ってきませんので、その方がどういう状況にあるかというのは、今ちょっとここではお答えできないということであります。

それから、保険料が高くなって負担が増えるということは、確かにそうでありますけれども、国の制度としまして、本当に一番大変なところという部分につきましては、その第2段階を細分化して、80万以下の人については軽減を図ったということから、それは国の制度としてある程度対策がとられたものというふうに考えております。

それからあと、2点目の給付に関してなのですが、実際に使っていない人はどうなのだ。低所得であることによって使えない人がいるのではないかというようなことでありますけれども、保険料の段階ごとに前に調べたものがありますけれども、低所得者に限らず、第1段階から、今までの段階でいきますと第5段階までそれぞれ利用していない段階というのはおおむね二十数パーセントということで、大体同じぐらいの状況できております。

確かに低所得者の方は厳しいということは間違いないでしょうけれども、率で見ますと同じように利用していない方がいらっしゃるというようなことでありまして、あと、その利用していない理由としては、先ほど中橋委員もお話ありましたように、やはり病院に入っている方もいらっしゃいますし、それから、まさかのときといいますか、もし本当に必要になったときということで、とりあえず認定は受けていこうという方、それからあるいは住宅改修ですとか、それを1回限り使うという、そういう方もいらっしゃいます。

そんなことで、そういう未利用の方もいらっしゃるのかなというふうに考えています。

それから次に、施設サービスの待機者の関係でありますけれども、待機者については、確かに療養型が廃止になるというようなことも出ておりますけれども、既に音更の病院ですとか池田の町立病院などでは、既にもう療養型が廃止をされているというようなこともありまして、その方たちがどういう状況になったのかというのを調べてみましたところ、そのまま医療の方に移ってそのまま入られているというようなことでありましたけれども、これについては、今委員お話ありましたように、今後どうしていったらいいかということも十分検討していかなければいけないのかなというふうに思っています。

それから、新しい事業にかかわってでありますけれども、これについては、地域包括支援センターを4月1日から直営で実施をいたします。

その内容としては、介護予防のケアマネジメント事業、あるいは在宅生活者の総合相談としての窓口、

虐待ですとか、権利擁護に関する相談、それから包括的、継続的なマネジメントという4本の大きな柱がありまして、その中でも1点目の介護予防ケアマネジメントというここにかかわる部分が、国で言っております高齢者全体の約5%を特定高齢者と言っておりますけれども、その方々の1%程度を要介護状態に陥らないようにしようというような事業であります。

これについては、今現在私ども考えておりますのは、介護予防型の事業を考えておりまして、札幌地区それから幕別地区それから忠類地区それぞれ1カ所で大体3カ月をワンクールといたしまして、大体毎週やりますので3カ月で12回程度を予定していきまして、その前後で評価をして、どういうふうに改善が図られたかというようなことを予定しております。

それからあと、栄養関係、口腔関係の事業につきましても、一月に1回で6カ月ぐらい、6回ぐらいを実施するというように予定をいきまして、これについては広報とあるいは老人クラブとかいろいろな面を通じて周知をしていきたというふうに考えています。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 保険料の方では、国の方も第2段階の低所得者対策をとって、それで国の制度としてやっていくと。軽減については馴染まないのだという前回と同じご答弁であります。

それで、この第2段階について軽減はとられたというふうにおっしゃいまして、確かに六千何がし安くはなったのですけれども、しかし、この第2段階の人たちというのは所得にしまして80万円以下の方たちなのですよ。

私はできれば生保と老齢年金の割合も聞きたいというふうに思ったその理由は、80万円以下の基準の人たち、つまり生活保護は受けていないのだけれども、実態として生活保護と同水準あるいはそれ以下になるという人たちが、この第2段階の中には含まれているというふうに押さえております。

そうなるとうると、そういうところにも軽減されたとはいへど、2万100円の介護保険料がかかっていくわけですよ。

こういう実態が一つあることと、この介護保険の逆進性が強いと最初に言いましたのは、全体として今回6段階に分かれたのですけど、5段階から6段階。

しかし、第1、第2、第3、第4、この4段階は、本人は非課税のところなのです。ですから、一番高いところで、そういったところがこの介護保険、6,094人の中で第4段階までどのぐらい占めるのかというと3,770人、60%を超えるのですよ。

そういう人たちに第2段階では2万100円、第3段階では3万円、第4段階では4万円という形でかかっていくわけですから、当然厳しい実態というのは、これまでよりも強まる。引上げになったわけですからね。

そういうことが言えると思います。

それで、少なくともこういった第2段階のような生保基準以下だよと言われるところに対する手立てというのは、私は、本当は国でやるべきだというふうに思っているのですけれども、しかし、現実に進んでいく以上は、町民に責任を持つ行政として、やっぱりきちっと手立てが欲しいなというふうに思いまして、毎回お尋ねするのですけれども、軽減の手立てについて、再度お伺いするものです。

それから、加えて言いますと、今回も激変緩和といいながら、税制改正によってこれまで非課税だった人が課税になるというのが、この間の予算審査の中でお聞きした数字を足していきますと、この6,094人の中で、今まで非課税だったものが課税になった人というのが約838人いらっしゃるのですよ。

こういう方たちは、所得は増えていないけれども、変わって段階が進んでまた料金も上がる。激変緩和と言うけれども、これは2年間だけのものでありますし、それと、今65歳の人たちには対象になるのですが、この次65歳になる人はもう対象にならないのですよ。

そういった盲点もありますので、やっぱり対策が必要ではないでしょうか。

それと、待機者のことなのですが、現在の老健だとかあるいは特養についても示していただきたいと思うのですが、あえて介護療養型の医療機関が制度を全廃していくということについて、今の時点では、池田町だとか先ほど言われまして、それぞれ経営の事情なんかもあって中止をしたりもしていますが、

ただ、今のところは、180日ぐらいは入院できるのですよね。

長い方は2年を超えているというのもあるのですが、ただ、それが今度新しい今出されている方向でいくと、60日という短期入院というふうに限定されていくのですよね。

こうなると、いろいろのお年寄りの方たちの中でも脳卒中の後遺症の方たちが、ここにお世話になっている方多いのですけれども、それからいろいろ疾病といいますか、複数の障害を持った人たちが利用されていることが多いのですけれども、これがはじき出されてしまって、それが別な形で在宅では難しいと。そうすると、施設を探すのだけれども締め出されていくという問題が、今、目の前に示されてきているのですよね。

それで、とりあえずうちとしましては、特養であるとかあるいは老健であるとか、そういったところの入所をきちっと入所できるような体制をとりながら、この制度替えに対しての体制もつくっていかなければならないと思うのですが、現状の中で幕別町の特養だとかあるいは老健の待機者の状況というのは緩和されていくのでしょうか。平成18年度の予算の中では、これまで待機者がありました、緩和されていくかどうか伺います。

それと、予防給付の方なのですが、問題は新しい事業なので、私もどんなふうこれからなるのか見えていない面もたくさんあるのですが、今まで要支援だった人、それから介護1だった人が要支援2というのが新しく設けられて、そこに振り分けられる状況になっていきますよね。

それが人数では323でしたでしょうか、そういう人たちにきちっと新しい制度が活用されていくというふうにはならなくてはいけないと思うのですが、そこがお知らせ広報ですとかということもおっしゃったのですけれども、どんなふうに分けられたのか、まずその新たに審査をされて介護区分決められましたよね。

そこで、これまで要介護だった人たちから要支援2に移った人たちはどのぐらいあったのかということと、それから、そういう方たちが、今は包括支援センター1カ所で開設されますよね。そこで、様々な事業をやる時に、そういう給付を受けようとしたら、それぞれがそこに通っていかなければならないということが生まれてきますよね。そういったかなり広範囲、幕別町全体で1カ所ですから、地域的には遠いところから利用のために通わなければならないような状況も生まれてくると思うのですけれども、そういった手立てなどはどんなふうにするのでしょうか。

○委員長（前川敏春） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） まず、保険料の関係でございますけれども、幕別町の保険料につきましては今回3,350円ということで決定をさせていただきました。

管内的な状況を見ましても、今それぞれの議会の中で審議をされていることと思っておりますけれども、幕別町は、今後は下から5番目ぐらいになるような見込みであります。

帯広市については4,190円、あるいは音更については3,700円というような話もございまして、保険料そのものを幕別町として低く抑えていくということが、これも軽減につながっていくものだというふうに考えておりますので、今後もアップしないように、できるだけ努力していきたいというふうに思います。

それから、次に非課税、課税の問題ということでありますけれども、段階が上がって、またその利用の負担も増えるというようなことでもありますけれども、例えば、利用の関係でいけば、在宅サービスでいけば、これについては、負担はそう変わらないというふうに思っております。

ただ、その施設に入っている方について言えば、その利用者の負担段階が上がることによって、かなり負担も上がるということでもありますけれども、これについては国でも今現在検討されている部分で、その利用者の負担段階を2段階上がる人については1段階の上昇に留める、それからあるいは社会福祉法人の減免をもう少し枠を広げるというようなことも、今、案として示されておりますので、それが示された段階で町もそれに従って実施をしていきたいというふうに考えております。

それから次に待機者の関係でありますけれども、老健あるいは特養といったものには、これは十勝圏の中で整備をしていくというものはありますから、例えば、これを一気に解消するといって幕別町がそ

れを立てるといふようなことにはなりません、その十勝の圏域として調整が図られていくといふようなものでありますから、例えば、幕別町においては、特養は120床既に札内寮にございますし、老健については150床ということでもありますから、我が町としてのその計画のニーズは十分充足をしているということです、今、他の市町村においてそれぞれ計画を立てられて、そういう整備が図られていく中で、だんだんうちの待機者についても解消が図られていくのではないかなといふふうに考えております。

それから、先ほど、包括支援センターの関係で、私ちょっと答弁間違っていたかもしれません。

私、さっきお話したのは、認定を受ける前の方、要するにその方についての取り組みということでお話をさせていただきました。

今委員のおっしゃる新予防給付については、要支援1、要支援2の方についてでありますけれども、これについては従来と同じではありませんけれども、それぞれの社協にあるデイサービスですとか、札内寮でありますデイサービス、あるいは老健であるデイケアといふようなものを利用できるような形ではありますけれども、ただ、今、国で言っておりますのは、要支援1、要支援2の人については、今までサービスを提供していたものが、本当にその人たちが自立といいますか、廃用にならないようなことにつながっていなかったのかといふようなことから、より適切なサービス体系に変えるということを実施をされていくものでありますから、例えば、訪問介護であれば、今までは身体介護も生活介護についても要支援1から要支援5の人まで同じサービスを提供していたと。

要支援1とか要支援2の人については、実際にちょっと本人がやろうと思えばある程度できることもありますので、それをやらないことによつて廃用症候群という形でより介護度がさらにまた上がっていく。早く寝たきりになってしまうといふようなことにもつながっていくのだらうと思つてますから、そういう意味では適切なサービスの体系に変えていったのではないかなといふふうに思つてます。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 後ろの方の今の介護サービスの利用の在り方について、今までは過剰の部分、表現は違つてもそういうものも含まれていて、かえつて自立を妨げると。だから、きちつとそのところが整理をされて、適切な介護といふようなことだらうといふふうに思つてはつても、私は、やっぱり介護を社会で支えるといふふうにした制度である以上、きちつと必要な人が必要な介護を受けられる。逆に言えば保証すると。ここは非常に大事なところだと思つてはつてよ。

それで、随分この制度ができるときに、今回の改定のときもそうだったのでつても、そういう必要な人に必要なものを保証するといふよりは、逆に上限を決めて、あるいは今回などは完全に介護費の負担軽減、介護費を下げるといふようなことがきちつと位置付けられて、その中に逆に当てはめていくといふようなところで、要支援のところも要介護1のところからそれを要支援に落として分けてしまふといふそういう経過が現実にあつたわけですよ。

ですから、国の制度である以上、町としてはそういうふうになつてきたらやらざるを得ないと思つてはつてよ。ころころ制度も変わりますし、本当にご苦労も多いと思つてはつてよ。

ただ、そういう状況の中で、町民自身が今まで受けていたサービスが受けられないとか、そういうことが現実には発生することが一番恐れているわけですから、そういう国と同じように適切な介護に変えるのだといふようなことではなくて、きちつと現状を押さえて、そして町として必要な介護を保証していくその姿勢が大事だと思つてはつてよ、どうでしょうか。

それともう一つ、私は今回いろいろおっしゃいました軽減策もいろいろあるのだと。それから幕別町がほかより安い、これは本当に認めます。その点では認めます。

ただ、値上げになつてはつてよ事実といふのは変わらないですよ。ここはこれまでも厳しいところだつただけに上がつてはつてよ現状といふのがきつ。これもはつきりしてはつてよ。

だから、そういう逆進性の強い全体を見れば、国がここまでやつてはつてよからそれでいいのだといふことだけではやっぱり救われない現状があります。

実際に利用についても、私は、これは保険料の高い問題であります、利用料についてもこういう昨

今の経済状況の中で、デイサービスを週2回のところを1回にしたとか、利用を減らしている地域のお話も聞きます。

そういうことをきちっと押さえられて、今第3期の計画にも取り組んでいらっしゃると思うけれども、そういうことを生かさせて、一つの介護を必要とする人たちが漏れない、みんな受けられるのだという状況をつくっていくことが大事だと思いますけどどうでしょうか。

○委員長（前川敏春） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） まず、必要な人が必要なサービスを受ける。その受けていたものが受けられなくなるのではないかというようなことでありますけれども、これは決して受けられなくなるということではなくて、今までと同じようなサービスでなく、より自立に向けたサービスの提供ということでご理解を頂きたいなというふうに思います。

それから、この利用料の関係についてですけれども、その昨年の10月に食費、あるいは居住費といったことについても自己負担が導入されたというようなこともありましたけれども、それについても例えば新第2段階に相当する人には、逆に3,000円が下がったというような状況もありますし、あと、それから幕別町の保健師が認定調査に行きますけれども、うちについては、在宅についてはすべて保健師が対応しております。

これは管内でも稀だというふうには思いますけれども、そんな中で実態をお聞きしながら、いろいろご意見をお聞きしながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（前川敏春） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 一つだけ。自立、自立というのが出ていますけれども、この制度そのものは65歳を超えている高齢者の方たちを対象にした制度なのですよ。

どこかやはり自分で生きていく上に、人の手が必要だという状況があって認定を受けて、認定が下されている。そこは普通の健康な人たちといいますか、若い人たちの自立とは大いに違ってくるのだと思います。

そういう人たちに、認定は下っているのだけどさらに自立を求めていくというところに無理があるといえますか、そういう思いがありますので、そこを是非汲んでいただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） その65歳以上というようなことを言われましたけれども、今現在65歳といいますと、本当に元気な方もいらっしゃいますし、これは本当に高齢者だろうかというような感じをするようなこともあります。

私はやっぱりもっとお年を召された方が、そういう要介護状態になったときには、それは自立に向けてというようなことは無理だろうというふうには思いますけれども、やっぱりそうでない方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういったことでご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございませんか。

増田委員。

○19番（増田武夫） 合併して忠類の地域にかかわったことでちょっとお聞きしておきたいと思うのですが、忠類村は低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の減免措置ということで、離島等の地域における特別地域加算に係る利用者の関係で、1%の利用料の減免が行われていました。

今度合併することになって、忠類村に事業主体がなくなると、そういう状況の中で、忠類地域は大樹町などの民間の事業者の利用をしていくわけなのですけれども、そうした中で、幕別町として旧忠類地域のその1%の減免をさらに続けるための道に対する申請が必要になってくると思うのですけれども、そうした処置を行っていただいて、引き続き忠類村の地域の利用料が減免されるような、そういう手立てをとっていただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（前川敏春） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） ただいまお話ありましたように、旧忠類村では制度がスタートし

た早い段階から、保険料並びに利用料の減免措置を講じてまいりました。

今回、国の制度改革によりまして、保険料につきましては、新第2段階がつくられまして、忠類の対象者すべて新第2段階の方でございます。

それから、利用料の件でございますが、今お話にありましたように、山間離島地の減免制度がございましてその対象になっていた方もいらっしゃいますが、今回、国の方でも低所得者の利用者負担、軽減措置を講じておりますので、忠類で対象になっておられた方も、すべてこの国の措置、それから幕別町では町独自の施策といたしまして、訪問介護利用者に対する4%の軽減措置を実施しておりますので、すべてこの国と町独自の減免措置の対象となりますので、今のところ言われるような申請については考えていないところでございます。

○委員長（前川敏春） 増田委員。

○19番（増田武夫） 幕別町でも4%やっていただいておりますし、その上にさらに申請することによって1%の上乗せが得られるのではないかと、そのように僕自身は解釈しているのですが、そういうふうにならないのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○委員長（前川敏春） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） ほかに同様の制度で、要するに二つダブって対象になるということもございまして、これは上位の方が適用されるというふうに理解しておりましたので、今言われましたことにつきましては、もう1回考えてみたいと思いますが、恐らく上位の4%を適用になった場合には、適用しなくていいものではないかというように考えております。

○委員長（前川敏春） ほかに何かございせんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、介護保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

議案第10号、平成18年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第10号、平成18年度幕別町簡易水道特別会計予算について、説明をいたします。

94ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億297万1,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、95ページ、96ページの第1表歳入歳出予算のとおりであります。

第2条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、97ページの第2表地方債のとおりであります。

97ページをお開きください。

第2表地方債であります。

地方債の本年度借入予定額としましては、幕別簡水施設整備事業の1億1,280万円と、駒島簡水送水管布設事業が1,650万円、幕別簡水配水管布設事業が9,600万円、大樹町水道事業管理運営負担金事業2,880万円、忠類東部地区道営畑総事業債1億1,250万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還方法については記載のとおりであります。

次に、103ページの歳出へいきまして、1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額は、6億287万1,000円であります。

本目は、簡易水道事業の給水経費と施設整備に係る経費でありまして、2節から4節につきましては、担当職員2名分の人件費であります。

104ページへいきまして、13節の委託料、次にページになりますが、細節13は、幕別簡水明倫浄水場の電気機械設備の調査設計業務、細節14は、古舞地区の配水管調査設計業務、細節16は、忠類東部地区の道営畑総事業に伴う簡水事業の認可変更申請作成業務であります。

15 節工事請負費の細節 3 は、幕別簡水明倫浄水場の取水施設、躯体、電気、機械設備工事、細節 4 は、駒島簡水の舗装復旧工事、細節 5 は、幕別簡水の配水管 5,825 メートルの布設工事、細節 6 は、大豊浄水場に濁度計を設置するものであります。

106 ページにいきまして、2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額、10 万円であります。

次に、歳入についてであります。

100 ページをお開きください。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金、予算額は、1,000 円であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、本年度予算額は、7,681 万 5,000 円であります。

本目は、幕別地区 4 簡水と忠類地区 1 簡水の水道使用料であります。

2 項手数料、1 目手数料、予算額、2,000 円で設計手数料であります。

101 ページへいきまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目簡易水道事業補助金、予算額、2,710 万 4,000 円であります。

本目は、17 年度より実施しております幕別簡水水道施設整備事業に伴います国庫補助金であります。

2 目簡易水道管理費補助金、予算額、63 万円。

本目は、合併関連事業としまして、水道台帳修正委託料のうち忠類地区の委託料について補助を受けるものであります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額、1 億 3,071 万 8,000 円で一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、予算額、10 万円であります。

102 ページへいきまして、6 款諸収入、1 項消費税還付金、1 目消費税還付金、予算額、100 万円あります。

2 項雑入、1 目雑入、予算額、1,000 円あります。

7 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、予算額、3 億 6,660 万円あります。

これは第 2 表で説明をいたしました工事に係ります起債であります。

以上、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） ほかに質疑がないようでございますので、簡易水道特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、15 時 15 分まで休憩いたします。

14 : 59 休憩

15 : 13 再開

○委員長（前川敏春） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 11 号、平成 18 年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第 11 号、平成 18 年度幕別町公共下水道特別会計予算について、説明をいたします。

113 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 15 億 6,815 万 4,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、114 ページ、115 ページの第 1 表歳入歳出予算

のとおりであります。

第2条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、116ページの第2表地方債のとおりであります。

116ページをお開きください。

第2表地方債であります。

本年度の借入予定といたしましては、公共下水道建設事業では、補助事業として1億7,010万円、単独事業として9,650万円、合わせまして2億6,660万円であります。

流域下水道建設事業として、建設事業負担分990万円を予定しております。

また、資本費平準化債につきましては、先行投資分に係ります企業債相当額の一部を一定期間後年次へ繰延べする起債であります。本年度は元金分で1億3,610万円、利子分で5,500万円、下水道事業の特別処置分として5,500万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方については、ここに記載のとおりであります。

次に、122ページの歳出にまいりまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額は、6,902万8,000円であります。

本目は、下水道施設の管理経費と複合事務組合などへの各種負担金のほか、水洗化普及に伴います貸付金が主なものであります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。

次に、123ページへまいりまして、21節につきましては、水洗便所の改造資金として貸し付けるものであります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、本年度予算額は、5億4,884万7,000円であります。

本目は、下水道事業に係ります担当職員3名分の人件費と工事費並びに事業に伴います事務費が主なものであります。

124ページへいきまして、13節委託料の細節5は、汚水・雨水管の台帳作成業務で、細節6につきましては、汚水管の整備に係る調査設計業務、細節7は、幕別浄化センターの機械及び電気設備設計業務、125ページへいきまして、細節8は、流域下水道全体計画の見直しによります変更認可申請書作成業務であります。

15節工事請負費の細節1は、北栄町、中央町の2路線の汚水枝線新設工事、施設2は、あかしや町、桜町、泉町、新北町4路線の雨水管線新設工事と道道幕別大樹線の立体交差事業関連の雨水管線移設工事であります。

細節3は、幕別浄化センターの機械及び電気設備の更新工事であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は、十勝川流域公共下水道事業建設事業費の負担金であります。

22節補償補填及び賠償金は、水道管4件とガス管1件の移設補償費であります。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、本年度予算額は、6,344万8,000円あります。

本目は、幕別処理場の浄化センターの維持管理経費でありまして、年間処理量は64万トンを予定しております。

126ページへいきまして、2目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額は、1,265万7,000円あります。

本目は、札内処理区の汚水を十勝川流域下水道の処理場へ圧送するための中継ポンプ場の維持管理経費でありまして、年間圧送量につきましては、139万トンを予定しております。

3目管渠維持管理費、本年度予算額は、962万4,000円あります。

本目は、既に整備をいたしました汚水管渠12万7,867メートル、マンホール2,757カ所、汚水枘9,560カ所分の維持管理経費であります。

127ページへいきまして、3款公債費、1項公債費、1目元金、予算額は、5億3,997万3,000円あります。

128 ページへいきまして、2 目利子、予算額、3 億 2,447 万 6,000 円であります。

これは、起債償還の利子であります。

3 目公債諸費、予算額、1,000 円であります。

129 ページへまいりまして、4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額、10 万円であります。

次に、歳入についてであります。

119 ページをお開きください。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、予算額、649 万円であります。

公共下水道の受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、予算額、2 億 5,582 万 8,000 円であります。

これは、幕別札内両処理区にかかわります下水道使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、予算額、2 億円で、下水道建設事業費に対します国庫補助金であります。

120 ページへいきまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額、5 億 4,093 万 4,000 円であります。

一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額、10 万円であります。

6 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗化改造資金貸付金元利収入、予算額、500 万 1,000 円で、これは水洗化改造等貸付金の元金収入と利子収入であります。

2 項雑入、1 目雑入、予算額、3,720 万 1,000 円で、下水道施設の移設補償費であります。

次に、121 ページ、消費税還付につきましては、本年度 0 円であります。

7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債と 2 目の資本費平準化債、3 目の下水道事業債につきましては、先ほど、第 2 表の地方債で説明を申し上げました起債の内容であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 質疑がないようでございますので、公共下水道特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

議案第 12 号、平成 18 年度幕別町公共用地取得特別会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） それでは、137 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 12 号、平成 18 年度幕別町公共用地取得特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,774 万 5,000 円と定めるものであります。

また、第 2 項で歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、138 ページ及び 139 ページの第 1 表歳入歳出予算によるものとするものであります。

それでは初めに、歳出からご説明をいたします。

143 ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出、1 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額、3,440 万円。

23 節の起債償還元金で、平成 11 年度に札内 9 号南通街路整備事業の用地の取得及び移転保証のために借入れをいたしました公共用地先行取得債の起債償還元金であります。

2 目利子、本年度予算額、324 万 5,000 円。

利子の償還であります。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、10 万円。

予備費であります。

次に、歳入でありますけれども、142 ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入、1 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、3,764 万 5,000 円であります。
起債償還元金及び利子に充当するための一般会計からの繰入金であります。
142 ページ、2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、10 万円であります。
繰越金であります。

以上で、公共用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 質疑がないようでございますので、公共用地取得特別会計予算につきましては、
以上をもって終了させていただきます。

議案第 13 号、平成 18 年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。
水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第 13 号、平成 18 年度幕別町個別排水処理特別会計予算について、説明を
いたします。

145 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 7,433 万 1,000 円と定めるものであり
ます。

款項の区分、当該区分ごとの金額につきましては、146 ページ、147 ページの第 1 表歳入歳出予算の
とおりであります。

第 2 条債務負担行為であります。排水施設等改造資金貸付によります償還に伴う損失補償を設定さ
せていただくものであります。

期間、限度額につきましては、148 ページ、第 2 表に記載のとおりであります。

第 3 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、148 ページの第 3 表地方債のと
おりであります。

なお、本年度の借入予定といたしましては、個別排水処理施設整備事業として 30 基分、7,570 万円を
予定しております。

次に、153 ページの歳出にまいります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額、505 万 6,000 円であります。

本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費でありまして、21 節につきましては、水
洗化便所の改造資金として 1 件 50 万円を限度として貸付けするものであります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、本年度予算額は、9,899 万 3,000 円であ
ります。

本目は、本年度設置を予定しております公共施設 2 期を含める 30 基分の建設経費であります。

154 ページへいきまして、2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額は、3,552
万 6,000 円であります。

本目は、本年度建設分も含め、幕別地区 439 基、忠類地区 70 基の計 509 基分の維持管理費経費であ
ります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額、1,667 万 1,000 円で、起債の償還元金であり
ます。

2 目利子、本年度予算額、1,798 万 5,000 円で、起債償還利子であります。

155 ページへいきまして、4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額は、10 万円であります。

次に、151 ページに戻りまして、歳入、1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金、
本年度予算額は、476 万 2,000 円あります。

これは、30 基分の受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額、1,858 万 3,000 円で

あります。

これは、本年度実施分も含めました 509 基分の使用料であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額は、6,818 万 5,000 円で、一般会計からの繰入金であります。

次に、152 ページへいきまして、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額、10 万円であります。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造資金貸付金元利収入、本年度予算額、400 万 1,000 円で、貸付金の元金収入と利子収入であります。

2 項消費税還付金、1 目消費税還付金、本年度予算額、300 万円で、前年度分の消費税精算還付金であります。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債、本年度予算額は、7,570 万円で、30 基分の建設に対します起債であります。

以上、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 質疑がないようでございますので、個別排水処理特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

議案第 14 号、平成 18 年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第 14 号、平成 18 年度幕別町農業集落排水特別会計予算について、説明をいたします。

本予算は、忠類地区の排水施設に係ります予算であります。

157 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 713 万 6,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、158 ページ、159 ページの第 1 表歳入歳出予算のとおりであります。

第 2 条、債務負担行為であります。排水施設改造資金貸付によります償還に伴う損失補償を設定させていただくものであり、期間、限度額につきましては、160 ページの第 2 表に記載のとおりであります。

165 ページの歳出へいきまして、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額は、44 万 3,000 円であります。

本目は、農業集落排水処理施設の管理経費と水洗化普及に伴います貸付金利子補給費補助金、消費税が主なものであります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、本年度予算額は、31 万 4,000 円であります。

本目は、農業集落排水事業に係ります事務費が主なものであります。

166 ページへまいりまして、2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額は、3,083 万 5,000 円であります。

本目は、忠類処理区の浄化センターの維持管理費経費であり、年間処理量は 11 万トンを予定しております。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本年度予算額は、162 万 8,000 円であります。

本目は、既に整備をいたしました汚水管渠 1 万 4,070 メートル、マンホール 396 カ所、汚水柵 471 カ所分の維持管理経費であります。

167 ページにいきまして、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額は、6,158 万 2,000 円であります。

2 目利子、本年度予算額は、1,223 万 4,000 円であります。

168 ページへいきまして、4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額、10 万円であります。
次に、歳入についてであります。

163 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額は、1,443 万 6,000 円
であります。

これは忠類処理区にかかります排水処理施設使用料であります。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額、5 万円で、農業集落排水事業償還基金利子であります。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目農業集落排水事業償還金繰入金、本年度予算額は、340 万 1,000 円
であります。

これは農業集落排水事業起債借入金の元金及び利子のうち、その償還の一部に充てるものであります。

164 ページへいきまして、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額は、8,914 万 9,000 円
であります。

一般会計繰入金であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額、10 万円であります。

以上、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 質疑がないようでございますので、農業集落排水特別会計予算につきましては、
以上をもって終了させていただきます。

議案第 15 号、平成 18 年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第 15 号、平成 18 年度幕別町水道事業会計予算について、説明をいたしま
す。

170 ページをお開きください。

はじめに、第 2 条の業務の予定量であります。給水戸数 7,900 戸、年間送水量 237 万トン、1 日平均給水量 6,493 トン
であります。

主な建設改良事業は、配水管布設事業整備と第 3 次拡張事業であります。

次に、第 3 条収益的収入及び支出の予算であります。収入の第 1 款事業収益は、4 億 9,215 万 5,000 円
であります。

支出の第 1 款事業費は、5 億 7,917 万 7,000 円あります。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額であります。

収入の第 1 款資本的収入は、4 億 7,571 万 3,000 円あります。

171 ページになりますが、支出の第 1 款資本的支出は、6 億 1,823 万 3,000 円あります。

170 ページに戻りまして、第 4 条資本的収入額が資本支出額に対して不足する額 1 億 4,252 万円は、
当年度損益勘定留保資金 1 億 4,252 万円で補填するものであります。

171 ページへいきまして、第 5 条の企業債であります。起債の目的及び限度額につきましては、配水管整備事業
にあつては、1 億 8,150 万円。

第 3 次拡張事業は、7,770 万円あります。

次に、第 6 条の議会で議決を得なければ流用することができない経費であります。職員給与費 4,955 万 7,000 円
あります。

次に、第 7 条のたな卸資産の購入限度額は、517 万円と定めるものであります。

次に、192 ページをお開きください。

平成 17 年度幕別町水道事業の決算見込みにおける損益計算書であります。

営業利益がマイナス 5,409 万 1,000 円、営業外利益がマイナス 5,900 万 3,000 円となり、当年度純損失は、1 億 1,309 万 4,000 円となり、前年度繰越欠損金 4 億 5,419 万 8,000 円を加え、当年度末処理欠損金は、5 億 6,729 万 2,000 円となる見込みであります。

188 ページをお開きください。

平成 18 年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表であります。

189 ページの余剰金（3）の欠損金の繰越欠損金は、5 億 6,729 万 2,000 円で、平成 18 年度の欠損金の見込みは、9,862 万 3,000 円となり、欠損金の累計額は、6 億 6,591 万 5,000 円となる見込みであります。

平成 18 年度において、9,862 万 3,000 円の純損失が生じることとなります主な要因は、国の高料金対策、繰出基準が毎年改定されており、現時点では該当するかどうか不透明でありますことから、一般会計からの繰入れを計上していないこと。

また、十勝中部広域水道企業団責任水量の拡大に伴います受水量の増と帯広市への譲渡代金の支払によるものであります。

次、173 ページをお開きください。

収益的支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、本年度予算額は、2 億 1,758 万 1,000 円で、本目は、職員 1 名分の人件費と浄水場の維持管理経費並びに企業団からの受水費等が主な経費であります。

174 ページ、28 節負担金であります。細節 2 の施設利用拡大負担金につきましては、帯広市より譲り受けました責任水量 4,000 トンに対します帯広市への元金精算に要する費用であります。

29 節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用で、基本料金につきましては、1 トン当たり 1 万 2,000 円で責任水量 1 万 300 トン、重量料金にしましては、1 トン当たり 35 円、1 日 1,950 トンの 365 日分であります。

2 目配水及び給水費、本年度予算額は、1,977 万 2,000 円で、本目は、職員 1 名分の人件費と配水及び給水に係る経費であります。

13 節委託料は、水道台帳修正業務と、175 ページになりますが、16 節修繕費は、配水管漏水修理が主なものであります。

5 目総係費、本年度予算額は、3,616 万円で、本目は、職員 2 名分の人件費と事務管理経費であります。

177 ページへいきまして、6 目減価償却費、本年度予算額は、2 億 676 万 3,000 円であります。

本目は、有形無形固定資産の減価償却費に係る経費であります。

7 目資産減耗費、本年度予算額は、1,403 万 8,000 円。

本目は、構造物と機械及び装置に係る除却費であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び配当金、本年度予算額は、8,466 万 3,000 円で、本目は、企業債利息であります。

5 目雑支出、予定額は、10 万円であります。

4 項予備費、1 目予備費、本年度予算額は、10 万円あります。

次に、前に戻りまして、122 ページをお開きください。

収益的収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、本年度予算額は、4 億 5,959 万 1,000 円。

本目は、給水戸数 7,900 戸分に係る水道使用料であります。

3 目その他営業収益、626 万 7,000 円は、加入者負担金が主なものであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、予算額は、1 万円で、預金利息であります。

5 目消費税還付金、本年度予算額は、700 万円あります。

7目雑収益、本年度予算額は、1,928万7,000円で、下水道会計からの収納及び管理業務に係ります受託収入であります。

次に、179ページをお開きください。

資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、本年度予算額は、2億4,803万1,000円であります。

本目は、配水管布設等に係ります委託料及び工事請負費であります。

26節、工事請負費であります。細節1の配水管布設は、北栄地区区画整理道路、札内鉄道南沿線通、道道幕別帯広茅室線の3路線であります。

細節2は、道道幕別帯広茅室線、道道明倫幕別停車場線、北栄地区区画整理道路の配水管布設替工事であります。

細節3の水道管移設工事は、下水道工事に伴う4件でありまして、28節負担金は、土現関連工事の猿別橋架替工事に伴う負担金であります。

2目営業設備費、本年度予算額は、3,486万6,000円であります。

本目は、検定満了量水器取替等に係る費用であります。

180ページへいきまして、20目第3次拡張事業費、本年度予算額は、2億3,915万4,000円であります。

本目は、十勝中部広域水道企業団から、全量受水に伴う関連施設の整備に係る費用で、職員1名分の人件費と13節委託料は、配水管の調査設計業務であります。

26節工事請負費は、札内配水池の躯体、電気、機械設備と配水管460メートルの布設工事を行うものであります。

次に、4項企業債償還金、1目企業債償還金、予算額は、9,618万2,000円で、企業債に係ります元金償還金であります。

次に、178ページへ戻りまして、資本的収入であります。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度予算額は、2億5,920万円でありまして、配水管布設と第3次拡張事業に伴う企業債であります。

3項出資金、1目負担区分に基づく出資金、本年度予算額は、7,779万1,000円であります。

第3次拡張事業分として、一般会計からの出資金であります。

4項補助金、1目国庫補助金、本年度予算額は、7,779万1,000円であります。

同じく第3次拡張事業の国庫補助金であります。

6項負担金、1目負担金、本年度予算額は、6,093万1,000円で、下水道工事等に伴います水道管移設工事負担金であります。

以上、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（前川敏春） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 質疑がないようでございますので、水道事業会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了させていただきます。

これより、採決を行います。

[採決]

○委員長（前川敏春） お諮りいたします。

議案第6号、平成18年度幕別町一般会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(前川敏春) 起立多数であります。

したがって、平成 18 年度幕別町一般会計歳入歳出予算は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第 7 号、平成 18 年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(前川敏春) 起立多数であります。

したがって、平成 18 年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第 8 号、平成 18 年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第 9 号、平成 18 年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(前川敏春) 起立多数であります。

したがって、平成 18 年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第 10 号、平成 18 年度幕別町簡易水道特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第 11 号、平成 18 年度幕別町公共下水道特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第 12 号、平成 18 年度幕別町公共用地取得特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することに

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第13号、平成18年度幕別町個別排水処理特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第14号、平成18年度幕別町農業集落排水処理特別会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第15号、平成18年度幕別町水道事業会計歳入歳出予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(前川敏春) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました、平成18年度幕別町各会計予算、議案第6号から議案第15号までの10議件の審査をすべて終了いたしました。

終了に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

本委員会が設置され、本日まで、各委員におかれましては、終始ご熱心にご審議いただき、心からお礼申し上げます。

また、理事者におかれましては、審査の円滑な運営にご協力を頂き、併せてお礼を申し上げる次第でございます。

不慣れな委員長ではありましたが、皆さまのお陰をもちまして、無事終了することができました。

委員長として、心から感謝を申し上げます。

誠にありがとうございました。

これで委員会を閉会いたします。

15:52 閉会